

【審2-5】

## 草津市こども・若者計画

(案)

作成中

ごあいさつ

作成中

## 目次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の基本的な事項 .....	2
3 計画策定経過 .....	10
第2章 こども・若者・子育て家庭を取り巻く現状 .....	12
1 人口の動向 .....	12
2 家族の状況 .....	17
3 認定こども園、幼稚園および保育所(園)、小学校等の状況 .....	22
4 こども・若者を取り巻く状況 .....	26
5 ニーズ調査の結果 .....	32
6 「子どもの貧困対策に関する支援者調査」の結果 .....	49
7 「子ども・若者の意見を聞く機会アンケート」の結果 .....	54
8 居場所についてのアンケートの結果 .....	65
9 「第二期子ども・子育て支援事業計画」および「子ども・若者計画」の評価と課題 .....	76
10 課題と方向性 .....	85
第3章 計画の基本的な考え方 .....	90
1 基本理念 .....	90
2 草津市の目指すこどもの姿「草津っ子」 .....	91
3 計画推進にあたっての視点 .....	92
4 基本目標 .....	94
5 施策の体系 .....	96
第4章 こども・若者、子育て支援に関する施策の展開 .....	97
目標1 親と子が心身ともに健やかに暮らせる支援の充実 .....	97
目標2 安心して子育てできる環境づくり .....	102
目標3 社会全体でこども・若者の権利と安全を守り応援する環境づくり .....	113
目標4 こども・若者の成長のための社会環境づくり .....	118
目標5 社会生活に困難を有することども・若者やその家族への支援の充実 .....	124
第5章 「子ども・子育て支援法」法定必須記載事項 .....	137
1 基本文書 .....	137
2 就学前の教育・保育の一体的提供(幼保一体化)の推進 .....	138
3 子育てのための施設等利用給付(幼児教育・保育無償化)の円滑な実施 .....	139
4 就学前の教育・保育 .....	140
5 地域子ども・子育て支援事業等 .....	143
第6章 重点的な取組 .....	166
1 「草津っ子」育み事業 .....	166
2 社会生活に困難を有することども・若者やその家族に寄り添うきめ細かな支援 .....	169
3 こども・若者の社会参画・意見表明 .....	176
4 こども・若者の居場所づくり .....	181

第7章 計画の推進に向けて.....	188
1 それぞれの役割と責務 .....	188
2 推進体制 .....	190
3 計画の検証方法と中間年度での見直し .....	191
資料編 .....	192
1 「草津市子ども・子育て会議」委員名簿 .....	192
2 「草津市子ども・子育て会議」における検討経過 .....	193

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。また、令和5年4月1日「こども基本法」の施行と同時にこども家庭庁が発足され、これまで内閣府や厚生労働省が担っていたこども政策に関する事務を、こども家庭庁に一本化することとなりました。令和5年12月には、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、こども大綱に一元化されています。

草津市では、平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間とする「草津市子ども・子育て支援事業計画」を、令和元年度には、「草津市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念や計画の視点等を継承しつつ、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第二期草津市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こども・子育て支援事業を進めてきました。「第二期草津市子ども・子育て支援事業計画」には、平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や、令和元年9月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、「子どもの貧困対策推進計画」を計画に盛り込み、こどもの幸せと命の尊さを第一に考える地域社会の実現に向けて、こどもに関する各種事業を推進しています。

また、平成22年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子供・若者育成支援推進大綱」が示され、本市においても、次代を担うこども・若者の健やかな成長と自立を積極的に支援し、若い世代が自分らしく生きるまちの実現を目指して、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「草津市子ども・若者計画」を策定して、取組を進めてきました。

こども基本法では、都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ努力義務が課せられています。また、こども基本法では、市町村こども計画は、各法令に基づくこども施策に関する関連計画と一緒にものとして作成できることとされており、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、市民にとって一層分かりやすいものとすることなどが期待されています。

これらのこと踏まえ、本市においても、こども・若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、全てのこども・若者の健やかな成長を目指し、「草津市こども・若者計画（以下「本計画」という。）」を策定し、こども・子育て支援事業に関する事業量等を定めるとともに、こども・若者に関する施策を総合的に推進していきます。

## 2 計画の基本的な事項

### (1) 計画の法的根拠

本計画は、「こども基本法」第10条第2項に基づく「市町村こども計画」で、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づく「子ども・若者計画」を一体として策定する計画です。加えて、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」、さらに、貧困状況にあるこどもに対する教育、生活、保護者の就労、経済的支援について、必要な施策を開拓していくため、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に基づく「子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を内包した、子ども・子育て・若者支援にかかる総合的な計画として策定するものです。

#### 【こども基本法(第10条第2項)】

市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

#### 【子ども・若者育成支援推進法(第9条第2項)】

市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

#### 【子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(第10条第2項)】

市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村における子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

#### 【次世代育成支援対策推進法(第8条)】

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

#### 【子ども・子育て支援法(第61条)】

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

## (2) 各法律の概要

### ・こども基本法（令和4年法律第77号）

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として施行されました。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

#### 《こども施策の基本理念》

1. 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
2. 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
3. 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
4. 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
5. こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義務的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
6. 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

### ・子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）

ニートやひきこもりなど若者の自立をめぐる問題の深刻化や、有害情報の氾濫など、こどもや若者をめぐる環境が悪化している中、教育、福祉、雇用等の関連分野におけるこども・若者育成支援施策の総合的推進と、困難を抱えるこども・若者を支援するための地域ネットワークづくりの推進を主な目的として、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。また、同年7月には、同法に基づき「子ども・若者ビジョン」（子供・若者育成支援推進大綱）が策定されました。

「子ども・若者ビジョン」の策定から5年が経過し、こども・若者をめぐり、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ニートなどの様々な問題が複合的に絡み複雑で多様な状況となっていることを踏まえ、「子ども・若者ビジョン」の見直しが行われ、「子供・若者育成支

援推進大綱」が平成 28 年 2 月に策定されました。さらに令和 3 年 4 月に改正が行われ、全てのこども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指し、こども・若者の意見表明や社会参加を促進しつつ、社会全体でこども・若者の健全育成に取り組んでいくこととされています。

#### ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）

こどもたちの 6 人に 1 人が貧困線（全国の世帯所得の中央値の半分の所得）を下回る世帯で暮らしていること（平成 24 年厚生労働省データ）、こどもたちの将来が、現実にはその生まれ育った環境によって左右されてしまう場合が少なくないことなどを背景に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「法」という。）」が平成 25 年 6 月に成立しました。

政府は、「子供の貧困対策に関する大綱」を平成 26 年 8 月に閣議決定、その後、令和元年 6 月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立しています。改正後の法では、その目的に、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こどもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けてこどもの貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、基本理念として、こどもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等が明記されました。また、市町村がこどもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されています。

令和元年 8 月には、国の子供の貧困対策に関する有識者会議が、「今後の子供の貧困対策の在り方について」を提言しました。これらのことと踏まえ、政府は、令和元年 11 月、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、こどものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていくことなどを基本的な考え方とする新たな「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定しています。

令和 6 年 9 月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に名称変更し、親の妊娠・出産時から、こどもが大人になるまでの段階に応じた切れ目のない支援を提供するための対策強化に取り組んでいます。

#### ・次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）

少子化の進行は、次の時代を担う若者の減少を意味し、わが国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えることが懸念されています。そこで国ではこれまでにも「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」（平成 6 年）をはじめとして、「少子化対策推進基本方針」および「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」（平成 11 年）などを示し、「仕事と子育ての両立支援」を中心として、こどもを生み育てやすい環境づくりに努めてきました。

平成 17 年 4 月には、国・自治体・事業主が次世代育成支援に係る目標を定めた行動計画を策定・実施することで、こども一人ひとりの育ちを社会全体で応援することを通して、少子化の流れを変えることを目指すとした、「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。平成 26 年の改正では次世代育成支援対策の推進・強化と、ひとり親家庭に対する支援施策の充実が盛り込まれ、令和 6 年の改正では、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充などが定められ、男女ともに仕事と育児・介護を両立できる環境をさらに推進していくことが求められています。

#### ・子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）

平成 24 年 8 月、日本の急速な少子化の進行や家庭、地域を取り巻く環境の変化に鑑み、「児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与すること」を目的として制定されました。

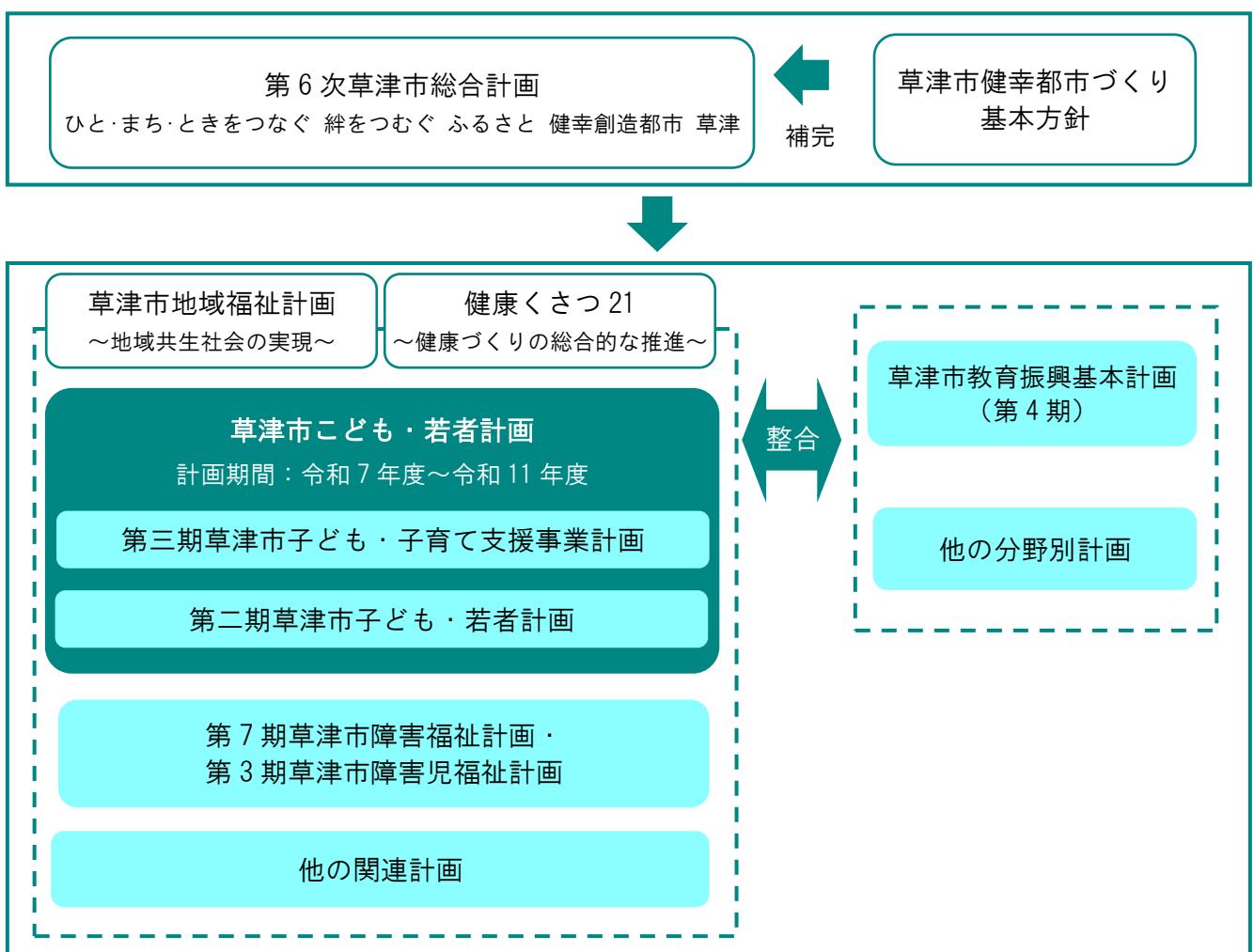
近年では、令和 3 年 12 月、「子ども・子育て支援法」および「児童手当法」が改正され、子育て家庭の産前・産後の心身の負担軽減を図る観点から、妊娠期からの切れ目のない支援の拡充と、乳児等通園支援事業の創設が位置づけられています。

令和 4 年 6 月に成立した改正児童福祉法では、家庭支援事業の新規 3 事業の創設や、こども家庭センターおよび地域子育て相談機関の整備の努力義務化、子どもの権利擁護・意見聴取についての取組を推進することが定められています。

令和 6 年 6 月には「子ども・子育て支援法」等の一部を改正する法律が成立し、こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設することが盛り込まれています。

### (3) 計画の位置づけ

本計画は、「草津市総合計画」を最上位計画とし、「こども基本法」第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づく「子ども・若者計画」を一体として策定する計画であり、加えて、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に基づく「子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を内包した、子ども・子育て・若者支援にかかる総合的な計画として、「草津市地域福祉計画」、「健康くさつ21」を上位計画とし、「草津市教育振興基本計画」や他の関連計画と整合性を保ちながら、施策を総合的・一体的に推進していきます。



#### (4) 持続可能な社会の実現に向けて（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs）は、平成27年9月の国連サミットで採択された国際目標で、令和12年までに達成すべき17のゴールと169のターゲットで構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを理念に掲げています。

SDGsは生活の質を向上させることが主要な目標の一つと言えます。地方自治体の基本的役割は「住民の福祉の増進」であり、SDGsの目標の追求は自治体の諸課題の解決にも共通するものです。本市はこれまででもSDGsの理念に沿った施策を展開してきましたが、本計画においてもSDGsの視点を意識して、こども・若者に関する取組を推進していきます。

#### 【持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標】



#### 【本計画と特に深く関連する目標】



資料：国際連合広報センター

## (5) 本計画における「こども」、「若者」の定義および「こども」の表記について

### 【こども基本法における「こども」の定義】

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

### 【こども大綱における「こども」、「若者」の定義】

「こども」は、「乳幼児期」(義務教育年齢に達するまで)、「学童期」(小学生年代)、「思春期」(中学生年代からおおむね 18 歳まで)、「青年期」(おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。)とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分がある。

### 【子供・若者育成支援推進大綱における「若者」の定義】

若者は、思春期、青年期(おおむね 18 歳からおおむね 30 歳未満まで)の者。施策によっては、ポスト青年期の者(青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40 歳未満の者)も対象とする。

### 【子ども・子育て支援法(第 6 条)】

この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

### 【「こども」の表記について】

内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室発出の令和 4 年 9 月 15 日付け事務連絡で「こども」表記の推奨について(依頼)と題して、各府省庁に通知し、今後の行政文書においても「こども」表記を活用していくとし、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いるとされています。

#### (特別な場合の判断)

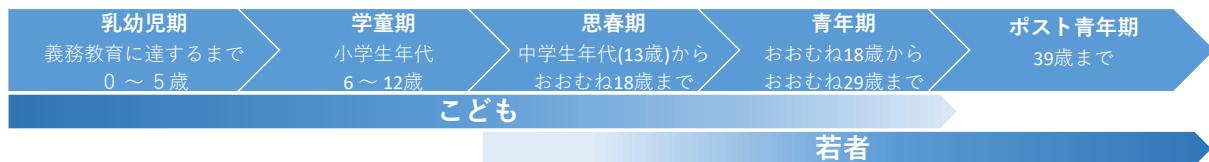
- ① 法令に根柢がある語を用いる場合  
例: 公職選挙法における「子供」、子ども・子育て支援法における「子ども」
- ② 固有名詞を用いる場合  
例: 既存の予算事業名や組織名
- ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる場合

上記の定義を踏まえて、本計画における「こども」の範囲は概ね 29 歳までの者とし、「若者」は思春期からポスト青年期の者を含む 39 歳までの者とします。また、国で示された表記方法を準用し、本市においても、特別な場合を除き、平从名表記の「こども」を用いることとします。(特別な場合の判断についても、国と同様の取り扱いとします。)

なお、「こども」と「若者」は重なり合う部分がありますが、青年期全体を含むことを明確にするため、特に「若者」と記載する場合があります。

※ 所属名については、令和 6 年 10 月時点の名称で記載しています。

### « 「こども」と「若者」の範囲 »

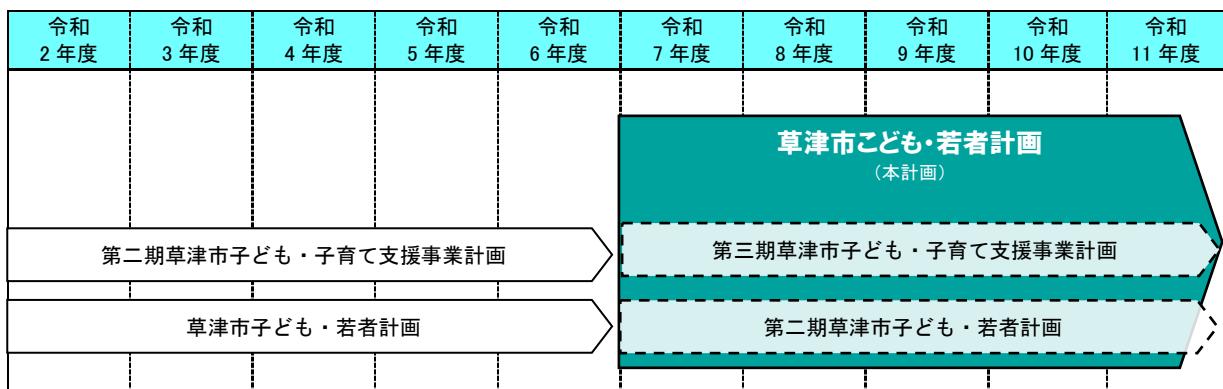


## (6) 計画の対象

本計画の対象は、生まれる前からポスト青年期までを含む 39 歳までの者およびその家族とします。また、子育て支援を市や、市と連携・協力して取り組む地域、認定こども園、幼稚園および保育所（園）と学校、NPO や市民活動団体、企業等も対象とします。

## (7) 計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。また、計画期間内であっても、必要に応じて適宜、計画の見直しを行っていきます。



### 3 計画策定経過

#### (1) 「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

##### ①「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

本計画の策定資料として、本市の教育・保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況・利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的としてニーズ調査を実施しました。

##### ②団体調査

ニーズ調査では把握しきれない現場の意見をお聞きし、教育・保育に関する現状やニーズ等について、きめ細かな意見を把握することを目的に、市内で子育て支援を実施している団体・個人等へのアンケート調査を実施しました。

#### (2) 「子どもの貧困対策に関する支援者調査」

支援者における子どもの貧困への意識、支援の現状等を把握し、子どもの貧困への対策および支援を検討する基礎資料とするため、支援者に対するアンケート調査を実施しました。

#### (3) 「子ども・若者の意見を聞く機会アンケート」

子ども施策を推進していく中で、子どもや若者から意見を聴くためにどのような手法が適しているか、どのような工夫が必要になるのか等を検討するための基礎資料とすることを目的に、市内の中学校・高校に通う生徒と18歳から39歳の若者を対象にアンケート調査を実施しました。

#### (4) 「居場所についてのアンケート」

子どもの居場所について、子どもが必要とする居場所がどのような場所であるのか、保護者が子どもにとって必要としている場所はどのようなところかなどを把握し、今後の施策推進の基礎資料とすることを目的に、市内の小学校に通う児童とその保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

#### (5) こども・若者との対話の機会

こども・若者が主体的に社会参画することの重要性や「こどもまんなか社会」に向けた本市の方向性を伝えることを目的として、大学での講義やワークショップ、国こども意見ファシリテーター講座を修了したファシリテーターによる進行のもと、中学生との対話の機会など、こども・若者との直接対話を実施しました。

## (6) 「草津市子ども・子育て会議」

学識経験者、福祉・医療・保健・教育等の関係者および子育て当事者を含めた公募の市民により構成し、本市の地域特性を生かした子育て支援を総合的・計画的に推進するための計画案の審議を行いました。

## (7) パブリックコメント

令和7年1月6日から令和7年2月5日の間、計画案についてパブリックコメントを実施し、市民の皆様からの意見を反映しました。

## 第2章 こども・若者・子育て家庭を取り巻く現状

### 1 人口の動向

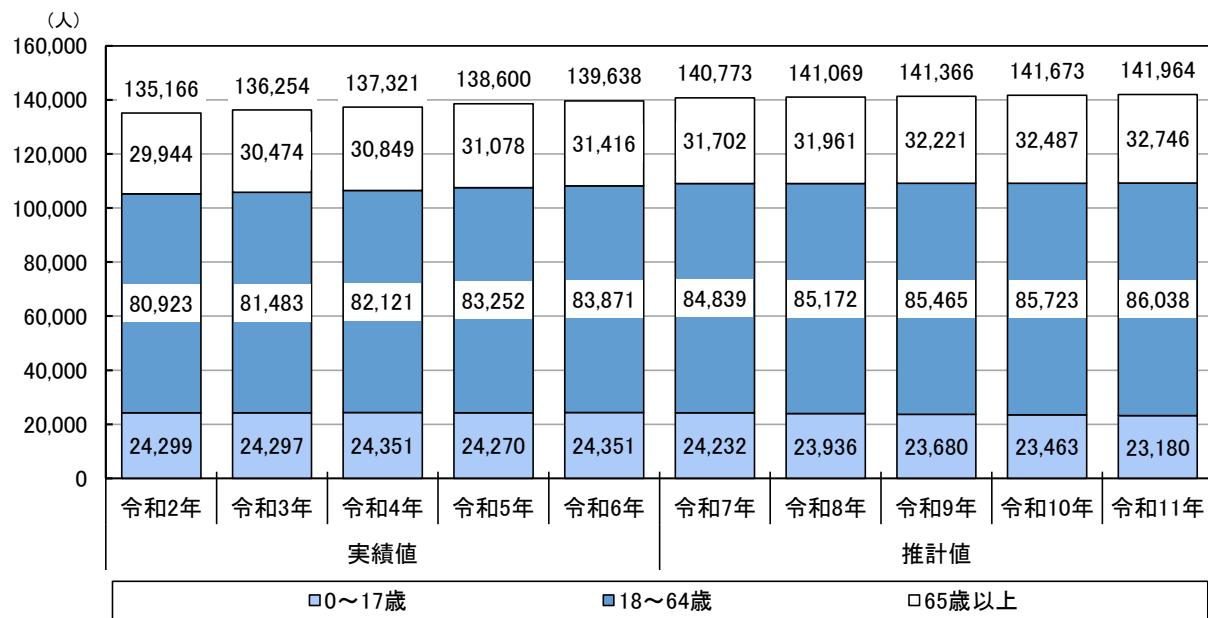
- ◆本市の総人口は、住宅開発等の進展による人口流入を受けて、増加傾向にあります。
- ◆年齢別人口の構成割合は、0～17歳人口割合が緩やかに減少するとともに、さらに65歳以上人口割合が年々上昇し、高齢化が進行すると予測されます。
- ◆本市の就学前児童数および小学生児童数は、今後も減少が続くと予測されます。

#### (1) 総人口・年齢別人口の推移と推計、40歳未満人口の推移

本市の総人口は毎年増加しており、令和6年3月末現在では139,638人となっています。今後も増加傾向は継続し、令和11年3月末現在には141,964人に達すると予測されます。

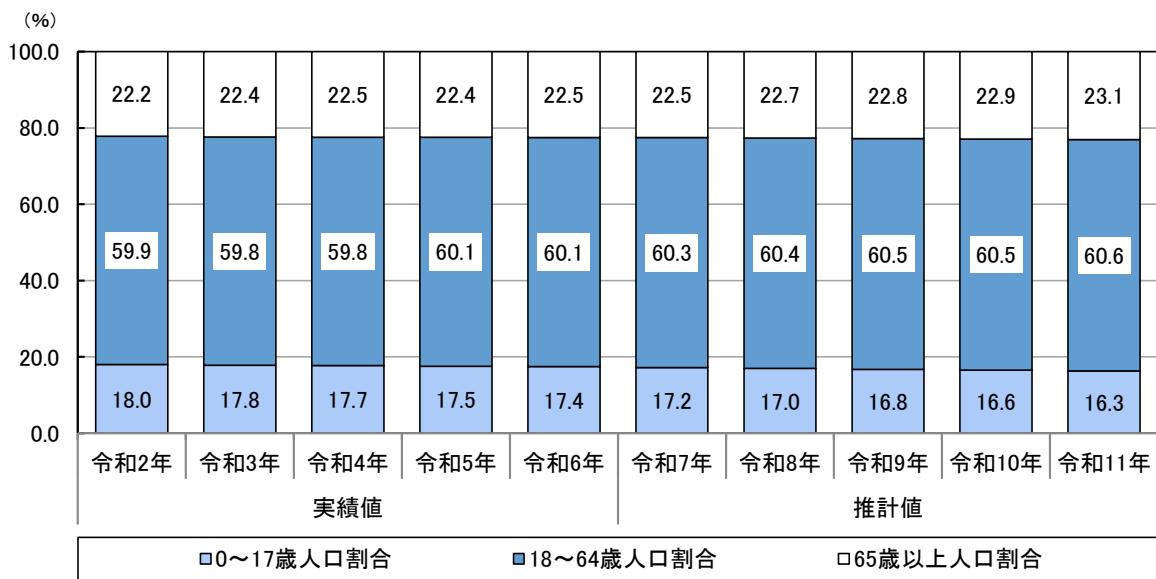
年齢別人口の構成割合について、0～17歳人口の割合は緩やかに減少し、65歳以上人口割合は、年々上昇すると予測されます。

#### ■総人口の推移



資料：住民基本台帳および草津未来研究所（各年3月末現在）

## ■年齢別人口の構成割合の推移



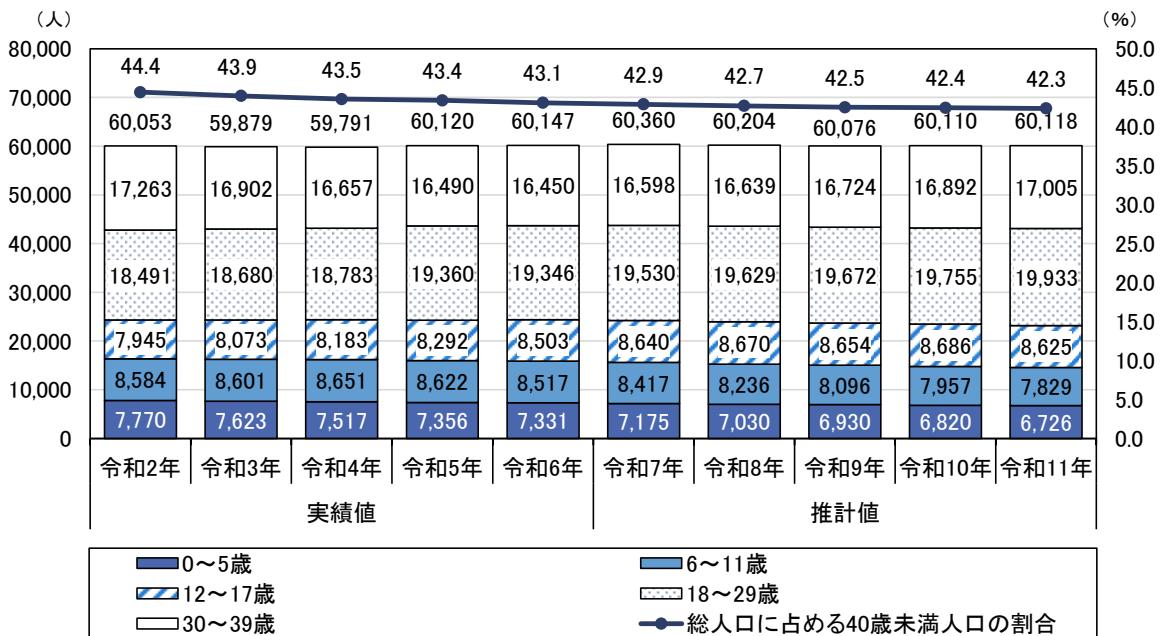
資料：住民基本台帳および草津未来研究所（各年3月末現在）

※小数点第2位で四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある。

本市の40歳未満人口は減少していましたが、令和5年から増加に転じ、令和6年では60,147人となっています。年齢階層別にみると、「12~17歳」、「18~29歳」では増加していますが、「0~5歳」、「6~11歳」、「30~39歳」では減少しています。

一方で、総人口に占める40歳未満人口の割合は減少しており、令和6年では43.1%となっています。

## ■40歳未満人口の年齢階層別人口の推移



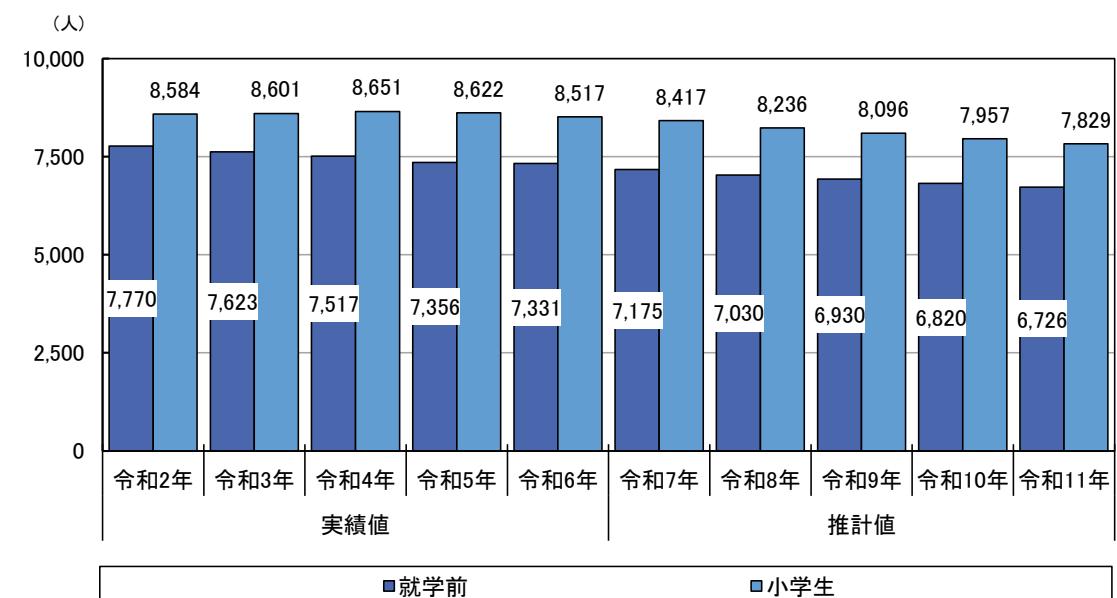
資料：住民基本台帳および草津未来研究所（各年3月末現在）

## (2) 就学前と小学生の人口の推移と推計

0歳～5歳までの就学前の児童数は、年々減少傾向となっています。

小学生の児童数は、令和4年3月末現在の8,651人をピークに減少傾向となっており、令和11年3月末現在では7,829人と予測されます。

### ■児童数（就学前と小学生）の推移



資料：住民基本台帳および草津未来研究所（各年3月末現在）

### ■年齢別児童数（就学前と小学生）の推移

（人）

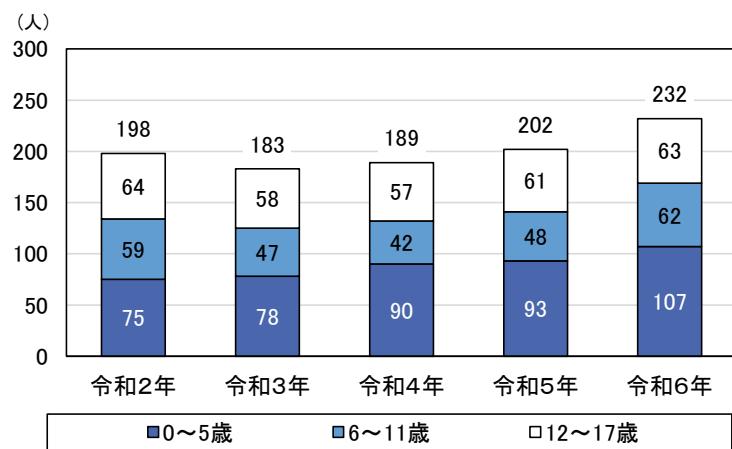
	実績値					推計値				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～11歳	16,354	16,224	16,168	15,978	15,848	15,592	15,266	15,026	14,777	14,555
0歳	1,134	1,065	1,099	1,060	1,067	1,004	1,011	1,001	1,010	1,017
1歳	1,245	1,194	1,139	1,149	1,143	1,142	1,070	1,069	1,058	1,066
2歳	1,255	1,278	1,253	1,186	1,200	1,193	1,185	1,103	1,103	1,092
3歳	1,348	1,285	1,338	1,285	1,228	1,249	1,234	1,224	1,141	1,139
4歳	1,423	1,376	1,309	1,362	1,321	1,259	1,273	1,257	1,247	1,161
5歳	1,365	1,425	1,379	1,314	1,372	1,328	1,257	1,276	1,261	1,251
就学前	7,770	7,623	7,517	7,356	7,331	7,175	7,030	6,930	6,820	6,726
6歳	1,470	1,382	1,435	1,399	1,316	1,387	1,335	1,263	1,284	1,267
7歳	1,487	1,470	1,383	1,425	1,401	1,317	1,380	1,334	1,262	1,282
8歳	1,444	1,491	1,469	1,393	1,431	1,401	1,309	1,378	1,333	1,261
9歳	1,424	1,442	1,490	1,463	1,401	1,430	1,392	1,306	1,377	1,331
10歳	1,377	1,429	1,452	1,487	1,479	1,405	1,426	1,393	1,309	1,380
11歳	1,382	1,387	1,422	1,455	1,489	1,477	1,394	1,422	1,392	1,308
小学生	8,584	8,601	8,651	8,622	8,517	8,417	8,236	8,096	7,957	7,829

資料：住民基本台帳および草津未来研究所（各年3月末現在）

### (3) 外国人人口

18歳未満の外国人人口は、令和3年5月末現在に新型コロナウイルス感染症などの影響もあり、183人と一時は減少していたものの、それ以降は増加傾向にあり、令和6年5月末現在では232人となっています。

#### ■外国人人口の推移（18歳未満）

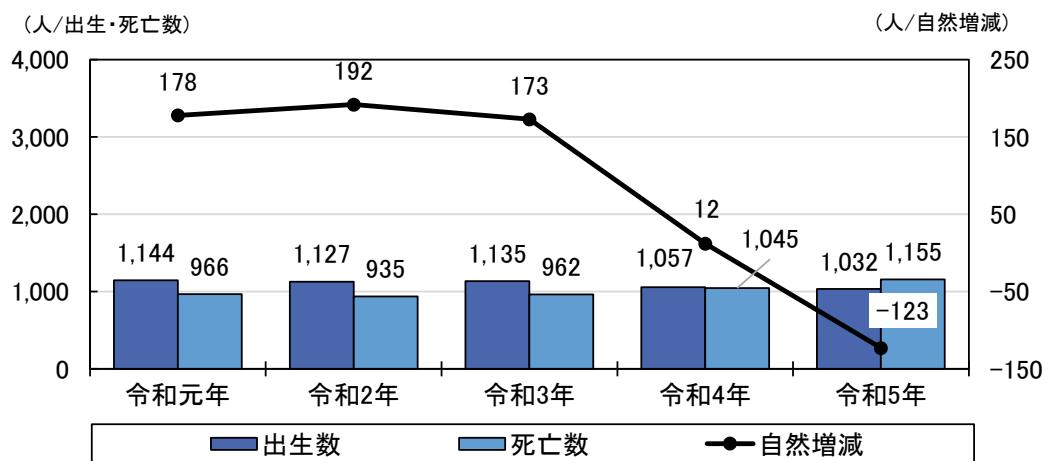


資料：学区別年齢別人口（各年5月末現在）

### (4) 自然動態、社会動態

出生数は、令和3年に一時増加したものの、令和元年から比較すると、令和5年では100人以上の減少が見られ、緩やかな減少傾向となっています。死亡数は令和3年以降、増加傾向となっています。令和5年には、死亡数が出生数を上回る自然減の状態になっています。

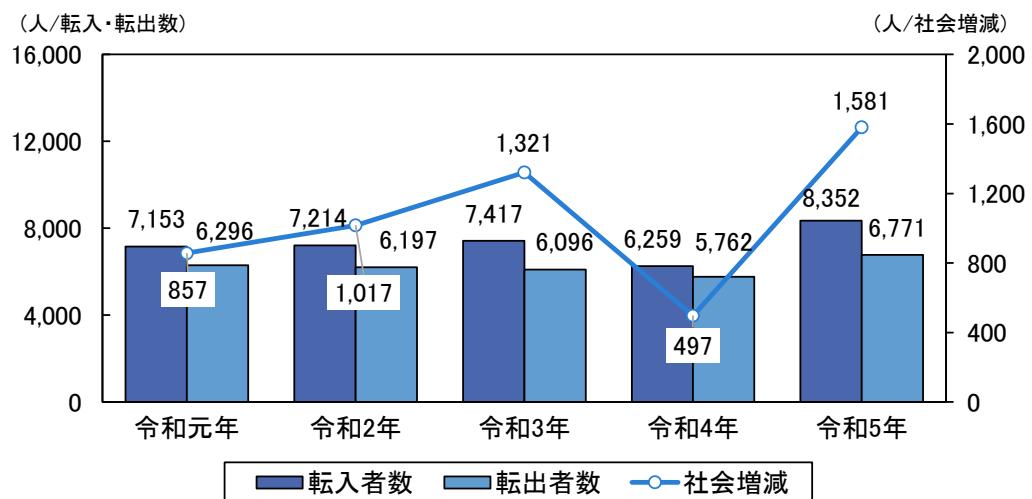
#### ■出生数と死亡数



資料：市民課（各年10月1日～9月30日の1年間）

転入数は、増減があるものの、概ね増加傾向となっており、令和5年では8,352人となっています。転出数は令和4年までは減少していましたが、令和5年で増加傾向に転じています。本市は転入数が転出数を上回る社会増の傾向にありますが、増加数は年によってばらつきがあります。

### ■ 転入数と転出数



資料：市民課（各年10月1日～9月30日の1年間）

## 2 家族の状況

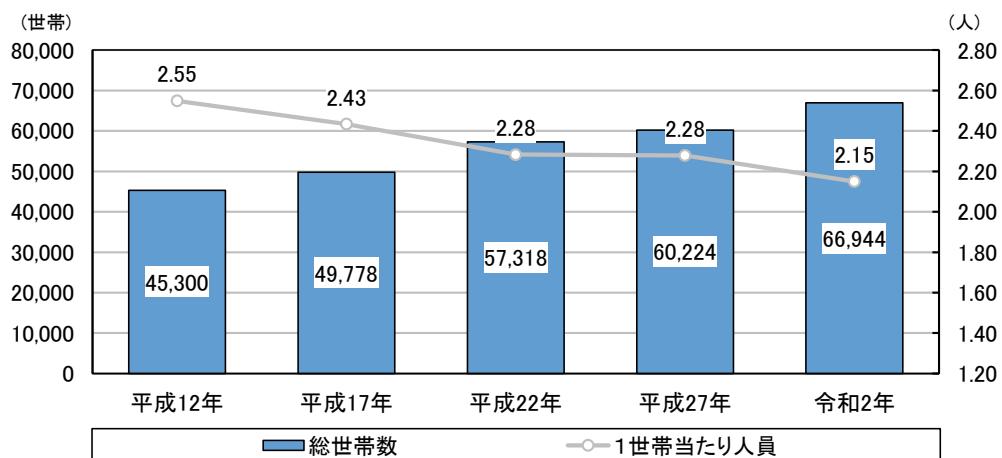
- ◆平成 12 年以降の本市の世帯数は増加している一方で、1 世帯当たり人員は減少が続いているいます。
- ◆こどものいる一般世帯数は、6 歳未満のこどものいる世帯数では、令和 2 年は 5,621 世帯となり、平成 22 年の 5,820 世帯よりも少なく、18 歳未満のこどものいる世帯数では、令和 2 年で 13,807 世帯となっており、平成 22 年と比べるとやや世帯数は増加しています。また、こどものいる一般世帯の 1 世帯当たり人員は 6 歳未満のいる世帯、18 歳未満のいる世帯ともに減少傾向にあり、世帯規模の縮小が見られます。
- ◆ひとり親世帯は、令和 2 年以降減少傾向にありましたが令和 6 年で増加しています。900 世帯を超える数で推移しており、ひとり親世帯の自立やこどもへの支援等総合的な支援が求められます。
- ◆女性の年齢別就業率は、令和 2 年では主に 55 歳以上の年代で増加がみられ、高齢化社会において就業する年齢も引き上げられていることがうかがえます。一方で、滋賀県や全国と比べると、15~19 歳、20~24 歳、25~29 歳は滋賀県を下回るものの全国と同程度の水準ですが、そのほかの年代では滋賀県や全国を下回る水準となっています。

### (1) 世帯の状況

#### ①世帯数と 1 世帯当たり人員の推移

世帯数は、令和 2 年で 66,944 世帯となっており、平成 12 年の 45,300 世帯から 21,644 世帯増加しています。一方で、1 世帯当たり人員は、令和 2 年で 2.15 人となっており、平成 27 年の 2.28 人から減少しています。

#### ■世帯数の推移



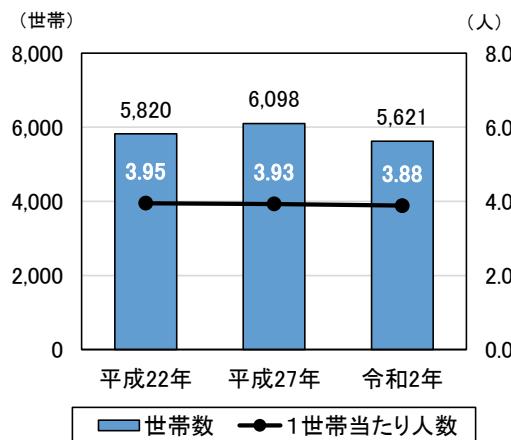
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

## ②こどものいる世帯数の推移

こどものいる一般世帯数は、6歳未満のこどものいる世帯数では、平成27年に一時増加していますが、それ以降は減少傾向となっており、平成22年の5,820世帯よりも少なくなっています。18歳未満のこどものいる世帯数では、令和2年で13,807世帯となっており、平成22年と比べるとやや世帯数は増加していますが、平成27年と比べると減少しています。

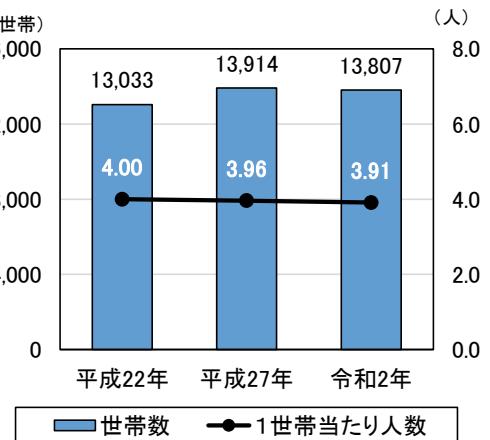
また、こどものいる一般世帯の1世帯当たり人員は6歳未満のいる世帯、18歳未満のいる世帯ともに減少傾向にあり、子育て家庭においても世帯規模の縮小が進んでいます。

■6歳未満のこどものいる世帯数



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■18歳未満のこどものいる世帯数



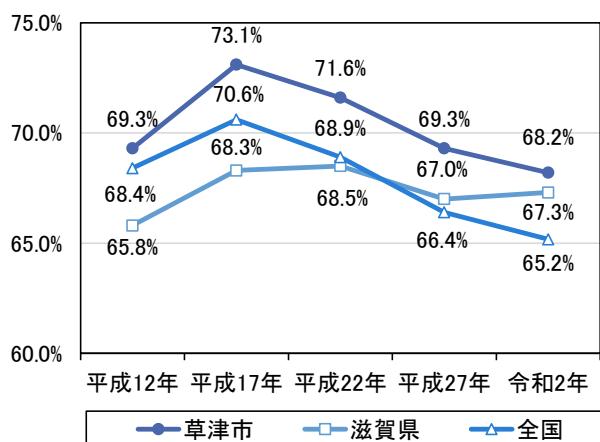
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

## ③未婚率の推移

20～34歳における未婚率の推移をみると、男性については滋賀県や全国を上回る水準となっています。

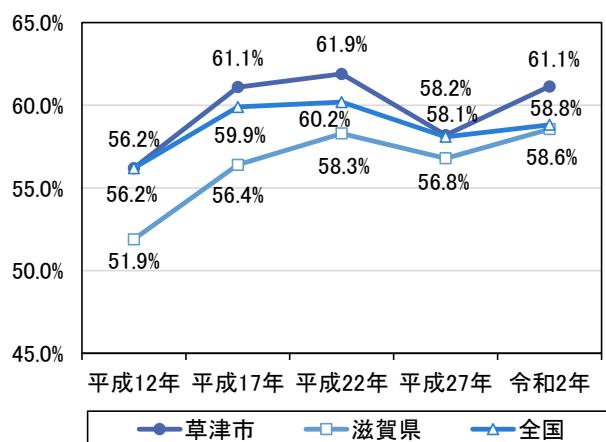
女性については、平成27年は全国と同程度の水準となっていますが、令和2年は滋賀県や全国を上回る水準となっています。

■男性の未婚率（20～34歳平均）の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■女性の未婚率（20～34歳平均）の推移



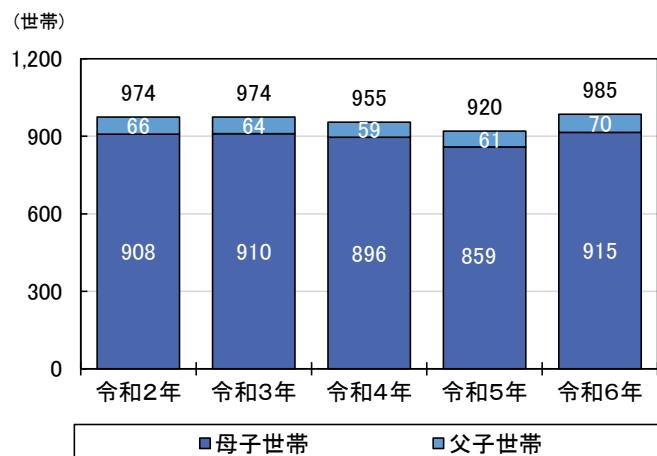
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

## (2) ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯数は、令和4年から令和5年に減少しましたが、令和6年では増加しています。

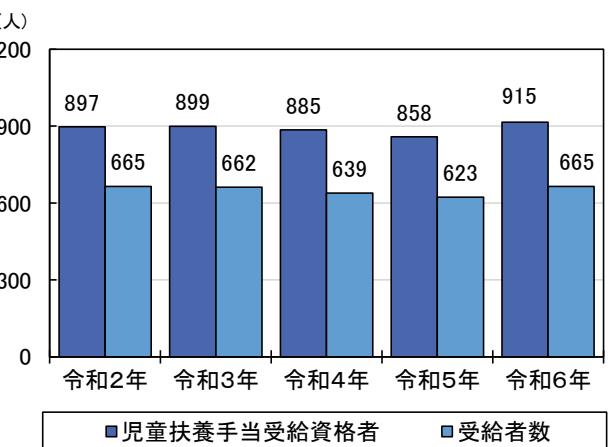
また、基準以下の所得のひとり親世帯へ支給される児童扶養手当についても、令和3年以降、受給資格者数、受給者数ともに減少傾向でしたが、令和6年に増加しています。

### ■20歳未満のこどもがいるひとり親世帯数



資料：子ども家庭・若者課（各年4月1日現在）

### ■児童扶養手当



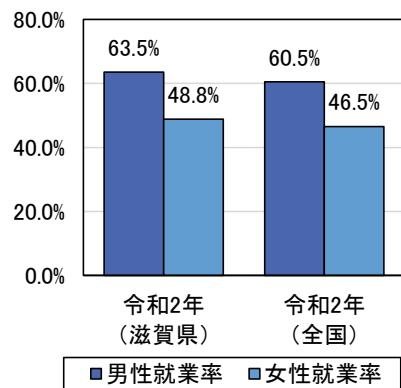
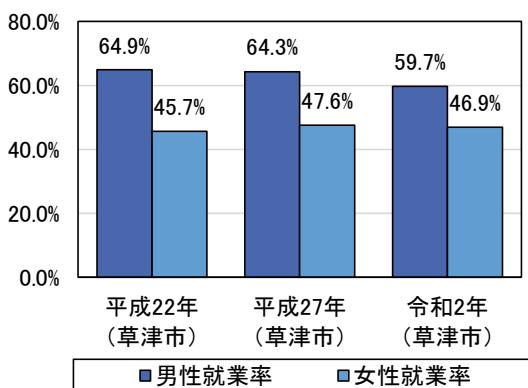
資料：子ども家庭・若者課（各年3月末現在）

## (3) 就労の状況

### ①男女の就業率の推移

就業率（15歳以上人口に占める就業者の割合）は、男性は減少傾向、女性はほぼ横ばいで推移しており、令和2年には男性が59.7%、女性が46.9%となっています。令和2年において、男性は滋賀県や全国より低い水準となっており、女性は全国水準よりはやや高く、滋賀県水準よりは低くなっています。

### ■男女別 就業率の推移



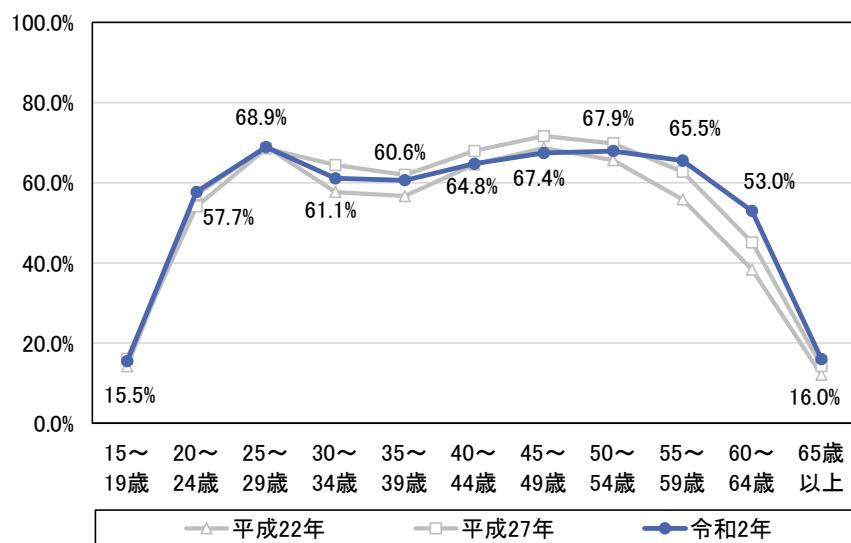
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

## ②女性の年齢別就業率

女性の年齢別就業率は、平成 22 年、平成 27 年に比べて、令和 2 年では主に 55 歳以上の年代で増加がみられ、高齢化社会において就業する年齢も引き上げられていることがうかがえます。

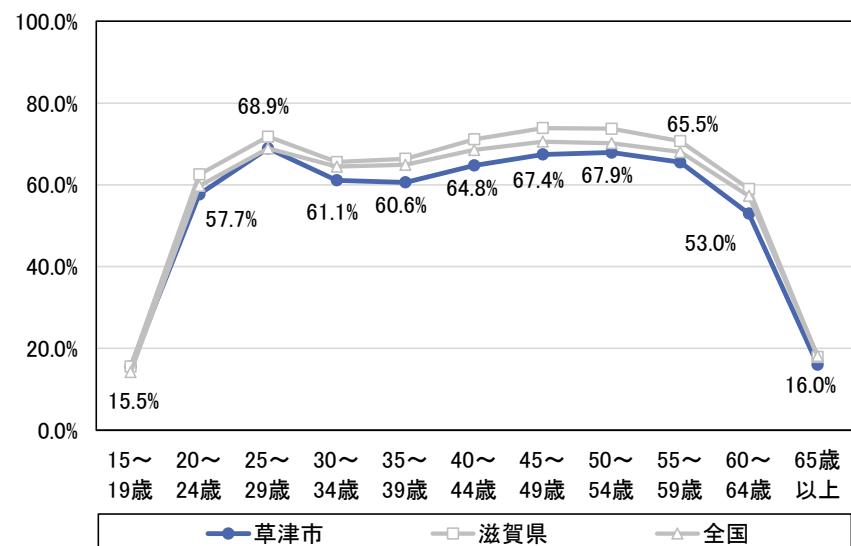
一方で、滋賀県や全国と比べると、15~19 歳、20~24 歳、25~29 歳は滋賀県を下回るものの中と同程度の水準ですが、そのほかの年代では滋賀県や全国を下回る水準となっています。

■女性の年齢 5 歳階級別 就業率（草津市・経年比較）



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

■女性の年齢 5 歳階級別 就業率（令和 2 年草津市・滋賀県・全国の比較）

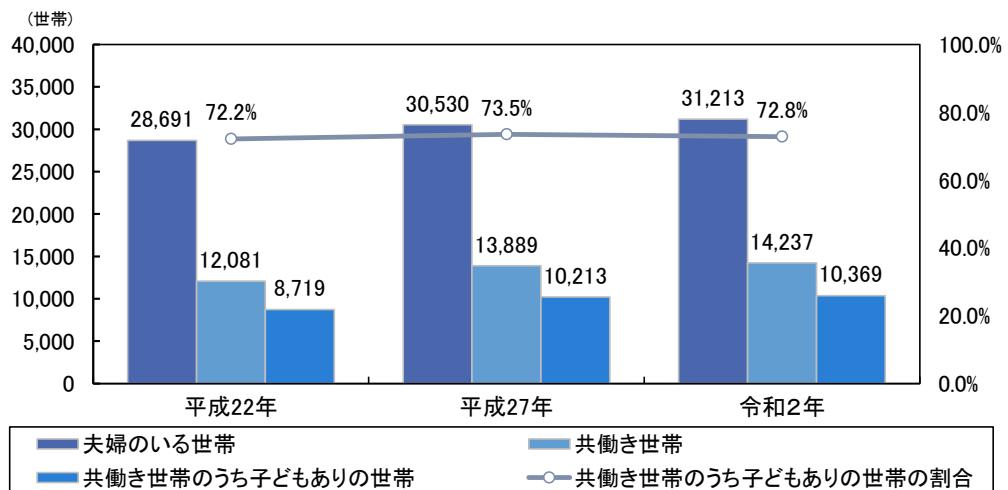


資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

### ③共働き世帯の推移

夫婦のいる一般世帯数は調査年ごとに増加し、令和2年には31,213世帯となっています。そのうち、共働き世帯や、共働き世帯のうちの子どもありの世帯も増加し、令和2年にはそれぞれ14,237世帯、10,369世帯となっています。しかし、共働き世帯に占める子どもありの世帯の割合は、ほぼ横ばいで推移しています。

#### ■共働き世帯の状況



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

### 3 認定こども園、幼稚園および保育所（園）、小学校等の状況

- ◆本市では保育ニーズの増加に対応するため、保育所定員の見直しや私立保育園の新設により定員枠を拡大するとともに、認定こども園の整備を進めてきました。また、0～2歳に占める3号（保育）認定の割合は年々上昇しており、可能な限り弾力運用による受入れを行っているところですが、今後も低年齢児の保育ニーズの増加が予測されます。
- ◆認定こども園（保育認定）・保育所（園）の弾力運用による受入れを行う一方で、認定こども園（教育認定）・幼稚園の定員割れが続いていることから、就学前施設、教育・保育人材の有効活用が求められます。
- ◆令和元年と比較して、小学校の就学援助の認定者数については減少傾向が見られるものの、中学校の就学援助についてはほぼ横ばいで推移しており、引き続き、経済的な理由によって就学困難と認められる場合の援助が求められます。

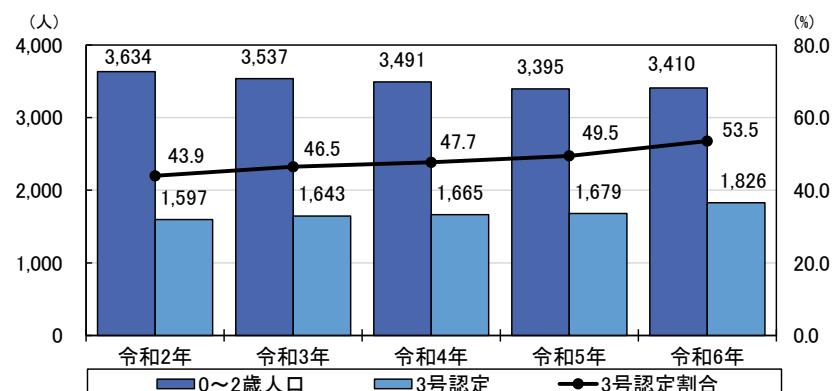
	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上 小学校就学前のこども		満3歳未満の 小学校就学前のこども
対象条件	2号認定のこども 以外	保護者の就労または疾病その他の子ども・子育て支援法施行規則（内閣府令）で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	
利用可能な施設	幼稚園	保育所（園）・地域型保育事業 ※地域型保育事業は3号認定のみ	
利用できる時間	認定こども園		
教育標準時間	保育標準時間（1日11時間まで）		
		保育短時間（1日8時間まで） ※保育標準時間と保育短時間は就労時間等の保育の必要量によって決定	

#### (1) 教育・保育給付認定の状況

##### ①0～2歳の認定状況の推移

0～2歳人口は減少していますが、3号認定は増加していることから、3号認定割合は年々上昇しています。

##### ■0～2歳の認定状況

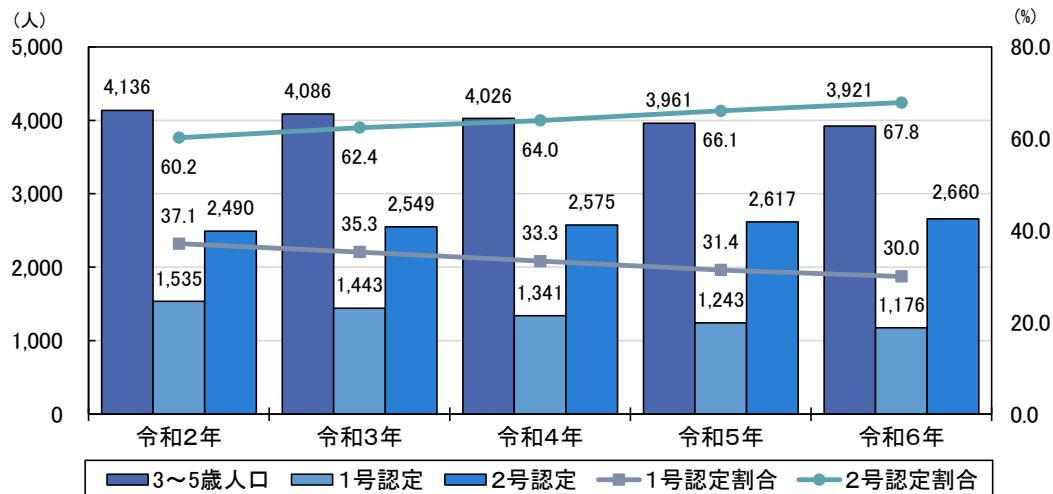


資料：幼児課（各年4月1日現在）

## ②3~5歳の認定状況の推移

3~5歳人口は、令和2年をピークに年々減少しています。1号（教育）認定割合は、保育ニーズの増加により、減少傾向にあり、2号（保育）認定割合は増加傾向にあります。

### ■3~5歳の認定状況



資料：幼児課（各年4月1日現在）

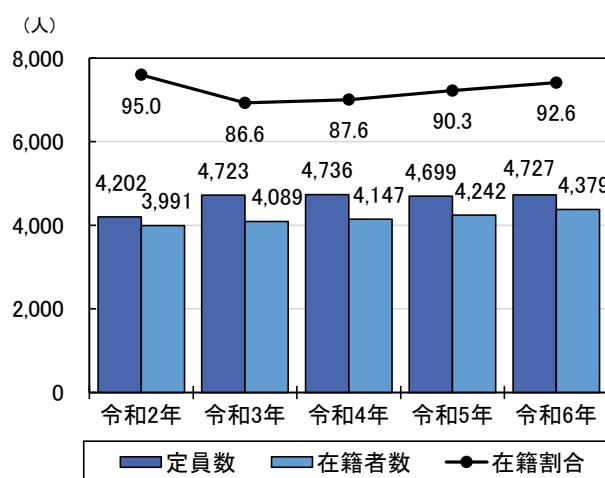
## (2) 認定こども園、幼稚園および保育所（園）の在籍者数

### ①認定こども園、幼稚園および保育所（園）の定員と在籍者数の推移

認定こども園（保育認定）・保育所（園）の在籍者数は増加しています。在籍割合は86%から95%で推移しています。

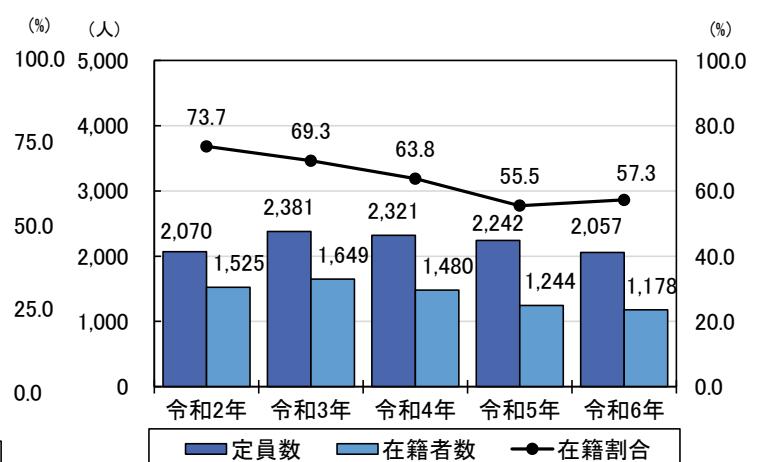
認定こども園（教育認定）・幼稚園の在籍者数について、令和3年度以降は減少傾向にあり、在籍割合は令和5年まで55.5%まで減少していますが、令和6年度は57.3%となっています。

### ■認定こども園（保育認定）・保育所（園）の在籍者数の推移



資料：幼児課（各年4月1日現在）

### ■認定こども園（教育認定）・幼稚園の在籍者数の推移



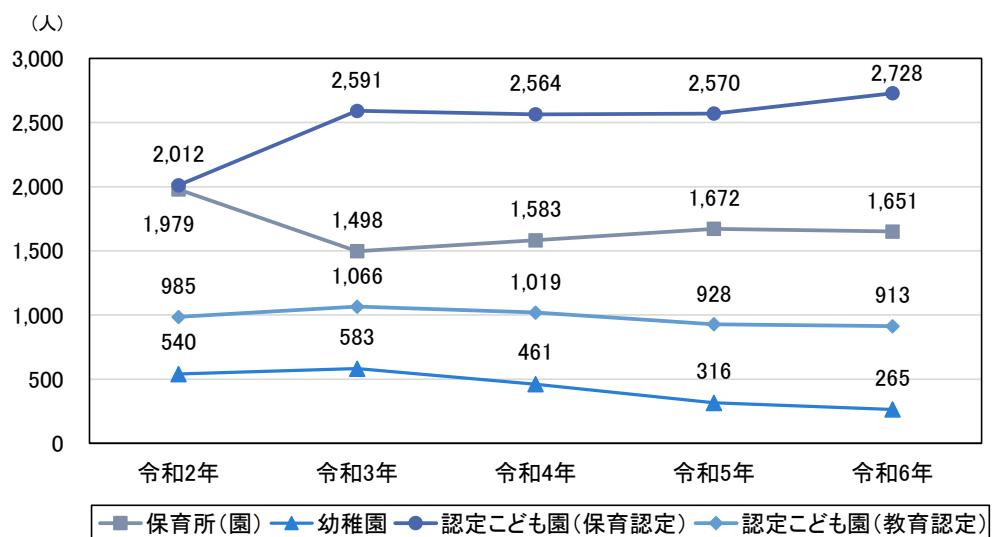
資料：幼児課（各年4月1日現在）

## ②認定こども園、幼稚園および保育所（園）の在籍者数の比較

認定こども園、幼稚園および保育所（園）の在籍者数を比較すると、保育所（園）は令和3年に1,498人まで減少しましたが、以降は増加傾向にあります。認定こども園（保育認定）は増加傾向にあり、令和6年で2,728人となっています。

幼稚園、認定こども園（教育認定）は令和3年以降減少し、令和6年で幼稚園が265人、認定こども園（教育認定）が913人となっています。

### ■認定こども園、幼稚園および保育所（園）の在籍者数の推移



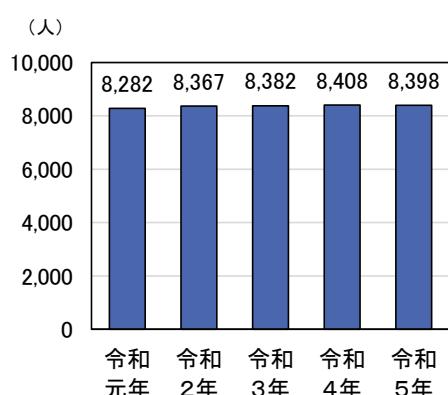
資料：幼児課（各年4月1日現在）

### (3) 小中学校の状況

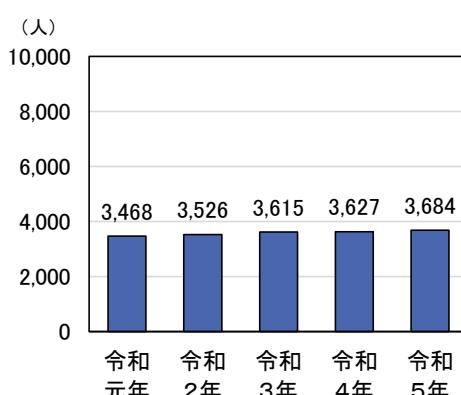
市内には、公立小学校が14校あります。児童数は令和4年まで増加傾向にあり、令和5年は8,398人となっています。

市内の中学校については、公立が6校、私立が1校あります。公立中学校の生徒数は増加傾向にあり、令和5年には3,684人となっています。

#### ■小学校児童数（公立）



#### ■中学校生徒数（公立）

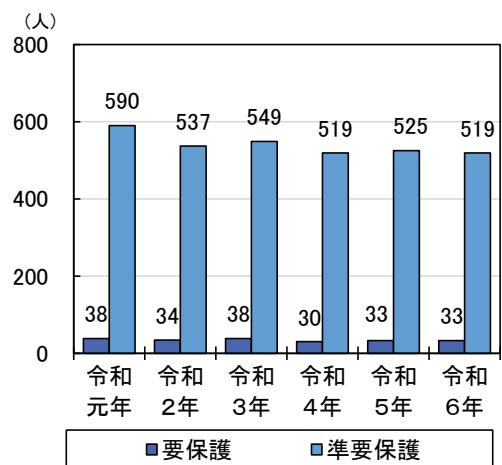


資料：学校教育課 学校基本調査（各年5月1日現在）

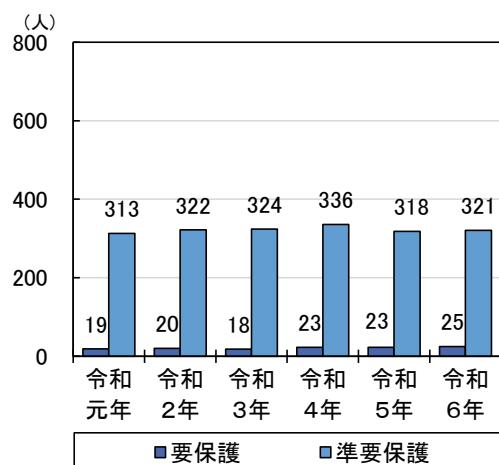
#### (4) 就学援助の状況

小学校の就学援助認定者数は、令和元年に比べて、要保護は減少、準要保護はやや減少しています。中学校の就学援助認定者数は、令和元年に比べて、要保護については増加し、準要保護についてはやや増加で推移しています。

■小学校の就学援助認定者数



■中学校の就学援助認定者数



資料：学校教育課（各年3月末現在）

##### ※ 就学援助認定者の「要保護」と「準要保護」

学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされている。

- 要保護者…生活保護法第6条第2項に規定する者。
- 準要保護者…市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者。認定基準は各市町村が規定する。

## 4 こども・若者を取り巻く状況

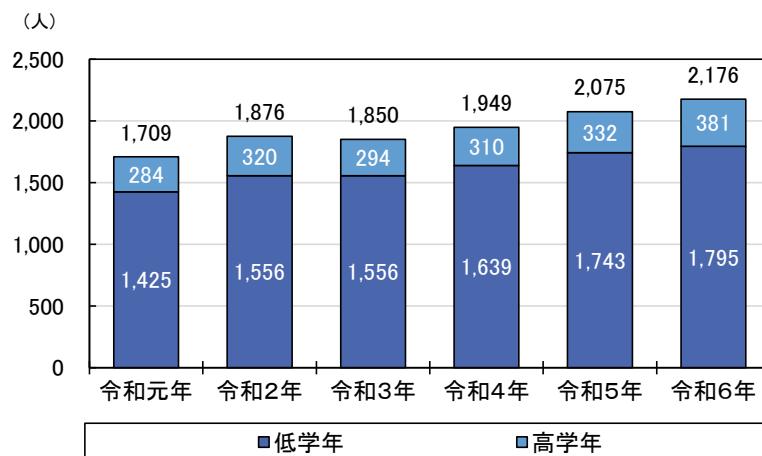
- ◆児童育成クラブは、共働き世帯の増加に伴うニーズの増加に対応するため、民設クラブの設置を進めてきました。今後も多様なニーズにより、利用者の増加が予測されます。
- ◆児童虐待相談については、相談対応件数が増減しています。相談内容は年々複雑化しており、長期に及ぶ支援を必要とするケースもあることから、相談体制の強化と虐待の未然防止のための取組が必要です。
- ◆湖の子園の在籍数は概ね横ばいですが、民間の児童発達支援事業所の利用者数の増加によって、全体として児童発達支援の利用者数は増加傾向となっています。また、特別児童扶養手当の受給者は増加傾向にあり、発達支援の充実が求められます。
- ◆刑法犯少年等の検挙・補導人数は増減を繰り返していますが、14歳未満の人数が増加傾向にあり、検挙・補導の低年齢化がうかがえます。
- ◆不良行為少年の補導人数は、近年増加傾向にありましたが、令和5年には減少しています。

### (1) 児童育成クラブの在籍状況

児童育成クラブについては、令和6年4月時点で、公設が小学校区に1つずつ計14箇所あり、民設は市全体で23箇所整備されています。

児童育成クラブの利用者数は、年々増加傾向にあり、令和6年には2,176人となっています。

#### ■児童育成クラブ入会児童数



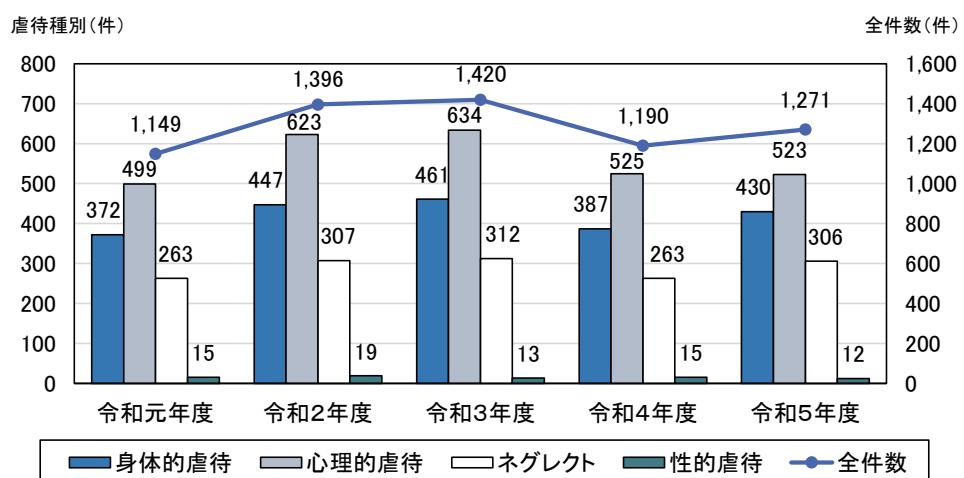
資料：子ども・若者政策課（各年5月1日現在）

## (2) 児童虐待相談の状況

児童虐待の相談対応件数は、令和元年度から令和5年度にかけて増減しており、令和5年度では、1,271件となっています。

虐待種別については、令和元年度から心理的虐待が最も多く、次いで身体的虐待となっています。令和5年度では心理的虐待が523件、身体的虐待が430件などとなっています。

### ■児童虐待相談対応件数



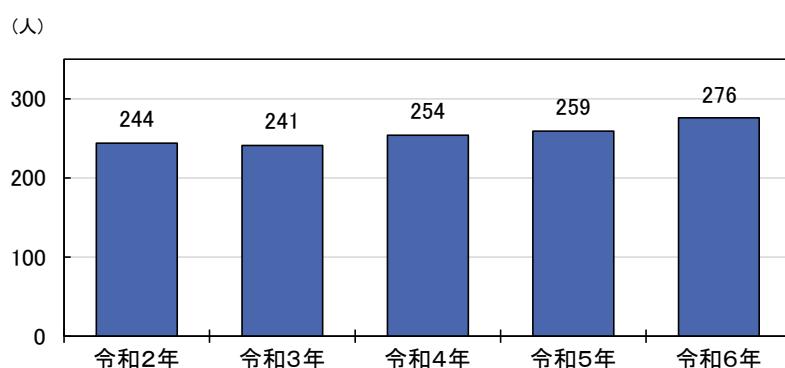
資料：家庭児童相談室（各年3月末）

## (3) 障害のあるこどもへの支援の状況

### ①特別児童扶養手当受給者の状況

本市では身体または精神に中程度以上の障害のある20歳未満のこどもを養育している保護者に特別児童扶養手当を支給しています。手当申請者数は、令和3年以降は増加しており、令和6年は276人となっています。

### ■特別児童扶養手当申請者数

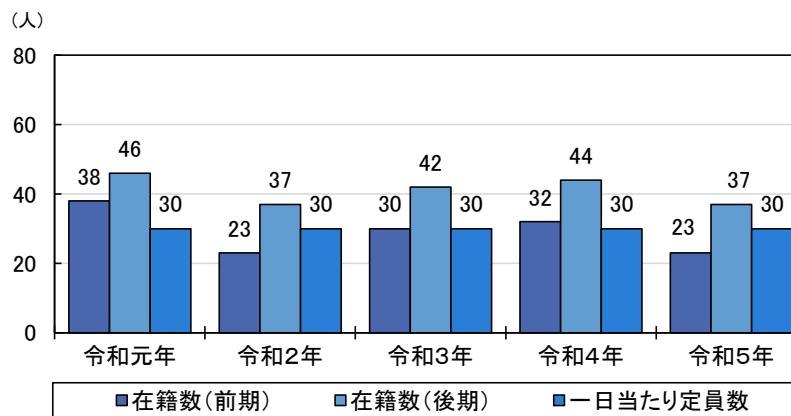


資料：子ども家庭・若者課（各年3月末現在）

## ②児童発達支援事業（湖の子園）の利用状況

湖の子園では、児童発達支援事業として、障害のあるこどもおよびその疑いのあるこどもに対する早期の適切な療育を実施することで、二次障害を予防し、発達を促すための支援および保護者等の援助を行っています。利用人数についてみると、年度による変動はありながらも、概ね横ばいとなっています。

### ■児童発達支援事業（湖の子園）の利用者数



資料：発達支援センター（各年10月1日現在）

#### ※ 湖の子園

発達面での支援や集団生活を送る上での支援を必要とされる乳幼児とその保護者が通園する施設。

#### ※ 二次障害

本人について誤った理解に基づいて関わる結果、本来の障害に加えて、精神的に不安定な状態となり、さらに生活に支障をきたす状態となること。

## ③発達支援センターの相談等の状況

発達支援センターでは、言葉や社会性の発達、学習上の困難等の心配事に対して、発達相談や医療相談、保護者への相談等を実施しています。

相談件数は、令和2年から毎年3割以上が新規相談となっています。令和5年の内訳をみると、「家族相談」が1,500件を超えて多くなっており、次いで「発達検査」、「本人面談」となっています。

### ■発達支援センターの相談件数等

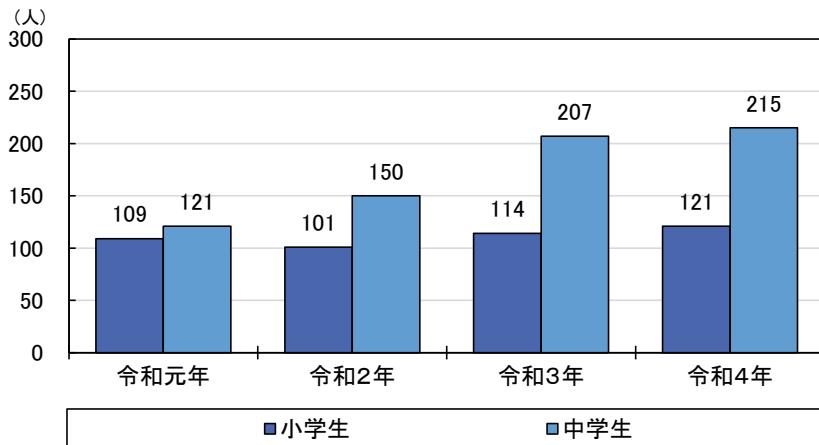
	相談件数計 (延べ件数)	相談内容内訳(延べ件数)								
		うち新規	家族相談	本人面談	医療相談	発達検査	幼保連携	学校連携	医療連携	関係機関他
令和元年	2,812件	1,256件	1,071件	345件	53件	728件	/	365件	/	250件
令和2年	3,019件	1,270件	1,244件	441件	49件	595件	/	372件	/	318件
令和3年	3,442件	1,241件	1,542件	422件	54件	541件	112件	372件	20件	379件
令和4年	3,636件	1,317件	1,632件	511件	74件	591件	101件	316件	21件	390件
令和5年	3,778件	1,350件	1,514件	594件	68件	651件	93件	321件	27件	510件

資料：発達支援センター（各年3月末現在）

#### (4) 不登校児童・生徒数の推移

不登校児童・生徒数の推移についてみると、小学生は令和2年、中学生は令和元年以降増加しており、令和4年には小学生は121人、中学生は215人となっています。

##### ■不登校児童・生徒数の推移

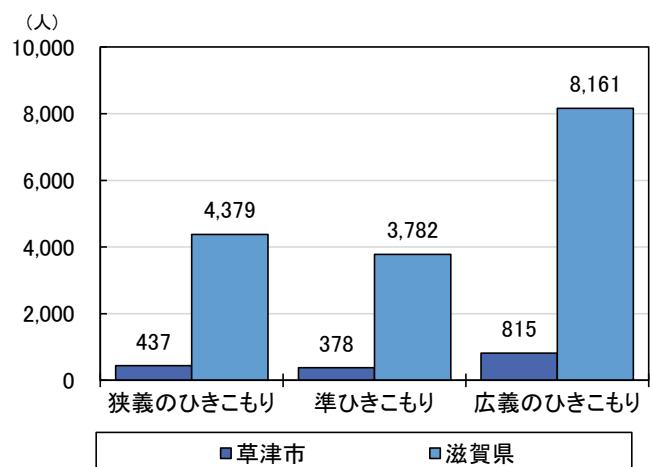


資料：児童生徒支援課

#### (5) ひきこもり（15～39歳）推計数

ひきこもり（15～39歳）の推計数について、内閣府が令和4年度に実施した「こども・若者の意識と生活に関する調査」に基づき、滋賀県では、狭義のひきこもりは4,379人、準ひきこもりは3,782人、広義のひきこもりは8,161人と推計値を算出しています。

##### ■ひきこもり（15～39歳）推計数



※「ひきこもり推計数」は15～39歳人口に以下の割合を掛けて算出しています。

①狭義のひきこもり 1.10%

0.74%

普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける

0.30%

自室からは出るが、家からは出ない

0.06%

自室からほとんど出ない

②準ひきこもり 0.95%

普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する

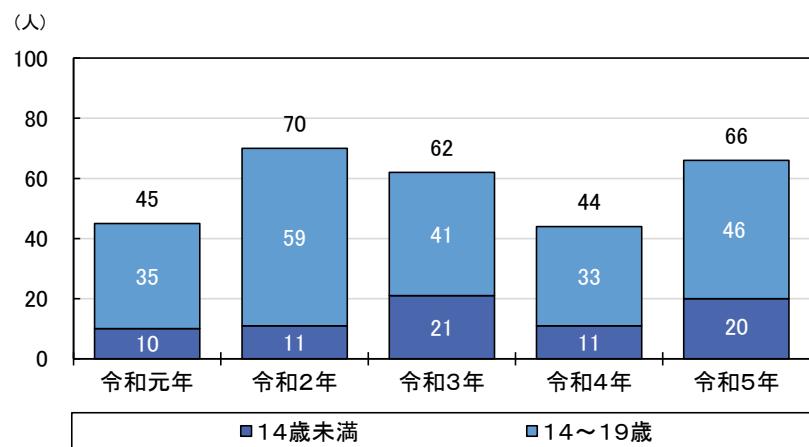
③（狭義+準）広義のひきこもり 2.05%

資料：内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査（令和4年度）」（令和5年3月）

## (6) 刑法犯少年等の検挙・補導人数の推移、不良行為少年の補導人数の推移（草津警察署管内）

草津警察署管内（草津市・栗東市）刑法犯少年等の検挙・補導人数の推移についてみると、令和元年以降増減を繰り返しており、令和5年は66人となっています。年齢別にみると、14歳未満が増加し、令和5年で20人となっています。

### ■刑法犯少年等の検挙・補導人数の推移（草津警察署管内）

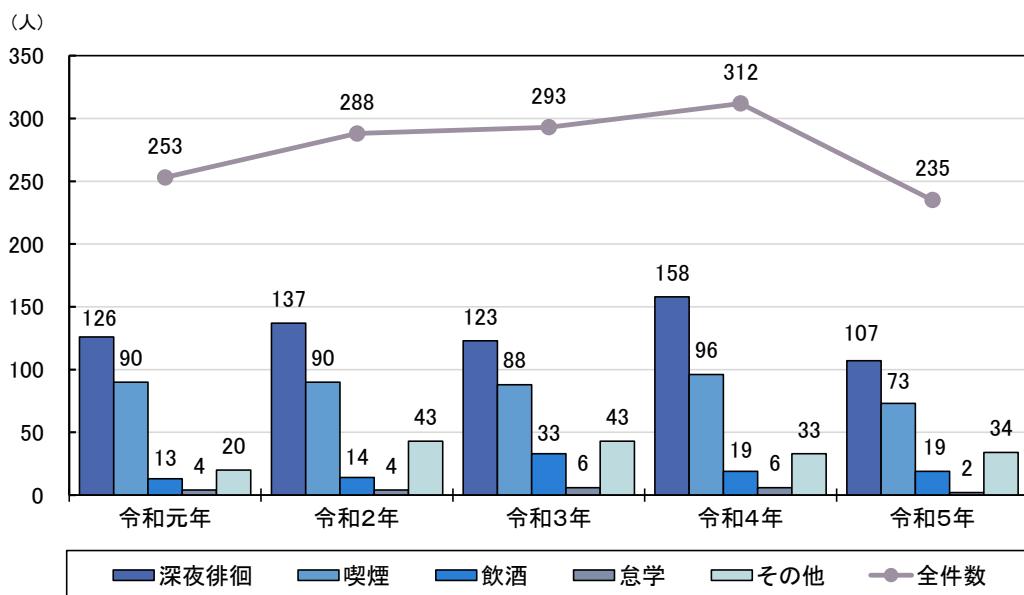


※14歳未満は刑事責任を問わないが、「犯罪」に該当する行為を行った者を対象としている。

資料：草津市立少年センター「業務活動状況の概要（令和5年度）」（各年1月～12月の合計）

草津警察署管内（草津市・栗東市）における不良行為少年の補導人数の推移についてみると、令和元年以降増加していましたが、令和5年で減少し、235人となっています。不良行為の内容別にみると、いずれの年も「深夜徘徊」が最も多く、次いで「喫煙」となっています。

#### ■ 不良行為少年の補導人数の推移（草津警察署管内）



資料：草津市立少年センター「業務活動状況の概要（令和5年度）」（各年1月～12月の合計）

#### ※ 怠学

正当な理由がなく、学校を休み、又は早退等をする行為。

## 5 ニーズ調査の結果

- ◆緊急時もしくは用事の際、こどもを預けられる親族等が「誰もいない」という方が就学前児童、小学生ともに2割を超えており、前回調査と比べて増加していることから、親族からの子育て支援を受けにくい子育て世帯が増加していることがうかがえます。
- ◆子育て（教育）を「父母とともに」行っている世帯は、就学前児童では半数を超え、前回調査から増加しています。また、父親の育児休業取得状況について「育児休業取得後、職場に復帰した」の割合は19.7%と、前回調査の1.8%から大幅に増加しており、男性の子育てへの参加が前回調査時に比べて増加していると考えられます。
- ◆仕事と子育てへの両立支援として、就学前児童、小学生ともに「児童育成クラブや保育所（園）、認定こども園等の整備」「こどもや自分が病気やケガをした時に、面倒をみててくれる人や保育サービスがあること」へのニーズが高くなっています。
- ◆同年代のこどもを持つ親同士のつながりについて、「同年齢のこどもの親との付き合いはあまりない」の割合が、就学前児童、小学生ともに前回調査から増加しています。
- ◆子育てに対して楽しいと感じている方が小学生で6割後半、就学前児童で7割程度となっている一方で、子育てに不安や負担を感じている方が半数以上いることから、子育て世帯の不安や負担を軽減する取組を継続していくことが必要と考えられます。
- ◆草津市は子育てしやすい市だと思う方の割合は、「そう思う」、「どちらかというとそう思う」を合わせて就学前児童、小学生ともに7割以上で、前回調査から増加しています。
- ◆子育てに関する取組で、充実してほしい事業について、就学前児童では「幼稚園や保育所（園）、認定こども園等にかかる費用の軽減」、「こどもの遊び場」、「公園や歩道の整備」が高く、小学生では「公園や歩道の整備」が最も高く、次いで「こどもの遊び場」が高くなっています。

### (1) 調査の目的

本計画の策定資料として、本市の教育・保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況・利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に実施したものです。

### (2) 調査概要

■調査期間 令和6年3月12日（火）～令和6年3月27日（水）

#### ■調査対象者数および回収結果

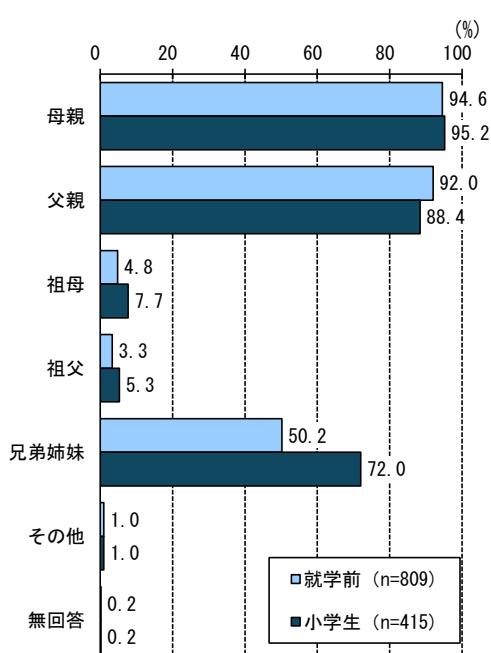
	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童のいる世帯	2,000件	809件	40.5%
小学生のいる世帯	1,000件	415件	41.5%

※グラフ上では、就学前児童のいる世帯を「就学前」、小学生のいる世帯を「小学生」と表記しています。

### (3) 家庭の状況について

- こどもと家族の同居の状況をみると、就学前児童、小学生ともに「母親」、「父親」が9割程度、「祖母」、「祖父」と同居している人は約1割以下となっています。
- 日頃、こどもを預けられる人の有無をみると、「緊急時もしくは用事の際にはこどもを預けられる祖父母等の親族がいる」が最も高く、就学前児童では59.6%、小学生では54.0%となっています。一方で、「誰もいない」は就学前児童、小学生ともに2割を超えており、前回調査（就学前児童：17.4%、小学生：15.9%）と比べて増加しています。
- 子育て（教育）を行っている人についてみると、就学前児童では「父母とともに」が56.5%と半数を超え、前回調査（43.2%）と比べて13.3ポイント増加しています。小学生では「父母とともに」「主に母親」がほぼ同水準となっています。

■こどもと家族の同居の状況〈複数回答〉

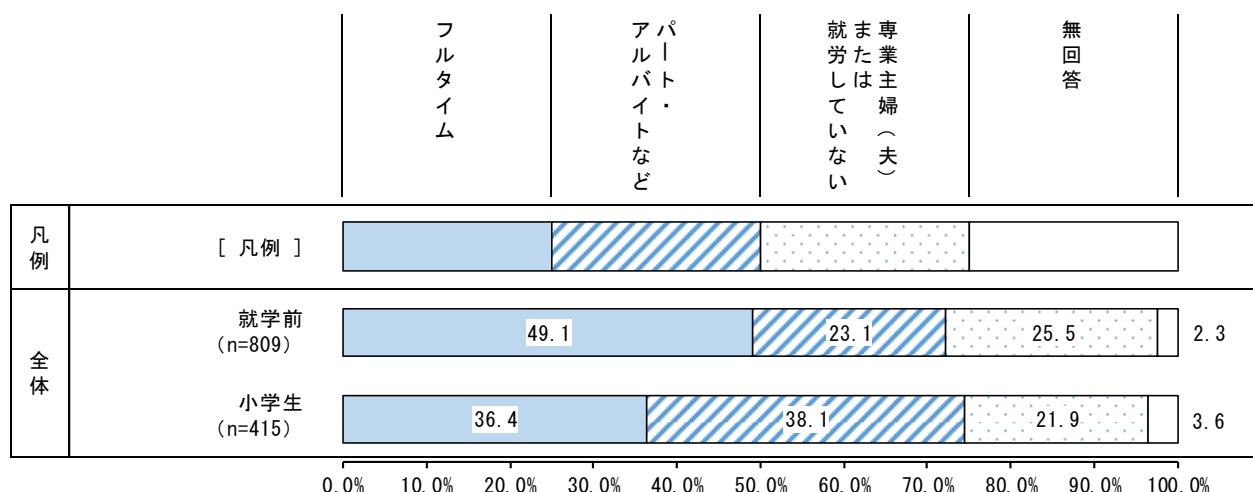


#### (4) 保護者の就労状況と子育てと仕事の両立について

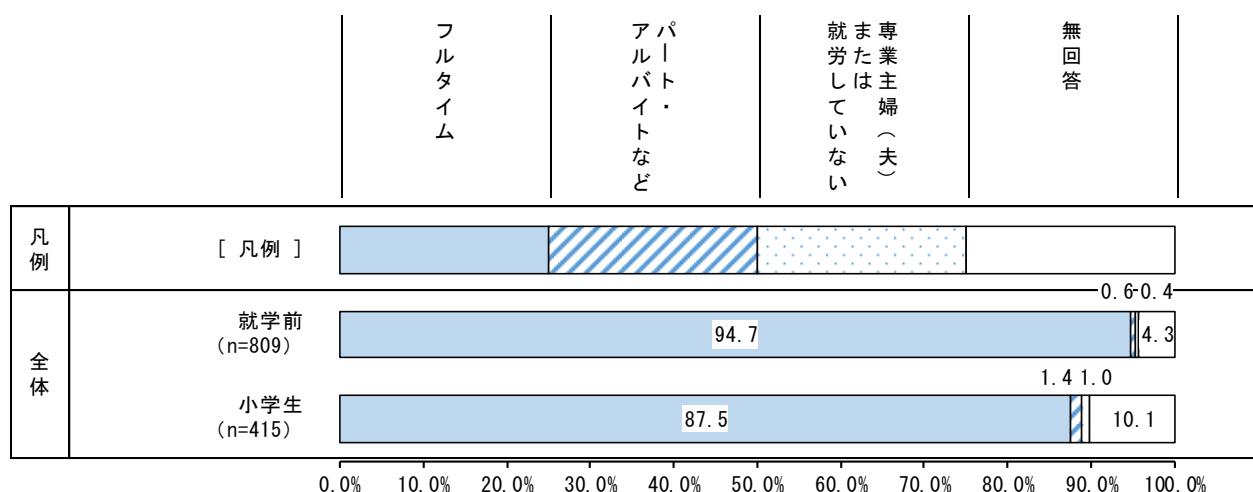
- 保護者の現在の就労状況をみると、母親については、就学前児童は 72.2%、小学生は 74.5%であり、「就労している」（「フルタイム」と「パートタイム」の計）が 7 割を超えています。「専業主婦（夫）または就労していない」は就学前児童で 25.5%、小学生で 21.9%となっています。父親については、「フルタイム」の割合が就学前児童、小学生とともに 9 割程度となっています。
- 育児休業の取得状況をみると、母親については、就学前児童、小学生ともに「育児休業取得後、職場に復帰した」が 3 割を超え、最も高くなっています。父親については、就学前児童、小学生ともに「育児休業を取得しなかった」が 7 割以上と最も高く、次いで「育児休業取得後、職場に復帰した」となっています。就学前児童では、「育児休業取得後、職場に復帰した」が前回調査（1.8%）と比べて 17.9 ポイント増加しています。

#### ■保護者の現在の就労状況〈単数回答〉

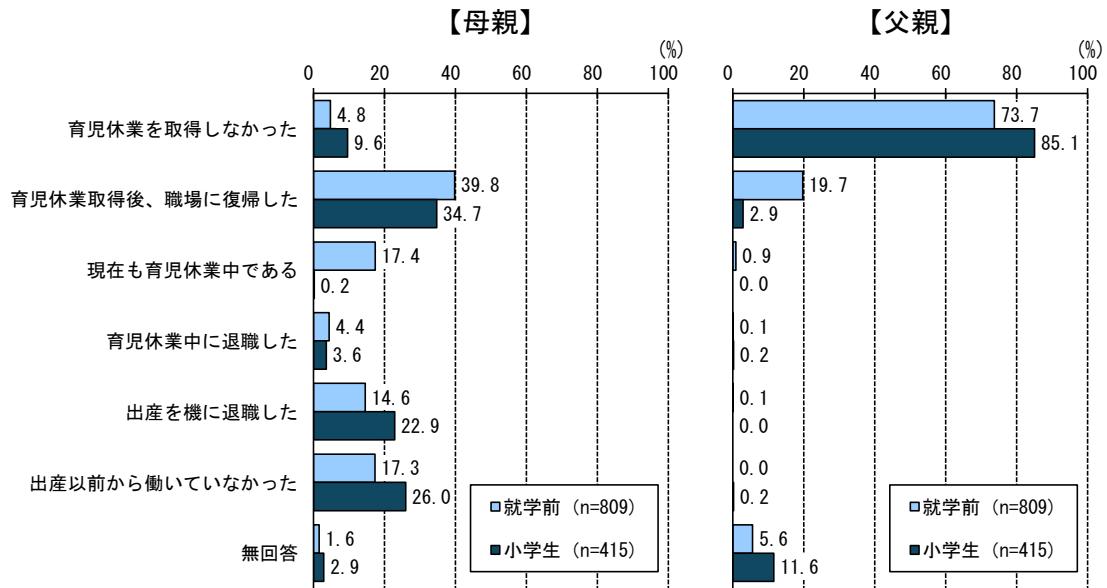
##### 【母親】



##### 【父親】

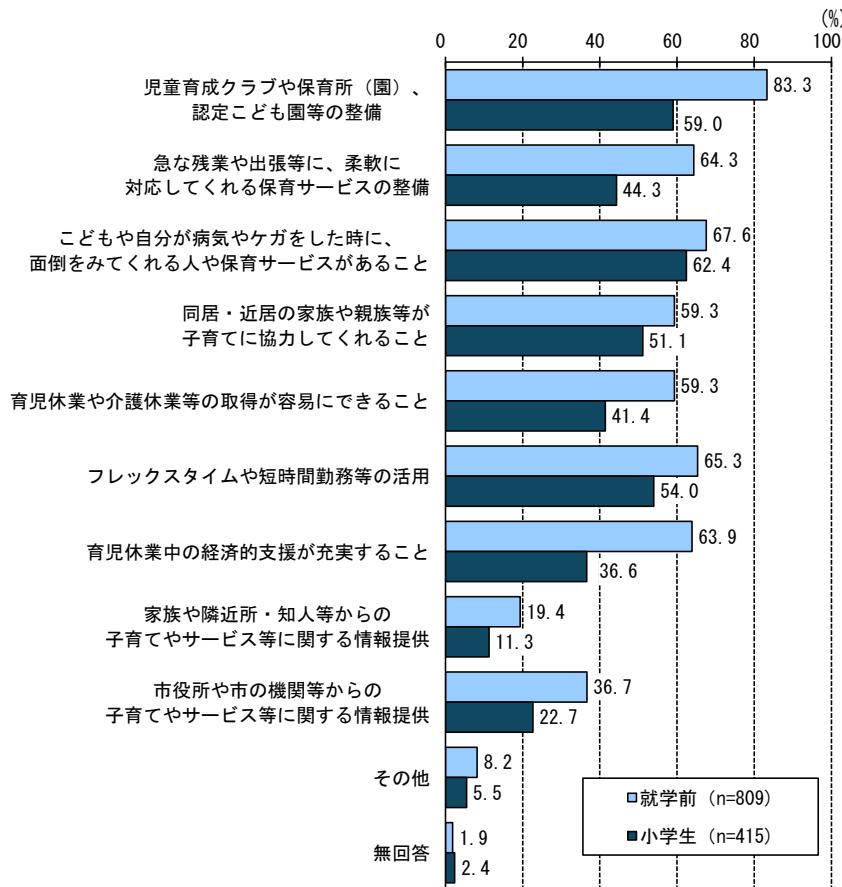


## ■育児休業の取得状況〈複数回答〉



- 仕事と子育てを両立する上で必要なことについてみると、就学前児童、小学生ともに「児童育成クラブや保育所（園）、認定こども園等の整備」「こどもや自分が病気やケガをした時に、面倒をみてくれる人や保育サービスがあること」が上位2位となっています。

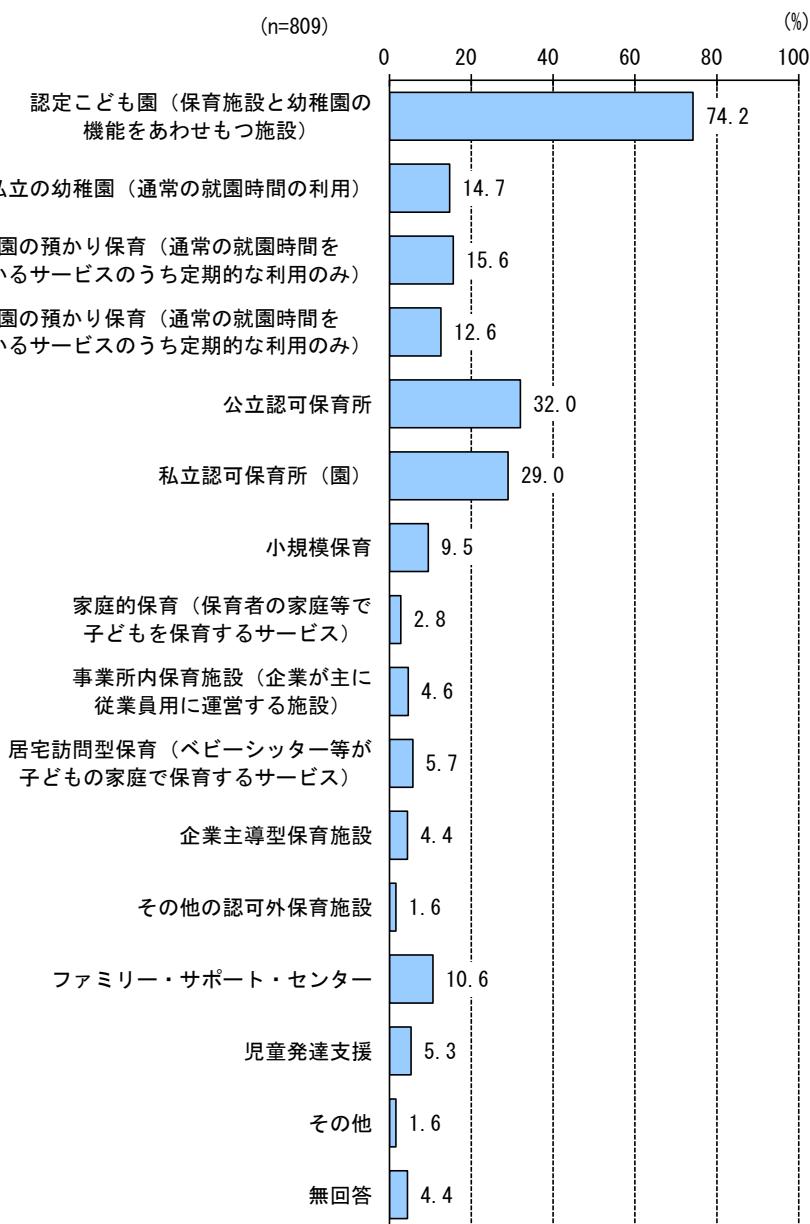
## ■仕事と子育てを両立する上で必要なこと〈複数回答〉



(5) 平日の定期的な認定こども園、幼稚園および保育所（園）等の利用希望について（就学前児童のみ）

- 幼児教育・保育の無償化の内容を踏まえて、現在の利用の有無にかかわらず、今後利用したい事業についてみると、「認定こども園」が74.2%、「公立認可保育所」「私立認可保育所（園）」が3割程度となっています。

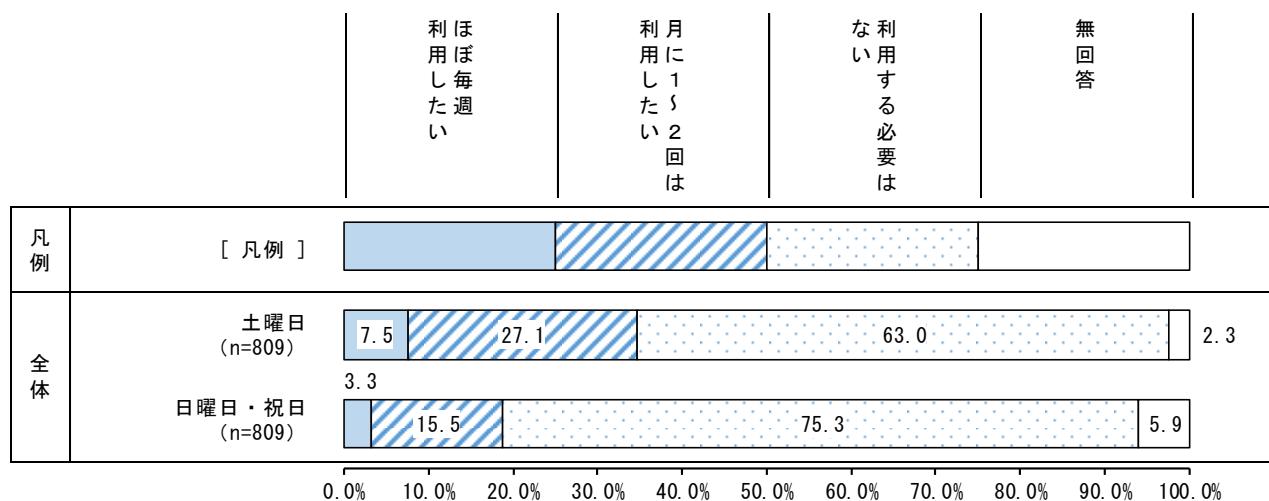
**■幼児教育・保育の無償化の内容を踏まえて、現在の利用の有無にかかわらず、今後利用したい事業〈複数回答〉**



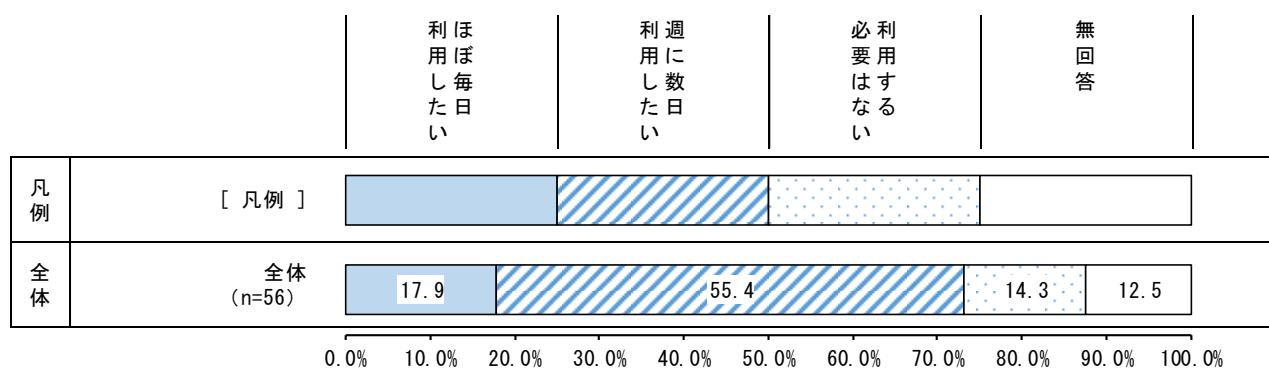
(6) 土曜日・休日や長期休暇期間中の定期的な認定こども園、幼稚園および保育所（園）等利用希望について（就学前児童のみ）

- 土曜・休日の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、『利用したい』（「ほぼ毎週利用したい」と「月に1~2回は利用したい」の計）が土曜日で34.6%、日曜日・祝日で18.8%となっています。幼稚園を利用している人の場合、夏休み・冬休み等長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望は『利用したい』が7割を超えています。

■土曜・休日の定期的な教育・保育事業の利用希望〈単数回答〉



■幼稚園を利用している人の夏休み・冬休み等長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望〈単数回答〉

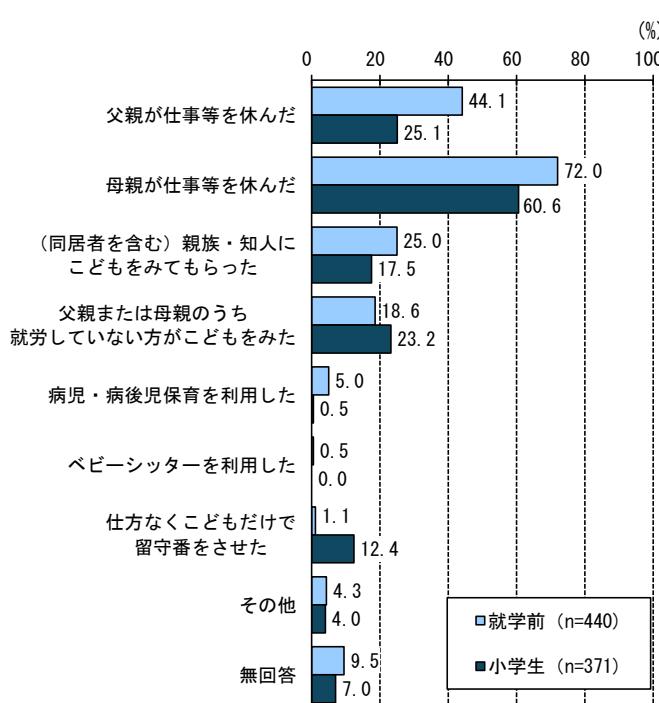


## (7) 病気の際の対応について

- この1年間に、病気やケガのため教育・保育サービスが利用できない、または学校を休んだ場合の主な対応方法として、「母親が仕事等を休んだ」は就学前児童、小学生ともに6割以上と高くなっています。「病児・病後児保育を利用した」は就学前で5.0%、小学生で0.5%と低い結果となっています。また、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」は就学前児童で1.1%（5件）、小学生で12.4%（低学年11件、高学年34件）となってています。
- サービス等を利用したいと思わない理由についてみると、「子どもが病気の時は、父親や母親がそばにいたい」が就学前児童、小学生ともに8割以上と最も高くなっています。次いで、「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」が就学前児童で49.0%、小学生で26.4%、「利用料がかかる・高い」が就学前児童で32.4%、小学生で25.8%となっています。

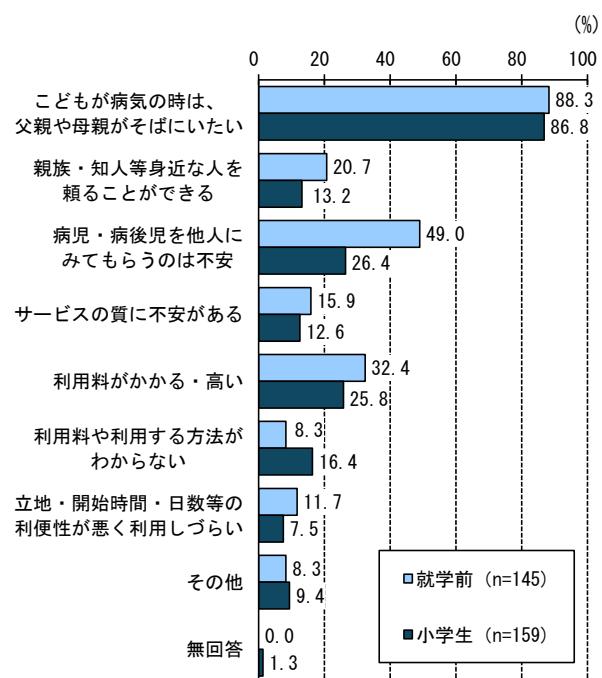
### ■休んだ場合の主な対応方法

〈複数回答〉



### ■サービス等を利用したいと思わない理由

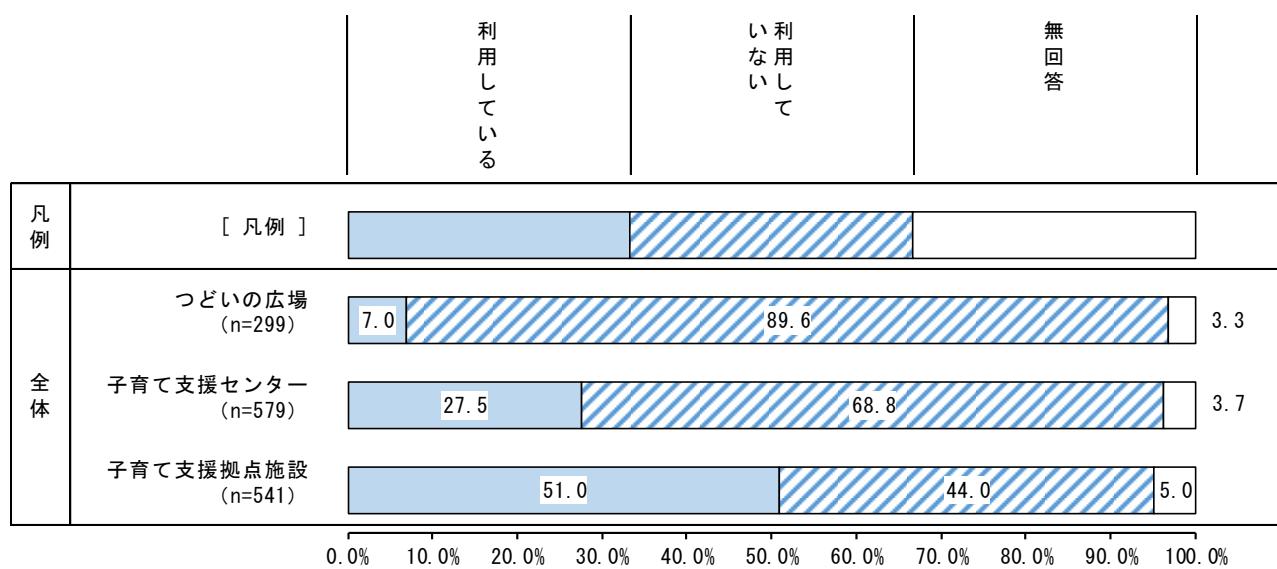
〈複数回答〉



## (8) 地域の子育て支援事業の利用状況等について（就学前児童のみ）

- 平日、幼稚園や保育所（園）等の定期的な教育・保育サービスを利用していない人の地域の子育て支援事業の利用状況についてみると、つどいの広場では 7.0%、子育て支援センターでは 27.5%、子育て支援拠点施設では 51.0% の人が利用しています。前回調査の利用割合（つどいの広場：26.2%、子育て支援センター：37.6%、子育て支援拠点施設：50.0%）と比べると、つどいの広場、子育て支援センターの利用割合が低くなっています。

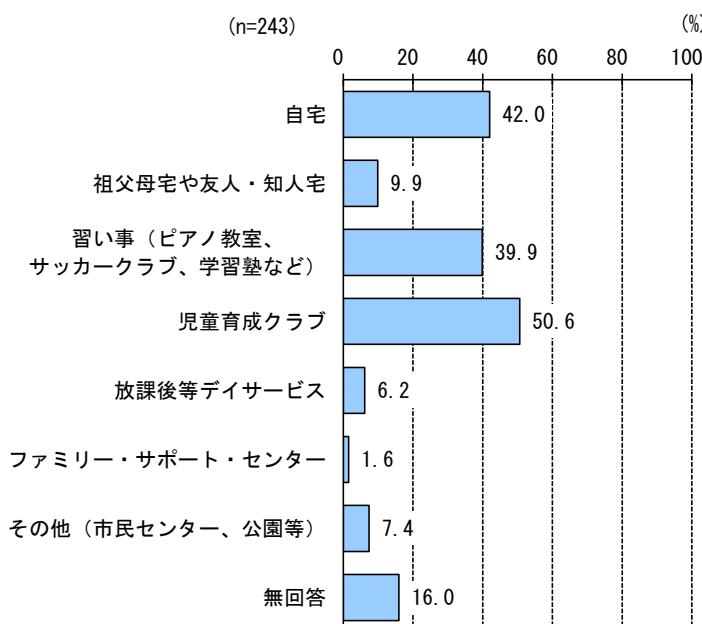
### ■定期的な教育・保育サービスを利用していない人の地域の子育て支援事業の利用状況 〈単数回答〉



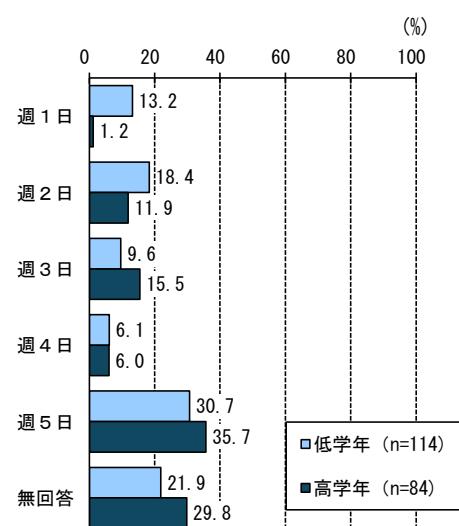
## (9) 放課後の過ごし方について

- 就学前児童が小学校入学後に希望する放課後の過ごし方についてみると、「自宅」「習い事」「児童育成クラブ」がそれぞれ4割から5割程度と高くなっています。「児童育成クラブ」を利用したい人の週当たり利用希望日数は、低学年、高学年ともに「週5日」が3割を超える最も高くなっています。
- 小学生の平日の児童育成クラブの利用希望についてみると、「利用したい」は32.3%となっています。利用を希望する学年をみてみると、1~4年生までは5割を超えており、5年生は41.0%、6年生は36.6%となっています。

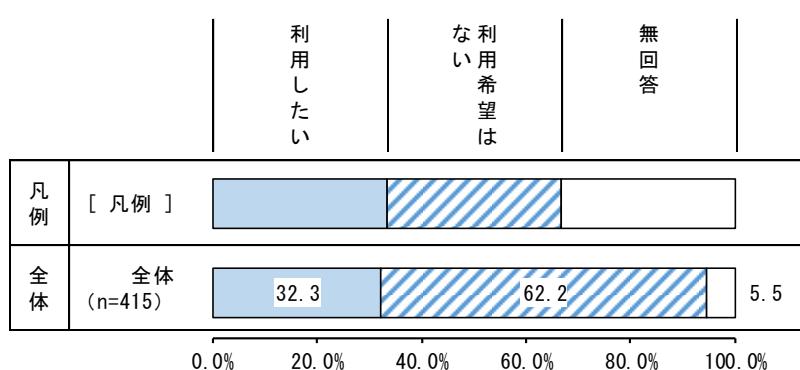
■就学前児童が小学校入学後に希望する  
放課後の過ごし方〈複数回答〉



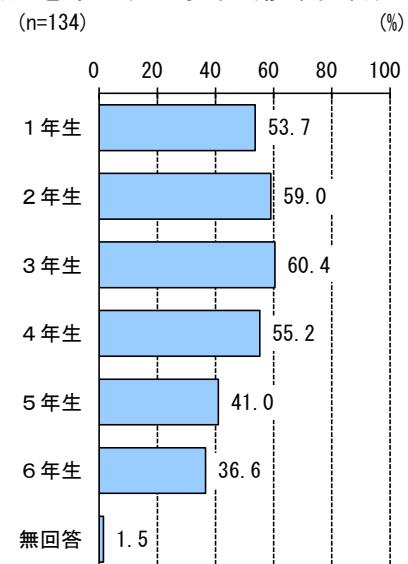
■児童育成クラブの週当たり  
利用希望日数〈数量回答〉



■小学生の平日の児童育成クラブの利用希望  
〈単数回答〉



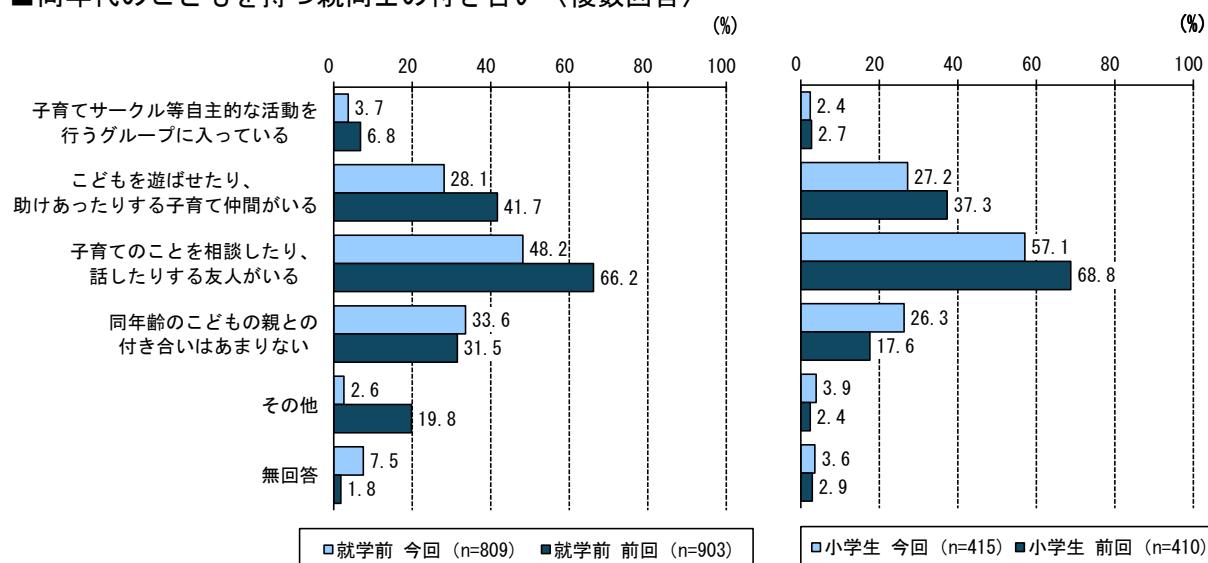
■小学生の平日の児童育成クラブの  
利用を希望する学年〈複数回答〉



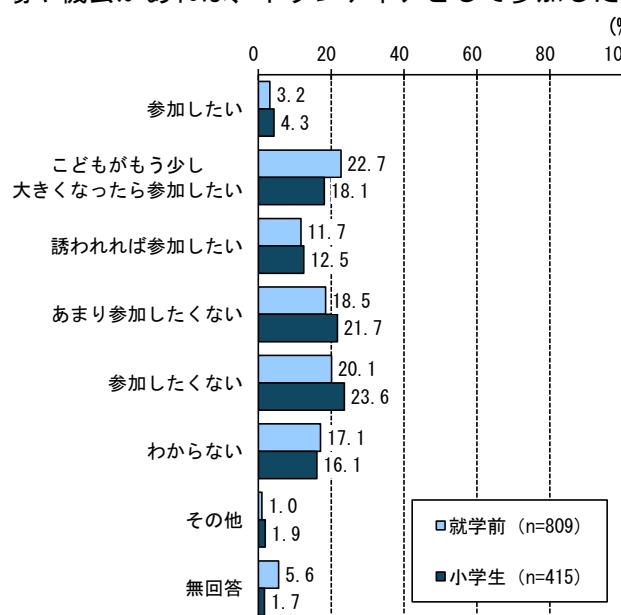
## (10) 親同士のつながりについて

- 同年代のこどもを持つ親同士のつながりについては、「子育てのことを相談したり、話したりする友人がいる」が就学前児童で48.2%、小学生児童で57.1%と最も高くなっています。前回調査と比べると、「同年齢のこどもの親との付き合いはあまりない」が就学前児童、小学生ともに増加しています。
- 子育ての経験を生かせる場や機会があれば、ボランティアとして参加したいかについては、「参加したい」は就学前児童で3.2%、小学生で4.3%にとどまっていますが、「こどもがもう少し大きくなったら参加したい」が就学前児童で22.7%、小学生で18.1%、「誘われれば参加したい」が就学前児童、小学生ともに1割程度と、地域の子育て支援の担い手となる可能性のある人が一定数います。

### ■同年代のこどもを持つ親同士の付き合い（複数回答）



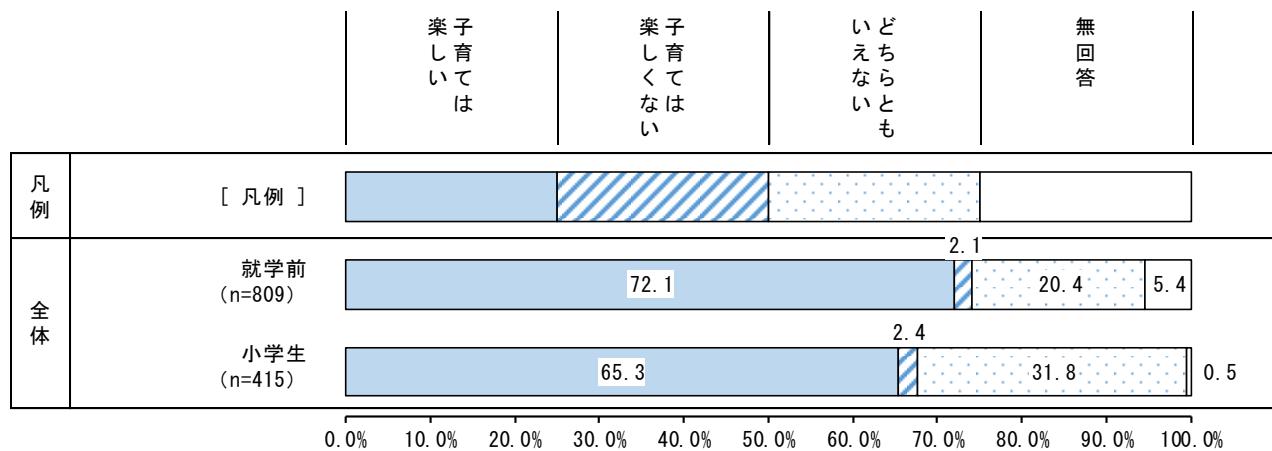
### ■子育ての経験を生かせる場や機会があれば、ボランティアとして参加したいか（単数回答）



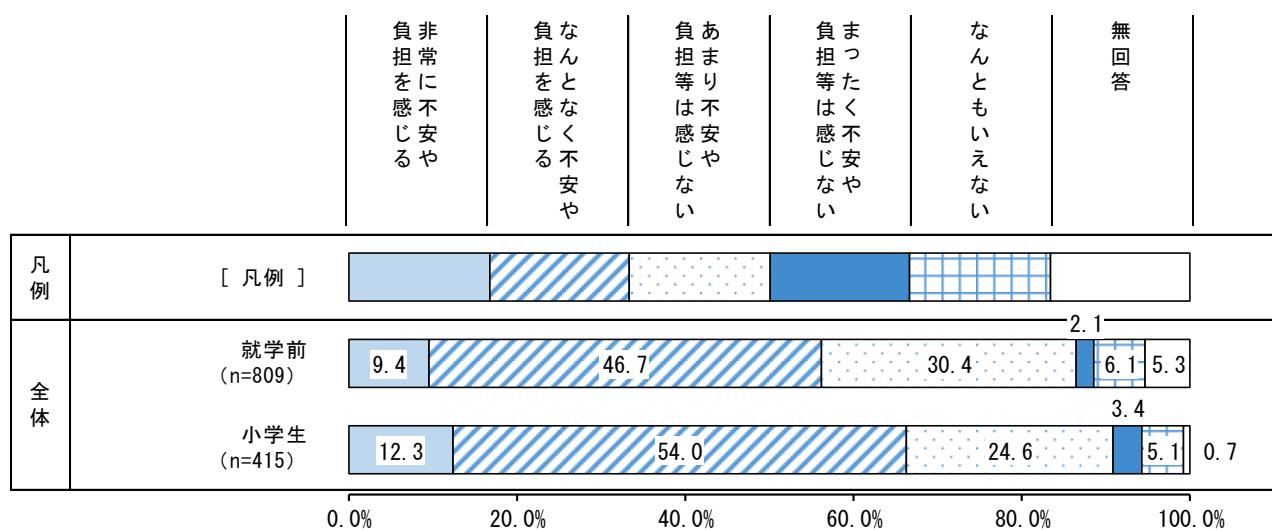
## (11) 子育ての不安や悩みについて

- 子育てを楽しいと感じるかについては、就学前児童、小学生ともに「子育ては楽しい」が6割後半から7割程度となっている一方で、「子育ては楽しくない」が就学前児童で2.1%（17件）、小学生で2.4%（10件）となっています。子育てに不安や負担を感じるかについては、『不安や負担を感じる』（「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」の計）が就学前児童、小学生ともに半数以上となっています。

### ■子育てを楽しいと感じるか（単数回答）



### ■子育てに不安や負担を感じるか（単数回答）



- 子育てに関して、日頃悩んでいることや気になることについて年齢別にみると、就学前児童では、全ての年齢で「子どもの病気や発育・発達に関するこども」が最も高く、次いで「子どもの食事や栄養に関するこども」となってています。小学生では、1~5年生は「子どもの病気や発育・発達に関するこども」が最も高くなっていますが、2年生、4年生、6年生は「子どもの友だち付き合いに関するこども」、4年生は「子どもを叱りすぎているような気がする」も高くなっています。

■子育てに関して、日頃悩んでいることや気になること（上位7位）（就学前児童）〈単数回答〉

		母数 (n)	子育てに関して、日頃悩んでいること、または気になること							単位：%
子どもの年齢	発育・発達に悩むこと		栄養に悩むこと	児童に自と信の接し方がない	時間がもと接する	付き合いで友だちすること	十や仕事でたやきい自分	叱り声でなすも気ぎをがてすい		
	全体	809	45.2	40.7	28.9	19.2	18.8	31.0	25.7	
	0歳児	90	58.9	47.8	26.7	11.1	16.7	37.8	11.1	
	1歳児	103	52.4	50.5	33.0	13.6	14.6	24.3	26.2	
	2歳児	124	48.4	46.0	31.5	22.6	16.9	30.6	18.5	
	3歳児（年少）	123	41.5	40.7	34.1	17.1	18.7	35.8	23.6	
	4歳児（年中）	123	39.8	39.0	30.9	22.8	15.4	27.6	33.3	
	5歳児（年長）	243	40.3	32.1	23.0	22.2	24.3	30.9	31.7	

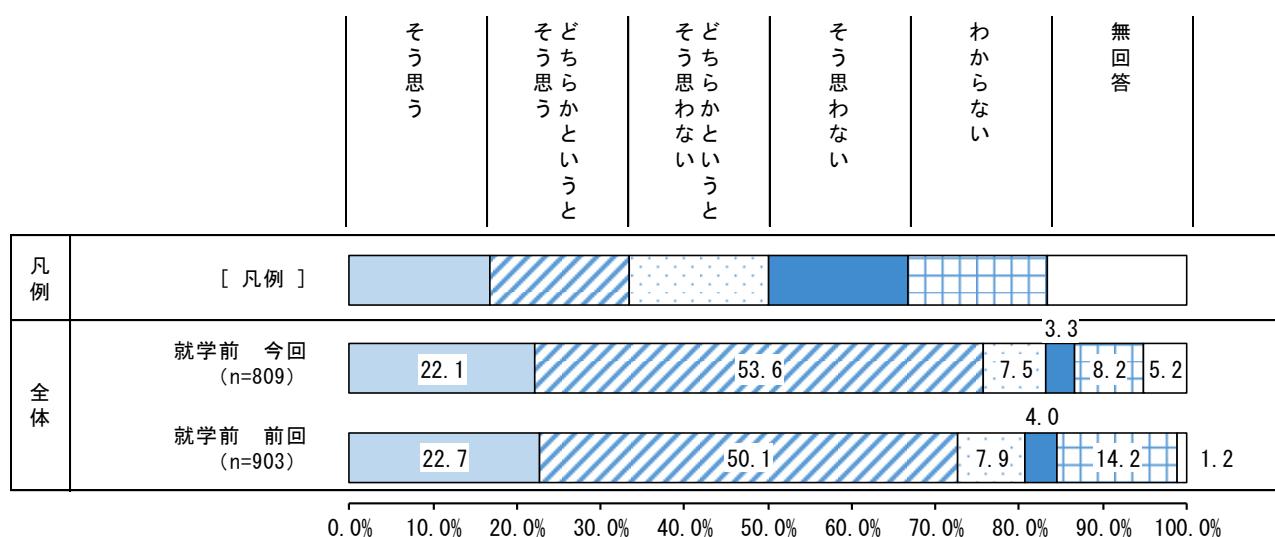
■子育てに関して、日頃悩んでいることや気になること（上位10位）（小学生）〈単数回答〉

		母数 (n)	子育てに関して、日頗悩んでいること、または気になること										単位：%
子どもの年齢	発育・発達に悩むこと		栄養に悩むこと	児童に自と信の接し方がない	時間がもと接する	付き合いで友だちすること	遊び所にだちがものない	十や仕事でたやきい自分	や、配偶者協意やが見家少が族な合といわのこな子とい育こてとに	叱り声でなすも気ぎをがてすい	などじめもつらがいれいていめなりか		
	全体	415	36.1	28.4	21.2	25.3	32.5	17.6	21.4	17.3	32.3	27.5	
	1年生	70	44.3	37.1	21.4	32.9	37.1	28.6	24.3	17.1	34.3	32.9	
	2年生	81	38.3	27.2	23.5	19.8	38.3	21.0	19.8	16.0	34.6	34.6	
	3年生	55	32.7	27.3	16.4	18.2	29.1	21.8	25.5	12.7	27.3	29.1	
	4年生	73	35.6	24.7	21.9	21.9	35.6	12.3	21.9	19.2	35.6	26.0	
	5年生	71	33.8	23.9	23.9	32.4	15.5	12.7	15.5	25.4	28.2	18.3	
	6年生	64	31.3	31.3	18.8	26.6	39.1	9.4	23.4	12.5	32.8	23.4	

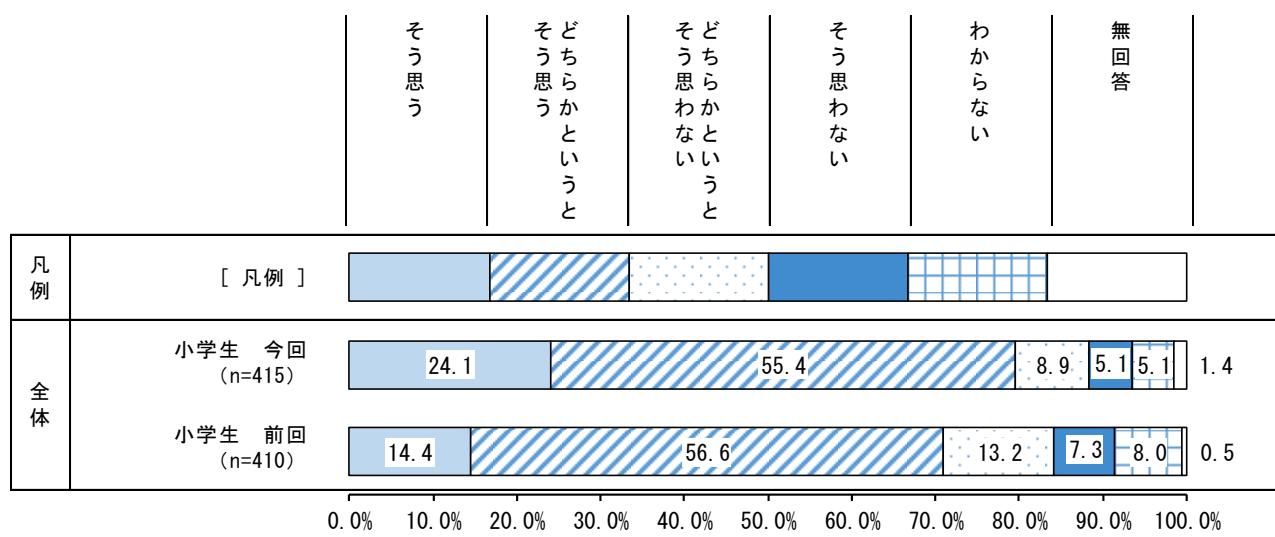
## (12) 市での子育てについて

- 草津市は子育てをしやすい市だと思うかについて、子育てしやすい市だと『思う』（「そう思う」と「どちらかというとそう思う」の計）は、就学前児童、小学生ともに7割以上となっています。前回調査と比べると、就学前児童で2.9ポイント、小学生で8.5ポイント増加しています。一方で、子育てしやすい市だと『思わない』（「どちらかというとそう思わない」と「そう思わない」の計）は就学前児童で10.8%、小学生で14.0%となっており、子育て環境の充実に向けて、さらに継続的に取り組んでいくことが求められます。

### ■草津市は子育てをしやすい市だと思うか（就学前児童）〈単数回答〉



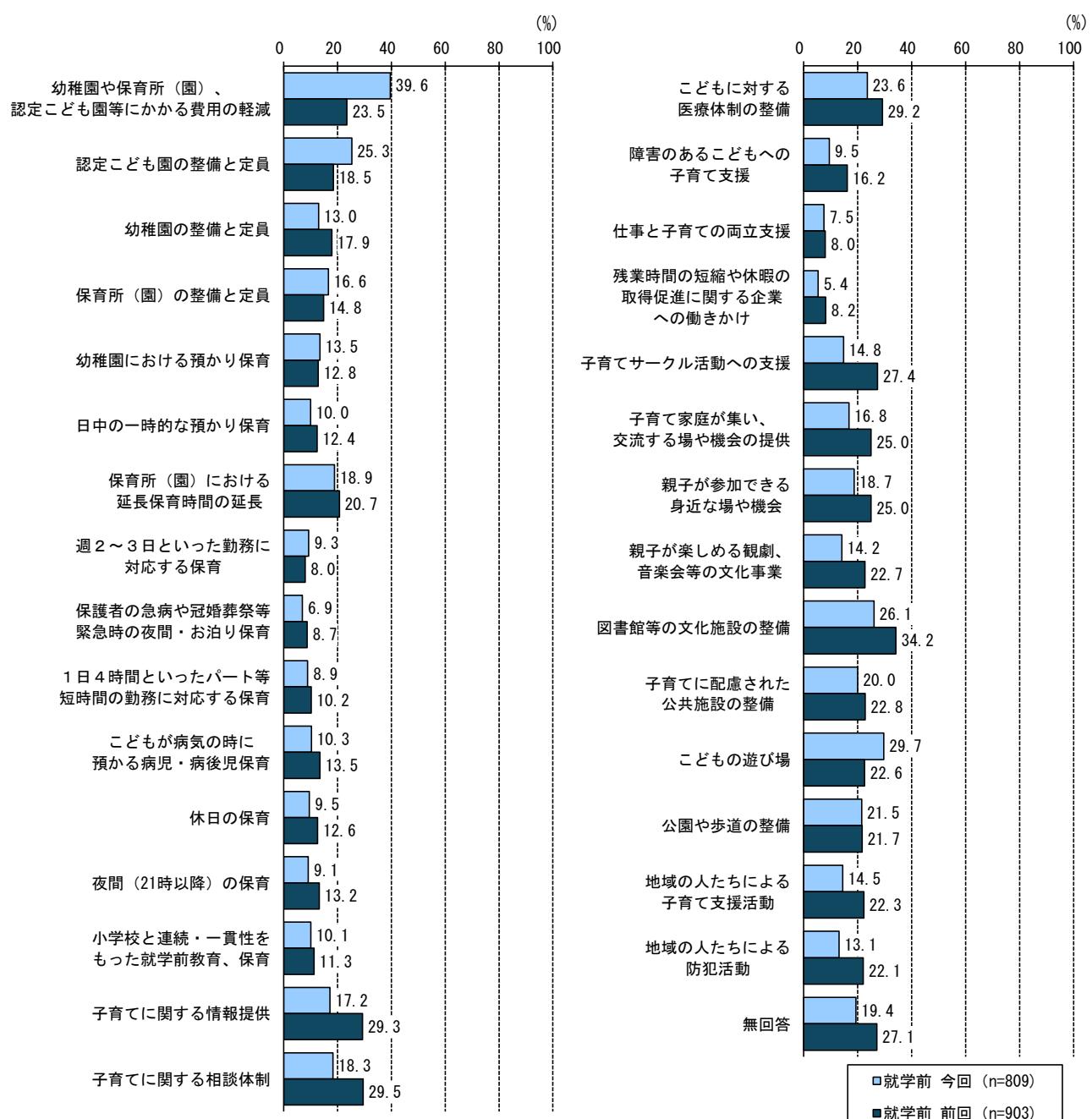
### ■草津市は子育てをしやすい市だと思うか（小学生）〈単数回答〉



### (13) 市の子育てに関する取組について

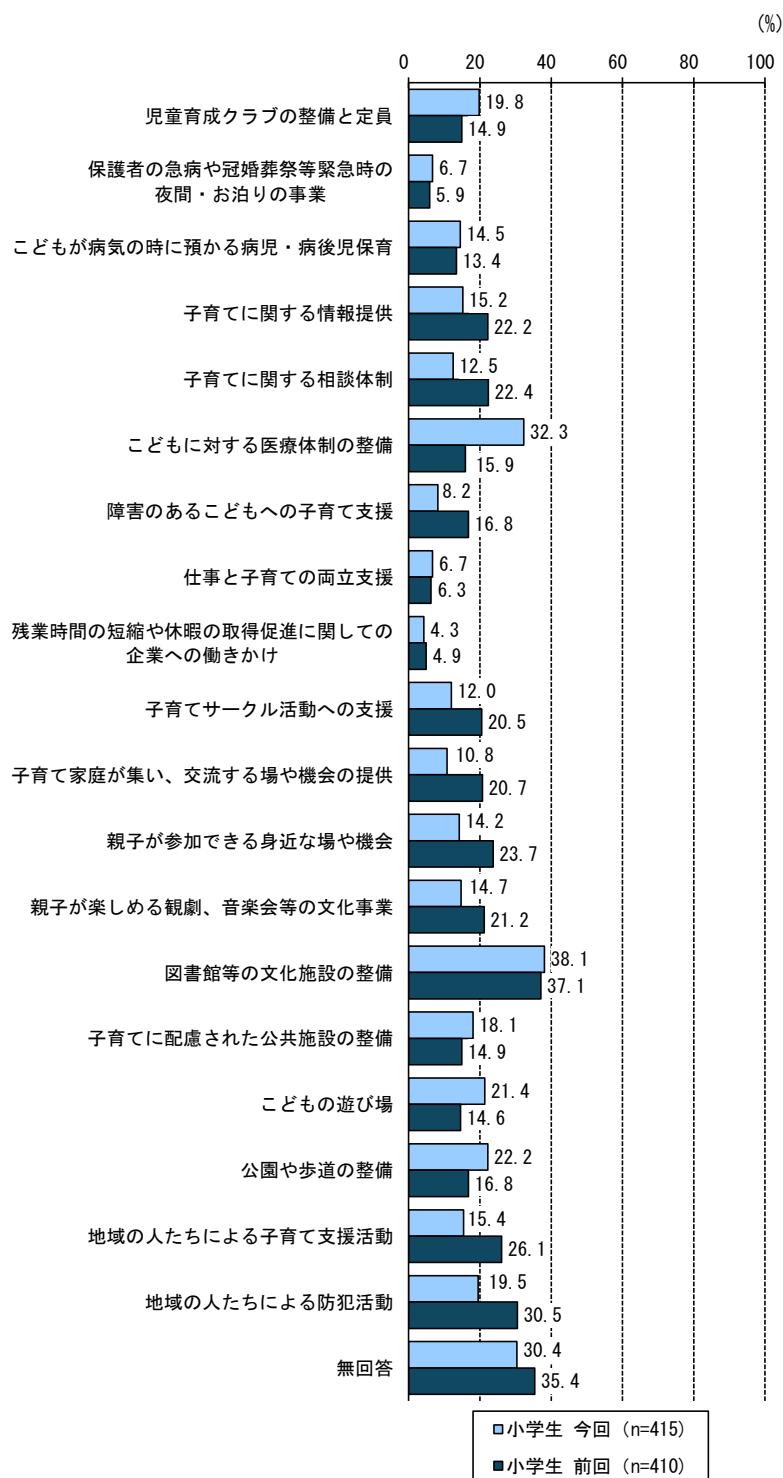
- 草津市の子育てに関する取組で、評価できる事業について、就学前児童では、「幼稚園や保育所（園）、認定こども園等にかかる費用の軽減」が4割程度と最も高く、次いで「子どもの遊び場」「図書館等の文化施設の整備」となっています。前回調査と比べると、「幼稚園や保育所（園）、認定こども園にかかる費用の軽減」「認定こども園の整備と定員」「子どもの遊び場」で5ポイント以上増加しています。

#### ■草津市の子育てに関する取組で、評価できる事業（就学前児童）〈複数回答〉



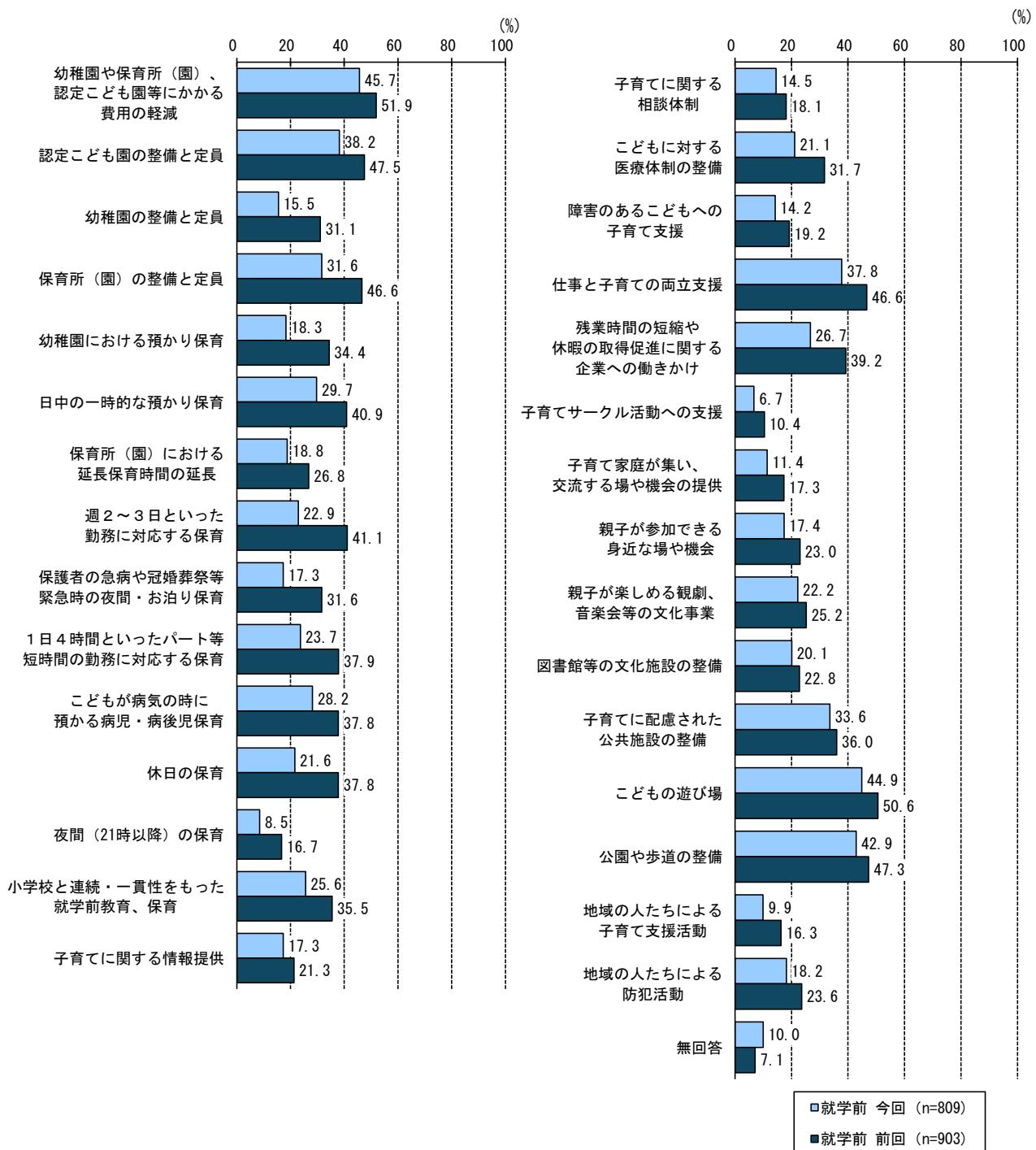
- 草津市の子育てに関する取組で、評価できる事業について、小学生では、「図書館等の文化施設の整備」が3割後半と最も高く、次いで「こどもに対する医療体制の整備」「公園や歩道の整備」となっています。多くの事業で前回調査から割合が増加しています。

### ■草津市の子育てに関する取組で、評価できる事業（小学生）〈複数回答〉



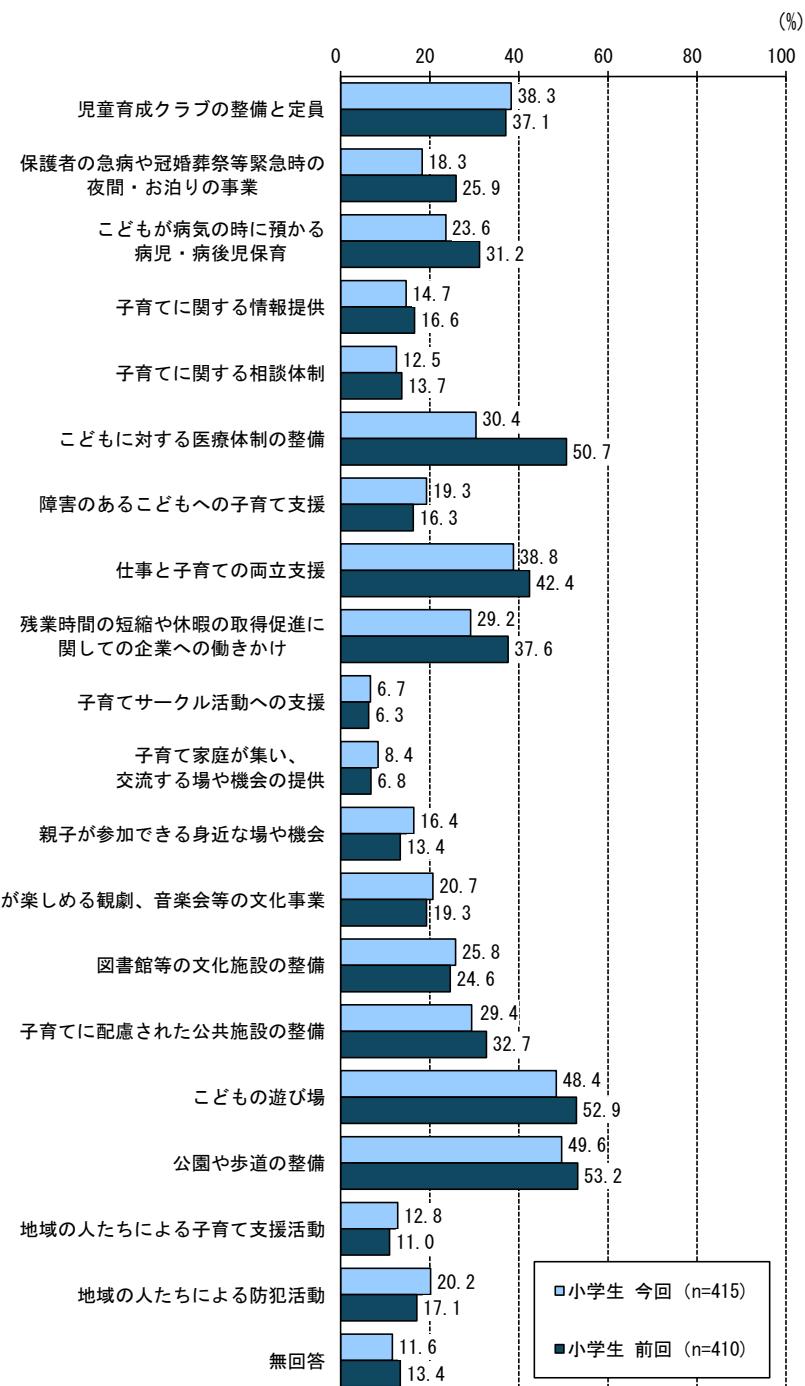
- 草津市の子育てに関する取組で、充実してほしい事業について、就学前児童では、「幼稚園や保育所（園）、認定こども園にかかる費用の軽減」が4割以上と最も高く、次いで「子どもの遊び場」「公園や歩道の整備」となっています。

### ■草津市の子育てに関する取組で、充実してほしい事業（就学前児童）〈複数回答〉



- 草津市の子育てに関する取組で、充実してほしい事業について、小学生では、「公園や歩道の整備」が5割程度と最も高く、次いで「子どもの遊び場」「仕事と子育ての両立支援」となっています。前回調査と比べると、「子どもに対する医療体制の整備」が20.3ポイント減少しています。

### ■草津市の子育てに関する取組で、充実してほしい事業（小学生）〈複数回答〉



## 6 「子どもの貧困対策に関する支援者調査」の結果

- ◆貧困状況にある家庭のこどもや保護者との接することの有無では、「ある」が45.9%、「ない」が40.6%と、前回調査と比べて接する機会が減少しています。
- ◆貧困状況にあるこどもに不足していると感じる項目では、「健全な生活習慣・食習慣」が80.2%と最も高く、次いで、「こころの状態の安定性・心身の健康」が64.9%、「自己肯定感・自尊心」が42.3%となっています。
- ◆貧困状況に置かれたこどもや保護者に対して、もっと必要だと思う支援では、「生活支援」が34.2%と最も高く、次いで、「訪問による早期発見」が31.5%、「関係機関による支援のネットワークの整備」が30.6%となっています。また、前回調査と比較すると「生活支援」や「関係機関による支援のネットワークの整備」が大きく増加しています。
- ◆連携が必要な機関や団体では、「市 家庭児童相談室」が58.6%と最も高く、次いで、「市 生活保護担当課」が31.5%、「市 ひとり親家庭担当課」が29.7%となっています。総合相談窓口として新しく開設した「市 子ども・若者総合相談窓口」や「市 人とくらしのサポートセンター」も2割前後となっており、市の割合が高くなっていることから、支援者が市との連携を重視していることがうかがえます。

### (1) 調査の目的

支援者における子どもの貧困への意識、支援の現状等を把握し、子どもの貧困への対策および支援を検討する基礎資料とするため、支援者に対するアンケート調査を実施しました。

### (2) 調査概要

■調査期間 令和6年3月25日（月）～令和6年4月30日（火）

#### ■調査対象者数および回収結果

調査対象者数（配布数）	有効回収数	有効回収率
221件	111件	50.2%

#### ■支援者の所属する機関・団体

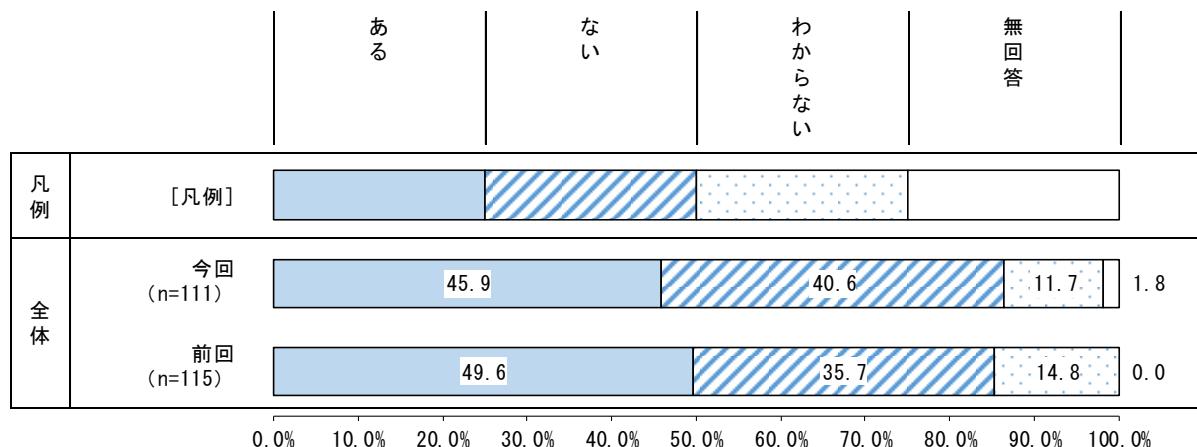
機関・団体名	件数
認定こども園、幼稚園および保育所（園）	32
家庭的保育施設、小規模保育施設および認可外保育施設	1
小中学校、高校	21
児童育成クラブ	2
民間の支援団体	4

機関・団体名	件数
民生委員児童委員	19
ひとり親家庭福祉推進員	15
放課後等デイサービス	9
行政、関連機関等の相談窓口	7
無記名	1
計	111

### (3) 貧困状況にある家庭の状況について

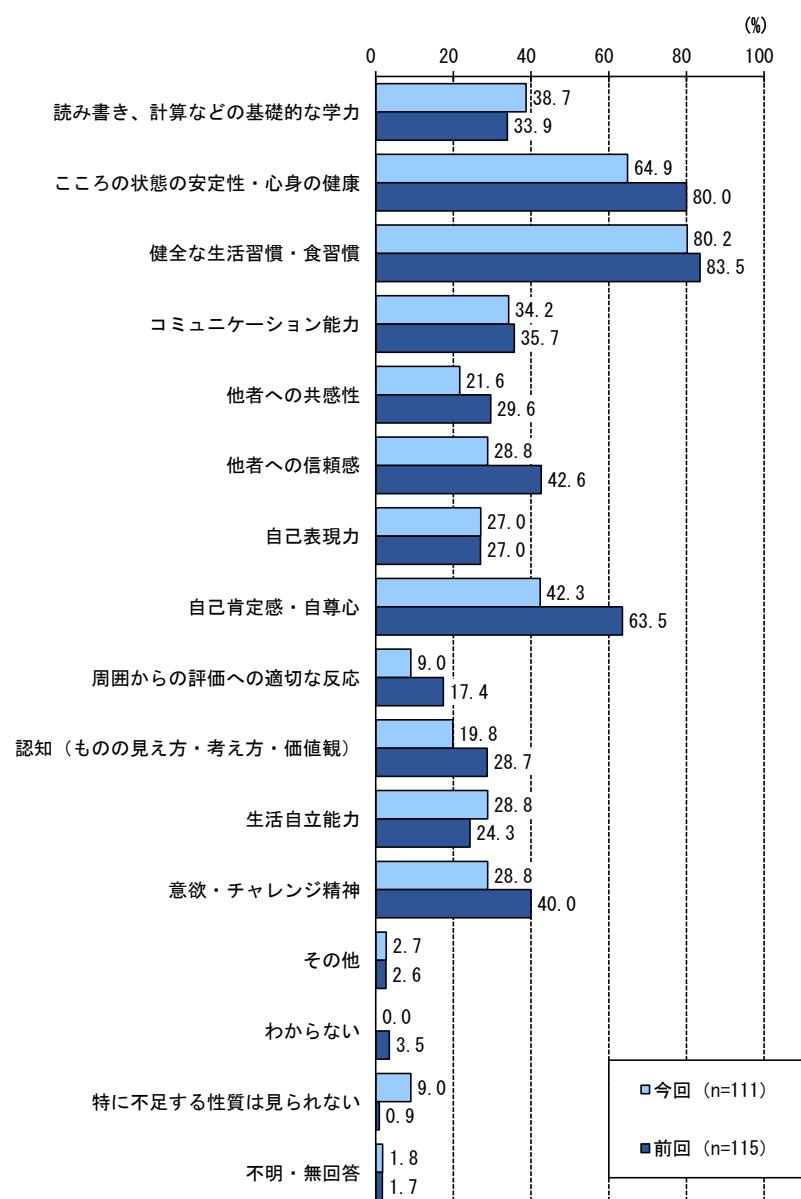
- 貧困状況にある家庭の子どもや保護者に接することの有無については、「ある」が 45.9%、「ない」が 40.6%と、前回調査と比べて接する機会が減少しています。

#### ■貧困状況にあると思う家庭の子どもや保護者の支援に携わることの有無〈単数回答〉



- 貧困状況にあるこどもに不足していると思う項目については、「健全な生活習慣・食習慣」が80.2%と最も高く、次いで「こころの状態の安定性・心身の健康」が64.9%、「自己肯定感・自尊心」が42.3%となっています。
- 「特に不足する性質は見られない」が前回調査と比べて8.1ポイント増加しています。
- 貧困状況にあるこどもの抱える問題として、生活習慣が不規則であることに加えて、精神状態が不安定であること、自己肯定感の低さなどのこころの状態についても課題があると考えている支援者が多いことがうかがえます。

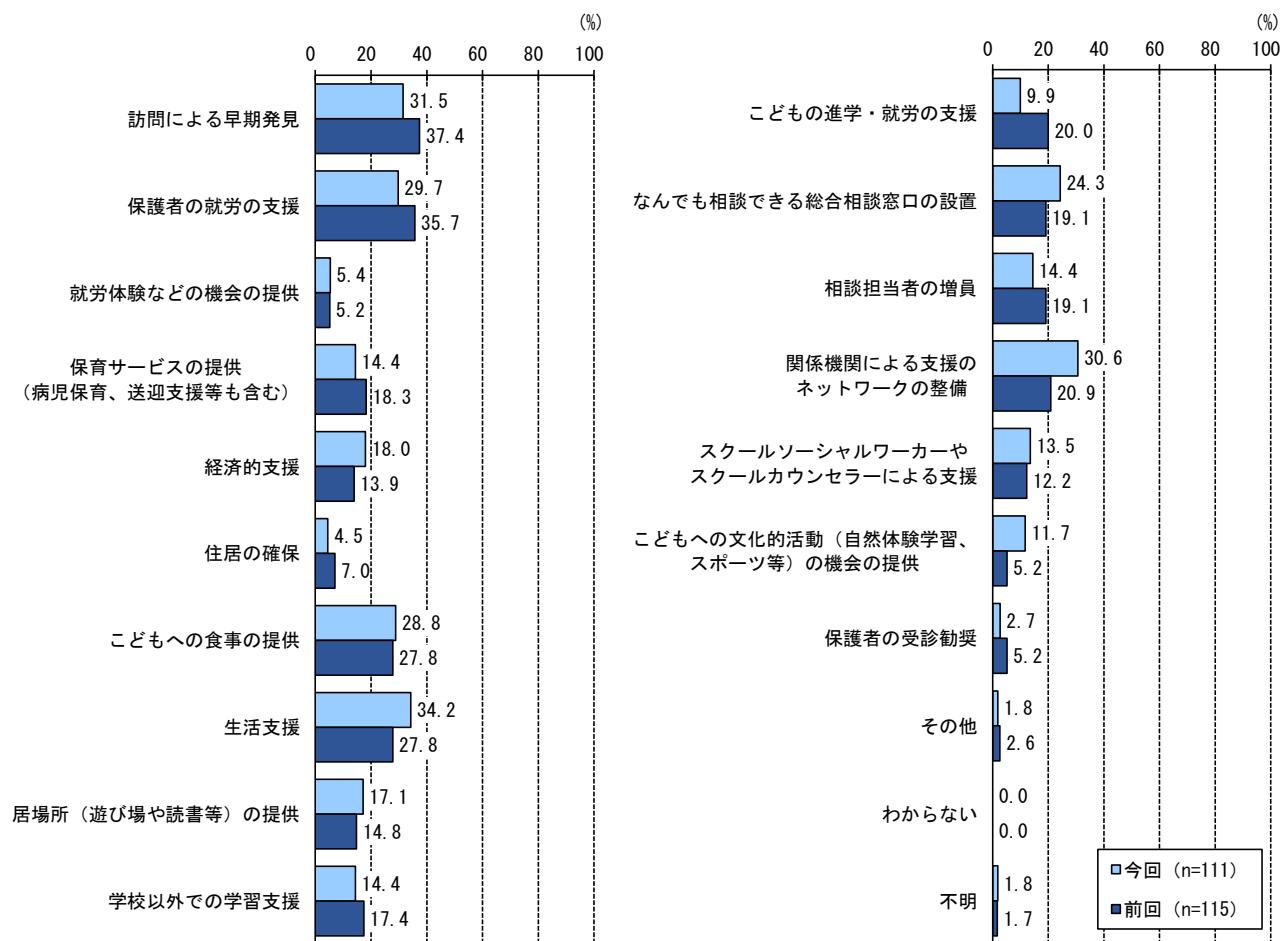
#### ■貧困状況にあるこどもに不足していると感じる項目〈複数回答〉



#### (4) 貧困状況にある家庭に今後必要な支援について

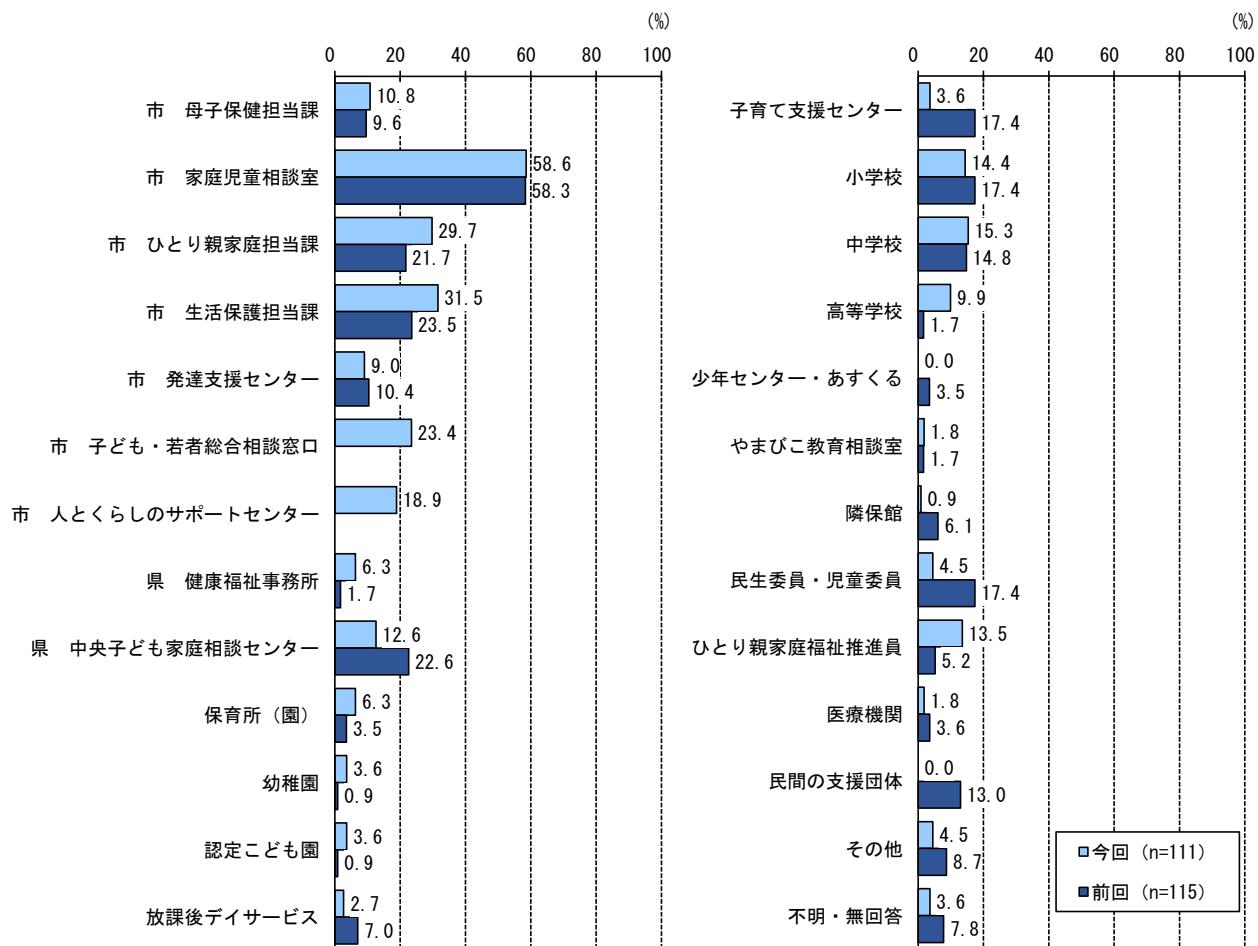
- 貧困状況に置かれた子どもや保護者に対して、一般的にもっと必要だと思う支援については、「生活支援」が34.2%と最も高く、次いで「訪問による早期発見」が31.5%、「関係機関による支援のネットワークの整備」が30.6%となっています。
- 前回調査と比べると、「生活支援」や「関係機関による支援のネットワークの整備」が大きく増加しています。

#### ■貧困状況に置かれた子どもや保護者に対して、もっと必要だと思う支援（複数回答）



- 今後必要な支援に取り組むために、連携が必要な機関や団体については、「市 家庭児童相談室」が 58.6%と最も高く、次いで「市 生活保護担当課」が 31.5%、「市 ひとり親家庭担当課」が 29.7%となっています。「市 子ども・若者総合相談窓口」や「市 人とくらしのサポートセンター」などの市の新規の窓口も 2割前後となっています。
- 市の担当課・窓口の割合が高くなっていることから、支援者（団体）が市との連携を重視していることがうかがえます。

#### ■連携が必要な機関や団体〈複数回答〉



※「市 子ども・若者総合相談窓口」「市 人とくらしのサポートセンター」は前回項目なし

## 7 「子ども・若者の意見を聞く機会アンケート」の結果

- ◆ こどもが意見を表明する権利の認知度については、「聞いたことがあり、内容も知っている」と「聞いたことはあるが、内容は知らない」を合わせた“聞いたことがある方”は、中学生が 54.2%と最も多くなっています。
- ◆ 意見を直接伝えたいと思う理由について、「伝えなければ相手がわからないと思うから」が全ての年代で最も多く、「重要な貴重な意見だから」や「意見を伝えれば反映されると思うから」は年代が上がるほど多くなっています。
- ◆ 意見を直接伝えたいと思わない理由について、中学生、高校生では、「何をしているのかわからないから」が最も多く、18~39歳では、「意見を伝えても反映されないと思うから」が最も多くなっています。
- ◆ 意見を伝えやすい年代や関係について、中学生、高校生では、「同年代」、「知り合い、知っている人」が最も多く、18~39歳では、年代、関係ともに、「こだわりはない」が最も多くなっています。
- ◆ 意見を伝えやすい方法や手段について、全ての年代で「Web アンケートに答える」が最も多く、次いで、中学生では「学校の活動のなかでの機会」、高校生や 18~39 歳では「SNS」が多くなっています。
- ◆ 意見を伝えやすくするための工夫では、全ての年代で「自分の顔や名前を明かさずに参加できる」が4割を超え、18~39歳では、「伝えた意見がどのように扱われるのかわかる」が5割を超えてています。
- ◆ 草津市の若者の施策に望むこと（18~39歳のみ）の設問では、「安心して出産・子育てのできる環境づくりを進める」が最も多く、次いで、「学校教育を充実する」、「若者が結婚しやすい環境をつくる」が多くなっています。

### (1) 調査の目的

こども施策を推進していく中で、こどもや若者から意見をしっかりと聞く仕組みを作るために、どのような手法が適しているか、どのような工夫が必要になるのか等を検討するための基礎資料とする目的で実施したものです。

## (2) 調査概要

■調査期間 中学生：令和6年3月7日（木）～令和6年3月21日（木）  
高校生／18～39歳：令和6年3月12日（火）～令和6年3月27日（水）

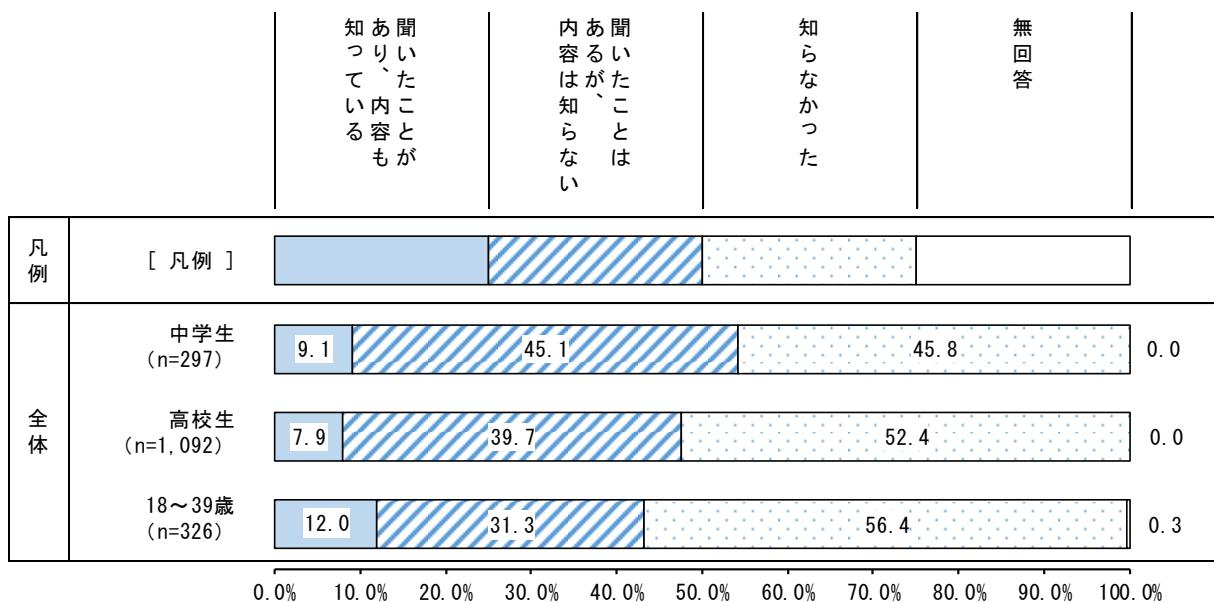
### ■調査対象者数および回収結果

	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
中学生	1,218件	297件	24.4%
高校生	1,712件	1,092件	63.8%
18～39歳	1,400件	326件	23.3%

## (3) こどもが意見を表明する権利の認知度

- 中学生、高校生、18～39歳全てで「知らなかった」が最も多くなっています。
- 「聞いたことがあり、内容も知っている」は18～39歳が12.0%と他の年代と比べて最も多くなっています。
- 「聞いたことがあり、内容も知っている」と「聞いたことはあるが、内容は知らない」を合わせた“聞いたことがある方”は、中学生が54.2%と最も多くなっています。

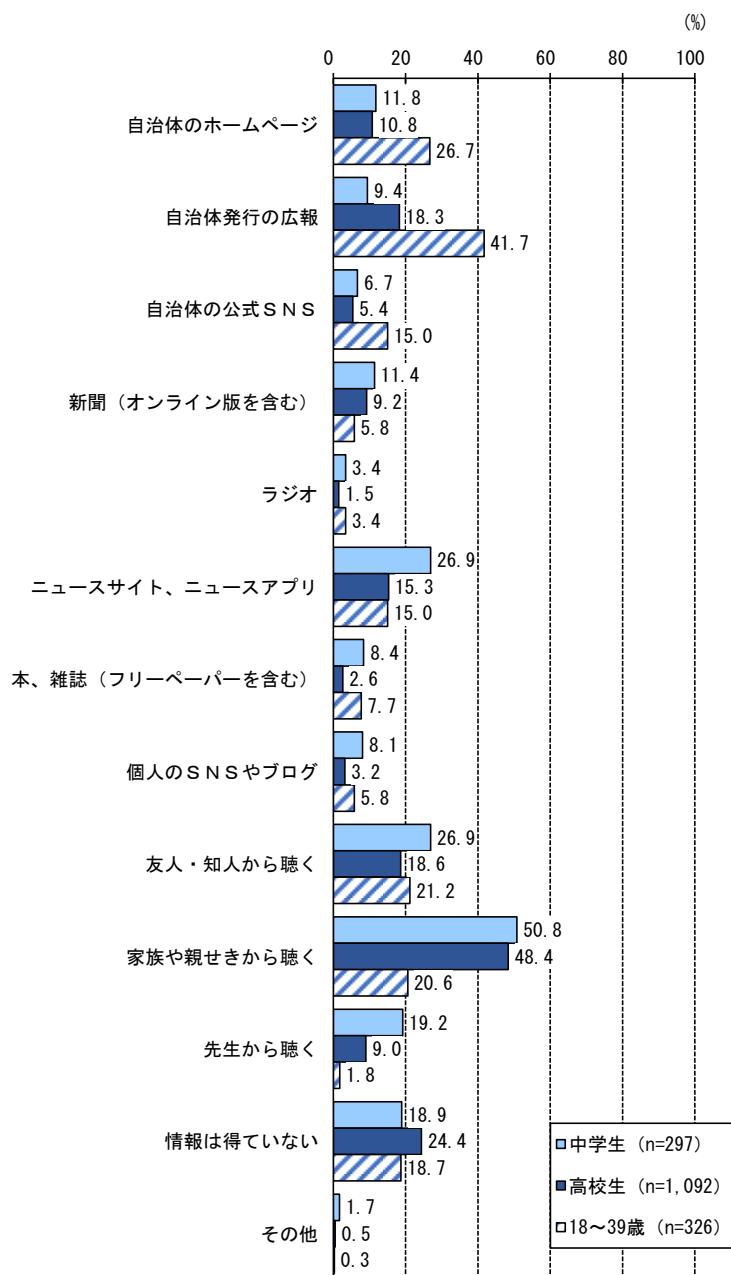
### ■こどもが意見を表明する権利の認知度〈単数回答〉



#### (4) 自治体の制度や政策の情報をどのように得ているか

- 中学生、高校生では「家族や親せきから聞く」が最も多く、18~39歳では「自治体発行の広報」が最も多くなっています。
- 「ニュースサイト、ニュースアプリ」は中学生が26.9%と、他の年代に比べて多くなっています。

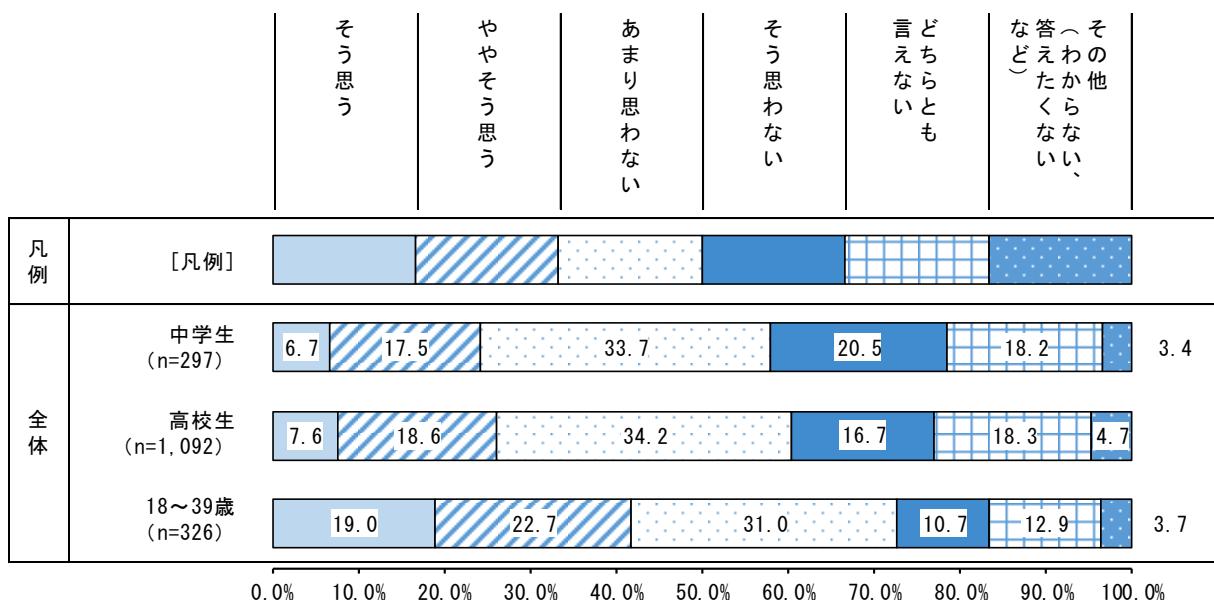
#### ■自治体の制度や政策の情報をどのように得ているか〈複数（3つまで）回答〉



(5) 国や県、あなたの住んでいる自治体（市町村）の制度や政策について思ったことや意見を、直接伝えたいと思うか

- 「そう思う」は18～39歳が19.0%と他の年代に比べて多くなっています。
- 「そう思わない」は中学生が20.5%、高校生が16.7%と、18～39歳（10.7%）に比べて多くなっています。

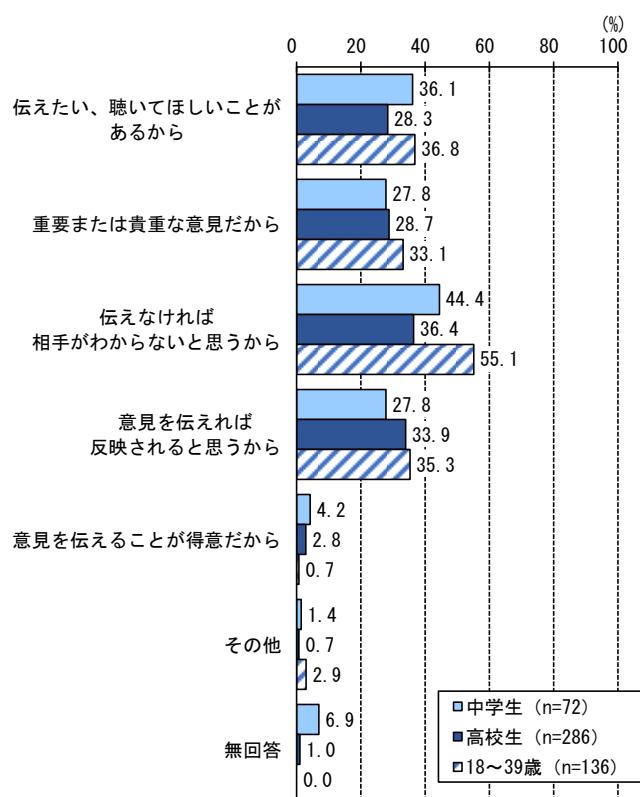
■意見を直接伝えたいと思うか〈単数回答〉



## (6) 意見を直接伝えたいと思う理由

- 全ての年代で、「伝えなければ相手がわからないと思うから」が最も多くなっています。
- 「重要または貴重な意見だから」、「意見を伝えれば反映されると思うから」は、年代が上がるほど多くなっています。

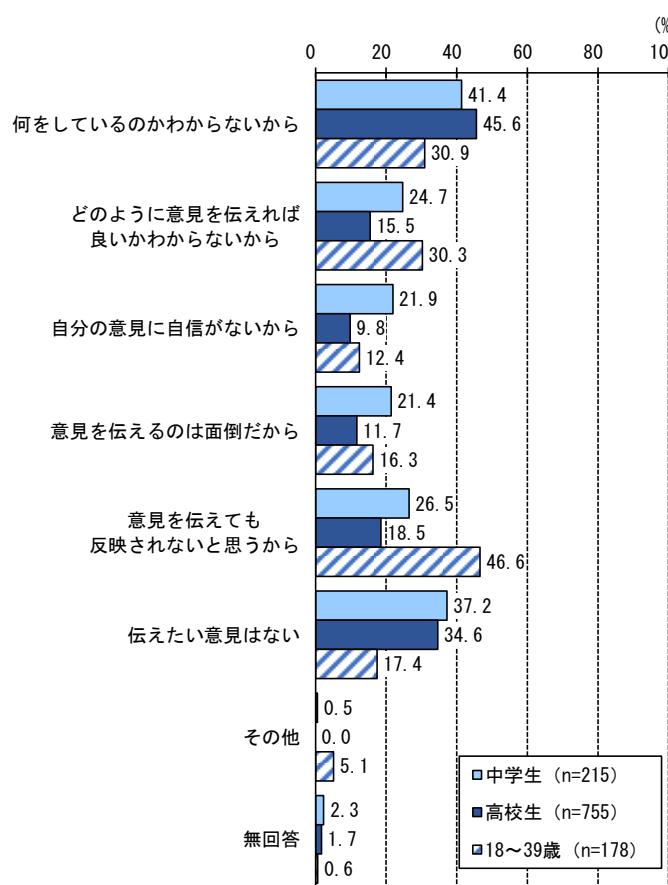
### ■意見を直接伝えたいと思う理由（複数回答）



## (7) 意見を直接伝えたいと思わない理由

- 中学生、高校生では「何をしているのかわからないから」が最も多く、次いで「伝えた意見はない」、「意見を伝えても反映されないと思うから」となっています。
- 18~39歳では「意見を伝えても反映されないと思うから」が最も多く、次いで「何をしているのかわからないから」、「どのように意見を伝えれば良いかわからないから」となっています。

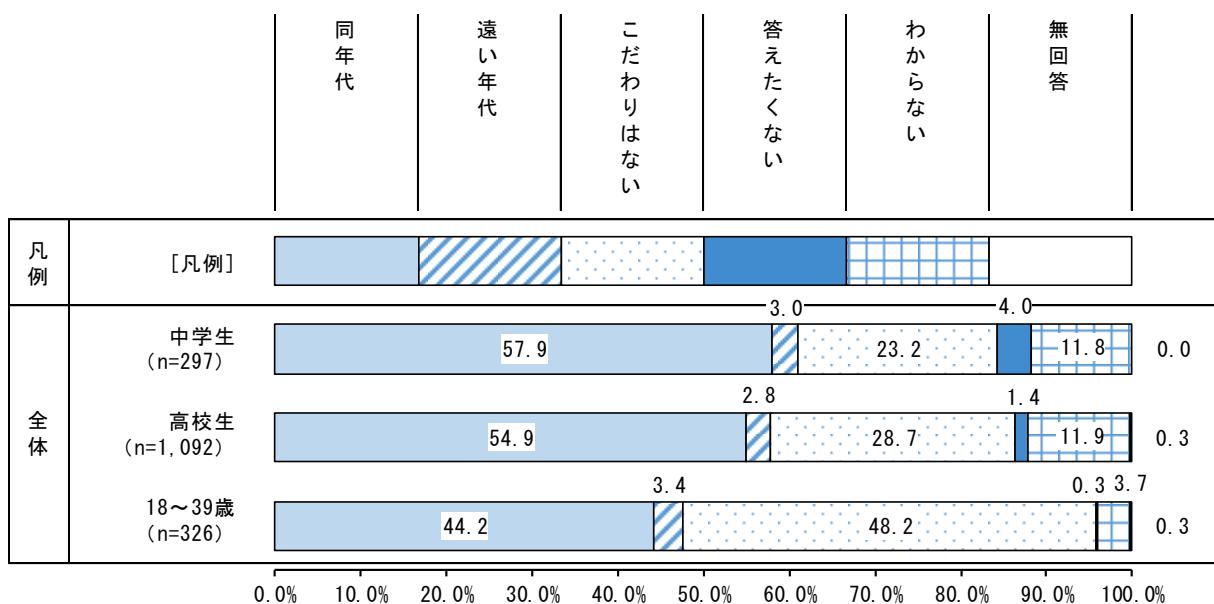
### ■意見を直接伝えたいと思わない理由（複数回答）



## (8) 意見を伝えやすい相手について

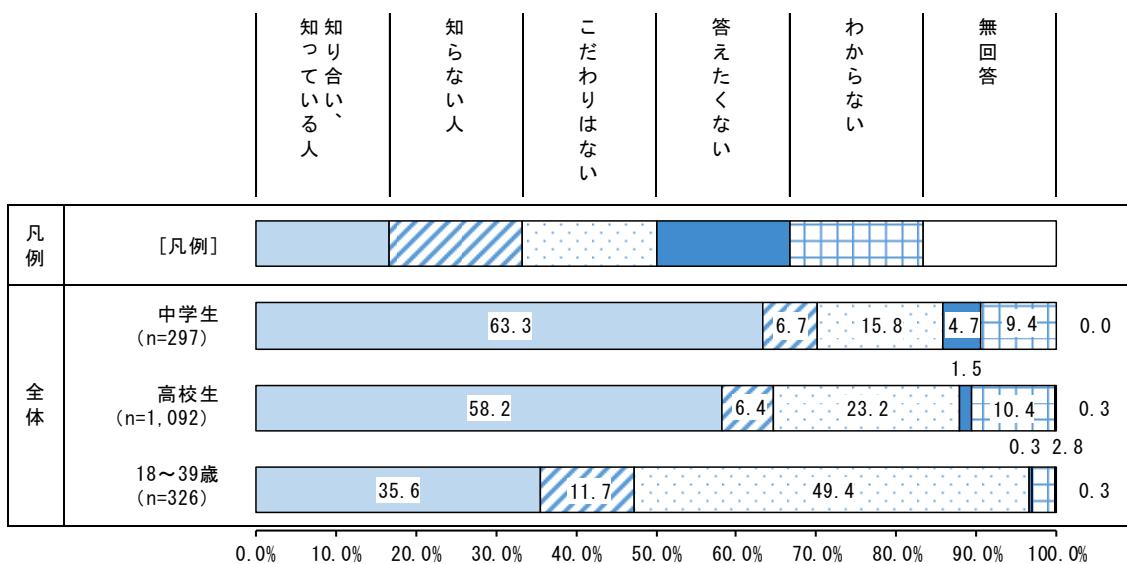
- 中学生、高校生では「同年代」が半数以上を占めています。
- 18~39歳では「こだわりがない」が48.2%と最も多くなっていますが、「同年代」も44.2%と多くなっています。

### ■意見を伝えやすい年代（単数回答）



- 中学生、高校生では「知り合い、知っている人」が約6割を占めています。
- 18~39歳では「こだわりはない」が最も多く、「知り合い、知っている人」は35.6%と他の年代に比べて少なく、「知らない人」が11.7%と他の年代に比べて多くなっています。

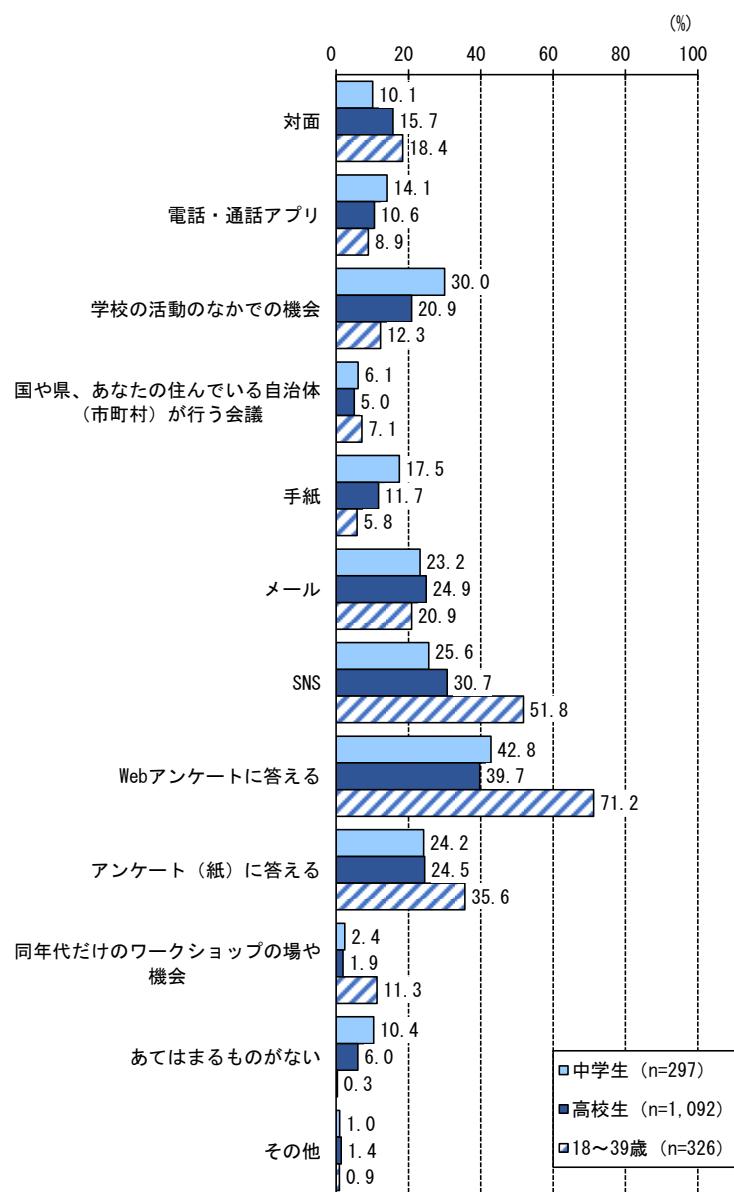
### ■意見を伝えやすい関係（単数回答）



## (9) 意見を伝えやすい方法や手段について

- 中学生では「Web アンケートに答える」が 42.8%で最も多く、次いで「学校の活動のなかでの機会」が 30.0%、「SNS」が 25.6%となっています。
- 高校生では「Web アンケートに答える」が 39.7%で最も多く、次いで「SNS」が 30.7%、「メール」が 24.9%となっています。
- 18~39 歳では「Web アンケートに答える」が 71.2%で最も多く、次いで「SNS」が 51.8%、「アンケート（紙）に答える」が 35.6%となっています。

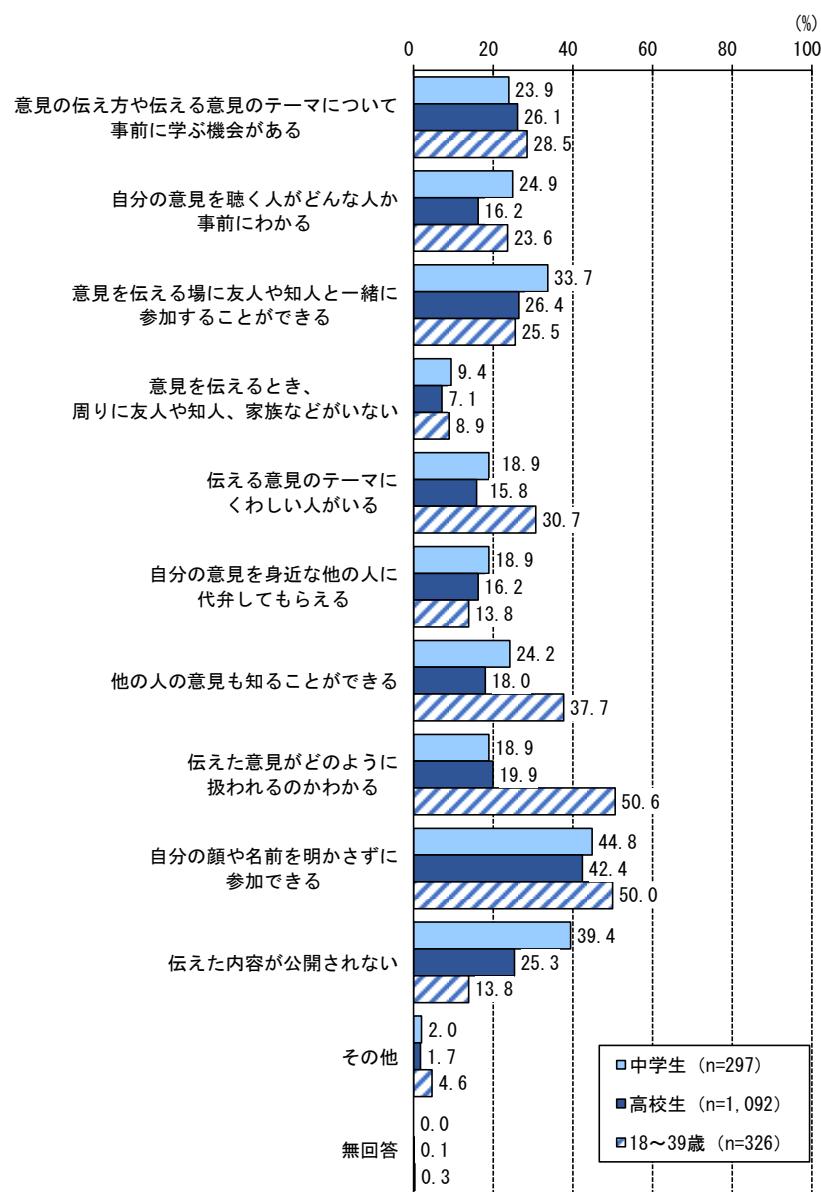
### ■意見を伝えやすい方法や手段 〈複数回答〉



## (10) 意見を伝えやすくするための工夫について

- 中学生では「意見を伝える場に友人や知人と一緒に参加することができる」、「伝えた内容が公開されない」が他の年代に比べて5ポイント以上多くなっています。
- 18～39歳では「伝える意見のテーマにくわしい人がいる」、「他の人の意見も知ることができます」、「伝えた意見がどのように扱われるのかわかる」が他の年代に比べて10ポイント以上多くなっています。
- 全ての年代で、「自分の顔や名前を明かさずに参加できる」が4割を超えていました。

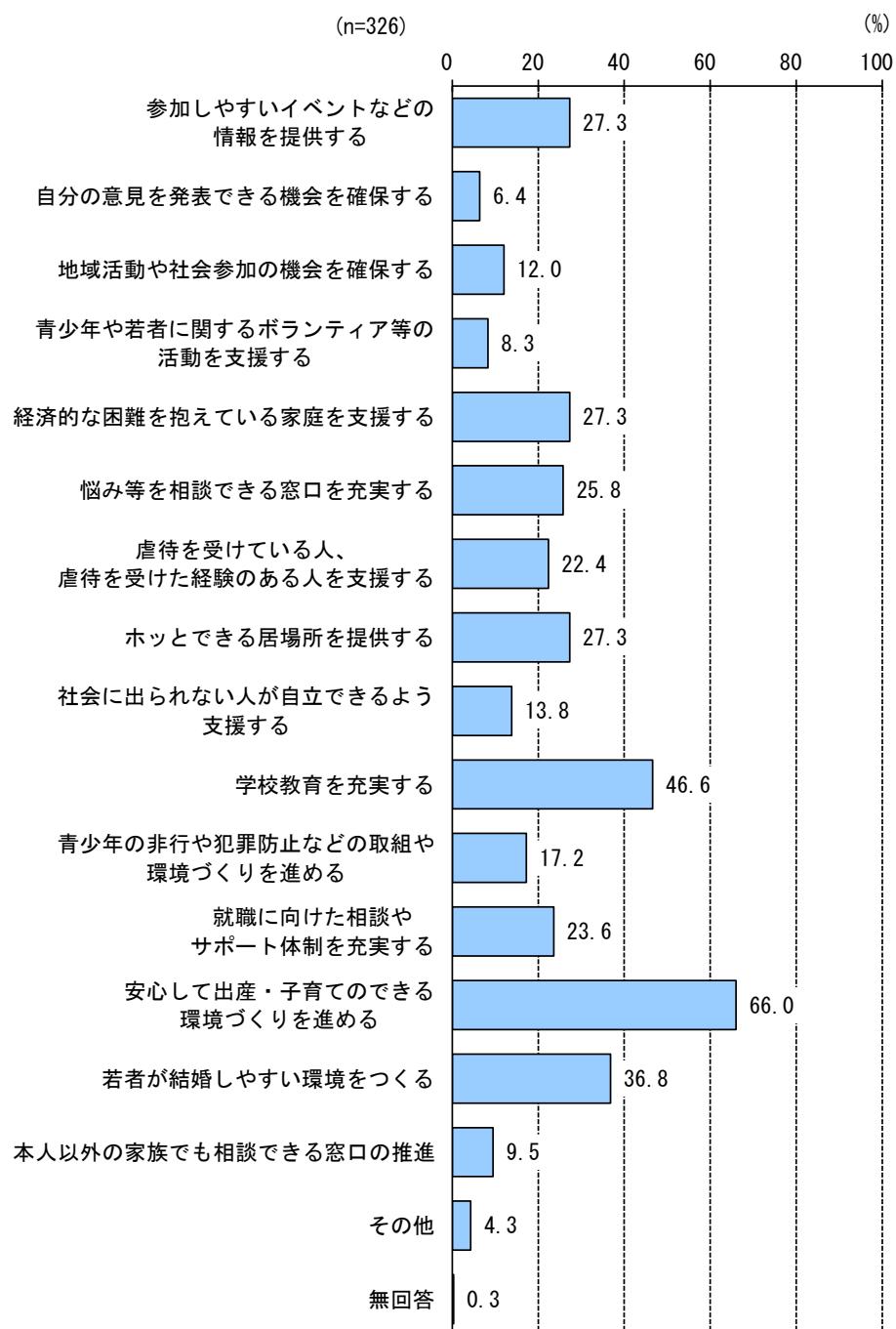
### ■意見を伝えやすくするための工夫（複数回答）



## (11) 草津市の若者の施策に望むことについて（18～39歳のみ）

- 草津市の若者の施策に望むことについて、「安心して出産・子育てのできる環境づくりを進める」が 66.0%で最も多く、次いで「学校教育を充実する」が 46.6%、「若者が結婚しやすい環境をつくる」が 36.8%となっています。

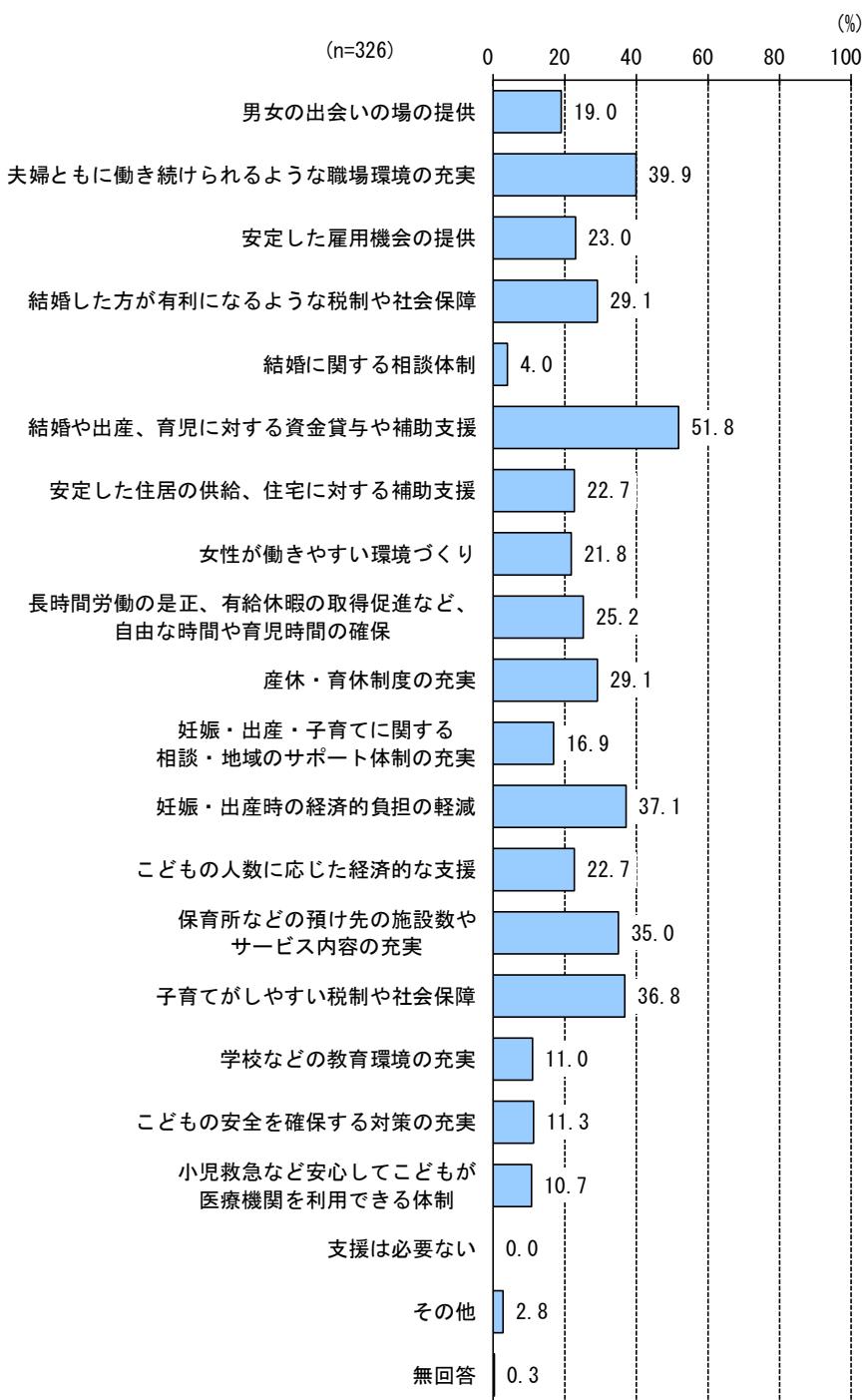
### ■草津市の若者の施策に望むこと〈複数（5つまで）回答〉



(12) 結婚や出産、子育てしやすいと思える環境のためにあればよいサポートについて（18～39歳のみ）

- 結婚や出産、子育てしやすいと思える環境のためにあればよいサポートについて、「結婚や出産、育児に対する資金貸与や補助支援」が51.8%で最も多く、次いで「夫婦ともに働き続けられるような職場環境の充実」が39.9%、「妊娠・出産時の経済的負担の軽減」が37.1%となっています。

■結婚や出産、子育てしやすいと思える環境のためにあればよいサポート  
(複数(5つまで)回答)



## 8 居場所についてのアンケートの結果

### 【小学生向け調査】

- ◆学校が終わってから 18 時ころまで、いちばんよくいる場所については、「自分の家」が 60.0%で最も多く、次いで「ならいごと（スポーツふくむ）・じゅく」が 15.2%、「のびっ子や児童育成クラブ」が 9.0%となっています。
- ◆学校が終わってから 18 時ころまで、いちばんよくいる場所について、89.7%が“楽しいところ”となっており、“楽しくないところ”は 3.5%となっています。
- ◆学校が終わってから 18 時ころまで、いちばんよくいる場所が“楽しいところ”と答えた理由について、「好きなことができるから」が 57.0%で最も多く、次いで「一人でのんびりできるから」が 33.8%、「友だちといっしょにいられるから」が 28.4%となっています。
- ◆学校が終わってから 18 時ころまで、いちばんよくいる場所が“楽しくないところ”と答えた理由について、「好きなことができないから」が 43.3%で最も多く、次いで「一人でのんびりできないから」が 34.6%となっています。
- ◆学校が終わってから 18 時ころまで、いちばんよくいる場所以外で、すごしたいと思う場所については、「自分の家」が 44.9%で最も多く、次いで「友だちの家」が 36.3%、「公園や広場」が 22.3%となっています。

### 【保護者向け調査】

- ◆（保護者から見て）こどもにとって、家や学校以外で、すごしたいと感じている場所については、「習い事（スポーツ含む）・塾」が 59.8%で最も多く、次いで「祖父母・親戚の家」が 52.1%、「公園や自然の中で遊べる場所」が 50.4%となっています。また、そのような場所について、「いろんな人と会える、友だちと一緒に過ごせる」が 60.7%で最も多く、次いで「好きなことをして自由に過ごせる」が 60.4%、「新しいことを学べたり、やりたいことにチャレンジできる」場所という回答が 47.6%となっています。
- ◆家や学校以外で、すごしたいと感じている場所に行くようになったこどもの様子の変化について、「初めて知ったことや、興味をもったこと、好きになったことなどがあった」が 45.6%で最も多く、次いで「それまで知らなかった人、話したことがなかった人と会った」が 31.9%、「自分のことを大切にしてくれる人やサポートしてくれる人がいると感じるようになった」が 31.2%となっています。
- ◆こどもの居場所として望むことについて、「通いやすい（お金がかからない、長く開いている、近所にある）」が 83.4%で最も多く、次いで「こどもが好きなことや、興味があることに取り組める（本・漫画やゲーム、プログラムなど）」が 62.7%、「こどもが知らないことや新しいことに取り組める」が 48.1%となっています。

両者に共通する点として、安全で安心して過ごしながら、チャレンジができる、また、身近な場所での様々な体験活動を居場所に期待する意見が見られた。

## (1) 調査の目的

草津市における子どもの居場所に関する現状を把握することを目的として実施しました。調査にあたって、居場所とは、子ども本人が決めるものである一方で、居場所をつくること（居場所づくり）とは、第三者が中心となって行われるものであるため、子どもと保護者の両方からアンケートを実施しました。

## (2) 調査概要

■調査期間 小学生：令和6年6月12日（水）～令和6年6月28日（金）  
保護者：令和6年6月12日（水）～令和6年6月28日（金）

### ■調査対象者数および回収結果

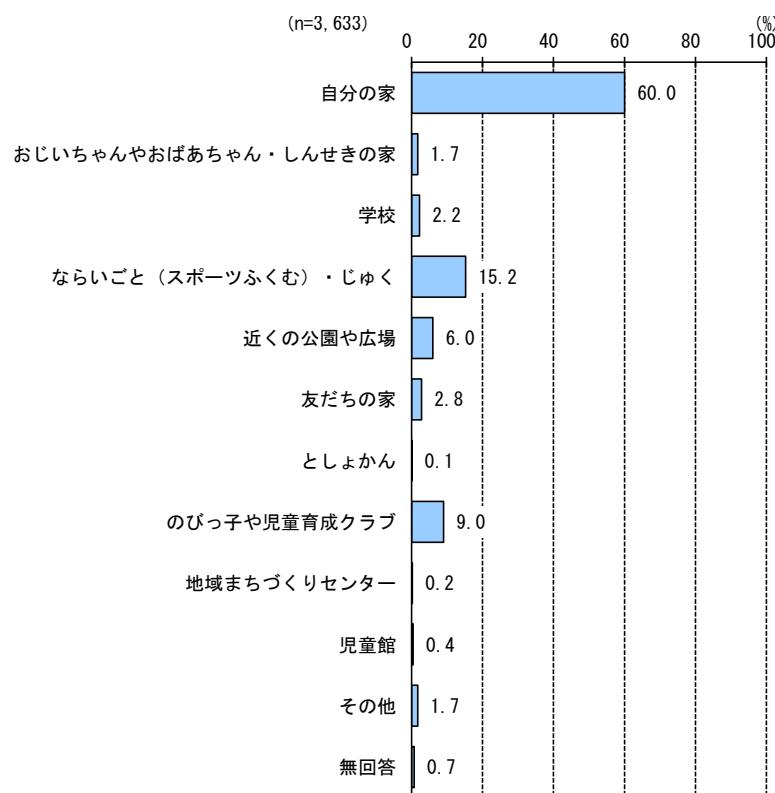
	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
小学生向け調査 (市内14小学校の 3年生から6年生)	5,743件	3,633件	63.3%
保護者向け調査 (上記の保護者)	5,743件※	2,239件	39.0%

※ 学校からのメール配信を登録している小学3年生から6年生の延べ件数は8,027件

### (3) 学校が終わってから 18 時ごろまで、いちばんよくいる場所（小学生）

- 学校が終わってから 18 時ごろまでいちばんよくいる場所について、「自分の家」が 60.0% で最も多く、次いで「ならいごと（スポーツふくむ）・じゅく」が 15.2%、「のびっ子や児童育成クラブ」が 9.0% となっています。

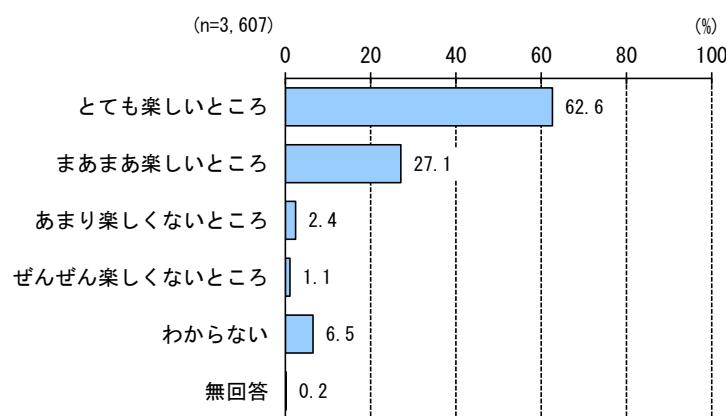
#### ■学校が終わってから 18 時ごろまで、いちばんよくいる場所



(4) (3) で選んだ場所は、どのような場所か（小学生）

- どのような場所かについて、「とても楽しいところ」が 62.6%で最も多く、次いで「まあまあ楽しいところ」が 27.1%となっており、いちばんよくいる場所について、89.7%が“楽しいところ”となっています。
- 「あまり楽しくないところ」「ぜんぜん楽しくないところ」を合わせた“楽しくないところ”は 3.5%となっています。

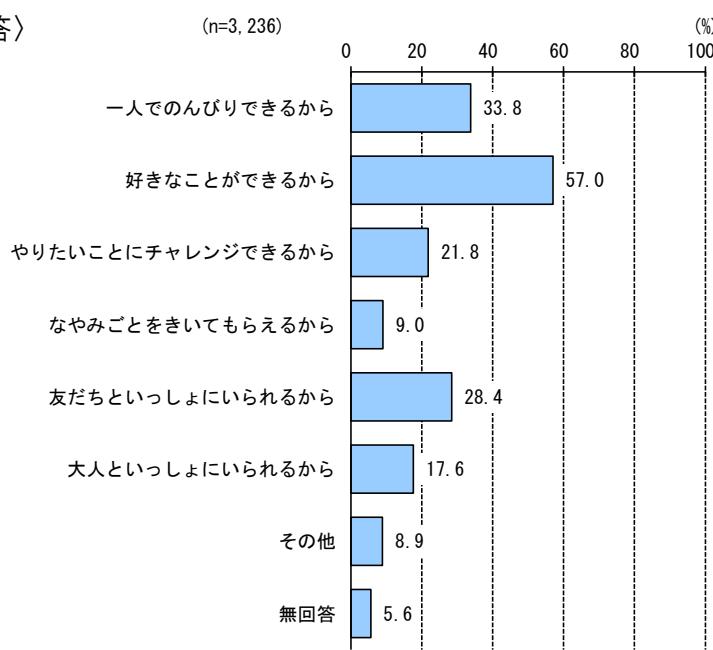
■学校が終わってから 18 時ごろまで、いちばんよくいる場所はどのような場所か



## (5) (4) で 1 または 2 (“楽しいところ”) と答えた理由（小学生）

- 楽しい理由について、「好きなことができるから」が 57.0% で最も多く、次いで「一人でのんびりできるから」が 33.8%、「友だちといっしょにいられるから」が 28.4% となっています。

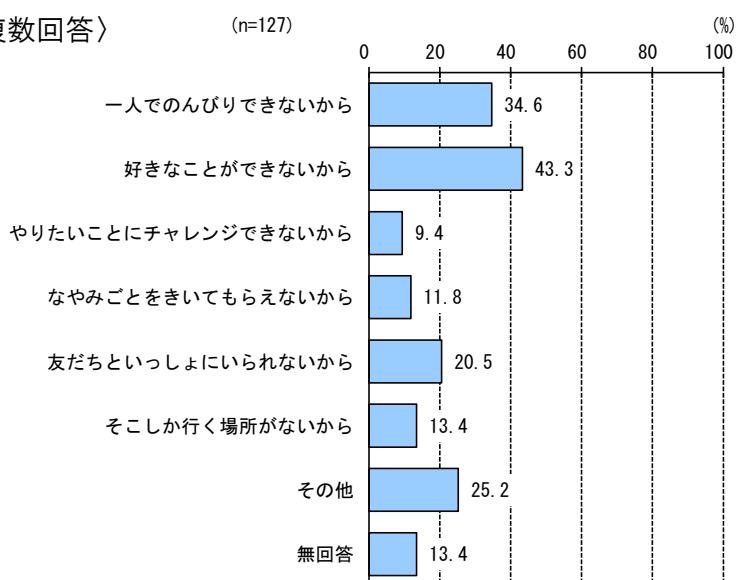
### ■ 楽しい理由（複数回答）



## (6) (4) で 3 または 4 (“楽しくないところ”) と答えた理由（小学生）

- 楽しくない理由について、「好きなことができないから」が 43.3% で最も多く、次いで「一人でのんびりできなかから」が 34.6% となっています。

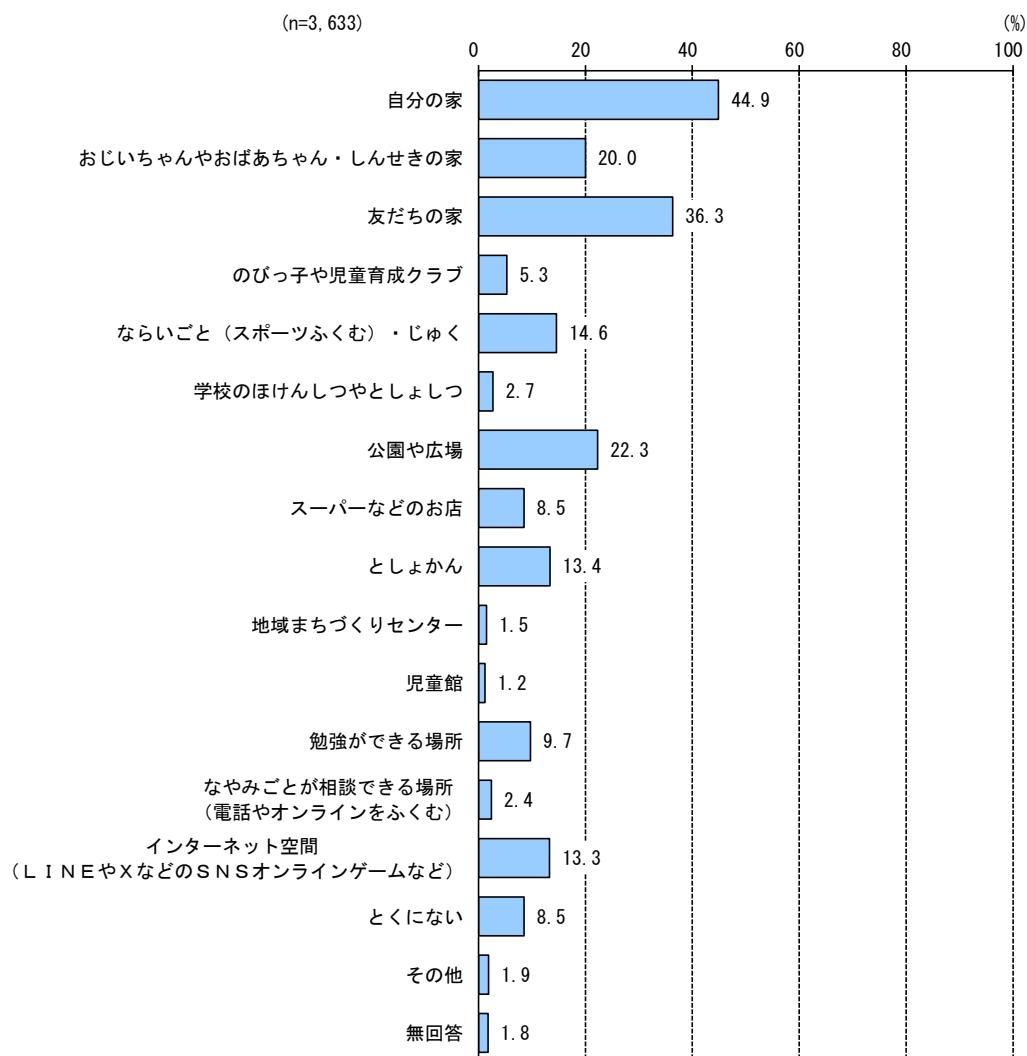
### ■ 楽しくない理由（複数回答）



## (7) (3) で選んだ場所以外ですごしたいと思う場所（小学生）

- 学校が終わってから 18 時ごろまですごしたいと思う場所について、「自分の家」が 44.9% で最も多く、次いで「友だちの家」が 36.3%、「公園や広場」が 22.3% となっています。

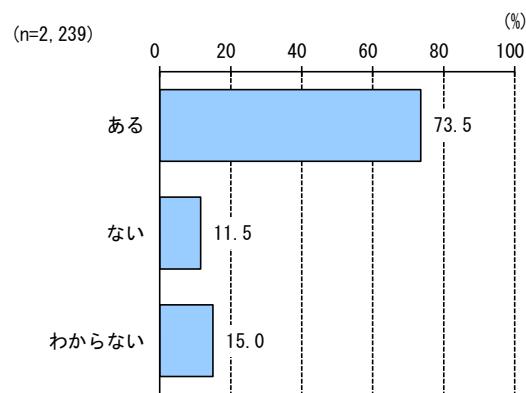
### ■学校が終わってから 18 時ごろまですごしたいと思う場所 ((3) で選んだ場所を除く) 〈複数回答〉



(8) (保護者から見て) こどもにとって、家や学校以外に、すごしたいと感じる場所の有無 (保護者)

- 家や学校以外に、すごしたいと感じる場所の有無について、「ある」が 73.5%で最も多く、次いで「わからない」が 15.0%、「ない」が 11.5%となっています。

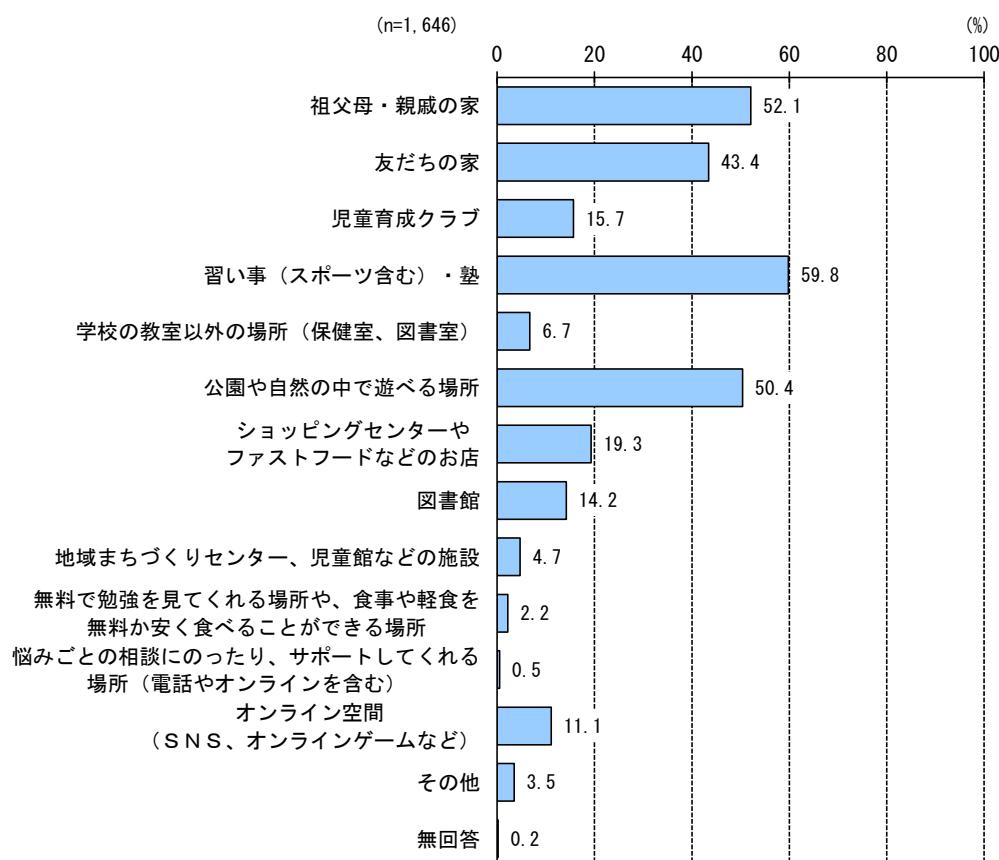
■ こどもにとって、家や学校以外に、すごしたいと感じる場所の有無



(9) (保護者から見て) こどもにとって、家や学校以外に、すごしたいと感じる場所 (保護者)

- 家や学校以外に、すごしたいと感じる場所について、「習い事（スポーツ含む）・塾」が 59.8%で最も多く、次いで「祖父母・親戚の家」が 52.1%、「公園や自然の中で遊べる場所」が 50.4%となっています。

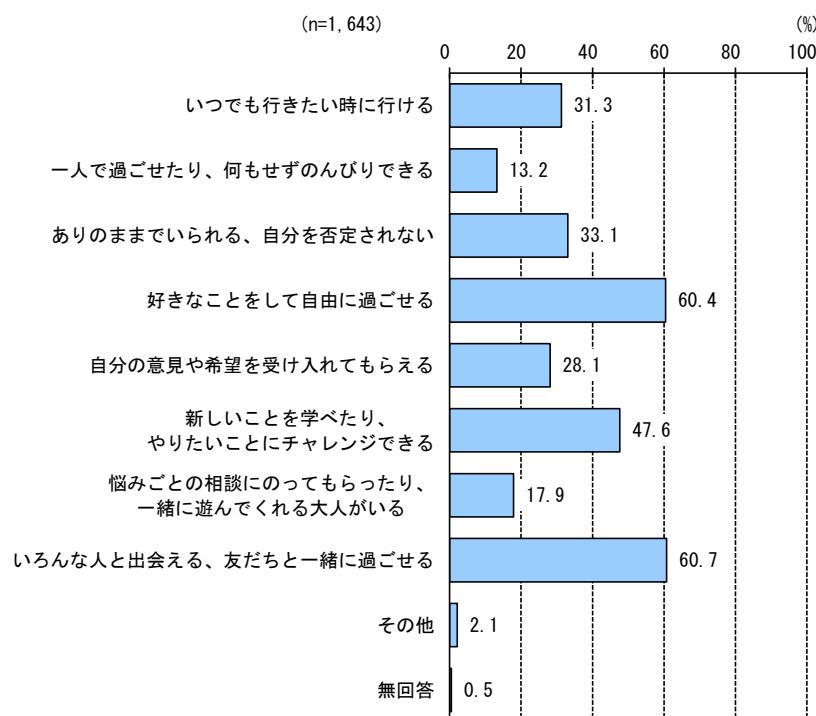
■ こどもにとって、家や学校以外に、すごしたいと感じる場所（複数回答）



(10) (9) で選んだ場所は子どもにとってどのような場所か（保護者）

- 子どもにとってどのような場所かについて、「いろんな人と会える、友だちと一緒に過ごせる」が 60.7%で最も多く、次いで「好きなことをして自由に過ごせる」が 60.4%、「新しいことを学べたり、やりたいことにチャレンジできる」が 47.6%となっています。

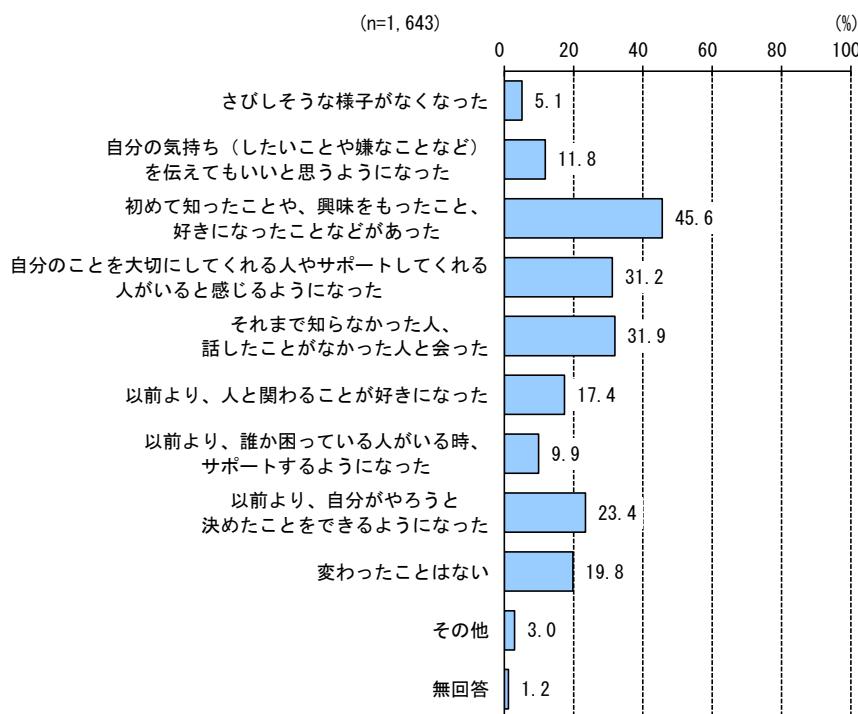
■ 子どもにとってどのような場所か〈複数回答〉



(11) (9) で選んだ場所に行くようになって、子どもの様子が変わったと感じることがあるか（保護者）

- 子どもの様子などが変わったと感じることについて、「初めて知ったことや、興味をもつたこと、好きになったことなどがあった」が45.6%で最も多く、次いで「それまで知らなかった人、話したことがなかった人と会った」が31.9%、「自分のことを大切にしてくれる人やサポートしてくれる人がいる」と感じたようになった」が31.2%となっています。

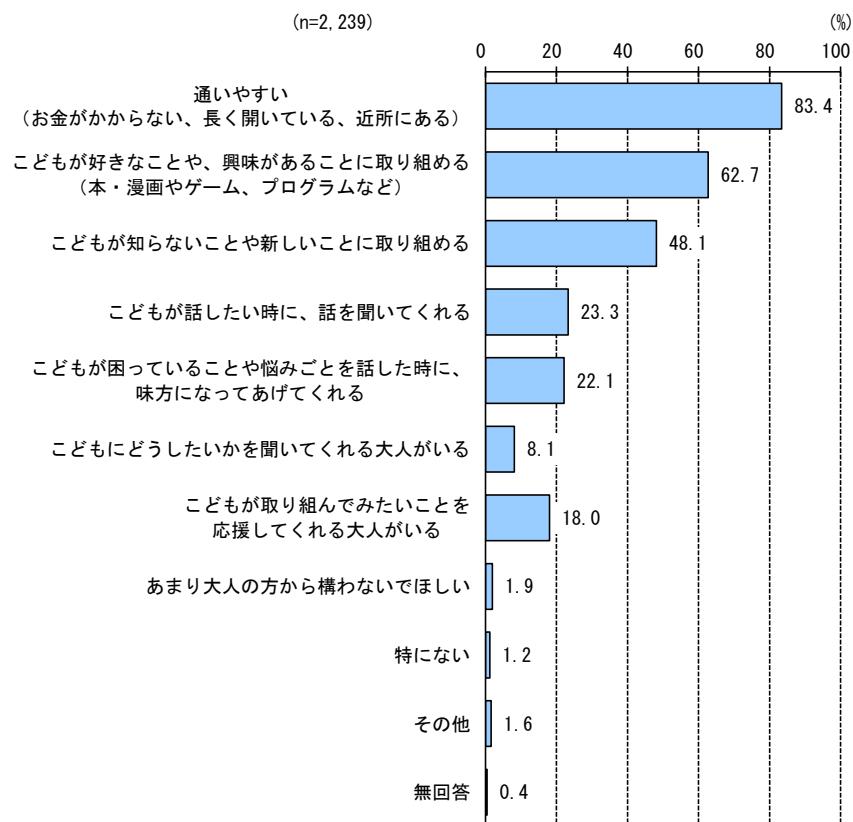
■ 子どもの様子などが変わったと感じること（複数回答）



## (12) 子どもの居場所として望むこと（保護者）

- 子どもの居場所として望むことについて、「通いやすい（お金がかからない、長く開いている、近所にある）」が 83.4%で最も多く、次いで「子どもが好きなことや、興味があることに取り組める（本・漫画やゲーム、プログラムなど）」が 62.7%、「子どもが知らないことや新しいことに取り組める」が 48.1%となっています。

### ■ 子どもの居場所として望むこと〈複数（3つまで）回答〉



## 9 「第二期子ども・子育て支援事業計画」および「子ども・若者計画」の評価と課題

### (1) 評価方法

現行計画の進捗率を基に、基本目標や基本施策がどの程度達成できたか評価しました。進捗率が低いものは、本計画の策定に向けた課題項目として取り上げています。

平均進捗率	評価		
100%以上	達成できた	A	
80%以上～100%未満	概ね（9割）達成できた	B	
60%以上～80%未満	概ね（7割）達成できた	C	
60%未満	達成できていない	D	

### (2) 「第二期子ども・子育て支援事業計画」の基本目標に基づく取組と課題

#### 基本目標1 子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり

基本施策	事業別評価			
	A	B	C	D
1. 就学前の教育・保育環境の整備	10	1	-	1
2. 就学前の教育・保育内容の充実	7	1	1	-
3. 放課後の居場所の充実	2	1	-	-
4. 確かな学力向上等に向けた取組	4	4	-	1
基本目標1の評価（全33事業）	23	7	1	2
	69.7%	21.2%	3.0%	6.1%

取組状況と  
評価

『1. 就学前の教育・保育環境の整備』について、巡回指導員の配置による地域型保育事業への連携等の支援や、多様な主体の参入促進に取り組みました。なお、D評価については、こども園化、幼児教育保育の無償化等により3歳児からの就園が増加し、3歳児親子通園事業のニーズが低下したことによる事業廃止によるものです。今後は、3歳児親子通園事業で培ったノウハウを0～2歳の未就園児への子育て支援の充実に活かしていくことが必要です。

『2. 就学前の教育・保育内容の充実』について、就学前教育と小学校教育との円滑な接続と連携の推進として、草津市幼保小接続推進会議、中学校区での公開保育を実施しました。公立認定こども園、幼稚園および保育所（園）の園庭開放は、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、実施が困難だったという実態があります。今後も園所の状況に応じて園庭開放を継続し、保護者の育児の相談にも対応できる未就園児活動を充実させていきます。

『3. 放課後の居場所の充実』について、就学児童をもつ家庭の仕事と子育

ての両立を支援するため、児童育成クラブの充実や民間による児童育成クラブ整備を行い、多様化するニーズへの対応と受け皿整備を進めました。また、児童育成クラブおよび「放課後子ども教室」の一体的な実施、連携による総合的な放課後対策の推進を図りました。今後は、令和5年12月12日に閣議決定された「子どもの居場所づくりに関する指針」を踏まえながら、引き続き取組を進めます。

『4. 確かな学力向上等に向けた取組』について、教室アシスタント配置事業による児童生徒への学習面や生活面でのサポートや、各校への学校司書・学校図書館運営センターの配置による学校図書館の推進に引き続き取り組みます。なお、D評価については、「学校教育パイオニアスクールくさつ／夢・未来を抱くスペシャル授業in草津」の推進において、令和3年度末に当事業を見直したことによるものです。各校の特色あるプロジェクトについては、研究校指定など各事業において実施します。

## 基本目標2 子どもの権利と安全を守る仕組みづくり

基本施策	事業別評価			
	A	B	C	D
1. 子どもの人権を守る環境づくり	2	1	-	-
2. 虐待防止等要支援児童対策	6	1	-	-
3. 障害等の社会的な支援を要する子どもと家庭への支援	11	5	-	-
4. 安全安心な子どもの生活環境の整備	8	1	-	-
5. 子育ての経済的負担の軽減	3	1	-	-
6. 子どもの貧困対策	6	3	1	-
基本目標2の評価（全49事業）	36	12	1	0
	73.5%	24.5%	2.0%	0.0%

取組状況と評価

『1. 子どもの人権を守る環境づくり』について、認定こども園、幼稚園および保育所（園）や学校で人権保育・教育を推進するための研修等を行っており、今後も啓発や職員研修の充実に努め、取組を強化していくことが必要です。

『2. 虐待防止等要支援児童対策』について、こどもや家庭にかかる相談支援業務や要保護児童対策地域協議会による関係機関との連携等の取組を行っており、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応のため、より一層の体制強化などが必要です。

『3. 障害等の社会的な支援を要する子どもと家庭への支援』について、今後、発達相談等の件数の増加に対応できるよう、乳幼児健診や民間の児童発達支援事業所、認定こども園、幼稚園および保育所（園）や学校との連携を進めていくことや、インクルーシブ教育・保育の充実が求められます。

『4. 安全安心な子どもの生活環境の整備』について、防犯灯整備や防犯カメラ設置の補助について計画に位置づけし、市内の犯罪未然防止について対策を進めていく必要があります。

『5. 子育ての経済的負担の軽減』について、医療費助成の拡大についてニーズが高くなっています。令和5年10月より助成対象を高校生等まで拡大しています。実績効果の検証等を進め、今後も必要な医療費への助成に取り組みます。

『6. 子どもの貧困対策』では、母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業など、ひとり親家庭の自立に向けた支援や、生活保護世帯のこども・若者の進学支援等を行ってきました。引き続き、困難な状況にあるこども・若者や家庭への支援を継続的かつ包括的に行い、切れ目のない支援を提供します。

### ※ インクルーシブ教育

個人差、多様性を認め合い、どのこどもも大切な存在として一人ひとりが尊重され、社会の中で伸びやかに生き、ともに育ち合うことのできる共生社会を実現していくための教育。

### 基本目標3 心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり

基本施策	事業別評価			
	A	B	C	D
1. 結婚、妊娠・出産期からの切れ目のない支援	7	2	-	-
2. 子どもと家族の健康な生活の支援	12	1	-	-
3. 健康な心身を育てる食育の推進	4	-	-	-
4. 子どもの健全育成	4	4	-	-
基本目標3の評価（全34事業）	27	7	0	0
	79.4%	20.6%	0.0%	0.0%

取組状況と  
評価

『1. 結婚、妊娠・出産期からの切れ目のない支援』について、妊婦健診費助成の拡充や、妊娠期からの伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施しました。産後ケア事業、すこやか訪問事業は、育児不安が強い人を早期に発見し、適切なサービスにつなぎ、継続した支援につなげることができました。今後も利用状況を確認しながら、サービスを必要としている人に支援が届くよう、支援内容について検討していきます。

『2. 子どもと家族の健康な生活の支援』について、多胎児家庭ホームヘルパー派遣事業等について、利用者からは好評を得ており、引き続き、必要な家庭へ家事・育児支援を行っていきます。また、小学校・中学校体力向上プロジェクトについて、令和5年度をもって小学校体力向上プログラム事業第三期が完了したことから、今後はこれまでプログラムで培ってきたノウハウを活用しながら、体育の授業等における取組を充実させていく必要があります。乳幼児健診事業の実施により、子どもの健全な育成、病気の早期発見、健康増進を図ります。

『3. 健康な心身を育てる食育の推進』について、幼少期の食生活は、子どもの成長や発育に大きく影響することに加え、現在の自身の食生活を含む健康への意識や取組などが、次世代の健康にも影響を及ぼす可能性があることなどの観点を踏まえた食育の啓発に取り組みます。

『4. 子どもの健全育成』について、やまびこ教育相談室や、不登校児童生徒支援については、今後も支援を充実させていく必要があります。また、支援が必要な4・5歳児や児童生徒に対して、個別にことばの習得等の指導を行い、円滑に学校生活が送れるよう支援を行ってきました。令和2年度から、通級指導教室は小学校で2教室、中学校で1教室を新設しています。

## 基本目標4 子育ての喜びや悩みを分かちえる環境づくり

基本施策	事業別評価			
	A	B	C	D
1. 子育ての仲間づくりの場の提供	2	2	-	-
2. 親育ちを支援するサービスの充実	3	1	-	-
3. 子育て支援ネットワークの推進と情報提供	3	3	-	-
4. ひとり親家庭の自立支援	5	3	-	-
基本目標4の評価（全22事業）	13	9	0	0
	59.1%	40.9%	0.0%	0.0%

取組状況と評価

『1. 子育ての仲間づくりの場の提供』について、つどいの広場や子育てサークル活動の支援事業を通して、親同士の子育てに関する情報交換や支え合いを促進する場づくりに取り組んできました。利用者の増加に向けて、引き続き活動支援と情報発信に取り組みます。

『2. 親育ちを支援するサービスの充実』について、家庭において子どもが基本的な生活習慣等の能力を身に付けるため、「家庭教育力」を高める取組を推進していく必要があります。ブックスタート事業では、保育士が絵本の読み聞かせと絵本のプレゼントを実施し、子育て情報の提供や保護者の相談に対応していきます。

『3. 子育て支援ネットワークの推進と情報提供』について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために一時低下していた子育て支援施設の利用者数が回復し、令和5年度には見込みを上回る利用があったことから、引き続き利用者の増加に向けて取組や子育て相談や子育て情報の発信を推進していく必要があります。また、利用者支援事業（保育コンシェルジュ）がニーズの高いサービスとなっており、保育需要に対応できるよう、コンシェルジュの増員・質の向上を目指す必要があります。

『4. ひとり親家庭の自立支援』について、子どもの居場所づくりについて必要な世帯に情報が届くよう関係機関への周知徹底や、事業へ参加しやすい環境を整えることが求められます。

### ※ 利用者支援事業（保育コンシェルジュ）

利用者支援事業は、子どもおよびその保護者や妊娠している方等が、認定こども園、幼稚園および保育所（園）での教育・保育や、一時預かり、児童育成クラブ等の「地域子ども・子育て支援事業」等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所での情報提供や必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業。保育コンシェルジュは、その支援を行う専門員。

## 基本目標5 社会全体で子育てを支援する環境づくり

基本施策	事業別評価			
	A	B	C	D
1. 地域の子育て力の向上	9	4	-	-
2. 多様な保育ニーズに対応したサービスの提供	4	1	-	-
3. ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実	1	1	-	-
基本目標5の評価（全20事業）	14	6	0	0
	70.0%	30.0%	0.0%	0.0%

取組状況と  
評価

『1. 地域の子育て力の向上』について、学校・家庭・地域が協働し、様々な取組を推進していますが、事業に携わっていただく地域の方の固定化や高齢化に対し、より効果的な発信方法や協力体制の確保が求められます。

『2. 多様な保育ニーズに対応したサービスの提供』について、ファミリー・サポート・センター事業では提供会員の不足等、人材確保に関する課題がみられます。人材に加えて施設の確保も含め、より幅広いニーズに対応できるよう取り組む必要があります。

『3. ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実』について、企業への働きかけはニーズの高い取組であり、今後も引き続き、子育てと仕事の両立が可能な環境づくりの啓発・推進が重要になります。

### (3) 「子ども・若者計画」の基本目標に基づく取組と課題

#### 基本目標1 子ども・若者の生きる力の育成と社会とのつながりづくり

基本施策	事業別評価			
	A	B	C	D
1. 社会貢献、社会参加、自立できる力の育成	4	4	-	-
2. 基本的な生活習慣の定着	3	1	1	-
3. 確かな学力向上等に向けた取組	5	4	-	1
基本目標1の評価（全23事業）	12	9	1	1
	52. 2%	39. 1%	4. 3%	4. 3%

取組状況と  
評価

『1. 社会貢献、社会参加、自立できる力の育成』について、青年国際交流事業などで、様々な体験や交流の機会を設けました。今後も事業の活用についての広報を続け、参加者や協力施設・学校を増やしていく必要があります。

『2. 基本的な生活習慣の定着』について、「第二期子ども・子育て支援事業計画」の「目標1 子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり」の「施策2 就学前の教育・保育内容の充実」、「目標3 心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり」の「施策3 健康な心身を育てる食育の推進」、「目標4 子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり」の「施策2 親育ちを支援するサービスの充実」、「施策3 子育て支援ネットワークの推進と情報提供」に含まれる事業と重複しています。

『3. 確かな学力向上等に向けた取組』について、「第二期子ども・子育て支援事業計画」の「目標1 子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり」の「施策4 確かな学力向上等に向けた取組」、「目標5 社会全体で子育てを支援する環境づくり」の「施策1 地域の子育て力の向上」に含まれる事業と重複しています。なお、D評価については、「学校教育パイオニアスクールくさつ／夢・未来を抱くスペシャル授業 in 草津」の推進において、令和3年度末に当事業を見直したことによるものです。各校の特色あるプロジェクトについては、研究校指定など各事業において実施します。

## 基本目標2 社会生活に困難を有する子ども・若者やその家族への支援

基本施策	事業別評価			
	A	B	C	D
1. 子ども・若者に関する相談体制の充実	6	2	-	-
2. ひきこもり、若年無業者（ニート）への支援	2	1	-	-
3. 問題行動への対応や不登校への支援	3	2	-	-
4. 障害のある子ども・若者等の支援	18	2	-	-
5. 子ども・若者の貧困対策	7	6	1	-
6. 虐待防止等要支援児童対策	4	2	-	-
基本目標2の評価（全56事業）	40	15	1	0
	71.4%	26.8%	1.8%	0.0%

取組状況と  
評価

『1. 子ども・若者に関する相談体制の充実』について、男女共同参画センターの窓口など、悩みに応じた相談場所を設け、困難を抱えている子ども・若者に寄り添う支援に取り組み、複合的な問題・悩みを抱えている人々へ早期に支援を提供できるよう、相談窓口の周知や問題への正しい理解を促進する必要があります。

『2. ひきこもり、若年無業者（ニート）への支援』について、就労相談窓口や「子ども・若者総合相談窓口」および人とくらしのサポートセンター等が連携して、自立支援を実施しています。また、「草津市子ども・若者支援協議会」を設置し、多様な関係機関・団体が行う支援を効果的かつ円滑に実施する体制を強化してきたため、今後はより効果的な運営方法の研究を行います。

『3. 問題行動への対応や不登校への支援』について、学校、やまびこ教育相談室、フリースクール、教育委員会等が連携しながら、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を行っています。

『4. 障害のある子ども・若者等の支援』について、相談支援体制と生活訓練や就労支援等の訓練的支援を行っています。今後は基幹相談支援センター等と協働し、相談支援専門員の育成研修や、就労訓練を必要とする人がサービスを受けられるよう、サービスの調整を行います。

『5. 子ども・若者の貧困対策』について、「第二期子ども・子育て支援事業計画」の「目標2 こどもの権利と安全を守る仕組みづくり」の「施策6 子どもの貧困対策」、「目標5 社会全体で子育てを支援する環境づくり」の「施策1 地域の子育て力の向上」に含まれる事業と重複します。

『6. 虐待防止等要支援児童対策』について、「第二期子ども・子育て支援事業計画」の「目標2 子どもの権利と安全を守る仕組みづくり」の「施策2 虐待防止等要支援児童対策」、「目標3 心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり」の「施策2 子どもと家族の健康な生活の支援」に含まれる事業と重複します。

### 基本目標3 子ども・若者の成長のための社会環境の整備

基本施策	事業別評価			
	A	B	C	D
1. 多様な活動の場の充実	6	1	-	-
2. 人権を守る環境づくり	2	1	-	-
3. 社会環境の健全化と情報通信等に対する知識の普及・啓発	3	-	-	-
4. 健やかな職場環境の整備	2	3	-	-
基本目標3の評価（全18事業）	13	5	0	0
	72.2%	27.8%	0.0%	0.0%

取組状況と  
評価

『1. 多様な活動の場の充実』について、「第二期子ども・子育て支援事業計画」の「目標3 心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり」の「施策4 子どもの健全育成」、「目標5 社会全体で子育てを支援する環境づくり」の「施策1 地域の子育て力の向上」に含まれる事業と重複します。

『2. 人権を守る環境づくり』について、希望する学校へ講師を派遣し、データDV防止等の学習の機会を提供しています。今後もこども・若者の性への正しい理解と尊重のため、引き続き学習の機会の提供や性についての正しい知識の周知啓発が必要です。

『3. 社会環境の健全化と情報通信等に対する知識の普及・啓発』について、引き続き、学校において少年補導委員により、SNS、インターネットの安全利用についての普及啓発活動に取り組みます。

『4. 健やかな職場環境の整備』について、市内企業・事業所等に対し、健幸都市宣言への賛同を働きかけたことで、賛同事業所数の増加を図ることができました。また、賛同事業所に対し、健幸関連情報の提供を通じて、従業員やその家族の健康増進やワーク・ライフ・バランスの推進に努めています。今後は、職場への啓発・情報発信活動に関して、より効果的な手段や手法の検討が必要であると考えられます。

10 課題と方向性

- …第二期子ども・子育て支援事業計画から抽出した課題
  - …草津市子ども・若者計画から抽出した課題
  - …第二期子ども・子育て支援事業計画、草津市子ども・若者計画に共通する課題

## 課題1 結婚、妊娠・出産期から子育て期の不安に寄り添い、親と子が心身ともに健やかに暮らせる支援



**親と子が心身ともに健やかに暮らせる支援の充実**

## 課題2 就学前の教育・保育の充実および多様な保育ニーズに対応した支援体制

- 認定こども園・保育所（園）の弾力運用による受入れを行う一方で、幼稚園の定員割れが続いていることにより、就学前施設、教育・保育人材の有効活用が必要。
- 保育需要の増大により、児童育成クラブの入会児童数が増加を続けている。
- 国では、幼児教育・保育の質の向上と、子どもの発達や学校教育との学びの連続性を保障する観点から、各市町村で教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーを配置することが進められており、本市においても、幼保小連携の強化とそれによる質の高い教育・保育の提供が求められる。
- ニーズ調査では、子育てに関する取組で充実してほしい事業は、幼稚園や保育所（園）、認定こども園にかかる費用の軽減が最も多く、経済的な負担軽減へのニーズが高い。
- ニーズ調査では、同年齢の子どもをもつ親同士の付き合いについて「同年齢の子どもの親との付き合いはあまりない」が前回調査よりも上昇。
- ニーズ調査では、安心して子育てするために必要だと思う地域での取組について、「子育て中の親子が集まったり、一緒に遊べる場を増やす」が最も多く、次いで「子育てについて、相談できる友だちや子育て経験者と知り合う機会をつくる」などとなっている。
- ニーズ調査では、子育てに「不安や負担を感じる」が就学前児童、小学生ともに半数以上となっており、前回調査よりも上昇。
- ニーズ調査では、仕事と子育ての両立支援として、児童育成クラブや保育所（園）、認定こども園等の整備、子どもや保護者が病気やケガをしたときに、面倒を見てくれる人や保育サービスがあることへのニーズが高い。
- ニーズ調査では、子どもが病気等で園や小学校等を休む場合の対応方法として、サービス等を利用しない理由について、「子どもが病気の際は父親や母親がそばにいたい」が最も高い。子どもの病気を理由に仕事を休みにくいといったことのないよう、社会全体の意識の醸成が必要。

安心して子育てできる環境づくり

### 課題3 こども・若者の権利の保障と安全な居場所

- 「子ども・若者の意見を聞く機会アンケート」では、「こどもが意見を表明する権利」についての認知度が低い。
- こども・若者の人権を保障していくことの必要性に加えて、それを実際に行動に移していくよう、今後も取組を継続していく必要がある。
- 居場所についてのアンケート調査では、こどもが、学校が終わってから18時ごろまで過ごしている場所が楽しいと思う理由として、「好きなことができる」「一人でのんびりできる」「友だちと一緒にいられる」「やりたいことにチャレンジできる」が上位になっている。また、保護者がこどもの居場所として望むことについては、「通いやすい（お金がかからない、長く開いている、近所にある）」が83.4%で最も多く、次いで「こどもが好きなことや、興味があることに取り組める（本・漫画やゲーム、プログラムなど）」が62.7%、「こどもが知らないことや新しいことに取り組める」が48.1%となっており、安全で安心して過ごしながら、チャレンジができるような居場所や、身近な場所での様々な体験活動を期待する意見が見られた。
- ニーズ調査では、充実してほしい事業について、「公園や歩道の整備」が就学前児童で3番目、小学生で最も多い。また、就学前児童、小学生ともに「地域の人たちによる防犯活動」について2割程度の回答があった。
- ニーズ調査では、安心して子育てするために必要だと思う地域での取組について、小学生では「子育て中の親子が集まったり、一緒に遊べる場を増やす」「子育てについて、相談できる友だちや子育て経験者と知り合う機会をつくる」に次いで、「地域ぐるみで子どもの安全や非行防止のための活動をする」が3番目に多い。
- ニーズ調査では、子育ての経験を生かせる場や機会があれば、ボランティアとして参加したいかについては、「こどもがもう少し大きくなったら参加したい」、「誘われれば参加したい」が就学前児童、小学生ともに一定の回答があり、地域の子育て支援の担い手として期待ができる。

社会全体でこども・若者の権利と安全を守り応援する環境づくり

## 課題4 主題的に生きる力の育成と社会参加

- 「子ども・若者の意見を聞く機会アンケート」で、国や県、自治体に意見を直接伝えたいと思うという人は、中学生、高校生では2割程度、18～39歳では4割程度となっている。
- 「子ども・若者の意見を聞く機会アンケート」で、意見を直接伝えたいと思わない理由について、中学生、高校生ともに「何をしているのかわからないから」が最も多かった。また、18～39歳では「意見を伝えても反映されないと思うから」が最も多かった。
- 少子高齢化、核家族化が進行する中、子ども・若者と様々な世代との交流機会を設けることで、子ども・若者が多様な価値観に出会い、自己形成のきっかけとなる機会を確保することが求められる。
- ニーズ調査では、小学生の教育・保育サービスについての意見として、子どもの学力向上に関することが挙げられている。
- ニーズ調査では、仕事と子育ての両立をする上で大変なこととして、保護者や子どもが病気・ケガをしたときの対応や、急な残業・仕事が入ってしまうことへの不満、子どもと接する時間が少ないことなどが挙げられている。より子育てしやすい環境づくりとして、ワーク・ライフ・バランスの推進を今後も続けていく必要がある。
- 「子どもの貧困対策に関する支援者調査」では、貧困状況にある子どもの心身の健康や自己肯定感への影響が懸念されています。乳幼児期は、生涯にわたる生きる力の基礎を培う時期であり、親子の十分な関わりや幼少期の教育・保育を通して、子どもの自己肯定感を高め、社会性や他者への思いやりを育んでいくことが重要。
- 「子ども・若者支援に関する団体調査」では、経済的な自立や社会参加の側面からも就労が重要との意見があがっている。若者が自立し社会で活躍できる就業環境が必要。
- 障害のある人の自立に向けては、多様な社会参加の場や福祉的な就労の場、企業での一般就労等、障害の特性を踏まえた社会参加・就労支援が求められる。

△

**子ども・若者の成長のための社会環境づくり**

## 課題5 こども・若者の孤立解消と相談支援

- ○不登校児童・生徒数は令和元年以降増加傾向であり、特に中学生は大きく増加している。ひきこもりや無業等の課題につながり長期化する場合もあり、関係機関の連携の強化や支援のつなぎ先の確保が求められる。
- ○ひきこもりの背景は、病気や障害、虐待、貧困、家庭環境、周囲との人間関係等様々であり、幾重にも要因が重なっていることが多く、偏見や誤解は根強い。ひきこもりについて、社会全体で理解を進めすることが求められる。
- ○不良行為に関する補導人数は増減を繰り返しており、14歳未満の刑法犯少年の検挙・補導人数は増加傾向にある。地域全体で見守っていくことや、問題を起こしてしまったこども・若者が立ち直るまで、家族や周囲の人が寄り添い、支援する環境が求められる。
- ニーズ調査では、日頃の悩みや不安については、就学前児童、小学生ともに「子どもの病気や発育・発達に関するこども」が最も高い。
- ○発達支援センターの相談件数は増加傾向にあり、毎年3割以上が新規相談となっている。発達に課題のあるこどもや障害のあるこども本人への支援はもちろん、障害の有無にかかわらずともに生活できる環境づくりのため、周囲への理解促進が必要。
- ○児童虐待など子育てに困難を抱える家庭が顕在化しており、相談内容も複雑化していることから妊産婦、子育て家庭、こどもから若者まで、一体的に相談支援を行う体制づくりを進めが必要。
- 「子どもの貧困対策に関する支援者調査」では、連携が必要な機関や団体として市の担当課の割合が高くなっています。総合相談窓口として新しく開設した「子ども・若者総合相談窓口」については23.4%、「人とくらしのサポートセンター」については18.9%となっており、引き続き支援者と市の連携が重要である。
- ○「子どもの貧困対策に関する支援者調査」では、貧困状況にある家庭への支援において、困難だと思う点として、「保護者との接触、信頼関係づくりが難しい」ことが挙げられている。こども本人への支援だけではなく親や家庭環境等、世帯全体への支援が必要。
- ひとり親世帯数、児童扶養手当の受給資格者数、受給者数は、いずれも減少傾向にあったが、令和6年は増加しており、過去5年間で最多となっている。ひとり親世帯の自立やこどもへの支援等総合的な支援が求められる。

社会生活に困難を有することのこども・若者やその家族への支援の充実

# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

### 基本理念

**こども・若者をまんなかに みんなでつくる 幸せあふれるまち草津**

こども・若者は、社会の希望であり、未来をつくる、かけがえのない存在です。

本市では、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」※の理念に沿って、全てのこども・若者が尊重され、自分らしく生きることができるまちを目指しています。そのためにも、こども・若者が自ら表明した意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される環境をつくりたいと考えています。

本市には、本陣をはじめとした歴史的資源や、湖岸や川辺、美しい田畠、あおばな等の特色ある産物、企業の集積、市民発信の活動等、多様な資源があります。また、京阪神の通勤圏内であることから、転入転出等の人口移動も多く、新たな市民も増えていますが、年少人口は減少局面に入っています。今後は、少子高齢化が進んでいくと予想されます。

身体的・精神的・社会的に良好な状態（ウェルビーイング）で暮らせるまちとして、本市は、「健幸」を「生きがいをもち、健やかで幸せであること」と定義し、「健幸創造都市」の実現を掲げ、取組を進めているところです。

地域のつながりを強化し、家庭、学校、認定こども園、幼稚園、保育所、企業、市などの多様な主体が連携し、こども・若者をまんなかに据えながら、ともに育ち、幸せあふれるまち草津市を目指して、一体となって取組を進めます。

※ こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法および子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

（令和5年12月22日閣議決定 こども大綱P7から引用）

## 2 草津市の目指す子どもの姿「草津っ子」

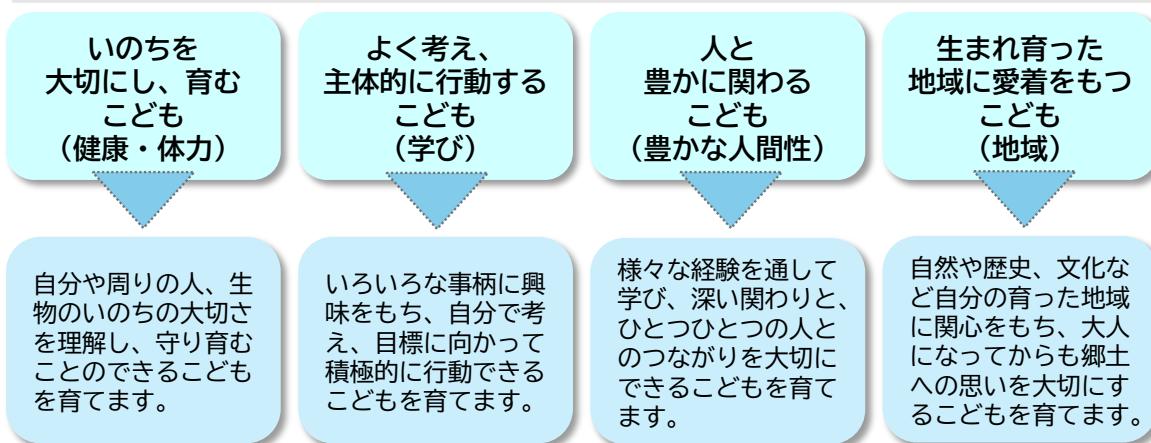
乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる大切な時期であり、乳幼児は生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、情緒的・知的な発達、あるいは社会性を養い、人間として社会の一員として、よりよく生きるために基礎を獲得していきます。この時期の子どもたちが、かけがえのない存在として尊重され、安全で情緒の安定した生活ができる環境を整え、自己を十分に發揮しながら活動できるようにするために、認定こども園、幼稚園および保育所（園）等の教育・保育機能を高めていく必要があります。

また、学童期から思春期においては、小中学校での取組が重要となります。学習指導要領では、学校で学んだことが子どもたちの「生きる力」となり、その先の人生につながることで、これから社会がいかに変化し、予測困難な時代になっても、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、それぞれに思い描く幸せを実現し、明るい未来を、共に創っていきたいという願いが込められています。

本市の目指す子どもの姿を実現するための基盤として、生涯にわたって必要とされる生きる力の基礎を培い、「心豊かでたくましく生き、未来をつくる草津の子ども」の育みを推進します。

### 目指す子どもの姿 「草津っ子」

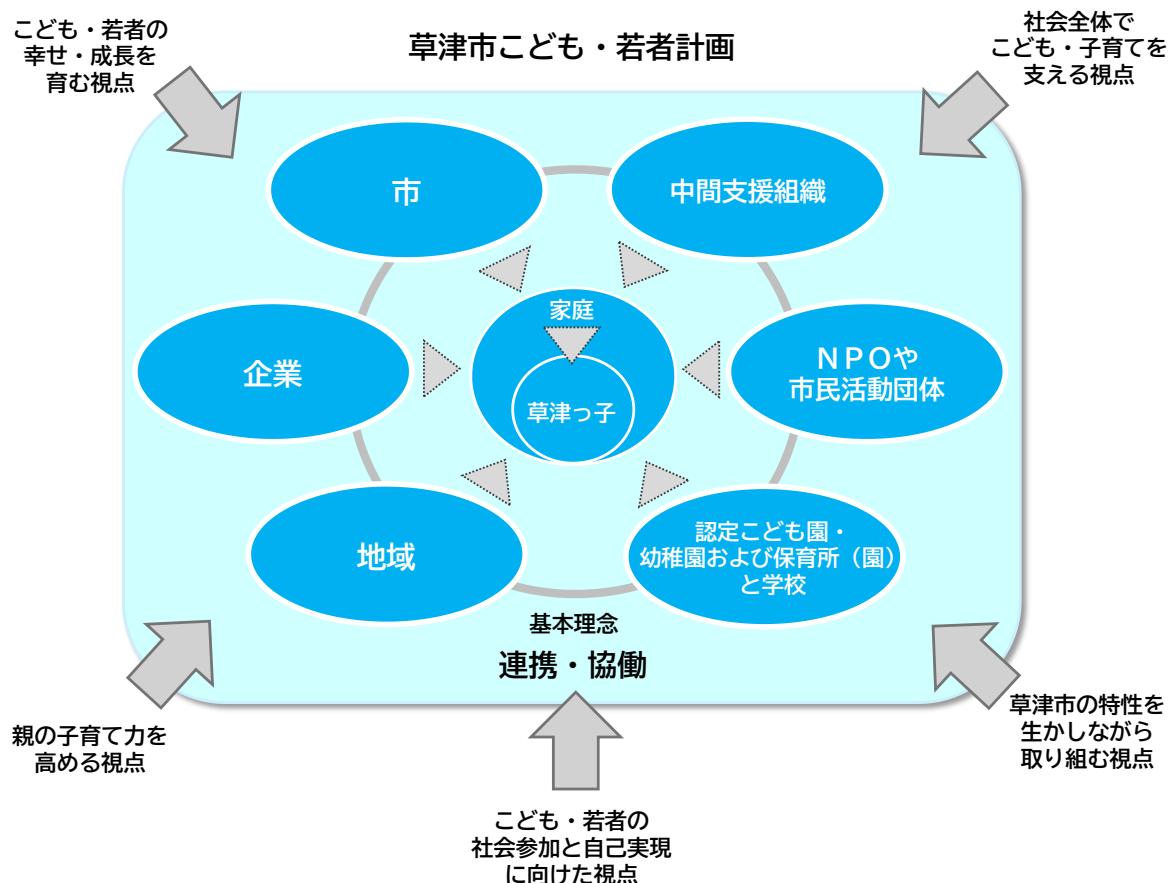
#### 心豊かでたくましく生き、未来をつくる草津の子ども



### 3 計画推進にあたっての視点

(1) こども・若者の 幸せ・成長を 育む視点	こども・若者の人権と個性を尊重し、一人ひとりのこども・若者の最善の利益が実現され、健やかな成長とその生活が保障されることを第一に考え、こども・若者の視点に立ったこども・子育て・若者支援施策を展開する必要があります。 また、育った家庭環境によって現在と将来が制限されることなく、こども・若者の幸せと成長を育むための支援に取り組むことが求められます。
(2) 親の子育て力を 高める視点	子育ての第一義的責任は、保護者が有するという基本認識の下、保護者がこどもと向き合いながら、親子の信頼関係を形成し、子育てやこどもの成長に喜びや楽しさを見出すことができるよう、また、こども自身は周りの人に愛されている、見守られているという気持ちが持てるよう、家庭・保護者の子育て力を向上させることが求められます。
(3) 社会全体で こども・子育て を支える視点	子育ては家庭だけの問題ではなく、こどもの健やかな成長と、こどもと日々向き合う子育て家庭を社会全体で支え、見守ることが重要です。市民や地域、企業、関係団体、市等の多様な主体が連携・協力し、仕事と家庭の両立や様々な地域活動に取り組むことで、子育て家庭に寄り添った社会を形成していくことが求められています。
(4) 草津市の特性を 生かしながら 取り組む視点	人口やまち全体の動向を踏まえながら、本市の豊かな自然環境と歴史・文化、大学の立地、産業集積の状況といったまちの特性を生かした取組を進めるとともに、こどもたちが生まれ育った地域へ愛着をいだき、未来をつくる草津のこどもとして羽ばたけるよう、こども・子育て・若者支援事業を展開することが求められます。
(5) こども・若者の 社会参加と 自己実現に 向けた視点	こども・若者を社会の中心に据えた施策を進め、その意見を尊重し、社会の一員として主体的に参加しやすい環境づくりを進めます。学びの場や体験の機会を提供し、将来の夢やキャリアを見つけ、実現できるよう支援します。自分の目標を持ち、それに向かって努力できる環境づくりを進めることで、こども・若者が自らの力を発揮し、地域社会に貢献できる力を育めるよう、社会全体で取組を進めていく必要があります。

## ■基本理念と「草津っ子」の関係



## 4 基本目標

### 目標1 親と子が心身ともに健やかに暮らせる支援の充実

子育て家族とこどもが健康的に生活できるよう、結婚・妊娠・出産期からの経済的な支援を行うとともに、訪問相談などを通じ、精神的に不安定になりやすい妊娠・出産期から、切れ目のない相談支援を行います。

また、健康づくりの支援や、食育の推進を行うとともに、こどもの発達や成長に影響を与える家庭における、こどもの育ちをしっかりと支えていけるよう、様々な学習機会や情報の提供に努め、親と子が心身ともに健やかに暮らせるよう支援します。

### 目標2 安心して子育てできる環境づくり

質の高い教育・保育の充実に向け、教育・保育人材の確保や育成、受け皿の確保に取り組みながら、就学前の教育・保育の一体的な提供を推進するとともに、こどもの発達と学びの連続性を踏まえ、就学前教育と小学校教育の円滑な接続を進めます。

また、児童手当の支給や乳幼児・小中学生、高校生の医療費助成など、子育て世代の経済的負担の軽減を図るとともに、子育て支援施設の活用や、親子の居場所での仲間づくりを通じて、子育て家庭の孤立解消や親子の交流を促進するなど、安心して子育てできる環境づくりを進めます。

### 目標3 社会全体でこども・若者の権利と安全を守り応援する環境づくり

こども・若者の権利に関する理解促進や人権保育・教育を推進するとともに、こども・若者の非行や犯罪の未然防止、被害防止など、地域で安全・安心に生活できるよう見守り体制や生活環境の整備を推進します。

また、こども・若者が、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、多様な体験活動や外遊びの機会に接することができるとともに、様々な地域資源や地域の子育て力を生かした環境づくりを進めます。

### 目標4 こども・若者の成長のための社会環境づくり

こども・若者が社会に参画する上で、重要な意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを推進します。また、主体的に生きる力を育むため、スクール ESD くさつプロジェクトをはじめ、主体性や探求性、協働性、社会性等を養うための取組や、世代間の交流、社会貢献活動、多様な体験活動等を通じて、こども・若者の成長のための社会環境づくりを進めます。また、仕事と子育ての両立をサポートし、子育て家庭への理解を深めるため、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発と、企業への働きかけを推進します。

## 目標5 社会生活に困難を有するこども・若者やその家族への支援の充実

国や県、地域、市民活動団体や企業等の関係機関等の連携や、包括的・総合的な相談体制の構築等により、こども・若者への切れ目のない支援を行います。

ひきこもりや若年無業者（ニート）、不登校等、社会生活に困難を有するこども・若者について、社会全体の理解を深め、相談支援や社会参加支援、居場所づくりなどを通じて、温かく受け入れる環境づくりを進めます。また、障害のあるこども・若者や外国につながるこども・若者※等とその家庭への援助や支援を充実し、健やかな成長を支えます。

貧困家庭については、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、健やかなこどもの育ちへの支援と、自立に向けた保護者への支援を推進します。また、児童虐待の防止に向けた取組を推進するとともに、子育てに困難を抱える家庭に対する包括的な支援体制の強化を行います。ヤングケアラー※については、関係機関が情報共有・連携して、早期発見・把握し、必要な支援につなげていきます。

ひとり親が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、経済的支援のほか、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組みます。

※ 外国につながるこども・若者

国籍を問わず、文化的言語的に多様な背景をもつこどもや若者のこと。

※ ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこどもや若者。

## 5 施策の体系

### 草津市の目指す姿

#### 《基本理念》

こども・若者をまんなかに みんなでつくる 幸せあふれるまち草津

#### 《目指す子どもの姿「草津っ子」》

心豊かでたくましく生き、未来をつくる草津の子ども

### 計画推進にあたっての視点

こども・若者の  
幸せ・成長を  
育む視点

親の子育て力を  
高める視点

社会全体で  
こども・子育て  
を支える視点

草津市の特性を  
生かしながら  
取り組む視点

こども・若者の社  
会参加と自己実現  
に向けた視点

#### 目標

##### 目標1

親と子が心身とも  
に健やかに暮らせる  
支援の充実

#### 施策

- 1) 結婚、妊娠・出産期からの切れ目ない支援
- 2) こどもと家族の健康な生活の支援
- 3) 健康な心身を育てる食育の推進
- 4) 親育ちを支援するサービスの充実

##### 目標2

安心して子育て  
できる環境づくり

#### 施策

- 1) 就学前の教育・保育環境の整備
- 2) 就学前の教育・保育内容の充実
- 3) 子育ての経済的負担の軽減
- 4) 子育ての仲間づくりの場の提供
- 5) 子育て支援ネットワークの推進と情報提供
- 6) 多様な保育ニーズに対応したサービスの提供

##### 目標3

社会全体でこど  
も・若者の権利と  
安全を守り応援す  
る環境づくり

- 1) こども・若者の人権を守る環境づくり
- 2) こども・若者の健全育成と安全、安心な  
生活環境の支援
- 3) こども・若者の居場所の充実、地域の  
子育て力の向上

##### 目標4

こども・若者の  
成長のための  
社会環境づくり

- 1) こども・若者の意見表明の機会や自立と主  
体的な社会参画の促進
- 2) 確かな学力向上等に向けた取組
- 3) ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の  
充実

##### 目標5

社会生活に困難を  
有するこども・  
若者やその家族へ  
の支援の充実

- 1) こども・若者に関する相談体制の充実
- 2) こども・若者が抱える課題を解決する  
仕組みの充実
- 3) 障害のあるこども・若者等の支援
- 4) こども・若者の貧困対策
- 5) 児童虐待防止対策とヤングケアラーへの  
支援の更なる強化
- 6) ひとり親家庭の自立支援

「子ども・子育て  
支援法」  
法定必須記載事項

#### 重点的な取組

「草津っ子」育み  
事業

社会生活に困難を  
有するこども・若  
者やその家族に寄  
り添うきめ細かな  
支援

こども・若者の社  
会参画・意見表明

こども・若者の居  
場所づくり

本計画の推進に必要な整備については、充当可能な補助制度等を活用します。また、こども・子育て支援事業債を活用予定の事業については別紙にとりまとめて、計画的に実施します。

# 第4章 こども・若者、子育て支援に関する施策の展開

## 目標1 親と子が心身ともに健やかに暮らせる支援の充実

### 施策1 結婚、妊娠・出産期からの切れ目のない支援

#### 現状

令和6年3月に本市で実施した「子ども・若者の意見を聞く機会アンケート」では、結婚や出産、子育て支援について、経済的支援を求める意見が最も多くなっています。

妊娠・出産・子育て期は、精神的な不安や負担を抱えやすく、悩みが多い時期です。特に、若年や経済的不安、身近に相談相手がない等の状況から、周囲から孤立しがちで、身体的、精神的に悩みを持った妊産婦を早期に把握し、寄り添いながら相談や支援を実施することが重要です。本市では、母子健康手帳交付時から専門職による相談や、すこやか訪問、乳幼児健診等を通じて、妊娠・出産・子育て期における切れ目のない支援の充実を図っています。

#### 施策の方向

結婚や妊娠・出産・子育て期の伴走型支援と経済的支援の一体的な実施として、結婚新生活支援事業や妊産婦健診費の助成、出産・子育て応援給付金事業等に取り組みます。また、精神的な不安や負担の軽減、母子の健康の推進として、すこやか訪問や子育て相談センター、産前・産後サポート事業等、相談体制の充実を図り、結婚、妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援につながるよう推進します。

#### 主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
1 (新規)	産前産後保険税軽減の実施	国民健康保険の被保険者の方で出産予定または出産された方の産前産後期間の保険税を軽減します。	保険年金課 税務課
2	出産一時金の支給	国民健康保険の被保険者が出産したとき、出産した被保険者に対し出産育児一時金を支給します。	保険年金課
3	結婚新生活支援事業	経済的理由で結婚に踏み出せない世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタート時に必要な新居の購入や賃貸、引越しにかかる費用を補助します。	子ども・若者政策課
4	妊産婦健診費の助成	妊産婦健診を公費負担助成し、妊産婦の健康管理の充実および経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産できるようにします。	子育て相談センター

※ 第4章において、事業番号に「(新規)」と記載している事業は、現行の第二期草津市子ども・子育て支援事業計画および草津市子ども・若者計画の計画期間内（令和2年度以降）に開始された取組や事業です。  
なお、令和7年度以降から開始予定の事業には、「(新規) R7以降」と表記しています。

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
5	すこやか訪問の推進	生後 4 か月までの乳児がいる家庭に助産師か保健師が訪問し、育児への助言等を行い、不安の軽減を図ります。また、育児支援の必要なケースを早期発見し、適切な子育て支援サービスにつなげます。	子育て相談センター
6	子育て相談センターでの相談の実施	妊娠・出産・子育てにおける切れ目ない支援として、専門職による総合相談や情報提供を実施します。また、継続支援が必要な場合は関係課と連携して適切な支援につなげることで、より安心して子育てができる環境づくりを推進します。	子育て相談センター
7	産前・産後サポート (産後電話相談事業) 事業の実施	産後 1 か月頃までの産婦に電話相談を行い、産婦の心身の状態、育児状況を確認し、様々な不安や悩みを聞き、助言を行うことで、不安の軽減を図ります。また、育児不安が強い等支援を必要とする人を早期に発見し、産後ケア事業等適切なサービスにつなぎ、継続して支援します。	子育て相談センター
8	産後ケア事業の実施	産後（生後）1 年未満の産婦および乳児で、家族等から十分な支援が受けられず、①産婦に心身の不調がある、または、②産婦に育児不安がある人に、医療機関での宿泊サービスや助産師による訪問サービスを提供し、産婦の心身のケア、育児相談・助言等を行います。	子育て相談センター
9	マタニティマーク、ベビーカーマークの普及啓発	マタニティマーク、ベビーカーマークの利用の促進、周囲への周知・啓発をすることにより、安心してこどもを産み、子育てできるあたたかいまちづくりを推進します。	子育て相談センター
10 (新規)	出産・子育て応援給付金事業の実施	全ての妊娠婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から伴走型相談支援を充実し、経済的支援と一体的に、出産・子育て応援給付金の支給を実施します。なお、令和 7 年 4 月 1 日からは「妊婦のための支援給付」として支給予定です。	子育て相談センター

## 施策2 こどもと家族の健康な生活の支援

### 現 状

こどもが健やかな生活習慣を身に付けることができるよう、すこやか訪問や乳幼児健診等にバランスの良い食事や生活リズムについて、情報発信や必要に応じ相談等を行っています。また、妊産婦やこどもへの喫煙や飲酒による身体への影響や受動喫煙防止、歯の健康の大切さ等について、妊娠届出時や乳幼児健診、訪問等でリーフレットの配布等を行い、周知啓発に努めています。また、乳幼児健診や就学時健康診断の実施、1歳までの乳児を養育している家庭へのホームヘルパーの派遣なども含め、こどもの育ちに対する支援や、子育て家庭の不安、負担の軽減に取り組んでいます。

### 施策の方向

こどもからの生活習慣は大人になってからの健康状態にも影響することから、こどもの健やかな発育と家族の健康に向けたよりよい生活習慣の確立における知識の普及等に取組みます。また、プレコンセプションケアの観点から妊娠前や妊娠中の心身の健康づくり、生活習慣予防の基盤を固め、ライフステージに応じた健康づくりを推進します。

### 主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
11	草津っ子サポート事業	1歳までの乳児を養育している家庭にホームヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行います。また、利用者のニーズを把握しながら、関係機関と連携し、必要な支援につなげます。	子ども家庭・若者課
12	多胎児家庭ホームヘルパー派遣事業	妊娠したときから産後3歳までの多胎児を養育している家庭にホームヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行います。また、関係部署と連携し、対象者への制度周知を行い、必要な支援につなげます。	子ども家庭・若者課
13	乳幼児健診の実施	こどもの健全な育成、健康増進を図るため、4か月児、10か月児、1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児健診を実施します。また、未受診児については、電話・訪問等で受診勧奨を行います。	子育て相談センター
14	離乳食レストランの充実	4~10か月の乳児を育児している者が離乳食の進め方を習得することと、親同士が交流を持ち、育児不安を解消することを目的に実施します。	子育て相談センター
15	家庭訪問における相談の実施	保健師が訪問にて養育等の指導・助言を行います。必要に応じて、栄養士や歯科衛生士、心理判定員等の専門職と連携します。	子育て相談センター
16	こどもの事故防止に向けた啓発や情報提供	こどもの事故防止のため、保健センター内の掲示や、すこやか手帳交付時、乳幼児健診時にチラシ等を配布し、情報提供を行います。	子育て相談センター
17	たばこ対策事業	母子健康手帳交付時やすこやか訪問、各乳幼児健診時に、喫煙している保護者等に対し、チラシ等を活用して妊娠中の喫煙リスクを周知し、喫煙啓発を実施します。	子育て相談センター
18	公立認定こども園、保育所や小中学校の健康診断、就学時の健康診断の実施	公立認定こども園、保育所や小中学校に在籍する幼児・児童・生徒、また、次年度に小学校に入学する新1年生を対象に、健康の保持増進を図るために、健康診断を実施します。	幼児課 学校教育課

## 施策3 健康な心身を育てる食育の推進

### 現 状

乳幼児健診や訪問、相談等を通じて、子どもの健やかな成長における食の大切さについて栄養士による栄養相談や周知啓発等を実施しています。さらに、健康推進員による離乳食教室、認定こども園、幼稚園および保育所（園）や学校での食育推進活動を行っています。乳幼児期の食生活は、子どもの成長・発育に大きく影響することから、食育に対して、高い意識を持つことができる仕組みづくりが重要です。

### 施策の方向

乳幼児期からの食の大切さやバランスの良い食事の重要性への理解を深めるため、保護者に栄養相談や教室を実施するとともに、認定こども園、幼稚園および保育所（園）や小中学校において、発育・発達段階に応じた食育を推進し、子どもが食の大切さや楽しさを身につけられるよう取り組みます。また、妊娠・出産に向けたリスク等の予防のため、妊娠届出時や訪問、健診等の機会を捉えて、知識の普及等を図ります。

### 主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
19	食育の普及啓発	栄養や食生活に関する正しい知識の普及と啓発を行います。	健康増進課
20	栄養相談の実施	妊娠届出時や、すこやか訪問、乳幼児健診等の機会で栄養や食生活に関する知識の提供、相談・指導を実施します。	子育て相談センター
21	認定こども園、幼稚園および保育所（園）での食育の推進	健康を支える「食」への子どもたちの関心を高めるとともに、食育研修や調理担当者への研修等により、保育教諭等のスキルアップに努め、食育を推進します。	幼児課
22 (新規)	食農教育推進事業（はたけのこ体験事業）	就学前教育・保育施設の園児を対象に、草津市の伝統野菜である「山田ねずみ大根」を「育てる」、「収穫する」、「食べる」といった一貫した食農教育を実施します。	農林水産課
23	小中学校での食に関する指導	市立小中学校の児童生徒を対象に、食や栄養に関する授業や指導を実施します。	学校教育課 学校給食センター

## 施策4 親育ちを支援するサービスの充実

### 現 状

子どもの育ちにおいて家庭の役割は重要であり、乳幼児期から親子のふれあいや身近な大人との愛情による関わりを通して、安定した愛着の形成を図るとともに、子どもは成長・発達していくための基盤を築きます。

本市においては、認定こども園、幼稚園および保育所（園）や小学校で保護者向けの研修会を開催するほか、生後6か月からの「ブックスタート事業」を実施するなど、家庭読書の啓発と本を通して親子のコミュニケーションを図るきっかけづくりを支援しています。

### 施策の方向

子どもの発達や成長に最も影響を与える家庭において、子どもの育ちを支えていけるよう、読書のまちを推進し、図書館との連携もさらに深めながら、様々な学習機会と情報提供に努め、親子の育ちを支援します。

各種講座の開催にあたっては、これまで市の講座等に参加したことがない人でも気軽に参加できるよう、保護者や地域のニーズを踏まえた講座内容や開催方法、情報の提供方法等の工夫を行います。

### 主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
24	妊娠教室	もうすぐママ・パパになる夫婦とその家族が安心して赤ちゃんを迎えるよう、また、将来育児について相談しあえる友だちづくりのきっかけとなるよう講座を開催します。	子育て相談センター
25	ブックスタート事業	生後6か月から1歳未満の乳児がいる家庭を保育士が訪問し、育児相談・情報提供を行う「すこやか訪問」実施時に、親子のコミュニケーションづくりのきっかけとして絵本の読み聞かせと絵本のプレゼントを行うブックスタート事業の推進に努めます。	子育て相談センター
26	乳幼児健診における家庭読書の啓発	1歳6か月児健診でリーフレットを配布し、親子で読書する機会の大切さを周知します。	子育て相談センター (図書館) (生涯学習課)
27	家庭教育に関する学習機会の提供	乳幼児期における子育ての重要性について理解を促進するため、認定こども園、幼稚園および保育所（園）で保護者向けの子育て研修会や講座を開き、各施設と協働で子どもの豊かな成長・発達を支える環境づくりに努め「家庭教育力」を高めます。	幼児課
28	家庭教育サポート事業の推進	全ての教育の出発点として重要な家庭教育への関わりを高めるための情報発信を進めます。また、基本的な生活・学習習慣、豊かな情操、基本的倫理観、自立心などの形成に向けた、学習機会の提供など、家庭での教育力を高める支援を進めます。	生涯学習課
29	乳幼児と保護者対象のおはなし会の開催	手遊びや歌遊び等親子のスキンシップを中心に、絵本の読み聞かせや選び方のアドバイス等も行います。	図書館

## 目標2 安心して子育てできる環境づくり

### 施策1 就学前の教育・保育環境の整備

#### 現 状

就学前の教育・保育環境については、子育て世帯の転入や共働き世帯の増加、就労形態の多様化、さらには、令和元年から「幼児教育・保育の無償化」が開始したことにより、保育ニーズが高まり、保育所（園）や認定こども園の利用者は増加を続ける一方で、幼稚園等の教育ニーズは減少傾向にあります。

本市では、働き方が多様化する中、仕事と子育ての両立を支援するため、教育・保育のニーズの変化を踏まえ、教育・保育の質の確保と地域における子育て支援の充実を目指した「幼保一体化（認定こども園への移行）」を推進するとともに、増加する低年齢児の保育ニーズへの対応として、家庭的保育事業や小規模保育事業の推進を図ってきました。

国では、女性（25～44歳）の就業率82%に対応した教育・保育の受け皿の確保が進められ、本市においても、女性の就業率が増加する中、0～2歳児の低年齢児の保育ニーズの高まりは顕著となっており、子育て環境のさらなる充実を図るには、教育・保育ニーズを満たす施設や保育士等の人材の確保が課題となっています。

#### 施策の方向

子育て期の保護者が安心して仕事や子育てができるよう、教育・保育ニーズを満たす施設の整備や保育士等の人材確保に取り組むとともに、増加・多様化する就学前教育・保育施設において、適切な運営や保育の質の向上が図れるよう指導や支援に取り組みます。

#### 主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
30	幼保一体化の推進	就学前教育・保育施設について、保育定員の維持・保育の質の向上を前提に、各事業者の意向等を踏まえ、認定こども園への移行を促進します。	子ども・若者政策課 児童課 児童施設課
31	地域型保育事業への巡回支援	各施設における保育内容や特別な支援を必要とする保育について相談支援を行い、保育の充実を図ります。	児童課
32	多様な主体の参入促進	小規模保育事業、特定教育・保育施設への民間事業者の参入促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進するとともに、適切な運営や保育体制となるよう市の支援・指導を行います。また、研修の充実や積極的に施設間の情報交換の場を持つことで、市内の教育・保育施設全体の質の向上を図ります。	児童課

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
33	保育士等の確保	県、関係機関、養成校等と連携を図りながら、有資格者および資格取得見込者への働きかけを積極的に実施し、保育士等の確保に取り組みます。県、関係機関と連携を図りながら、有資格者の再就職支援に取り組みます。	幼児課
34 (新規)	紙おむつ無償化事業	定期的に市内の保育施設等に紙おむつをお届けし、おむつへの名前書きや補充等の保護者の負担や、保育士のおむつ管理に係る負担を軽減し、保育の質の向上を目指します。	幼児課
35 (新規)	保育士等奨学金返還支援事業	大学等の在学中に奨学金の貸与を受けて修学し、卒業後に新たに市内の保育施設等へ就職した保育士に対し、奨学金返還に係る費用を支援することで、職場への定着を促進し、保育人材の確保を図ります。	幼児課
36 (新規)	保育士等就職定着応援支援事業	保育士の確保が困難な状況下にあることから、働きがいのある就業環境を構築し、離職を防止するため、市内の私立保育施設等に新たに就職された保育士を対象に「就職定着応援支援金」を支給します。	幼児課
37	就学前の教育・保育の充実（保育認定）	保護者が就労等により家庭で保育を受けることができない乳幼児に対して、就学前の教育・保育を実施するため、保育ニーズを満たす施設や人材の確保に努めます。	幼児課 幼児施設課
38	就学前の教育・保育の充実（教育認定）	学校教育法に基づき、就学前の幼児に対して、幼児期の学校教育を実施します。	幼児課 幼児施設課
39	教育・保育ニーズを満たす施設の整備	就学前人口の推移や教育・保育ニーズ等の動向を見極めながら、待機児童の解消やさらなる子育て支援の充実に必要となる施設の整備を進めます。	幼児施設課
40	教育・保育環境の充実	保育所等において、教育・保育環境の維持・向上を図るため、必要な設備の更新や改修等を行います。	幼児施設課

## 施策2 就学前の教育・保育内容の充実

### 現 状

就学前の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、こどもの主体的な活動を大切にしながら、多様な遊びや体験を通じて乳幼児の健全な心身の発達を図るため、本市ではこれまで幼保一体化を推進するとともに、認定こども園、幼稚園、保育所（園）において、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針に基づく、質の高い幼児教育・保育の推進を図っています。

また、全てのこどもが、格差なく質の高い学びへと接続できるよう、発達と学びの連続性を踏まえながら、幼保小の関係者が連携し、円滑な接続の取組を進めています。

### 施策の方向

こどもの豊かな育ちと学びを保障できる質の高い就学前教育・保育と保育士等の資質向上を目指して、教育・保育要領等に沿った経験年数やテーマに応じた研修を実施するとともに、保育実践交流、幼保小の接続と連携、保育士等へのサポート、就学前教育・保育推進体制の充実等に取り組みます。

### 主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
41	就学前教育・保育施設を対象とした研修	就学前の教育・保育内容の充実に向けて、必要な研修を実施します。	幼児課
42	保育実践交流研修の実施	創意工夫のある教育・保育内容の創造に努め、乳幼児期に必要な経験の保障を行います。また、円滑な運営や保育実践を生み出すための研究と検証を行います。	幼児課
43	就学前教育と小学校教育との円滑な接続と連携の推進	こどもの育ちを繋いでいくという共通認識の醸成により、幼児期の教育の質的向上と小学校教育との円滑な接続を図るため、草津市幼保小接続会議を開催し、架け橋期カリキュラムの作成、活用を目指します。	幼児課 学校教育課
44	ステップアップ推進事業	保育者の指導力向上のため園内研究会を開催するとともに、質の高い学びが得られる体験活動の充実や地域、園の特色を生かした教育・保育の充実を図ります。	幼児課
45	保育体験・異年齢交流の推進	認定こども園、幼稚園および保育所（園）において、中学校や小学校の保育体験や職場体験の受入れを行い、異年齢交流の推進を図ります。	幼児課
46	就学前教育サポート事業	大学との連携により、心理と保育専門分野から保育士等への支援を強化し、心理的負担の軽減と、教育・保育力の向上を図ります。	幼児課
47	就学前教育・保育推進体制の充実	質の高い就学前教育・保育の実施に向けて、幼児教育アドバイザーを設置し、人材育成や実践研究等の推進を図ります。	幼児課

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
48 (新規)	保育施設職員等向けの絵本研修および講座の開催	保育士や支援員等に向けた、こどもに絵本を選んだり、読み聞かせを行ったりするスキル向上のための研修講座に、司書を講師として派遣します。	幼児課 図書館
49 (新規)	就学前施設貸出用絵本セット「あおばなブック」の整備	就学前施設での読書活動に合わせた図書セットを整備します。	図書館

## 施策3 子育ての経済的負担の軽減

### 現 状

子どもが生まれてから成人に達するまでには養育費や教育費等、子ども一人当たりにかかる費用が大きく、子育て家庭にとって、不安や負担となっています。

経済的な負担が子育てに影響を及ぼすことがないよう、子育て家庭の生活の安定や次代の社会を担う子どもの健やかな成長に資することを目的に、子育て家庭に対する経済的負担の軽減が求められています。

国では、子ども未来戦略加速化プランによって、令和6年10月から「児童手当」の支給を高校生年代まで拡大し、所得制限を撤廃するなど、若い世代の所得向上に向けた取組を進めており、本市においても令和5年度から、第3子の保育料無償化、18歳までの医療費助成の拡大、保育施設等の紙おむつ等の支給や1歳未満の子どもがいる世帯に対するおむつ等の購入費用の助成など、さらなる子育て世帯の負担軽減に努めています。

### 施策の方向

児童手当の支給や乳幼児・小中学生の医療費助成等を行うことで、子育てにかかる経済的な負担の軽減を図ります。また、経済的に困窮している家庭の自立に向けた支援として、相談支援や生活支援等の各種事業と一体的に推進します。

### 主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
50 (新規)	小中学生および高校生等の医療費助成	小中学生および高校生等の医療費の自己負担分について、全部または一部を助成します。	保険年金課
51	乳幼児の医療費助成	小学校就学前の乳幼児にかかる医療費の自己負担分を助成します。	保険年金課
52	児童手当の支給	児童を養育する家庭の児童福祉の増進を図るために、高校生年代までの児童を養育する家庭について児童手当を支給します。	子ども家庭・若者課
53 (新規)	すくすく応援事業	1歳未満の子どもがいる世帯に対して、おむつ等の購入費用の助成を行い、子育て支援の充実を図ります。	子育て相談センター
54 (新規)	子育て世帯への市指定ごみ袋支給事業の実施	紙おむつ等が常時必要な2歳未満の子がいる世帯に対して、経済的負担の軽減を図るためごみ袋を支給します。	子育て相談センター
55	認定こども園、保育所（園）の保育料軽減	子育て世帯の負担軽減を図るため、幼児教育・保育無償化の対象外となる児童に対し、引き続き国の基準を下回る保育料を継続していきます。	幼児課

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
56	幼児教育・保育の無償化（国制度）	3～5歳の保育所等の利用料の無償化を実施するとともに、0～2歳については住民税非課税世帯を対象として無償化を実施し、子育て世帯の負担軽減や、全てのこどもに質の高い幼児教育・保育を受ける機会を確保します。	幼児課
57 (新規)	第3子以降保育料無償化事業（市単独）	第3子以降の保育料について、所得制限なし・年齢制限なしでの無償化を実施することで、広く子育て世帯の負担を軽減し、多子世帯にとって子育てしやすいまちの実現を目指します。また、第2子への無償化の拡大について検討します。	幼児課
58	施設等利用給付事業	施設等利用給付認定を受けた小学校就学前のこどもが幼稚園（未移行）、特別支援学校、預かり保育、認可外保育施設等において「特定子ども・子育て支援」を受けた場合の利用料を給付し、子育て世帯の負担軽減や、全てのこどもに質の高い幼児教育・保育を受ける機会を確保します。	幼児課
59	地域における小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業	市の定める基準に適合した施設を利用し、国の幼児教育・保育の無償化給付を受けていない市内在住の満3歳以上の幼児の保護者が支払う利用料の一部を給付し、子育て世帯の負担軽減や、全てのこどもに質の高い幼児教育・保育を受ける機会を確保します。	幼児課
60 (新規)	中学校給食の無償化	高校受験の準備など、教育費の負担が増える中学生がいる世帯を対象に給食費を無償化し、子育て世帯への支援の充実を図ります。	学校給食センター

## 施策4 子育ての仲間づくりの場の提供

### 現 状

子育て家庭の孤立を防ぎ、気軽に親子が集える場として、子育て支援センター、子育て支援拠点施設、地域子育て支援センター、つどいの広場といった子育て支援施設を展開しています。こうした子育て支援施設は、特に未就園児の子育て家庭にとって、同年齢のこどもを持つ家庭との交流の場となっています。ニーズ調査の事業の認知度についてみると、つどいの広場を「知っている」と答えた人は4割程度となっています。利用者数の増加に向けて、さらなる周知と活動の充実が必要です。

ニーズ調査の「同年代のこどもを持つ親同士の付き合い」についてみると、「子育てのことを相談したり、話したりする友人がいる」が就学前児童、小学生ともに5割前後と最も高くなっています。一方、「同年齢のこどもの親との付き合いはあまりない」は就学前児童、小学生ともに約3割で、小学生では前回調査から1割程度上昇しており、つながりの希薄化が課題となっています。

### 施策の方向

気軽に親子が集え、不安を解消するための相談の場としてつどいの広場等を展開するとともに、子育てサークル等市民の自主的な活動を支援し、子育て家庭の孤立解消と親子の交流の促進を図ります。

### 主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
61	つどいの広場運営事業	常設の広場を開設し、子育て家庭の親とその乳幼児が気軽に集い、ふれあいながら相互に交流を図る場や、気軽に育児相談ができる場を提供します。また、利用者の増加を目指し、つどいの広場の周知および施設への指導を行います。	子育て相談センター
62	子育てサークル活動の支援事業	親同士の子育てに関する情報交換や支え合いを促進する場として子育てサークルの育成と活動を支援します。	子育て相談センター
63	ツインズ・フレンズの充実	ふたご、みつごを育てている家庭や妊婦を対象に交流の場を提供し、ふたご、みつごを育てている家庭同士がつながることのできる環境を整えます。	子育て相談センター
64	児童館運営事業	民間児童館の創意工夫・柔軟な運営等の特色を生かし、児童に健全な遊びを提供し、その健康を増進し、児童の健全育成と地域の子育て支援を推進します。	子育て相談センター
65 (新規)	「不登校のこどもたちの保護者の集い」の実施	市のスクールソーシャルワーカーや臨床発達心理士等のスーパーバイザーによる不登校のこどもたちとの関わり方のコツや将来の進路についてのアドバイス等を受けながら、親同士で様々な疑問や不安を語り合い、交流する機会として実施します。	教育研究所

## 施策5 子育て支援ネットワークの推進と情報提供

### 現 状

子育て支援センター、地域子育て支援センター、子育て支援拠点施設、つどいの広場といった子育て支援施設は、親子の交流や総合相談の場としての機能を担い、子育て世代の不安解消や情報提供を行っています。また、子育て支援拠点施設「ミナクサ☆ひろば」および「ココクル♥ひろば」は、利用者数も増加しており、子育て支援ネットワークの推進や相談機能のさらなる強化が求められます。

利用者支援事業では、保育コンシェルジュを設置しており、窓口や電話で子育てについての相談支援を行っており、ニーズの高いサービスとなっています。

子育て情報の提供については、子育て家庭が必要な情報を的確に得られるよう、子育て応援サイト「ぽかぽかタウン」やホームページ、広報、パンフレット等により情報提供に努めています。また、転入者への情報提供については、転入時に本市の教育・保育環境や子育て支援についてのパンフレットを配布するなど、情報提供を行っています。必要な時期に必要な情報が得られるよう、分かりやすい情報提供が求められています。

### 施策の方向

子育て支援施設の活用を促進し、身近な地域での相談の場の充実を図るとともに、子育て相談センターや関係機関との連携を強化し様々な親子のニーズに対応していきます。

さらに、子育て応援サイト「ぽかぽかタウン」等、各種情報提供ツールについては、分かりやすく使いやすいものとなるよう、必要に応じて内容の見直しを行います。

### 主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
66	子育て支援ネットワークの推進	市南部地域の中核拠点となる「ミナクサ☆ひろば」と市北部地域の中核拠点となる「ココクル♥ひろば」を中心に、各中学校区に1つの子育て支援の総合的な拠点として、子育て支援のネットワーク化を推進し、親子が遊びながら交流できる居場所の提供や相談・支援に関する幅広い情報の提供、人材育成、地域における子育て支援を促進します。	子育て相談センター
67	地域子育て支援センターの充実	子育ての不安感・負担感の解消や家庭の養育力の向上を図るため、保育所（園）等の資源を活用し、施設の開放、育児相談、イベントの開催、園児との交流、情報提供を行います。また、地域子育てセンターを周知し、利用を促進します。	子育て相談センター
68	子育て支援サービスに関する情報提供の充実	子育てガイドブックの発行や、子育て応援サイト「ぽかぽかタウン」で、子育て関連施設、子育てサークルのイベント情報、子育て豆知識等様々な子育て情報を分かりやすく提供します。	子育て相談センター

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
69	赤ちゃんの駅	「赤ちゃんの駅」に登録のある保育士・栄養士を派遣し、育児栄養相談会等の開催を支援します。子育て中の家族が安心して外出できるよう、授乳スペースやおむつ替えベッド等を備えた施設である「赤ちゃんの駅」の設置を促進し、さらなる周知を推進します。	子育て相談センター
70	公立認定こども園、保育所における子育て支援	親子の相互交流の場所（未就園児活動・園庭開放）や子どもの人権や子育てをテーマとした学習会、保育者と保護者がともに学ぶ機会を設けるとともに、子育てに関する相談や情報発信を行います。	幼児課
71	利用者支援事業（保育コンシェルジュ）の実施	こどもおよびその保護者が、認定こども園、幼稚園および保育所（園）での教育・保育や、一時預かり等の「地域子ども・子育て支援事業」等を円滑に利用できるよう、情報提供および必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するなどの支援を行います。	幼児課

## 施策6 多様な保育ニーズに対応したサービスの提供

### 現 状

0～5歳人口は減少傾向にありますが、共働き家庭の増加や保護者の勤務形態の多様化に伴い、保育ニーズが高まっています。ニーズ調査の「仕事と子育てを両立する上で必要なこと」についてみると、「こどもや自分が病気やケガをした時に、面倒をみててくれる人や保育サービスがあること」が小学生では最も高く、就学前児童では2番目に高いなど、教育・保育事業の充実と併せて、病児・病後児保育事業や一時預かり等、緊急時にも対応可能な保育サービスが求められています。

延長保育や幼稚園の一時預かり、病児・病後児保育等のサービスは、年々利用者が増加傾向にある中、病児・病後児保育については、サービスの充実のみではなく、こどもが病気の際はそばにいたい、という保護者の思いが尊重されるよう、仕事を休みやすい環境づくり等社会全体で取り組んでいく必要があります。また、0～2歳児の未就園児を含め、子育て家庭が抱える不安や悩みに対する支援の強化が求められています。

ファミリー・サポート・センター事業では、サービスを提供する会員の確保に向けた効果的な周知方法の確立が求められています。

### 施策の方向

仕事と子育ての両立をサポートしていくため、病児・病後児保育事業の周知や一時預かり事業の実施施設の確保等により、既存のサービスの活用を促進し、保護者の多様な保育ニーズに応じたサービスを展開します。

さらに、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園支援「乳児等通園支援事業」に取り組みます。

また、子育て世帯を地域で支援する体制として、ファミリー・サポート・センター事業について、まちづくり協議会や町内会、各種団体へ広報周知を図り、利用者間のつながりを広げ、積極的な活用につなげていきます。

### 主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
72	病児・病後児保育事業の推進	病気および病気回復期で、保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合、病児保育室で保育を行います。また、保育中に体調不良となった場合でも、安全な体制を確保することで、児童に対して保健的な対応を行います。	子ども・若者政策課 幼児課 幼児施設課
73	ファミリー・サポート・センター事業の推進	地域における子育てと就労支援を行うために、支援を受けたい依頼会員と支援を提供したい提供会員が、会員組織を構成し、援助活動を展開します。また、子育て家庭以外にもファミリー・サポート・センターの周知を図り、提供会員の確保に努めます。	子育て相談センター

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
74 (新規) R7 以降	乳児等通園支援事業	乳幼児に対して、多様な人と関わる機会等を提供するとともに、保護者の孤立感・不安感の解消や育児負担の軽減、親としての成長等を各家庭の状況等に応じて切れ目なく支援するため、認可保育施設や子育て支援拠点施設、湖の子園等の実施形態を検討のうえ、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園支援を進めます。	子育て相談センター 発達支援センター 児童課 児童施設課
75	一時預かり事業の充実	保護者の急な用事等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園、幼稚園および私立保育園等で一時的に預かる取組を促進します。地域の幅広いニーズに対応するため、実施施設の確保に努めます。	児童課 児童施設課
76	延長保育事業の充実	認定こども園、保育所（園）において、保護者の勤務時間や通勤時間などの事情により、通常の開所時間では送り迎えが困難な場合に、開所時間等の前後において延長して保育を実施することで、多様な保育ニーズに対応したサービスの提供に努めます。	児童課 児童施設課
77	預かり保育事業の充実	幼稚園で通常の教育時間終了後や長期休業中に保育を実施し、働きながら幼稚園に通わせたいというニーズに対応します。地域の幅広いニーズに対応するため、実施施設や預かり人数の確保に努めます。	児童課 児童施設課

### 目標3 社会全体でこども・若者の権利と安全を守り応援する環境づくり

#### 施策1 こども・若者の人権を守る環境づくり

##### 現 状

児童虐待やいじめ、体罰等、こどもが被害者となる事件が毎年発生している現状から、人権侵害の防止と救済のための取組を引き続き行う必要があります。

本市では、市民の人権意識の醸成を図るため、啓発ビデオや図書を備えるほか、啓発パネル等を作成し、様々な機会を通して啓発活動を行っています。また、人権教育の啓発、推進に向け、市職員や認定こども園、幼稚園、保育所（園）および小中学校の教職員を対象とした研修等の実施により、リーダーの育成を図り、こどもを含むあらゆる人権問題に取り組んでいます。

##### 施策の方向

こども・若者を権利の主体として社会全体および自らが認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図れるよう、就学前教育施設や学校、家庭、市内の事業所への積極的な啓発等、人権保育・教育を推進します。

##### 主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
78	次世代育成男女共同参画事業	次世代育成事業として、ジェンダーの視点を取り入れ、「デートDV防止」、「性の健康教育」や「性の多様性」等をテーマに、学習の機会を提供します。	男女共同参画センター
79	「子どもの人権 110番」強化週間の周知	法務局が設置する学校でのいじめや児童虐待等、子どもの人権問題を専門に扱う専用相談窓口の周知を行います。	人権政策課
80	なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間の周知	草津市企業同和教育推進協議会が開催する市内事業所向け各種研修会において、パンフレットや同協議会が発行されている企業啓発誌「しんらい」の配布、企業内公正採用・人権啓発推進月間における事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による事業所訪問や街頭啓発を行います。	商工観光労政課
81	人権保育・教育の推進	認定こども園、幼稚園、保育所（園）および小中学校においては、人権保育・教育計画に基づき、一人ひとりの子どもの人権が尊重されるよう保育・教育を推進します。また、職員研修によりスキルアップを目指すとともに保護者への啓発に努めます。	幼児課 児童生徒支援課

## 施策2 こども・若者の健全育成と安全、安心な生活環境の支援

### 現 状

こどもたちが犯罪や事故に巻き込まれる悲惨な事件・事故は後を絶ちません。特に、上下校中のこどもを狙った犯罪やこどもを巻き込んだ交通事故等が相次ぎ、地域における子どもの安全に対する関心が高まっています。こどもたちの安全を守るためにには、家庭・地域・市の協働による多方面からの見守りが欠かせません。

本市では、通学路の安全点検のほか、上下校（園）および保育時間中の安全確保のため、保護者や地域ボランティア（スクールガード等）によるパトロールやこども110番の家の設置を行い、不審者に対するセキュリティを強化しています。

また、安全、安心な地域づくりとして、犯罪の未然防止に向けた取組は必要であり、防犯カメラの設置等、地域の安全に配慮した生活環境の整備が求められています。

認定こども園、幼稚園および保育所（園）や学校では、災害時の対応マニュアルを作成しており、災害発生時に適切な対応ができるよう、様々な側面から訓練を行っています。

スマートフォン等の普及により、インターネットを悪用した犯罪に、こども・若者が巻き込まれる例が後を絶ちません。今後より一層、情報モラル教育を推進していくことが重要です。

### 施策の方向

こどもが地域で安全・安心に生活ができるよう、見守り体制や生活環境の整備、交通安全教育、防犯・災害対策の充実を推進します。

また、こどもが安心して遊ぶことのできる地域づくりを目指して、公園や道路環境の整備を推進するとともに、防犯灯・防犯カメラの整備等の安全に配慮したまちづくりを推進します。

こども・若者のインターネットの適切な利用に関する教育および啓発活動、フィルタリングの性能向上および利用普及、民間団体等の取組の支援等を強化します。

### 主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
82	防犯灯や防犯カメラの整備等犯罪の起こりにくい環境整備の推進	防犯灯、防犯カメラの整備および維持管理を行い、犯罪を未然に防ぐまちづくりを進めます。また、草津栗東防犯自治会において「こども110番の家」の支援を行います。	危機管理課
83	SNS等インターネットの安全利用の啓発	SNS等インターネットの安全利用について、学校や関係団体において講話により啓発していきます。	子ども家庭・若者課 (少年センター)

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
84	青少年育成市民会議の事業推進	青少年の健全育成のために、家庭・学校・地域・関係団体と協力して、各種大会等を開催し、青少年に活動の場を提供するとともに、大人への啓発を図ります。	子ども家庭・若者課
85	認定こども園、幼稚園および保育所(園)や学校における「危機管理マニュアル」の点検と充実	県教育委員会や消防署、関係機関の協力の下、火災・地震・災害等の防災、不審者対応、救命救急等の各種マニュアルを活用し、日頃から災害発生時に適切な対応ができるよう、訓練を実施します。	幼児課 学校教育課
86	自転車安全安心利用教室(スケアードストレート方式等)の開催	プロのスタッフによるスケアードストレート方式(交通事故再現)等の自転車安全安心利用教室を開催し、中学生等に交通ルールや自転車の安全利用について啓発します。	交通政策課
87	交通安全教育の推進	悲惨な交通事故に遭わないために、児童や幼児自身も交通ルールを理解し、危険回避できるよう交通安全教室を開催します。	交通政策課
88	通行者の安全確保のための歩道整備	通学児童等が安全に移動できるよう、歩行空間の確保や交通安全対策を進めています。	道路課
89	公園の良好な維持管理	市内の公園について、子どもや子育て世帯を含め、安全に利用できるよう、遊具の点検等の維持管理を行います。	公園緑地課
90	子どもや子育て世帯が身近に利用できる遊び場等の整備	市内の公園について、子どもや子育て世帯を含め、安全で快適に利用できるよう、公園の再整備を行います。また、草津川跡地の空間整備を進めることで子どもの居場所を確保するとともに、草津川跡地公園(区間2・区間5)について、さらなるにぎわいの創出に向けて取り組んでいきます。	公園緑地課 草津川跡地整備課
91	通学路の安全対策の実施	スクールガードとして登録した保護者や地域住民による見守り体制の充実や、警察・関係機関とともに実施する通学路合同点検を通して、子どもたちの安全対策に取り組みます。	学校教育課
92 (新規)	児童生徒の心と体の健康観察推進	児童生徒の心と体の健康について、これまでの体調不良のみならず、心理的ストレスや悩み、いじめ、虐待、不登校等の心の問題の早期発見・早期対応ができるよう、ICT(情報通信技術)機器による健康観察を推進します。	児童生徒支援課 学校教育課 学校政策推進課

## 施策3 こども・若者の居場所の充実、地域の子育て力の向上

### 現 状

国では、令和5年12月に、子どもの居場所づくり指針を閣議決定しており、全ての子どもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所をもちながら、様々な学びや多様な体験活動、外遊びに接することで、子どもが本来持っている主体性や創造力を發揮し、社会で活躍していくよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを進めるとされています。

本市では、こども・若者の居場所については、令和6年4月時点で、市内に37施設ある児童育成クラブのほか、小学校2校において、地域コーディネーターが支援する「放課後子ども教室」に取り組んでいます。また、各小学校区では、地域まちづくり協議会が地域まちづくり一括交付金等を活用しながら、地域力を生かした子どもたちの多様な体験活動を支え、NPO法人や市民活動団体が運営するフリースクールや「子ども食堂」なども、子どもたちの拠り所となる第3の居場所も多数運営されており、市はその運営支援を行っています。

様々な問題を抱え学校生活になじめない児童生徒に対しては、教職員や家庭、地域が連携しながら、専門知識や経験を持ったスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談支援を行い、児童生徒が抱える問題行動や不登校などの諸課題の解決を図っています。

### 施策の方向

地域や学校、児童育成クラブなど、全ての子どもが安全で安心して過ごせる多くの居場所をもちながら、様々な学びや多様な体験活動、外遊びに接しながら、主体性や想像力を発揮することができる居場所づくりを推進します。また、教職員や家庭、地域が連携しながら、様々な問題を抱える児童生徒に対しても、通いの場の提供支援や環境の調整・改善を行います。

### 主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
93	まちづくり協議会への地域まちづくり一括交付金	まちづくり協議会への地域まちづくり一括交付金を通じて、子どもの生きる力を育み、青少年の健全育成に取り組みます。	まちづくり協働課
94	児童育成クラブの充実	保護者が就労等により屋間家庭にいない小学生に対して、放課後の生活の場を提供します。より良い居場所となるよう、子どもの意見を取り入れながら、体験機会を増やすなど児童の健全な育成を図ります。	子ども・若者政策課

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
95	民間による児童育成クラブの整備	児童育成クラブへの入会希望の増加と多様なニーズへの対応に向け、民間による児童育成クラブの実施を推進します。今後定員を超えることが予想される小学校区を対象に、継続して民設児童育成クラブの施設整備を進めます。	子ども・若者政策課
96	放課後子ども教室	放課後等にこどもたちが安心して学びや体験活動等を行う「放課後子ども教室」を実施します。また、「放課後子ども教室」と「児童育成クラブ」双方の支援員が参加児童の情報を共有する等連携・協力体制の整備に努め、運営委員会の設置・運営を行います。	生涯学習課 子ども・若者政策課
97 (新規)	草津市子どもはぐくみ事業（子ども食堂支援事業）	市内で継続的に「子ども食堂」を実施している運営者への支援を通じて、顕在化しにくい、こどもが抱える悩みや課題などを探し、併せてこどもへの食事の提供および安心して過ごすことのできる居場所の提供を促します。	子ども家庭・若者課
98	学校以外の場での学習等に対する支援	不登校児童生徒が通う学校以外の場での学習等について、教育委員会・学校と民間団体等とが連携し、相互に協力・補完することで、学校復帰や社会的な自立に向けた支援を行います。	児童生徒支援課
99	学校問題相談支援事業（SSW派遣事業）	不登校やいじめをはじめとする学校不適応行動の課題解決を図るため、スクールソーシャルワーカーを学校へ派遣し、こどもを取り巻く様々な環境の調整・改善に向け支援を行います。	児童生徒支援課
100 (新規)	草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金	不登校のこどもたちの学びの場を提供し、将来的に社会的自立ができるよう、草津市が認定するフリースクールを利用することの保護者に対し、補助金を交付し支援します。	児童生徒支援課

## 目標4 こども・若者の成長のための社会環境づくり

### 施策1 こども・若者の意見表明の機会や自立と主体的な社会参画の促進

#### 現 状

本市ではこれまで、「地域協働合校」をはじめ、様々な取組の中で、地域社会全体で、こども・若者の主体性を育み取組を進めてきていますが、こども・若者を支援する対象ではなく、ともに社会をつくるパートナーとして、その意見を聴き、施策に反映させる取組を推進していく必要があります。また、こども大綱ではその意義として、①こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになること。②こどもや若者によって、自らの意見が十分に聽かれ、自らによって社会に何等かの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高め、ひいては、民主主義の担い手に資することができます。

本計画の策定にあたって実施した「子ども・若者の意見を聞く機会アンケート」で、こども・若者が意見を表明するためにどのような方法が好ましいか等を調査するとともに、直接対話の機会を設けました。

#### 施策の方向

新しく取組をはじめた、スクールE S Dくさつプロジェクトやこれまでからの取組であるコミュニティスクールや地域協働合校など、こども・若者が性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、ジェンダーの視点を取り入れ、こどもたちが他者と協働し身近なことから行動することにより自己肯定力ややり抜く力、主体性・探究性・協働性・社会性を養う取組を進めるとともに、環境やスポーツ、文化といった分野を越えた様々な関わりの中で、こども・若者の成長を支援します。

また、こども・若者の意見表明については、「子ども・若者の意見を聞く機会アンケート」の結果を踏まえながら、意見を伝えやすい方法や手段、工夫を行いながら、こども・若者が市政情報にアクセスしやすく、意見をいうことへの諦めや不安を解消できるよう、安心して意見を言えることができる場や機会を設け、こども・若者をまんなかに据えた、地域づくりを進めます。

#### 主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
101	キャリア教育の推進	市内全ての公立中学校において職場体験活動を実施する等、こどもたちが社会人、職業人として自立していくよう、キャリア教育を推進します。	男女共同参画センター 学校政策推進課

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
102	男女共同参画の意識啓発	固定的な性別役割分担意識の解消等、男女共同参画の意識啓発を行います。	男女共同参画センター
103 (新規) R7 以降	市ホームページやSNS等を活用した市政情報の発信と意見聴取	SNS(X、LINE, YouTubeなど) や市ホームページを活用しながら、市政情報を発信とともに、こども・若者からの意見を聴取する工夫や手法等を検討します。	広報課 子ども・若者政策課
104	こどもエコクラブの充実	公益財団法人日本環境協会の事業である「こどもエコクラブ」の市窓口を設置し、加入を促進します。また、環境学習教材の貸出や環境学習への講師派遣により、活動の充実を図ります。	環境政策課
105	草津市こども環境会議の開催	家庭・地域・学校・職場等様々な場所で環境学習に取り組めるよう、こどもと大人が環境について議論しあい、環境活動に取り組む人たちが交流する場として実施します。多様な企業や団体等へ参加の呼びかけを行い、活発な「こども環境会議」の運営に努めます。	環境政策課
106 (新規) R7 以降	こども施策に関する情報発信の充実	国や県などが発信することも施策やこども・若者の意見聴取結果等の情報について、積極的に周知を行い、「こどもまんなか社会」のさらなる機運醸成を図ります。	子ども・若者政策課
107 (新規) R7 以降	こどもや若者との直接対話の機会の充実	引き続き、小中学校や高校、大学、関係機関等と連携し、市とこども・若者とのさらなる直接対話の機会の充実を検討します。	子ども・若者政策課
108 (新規) R7 以降	審議会へのこどもや若者の参画の推進	審議会等において、こども・若者が直接的、間接的に施策決定に関わることにより、意見が反映されるよう、こども・若者の積極的な参画を検討します。	子ども・若者政策課
109	青年国際交流事業	国際交流事業である青年海外協力隊に参加する青少年等に対する支援等を通じて、国際的な連携・協力の下、こどもたちが国際社会へ視野を広げ、自分の夢や将来のことについて考えるキャリア教育関連事業を実施します。	生涯学習課
110	20歳のつどいの実施	「20歳のつどい」を実行委員会に委託し、開催することにより、実行委員会活動を通じて社会的自立に必要な能力・態度を育て、大人としての自覚を促します。	生涯学習課
111	学習ボランティア登録制度の推進	各種学習活動等により得られた知識や経験を生かすため、学習ボランティア（個人および団体）を登録し、登録情報の提供を通して生涯学習活動を推進します。	生涯学習課
112	地域協働合校の推進	学校、家庭、地域が連携し、こどもと大人の協働による学び合いや、地域コミュニティの育成を目指し、各学区の地域資源や特色を生かした体験・交流活動を実施することで、地域全体でこどもを育成することを推進します。	生涯学習課

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
113	こども向けアート体験イベント（アートフェスティバル）の実施	多様な人との関わりの中で、こどもや若者が気軽にアートに親しみ、人と文化に出会い交流する機会を創出することで、市の文化を担う次世代の育成を推進します。	生涯学習課
114	スポーツ教室やイベントの開催	こどもが運動に関心を持ち、スポーツに親しむためのスポーツ教室やイベントの開催等スポーツ環境の充実に取り組みます。	スポーツ推進課
115	総合型地域スポーツクラブへの支援	総合型地域スポーツクラブが行う各種スポーツ教室やイベント等の開催を支援します。	スポーツ推進課
116	遺跡や文化財の活用を通した学習の充実	遺跡発掘調査の成果を活かしたワークショップや文化財の現地見学等の体験学習を通して、地域に残る歴史・文化に触ることで、こども自らの関心や自主的な学習意欲の向上を図り、こどもの健全な成長を支援します。	歴史文化財課
117	歴史資産を生かした体験機会の充実	学校団体の見学受入れ・出前授業を積極的に行います。また、こども向け事業「草津宿みちくさラボ」および草津宿本陣でのワークショップ等を定期的に開催するとともに、外部イベントにも参加し、より多くのこどもたちに対して草津の歴史や文化に触れる機会を提供します。	草津宿街道交流館
118	学校支援活動事業	移動図書館の小学校巡回や出張ブックトーク等のこどもと本をつなぐ事業の取組や図書館見学、職場体験学習受入れ等、図書館や本に興味を持ってもらう機会を提供します。	図書館
119 (新規)	スクールESDくさつプロジェクト	こどもたちが身の回りの事象を地球規模で考え、他者と協働して身近なことから行動することにより自己肯定力ややり抜く力、主体性・探究性・協働性・社会性を養うため、地域と学校に共通する課題解決のために、地域と協働して学習する「スクールESDくさつプロジェクト」を市内小中学校で実施します。	学校教育課
120	スポーツ体験教室「レッツエンジョイスポーツ」の開催	立命館大学やスポーツ団体等の協力の下運営している、市内の小学6年生全員参加によるスポーツ体験教室「レッツエンジョイスポーツ」について、関連機関と連携して実施します。	学校教育課
121	コミュニティ・スクールと地域協働合校の一体的推進	市内全ての公立小中学校に地域と連携・協働する体制を構築し、学校・保護者・地域の組織的かつ継続的な連携と協働体制の中で、学校運営の充実を図るとともに、地域協働合校やスクールESDくさつの取組と連携し、協働体制の強化を促進します。	学校政策推進課 生涯学習課

## 施策2 確かな学力向上等に向けた取組

### 現 状

確かな学力の向上に向けて、少人数学級編成や複数教員による指導体制により、きめ細かな指導を行いました。また、1人1台端末等のICT（情報通信技術）機器の活用や、各校による学ぶ力向上策の策定、各種検定事業等を実施するとともに、モデル校を中心にNEW草津型アクティブ・ラーニングの実践を行いながら、基礎学力の向上と、様々なことに興味・関心を持ち、自ら意欲的に取り組む姿勢の育成に向け、教育内容および施設・設備の充実、多彩な体験機会の提供を図っています。

### 施策の方向

子どもに基盤的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育み、学びに向かう力、人間性等を養います。また、ICTの活用等により、個別最適な学びと協働的な学びを推進します。

また、教室アシスタントの配置や学びの教室プロジェクトの実施等、児童生徒の学びの基礎力の定着と学力向上に向けた取組を引き続き推進します。

### 主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
122	学校施設・設備の充実（小中学校）	老朽化が進む小中学校の施設・設備の計画的な改修・更新を図るとともに、非構造部材の耐震対策を含めた点検・修繕等の維持管理に努めます。	教育総務課
123	子どもの読書活動推進事業	子どもを対象として、子どもが本に興味を持ち、読書への関心を深められるよう、「おはなしのじかん」の開催等年齢や対象に応じた取組を実施し、子どもの読書活動を推進します。また、一般の方を対象として、家庭教育サポート事業（生涯学習課）へ司書を講師として派遣し、家庭での読書推進や図書館利用の促進に取り組みます。	図書館
124	読書活動支援	「子どもの居場所づくり事業」（子ども家庭・若者課、人とくらしのサポートセンター）と連携し、月1回司書を派遣し、読書や本を身近に感じ、興味を持つもらえるよう、ミニブックトーク（テーマに沿っていくつかの本の紹介）を行います。「子ども食堂」を対象として、司書が各食堂の特徴に合わせて選書した本の貸出や、要望に応じて読み聞かせ等を行い、子どもたちの読書体験の充実や、自発的な読書活動につながる働きかけ、図書館を利用しやすい子どもたちに向けた読書支援活動を実施します。	図書館
125	学校図書館支援事業	学校のニーズを踏まえながら学習に合わせた内容の図書セットの貸出を行います。	図書館
126 (新規)	学習スペース「学-being」の運営	草津市立図書館、南草津図書館（フェリエ南草津の草津市立市民交流プラザとの共用スペース）に、図書館の資料貸出券を有する人は誰でも無料で利用できる学習・読書スペースの運営を行います。	図書館

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
127 (新規) R7 以降	午前5時間制草津プランの導入	小学校に午前 5 時間制を導入し、午前中に集中して効率的に学び、午後の短時間学習により基礎的・基本的な学力の定着を図ります。また短時間学習と 6 コマ目を合わせる長時間学習により体験的、探究的活動の充実を進めます。	学校教育課
128	道徳教育の充実	こどもたちによりよく生きるために基盤となる道徳性を養うため、学校と地域、家庭が連携・協働しながら、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育みます。	学校教育課
129	学校図書館教育の推進	学校図書館の「読書センター」機能および「学習・情報センター」機能を充実させ、読書好きなこどもの育成を図るとともに、学校図書館を活用した授業の充実を図ります。	学校教育課
130	教室アシスタント配置事業	各小中学校に教室アシスタントを配置し、小 1 プロブレムや中 1 ギャップへの対応、特別支援が必要な児童生徒への学習面や生活面でのサポートを行います。また、児童生徒への関わり方や活動内容の交流について定期的な研修を行い、児童生徒への適切な支援を行います。	児童生徒支援課
131	学びの教室、放課後自習広場	放課後等のこどもの居場所の確保を図るとともに、こどもの自主学習を支援し、学習習慣の確立と学力向上を図ります。	児童生徒支援課
132	国語・英語を中心とした学力向上事業	児童生徒が基礎基本の確かな学力を身に付けられるよう、漢字、英語に関する検定を実施します。	学校政策推進課
133	I C T (情報通信技術) を活用した教育の推進	1 人 1 台端末や液晶型電子黒板等、I C T を活用した教育に取り組み、「草津型アクティブ・ラーニング」による授業改善を推進します。	学校政策推進課

### 施策3 ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実

#### 現 状

保護者が性別に関係なく、主体的に子育てに関わるためには、長時間労働の是正や育児休業、短時間勤務が取りやすい環境の整備など、いわゆるワーク・ライフ・バランスの推進が不可欠です。近年、テレワークやフレックスタイム制度など柔軟な働き方が広がりつつありますが、ニーズ調査の「1週間当たりの就労時間」をみると、父親の帰宅時間は母親の帰宅時間に比べて、就学前児童、小学生ともに遅い傾向にあります。こうした父親の長時間労働の現状等もあり、家庭内での家事・育児分担は難しい状況となっています。

一方、企業においては、働き方改革の深化に伴い、男性の育児休業取得促進や職場復帰の際のサポート等が拡大し、労働時間の柔軟化やリモートワークが進展するなかで、子育て支援に積極的に取り組む企業が増えています。今後、中小企業や非正規雇用者への支援や、これらの取組が地域全体に浸透するには、さらなる取組が必要です。

市として、国や県と連携し、企業の労働環境整備を後押しするとともに、地域の実情に応じた支援策を展開していく必要があります。特に、子育て世代が働きやすく、こどもと過ごす時間を確保できるような仕組みづくりを推進することが重要です。

#### 施策の方向

引き続き、市民に対して男女共同参画の意識啓発を行うとともに、企業に向けた働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発を行い、男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めます。

#### 主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
134	男女共同参画による子育てを可能とする男性の家事・子育てへの参画の促進と職場づくりのための啓発	市内事業所や市民を対象に、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発を行い、男女共同参画の視点による、子育てを可能とする職場づくりのための啓発を行います。また、男性の育児休業取得の促進や、育児・介護への男性の参画を啓発します。	男女共同参画センター
135	育児休業や子どもの看護休暇等各種制度の導入推進啓発	育児休業や子どもの看護休暇等、各種制度の導入の推進に向けて、商工観光労政課の窓口にチラシやポスター等を設置し、啓発活動を行います。	商工観光労政課
136	健幸都市宣言への賛同や健幸宣言の実施に向けた企業への啓発	市内の企業・団体等の健幸宣言を通じて、労働者の健康増進やワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。	健康福祉政策課

## 目標 5 社会生活に困難を有するこども・若者やその家族への支援の充実

### 施策 1 こども・若者に関する相談体制の充実

#### 現 状

本市では、教育・保育、福祉、保健・医療、就労、生活環境等各分野で専門的な相談支援を実施しています。各種相談事業において、相談内容は年々複雑化しており、分野を超えて一体的に支援を検討していかなければならないケースも増加していることから、「重層的支援体制整備事業」のほか、「福祉の総合相談窓口」や「子ども・若者総合相談窓口」の設置など、多様で複合的な問題や悩みについての相談体制を強化してきました。

#### 施策の方向

こども・若者が困難を抱えた場合に早期に相談を行うことができるよう、こども・若者に対し各種相談窓口についての広報啓発を行います。SNSによる相談窓口に関する情報発信も行います。また、複合的な相談内容に応じては、地域共生社会の実現に向け適切な支援機関につなぐ機能を強化するとともに、包括的・総合的な相談体制の充実を図ります。

#### 主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
137	男女共同参画相談窓口	一人ひとりが本来持っている力を發揮できるように、家族関係の悩み、DV、自身の生き方など多様な悩みをお聴きし、自らの力で悩みや問題を解決していくことができるよう支援します。また、様々な困難を抱える女性の支援を関係機関と連携して行います。	男女共同参画センター
138	隣保館での子育て相談・支援	各隣保館の指定管理業務として、子育て機能の低下、親の孤独、不安の問題を解決するために、保育士としての専門性を活かした相談業務等により、子育ての不安等を緩和し、保護者等の子育て支援を行います。	人権政策課
139	福祉の総合相談窓口	生活困窮者だけでなく多様で複合的な問題や悩みについて相談を受け、助言や情報提供等を行うとともに、支援を行う関係部局や関係機関等との連携により、解決に向けて必要な支援につなげます。	人とくらしのサポートセンター
140 (新規)	重層的支援体制整備事業	各分野・専門職の対応力を高め、支援関係機関同士の連携を円滑にすることで、相談支援体制の充実を図ります。	人とくらしのサポートセンター
141	こころの健康に関する相談	こころの健康に関する相談を必要とする人に対し、保健師が個別で相談を実施し、必要な支援や医療につなぐ等、関係機関と連携した支援を行います。	健康増進課

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
142 (新規)	SNS相談窓口に関する情報発信	若者が悩みの相談先として、必要な情報を得ることができるよう、SNS相談窓口に関する情報発信を行います。	健康増進課
143 (新規)	子ども・若者総合相談窓口での相談支援	社会生活を円滑に営む上で困難を有することも・若者とその家族からの相談に応じ、必要に応じて関係機関と連携を図りながら支援を行います。	子ども家庭・若者課
144	家庭児童相談体制の充実	育児やしつけ、児童虐待等子どもに関する様々な相談に応じ、関係機関等との連携により、必要な支援につなげるため、子どもや家庭にかかる相談体制を充実させます。	家庭児童相談室
145 (新規)	こども家庭センターによる相談支援体制	妊娠期から子ども・若者が社会的自立に至るまでの包括的・継続的な相談支援体制を図ります。	家庭児童相談室 子育て相談センター 子ども家庭・若者課

## 施策2 こども・若者が抱える課題を解決する仕組みの充実

### 現 状

思春期は、一生のうちでも身体面、精神面の発達や変化が著しい時期であり、この時期の体や心の健康の問題が、生涯の健康に大きな影響を及ぼします。喫煙・飲酒、薬物乱用、過剰なダイエットや肥満といった健康に関する悩みや、いじめ、不登校、ひきこもり等、思春期における問題は多様化、深刻化しています。

本市では、人とくらしのサポートセンターをはじめ、各学校や支援団体等においてひきこもりや不登校のこども・若者への相談支援と社会参加支援を行っています。各支援を通して、これまでも相談者の社会参加へつながってはいるものの、不登校からひきこもりや若年無業者（ニート）となるこども・若者等、長期にわたって社会参加や自立に向けた場所や活動の場の提供等の支援が必要となるケースも少なくなく、必要な情報を共有し、適切な支援機関や団体と連携するなど総合的な支援を行う必要があります。

### 施策の方向

ひきこもり、若年無業者（ニート）等に対して、個人のおかれた状況に応じた専門的な相談や、多様な社会参加の場や居場所の提供等、若者の日常生活の自立から経済的な自立に至るまでの支援を推進します。

また、県等の関係機関が実施する研修を通じて、専門的な人材育成・確保を図るとともに、社会全体がひきこもりに対する理解を深められるよう、取組を推進します。

### 主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
146	就労相談窓口	就職困難者等に対して、就労を阻害する要因の解消に向けサポートし、ハローワークなどとも連携することで、一人ひとりに合った就労支援を行います。	人とくらしのサポートセンター
147	ひきこもり相談・支援	ひきこもりの状態の人・家庭の情報の集約や訪問支援、長期的サポートを行うための相談支援を実施します。また、ひきこもり傾向にある若者等の社会参加を図るため、居場所や活動の場の提供等に対する活動を支援します。	人とくらしのサポートセンター
148	子ども・若者支援協議会	社会生活を円滑に営む上で困難を有するこども・若者に対して、多様な関係機関・団体が行う支援を効果的かつ円滑に実施するため、「草津市子ども・若者支援協議会」を開催します。	子ども家庭・若者課
149	少年の立ち直り支援事業	非行等の問題、様々な悩みや課題を抱えた少年が健やかに成長していくため、少年センター「あすくる草津」で非行少年等の立ち直り支援事業を実施します。	子ども家庭・若者課（少年センター）

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
150	少年相談および少年補導活動	少年に関する相談や街頭補導活動、街頭啓発活動を通じて、少年の非行を防止し、少年の健全な育成を推進します。	子ども家庭・若者課 (少年センター)
151 (新規)	子ども・若者の居場所運営事業	社会生活を送る上で様々な悩みを抱えている子どもや若者に対して、個性や能力に合わせた居場所を提供し、自己肯定感や自己有用感を高め、社会参加や自立に向けたステップを歩めるよう支援します。	子ども家庭・若者課
152	不登校児童生徒支援の充実	グレードアップ連絡会の定期的な実施、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、登校支援室加配教員等を学校に配置することで、不登校の未然防止・早期発見・早期対応を図ります。また、担当職員の情報交流が、各校の指導・支援に生かされるよう、報告や研修機会の充実を図ります。	児童生徒支援課
153	SOSの出し方教育	小中学校において、スクールカウンセラーと連携しながら、自分の気持ちとの付き合い方や相談することの大切さについて、児童生徒が学ぶ機会を設けるとともに、相談機関や相談ダイヤルの紹介を行います。	児童生徒支援課
154	やまびこ教育相談室の実施	学校生活への不安や悩み、不登校（不登校傾向）児童生徒、およびその保護者に対して教育相談や居場所づくりを行い、学校復帰や社会的自立につなげるための支援をします。また、子どもや保護者への周知を強化し、さらなる利用促進を図ります。	教育研究所

### 施策3 障害のあるこども・若者等の支援

#### 現 状

障害のあるこども・若者については、身近な場所で療育等の支援を受けながら、引き続き、自立した地域生活を送るためのサービスの充実や環境づくりが求められます。また、乳幼児健診等、多様な事業を通じた早期発見から、早期療養につながるための相談体制や支援に対するニーズが高まっており、各関係機関が連携を図りながら支援に取り組んでいます。

加えて、近年、全国的に海外から帰国した幼児や外国人幼児等が増加しています。外国につながるこども・若者については、文化・言語の違いによって、地域や学校での生活、教育、進学等で困難が生じやすい状況にあります。

#### 施策の方向

障害のあるこども・若者が、身近な地域で安心して生活できるよう、在宅サービスや放課後支援の充実を図るなど、年齢や特性等を踏まえた十分な支援やサービスが受けられるよう、きめ細かな配慮・対応に取り組みます。

また、外国につながるこども・若者や家庭が、地域の一員として生活できるよう、異文化への理解促進を進めるほか、認定こども園、幼稚園および保育所（園）、小学校等においてスムーズに教育・保育を受けることのできる環境づくりを進めます。

#### 主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
155	移動支援事業	障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むために、屋外での移動が困難な障害のある人に対して、外出のための支援を実施します。	障害福祉課
156	ホームヘルプなど日常生活の支援	障害のある人に対し、ヘルパーが訪問し、入浴や排せつ、食事の日常生活上の支援を行うとともに、家族等の介護負担の軽減を図ります。	障害福祉課
157	障害者相談支援	障害福祉サービスを利用する障害のある人を支援するための計画を作成します。計画には、本人のニーズやその支援方法、利用するサービスを記載します。	障害福祉課
158	障害児福祉手当	20歳未満の精神または身体に重度の障害を有し、日常生活において常時の介護を必要とする者に手当を支給します。	障害福祉課
159	生活訓練や就労支援等の訓練的支援	障害のある人が地域で生活を行うために、身体機能・生活能力の維持・向上等のために行う支援や、就労に関する支援を一定期間、実施します。	障害福祉課
160	日中一時支援事業	障害児者の家族の就労支援および家族の一時的な休息を提供するため、障害児者の活動の場の確保と日常生活上必要な訓練等を実施します。障害福祉サービス事業所に委託し、日常的な訓練と創意的な活動を提供します。	障害福祉課

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
161	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	難聴児の健全な言語および社会性の発達を支援し、もって福祉の増進に資することを目的として、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律の補装具費支給の対象となるない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入、または修理に要する費用の一部を助成します。	障害福祉課
162	障害児の医療費助成	障害児の医療費の自己負担分について、全部または一部を助成します。	保険年金課
163	児童育成クラブの障害のあるこどもの利用	児童育成クラブでの障害のあるこどもへの対応を行います。	子ども・若者政策課
164	特別児童扶養手当の支給	20歳未満の身体または精神に中度以上の障害のある児童を監護、養育している父母等に手当を支給します。	子ども家庭・若者課
165	障害のあるこどもへのファミリー・サポート・センター利用助成	障害のあるこどもが利用する際、依頼会員に利用料の助成、提供会員に報酬の助成を行います。また、助成制度の周知に努めます。	子育て相談センター
166 (新規)	未熟児養育医療給付事業	出生体重が2,000g以下または医師(指定養育医療機関)の判断により入院を必要とする満1歳未満の乳児に対して、その養育に必要な医療に要する費用の一部を給付します。	子育て相談センター
167 (新規)	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病的認定を受けた児童等(児童福祉法または障害者総合支援法による施策の対象となるない人)に、日常生活用具を給付します。	子育て相談センター
168	訪問時・健診時・相談支援事業時等の言語通訳・手話通訳者派遣	各種訪問事業や健診実施時、相談支援事業時等、外国籍の家庭や聴覚障害のあるこども・保護者が適切に支援を受けることができるよう、言語通訳者や手話通訳者を派遣します。(すこやか訪問、産後ケア事業、総合相談、養育支援訪問、乳幼児健診、離乳食レストラン、湖の子園運営事業、相談支援事業、給付事業)	子育て相談センター 発達支援センター
169	障害、発達支援等に関する相談・支援事業	障害の早期発見・早期支援につなげるため、発達相談、巡回相談、5歳相談等を実施します。また、各関係機関が連携を図りながら障害の程度や種別にかかわらず個々のニーズに対応できる専門的かつ総合的な相談支援を行います。	発達支援センター
170	湖の子園の充実	発達支援センター「湖の子園」を中心に、民間事業所や関係機関と連携し、地域における早期療育、早期支援の体制を整備します。	発達支援センター
171	放課後等デイサービス事業	就学している障害のあるこどもに対し、授業終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な支援や、放課後の居場所としての機能も含め、社会交流を促進する活動等を行います。	発達支援センター
172	児童発達支援	障害のあるこどもに対して、日常生活における基本的な動作および知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援を行います。	発達支援センター

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
173	保育所等訪問支援	保育所等の施設に通う障害のある子どもに対して、その施設を訪問して、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	発達支援センター
174	居宅訪問型児童発達支援	通所のために外出することが著しく困難な重症心身障害児等の子どもに対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得の支援を行います。	発達支援センター
175	障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障害のある子どもを対象に、サービス利用時に障害児支援利用計画の策定、サービス等の利用状況の検証と計画の見直し、その他サービス事業所等との連絡調整を行います。	発達支援センター
176	認定こども園、幼稚園および保育所（園）等での障害児保育（特別支援教育）	認定こども園、幼稚園および保育所（園）等において、障害児保育（特別支援教育）を実施し、障害のある子どもに対する適切な支援を充実させる保育体制の強化を図り、インクルーシブ教育・保育の充実を促進します。	幼児課
177	保育士等に対する障害児保育（特別支援教育）研修	保育士等に対する障害児保育（特別支援教育）研修の充実を図ります。	幼児課
178	認定こども園、幼稚園および保育所（園）等での外国につながるこどもへの支援の充実	外国につながるこどもや保護者のニーズに対応できる支援の充実を図ります。	幼児課
179	医療的ケア支援員配置事業	認定こども園、保育所（園）、小中学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、看護師を配置し、就学前教育・保育施設、学校での医療的ケアを行います。	幼児課 児童生徒支援課
180	児童向け外国語資料の収集・提供	英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語等多言語の絵本の収集と提供を行います。	図書館
181	ことばの教室・通級指導教室の充実	支援が必要な4歳児、5歳児や児童生徒に対して、個別にことばの習得等の指導を行い、円滑に学校生活が送れるよう支援します。	児童生徒支援課
182	インクルーシブサポートの配置	重度の障害がある児童生徒が地域の学校へ通えるよう、必要な学校に人員を配置し、特別支援学級の運営を支援します。	児童生徒支援課
183	外国人児童生徒等への相談補助事業	学校等からの依頼に基づき、外国人児童生徒、保護者への通訳・翻訳支援を実施します。	児童生徒支援課

## 施策4 こども・若者の貧困対策

### 現 状

こども・若者の貧困は経済的な問題だけではなく、様々な要因が複雑に絡み合って発生している問題です。「子どもの貧困対策に関する支援者調査」の結果をみると、貧困状況にあると思うこども・若者の状況について、「保護者の養育能力が低い」や「保護者から放任されている」といった回答が多く、虐待や不適切な養育にもつながる課題であることが分かります。

また、貧困状況にあるこども・若者にみられる不足していると思う項目については、「健全な生活習慣・食習慣」や「こころの状態の安定性・心身の健康」、「自己肯定感・自尊心」といった回答が多くなっています。生活経験の獲得や自己像の形成等、生きる力の形成に影響が生じていると考えられます。

一方で、貧困状況にあるこども・若者や家庭は、社会的に孤立したり閉鎖的になったりする傾向があり、実態が把握しにくい状況にあります。

本市ではかねてから教育や子育て支援、福祉の充実を図っており、各分野・部局で進めるこれらの事業を通して、困難に気づき、適切につなぐ支援として、さらに連携を強化し、貧困対策に取り組む必要があります。

### 施策の方向

貧困が世代を越えて連鎖することのないよう、心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みが必要です。

このため貧困状況にある家庭の経済的支援、保護者やこども・若者の生活支援や就労支援、また、こども・若者の能力や可能性を伸ばすための教育や学習支援を、本人のおかれの状況をみて、その意見を尊重し、最善の利益を考慮しながら推進します。

また、貧困対策につながる各種事業がより効果的なものとなるよう、こども・若者の貧困の把握に努め、事業実施関係課間の連携の推進、支援者（団体）との連携、施策・制度の周知、こどもの貧困に関する啓発、貧困の実態を把握するための調査や施策の研究等を進めます。

### 主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
184	草津フードバンクセンター事業	市社会福祉協議会がボランティア団体とともに、食をテーマとした地域福祉活動を実施している団体や、生活に困窮している世帯に対し、草津フードバンクセンターに集まった食糧を無償提供します。また、より多くの市民や企業・団体から御理解と御協力を得られるよう、事業内容の周知啓発に取り組みます。	健康福祉政策課 (草津市社会福祉協議会)
185	生活困窮者自立支援事業	経済的な問題等生活上の困難に直面している人を対象に、地域で自立して生活が行えるよう、一人ひとりの状況に応じた自立相談支援を行います。	人とくらしのサポートセンター

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
186	生活保護制度における教育扶助	生活保護世帯のこどもを対象に義務教育に伴う学級費や給食費等を支給します。	生活支援課
187	生活保護世帯の子どもの大学等進学・就職支援	生活保護世帯の子どもが大学等の進学や就職に伴い、生活保護の対象外となった際に、新生活立ち上げの費用として給付金を支給します。また、子どもが自宅（出身世帯）から大学等に通学する場合に住宅扶助の減額をしない措置を講じます。	生活支援課
188	生活保護制度における入学準備金	生活保護世帯の子どもが小・中・高等学校に入学する際の入学準備費用の一部を支給します。	生活支援課
189	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の子どもの健やかな成長を図るため、また、ひとり親家庭の経済的自立を促進するため、子どもの進学・修学資金や、ひとり親家庭の生活資金等の貸付を行います。	子ども家庭・若者課
190	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親および子どもの自立のため、高卒認定試験合格のための対象講座を親や子が受講し、修了した場合および高卒認定試験の全科目に合格した場合に受講料の一部を支給します。また、関係部署と連携し、対象者への制度周知を行い、必要な支援につなげます。	子ども家庭・若者課
191	子どもの居場所づくり事業（子どもの生活・学習支援事業）	貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭、生活保護世帯、生活困窮世帯、不登校および登校が困難な状況にある中学生を対象に、家庭や学校とは異なる「第3の居場所」をつくり、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援、食事の提供を行い、子どもの生活の向上を図ります。	子ども家庭・若者課 人とくらしのサポートセンター
192	教育・保育実費徴収に係る給付金支給事業	特定教育・保育施設等における保育料以外の実費費用（教材費、行事費、給食費等）について、低所得世帯等の負担軽減を図るため、国の示す基準に基づき、その費用の一部を補助します。	幼児課
193	子育て世帯への公営住宅の供給	公営住宅の募集において、子育て世帯に対して、優先募集枠の設定、収入基準の緩和、抽選倍率の優遇を行うことで、公営住宅への入居を支援します。	市営住宅課
194	就学援助費給付	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費や給食費等の就学に要する費用の援助を行うことによって、義務教育の円滑な実施を進めます。	学校教育課

## 施策5 児童虐待防止対策とヤングケアラーへの支援の更なる強化

### 現 状

本市では、乳幼児健診やすこやか訪問などの母子保健事業等において、虐待予防の視点を持ち、早期発見や支援に努めています。また、要保護児童対策地域協議会において関係機関等と連携を図りながら、多方面から支援することで、虐待の未然防止や早期発見に努め、子どもが健全に養育されるよう支援に取り組んでいます。

しかしながら、保護者の経済的困窮、社会的孤立、養育力の低下、ひとり親家庭の増加等、子どもを取り巻く社会・家庭環境が多様化・複雑化してきており、児童虐待等により困難を有する子どもが増加しています。

のことから、地域社会全体で虐待の防止に向けた取組を進めるとともに、関係機関等との密な連携を行い、継続的な支援体制の強化を図る必要があります。

さらに、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者、いわゆるヤングケアラーについても支援を図る必要があります。

### 施策の方向

児童虐待の未然防止や早期発見のため、妊娠期からの継続的な支援を行います。また、要保護児童対策地域協議会等において関係機関と連携し、要支援児童等への支援体制の強化を図るとともに、児童虐待防止に関する啓発を実施します。

ヤングケアラーについて、関係機関が情報共有・連携して、早期発見・把握し、必要な支援につなげていきます。

### 主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
195 (新規)	ヤングケアラーへの支援	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者について、相談および支援を行います。	子ども家庭・若者課
196	要保護児童対策地域協議会	関係機関等の連携を図り、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童や要支援児童等の早期発見や必要な支援を行います。	家庭児童相談室
197	児童虐待防止に関する啓発の実施	児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応が図れるよう、児童虐待の相談窓口を広く周知するなど、虐待防止にかかる啓発活動を実施するとともに、市民・関係機関向けに研修の機会を提供します。	家庭児童相談室
198	養育支援ヘルパー派遣事業	就学前の子どもを養育する家庭で、保護者の養育を支援することが特に必要な家庭、保護者に監護させることが不適当な家庭等に対して家事、育児のヘルパーを派遣します。	家庭児童相談室

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
199	子育て短期支援事業	保護者の病気や出産などの社会的事由や、育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合など、家庭で養育が一時的に困難となった場合に、市が委託している児童養護施設等において原則7日以内の期間でこどもを預かり、養育・保護します。	家庭児童相談室
200	養育支援訪問事業	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や不適切な養育状況にある保護者、または出産後の養育について、出生前より支援が必要と認められる妊婦に対し、保健師等が訪問し、養育に関する相談、指導、助言等の支援を行います。	子育て相談センター

## 施策6 ひとり親家庭の自立支援

### 現 状

本市では、ひとり親家庭を対象に、児童扶養手当の支給をはじめ、医療費の自己負担額助成や児童育成クラブの保育料の減免等、各種助成事業を実施しています。また、就職や転職に有利な資格・技能の取得にかかる給付を行っており、経済的な自立を促進しています。

母子・父子自立支援員を配置し、離婚前も含めて、様々な家族の問題について相談を受けています。近年は、相談内容が複雑化し、関係機関との連携が必要な場合等、より総合的な支援が必要なケースが増加しています。

ひとり親家庭のこどもは、親との離別や死別等により精神面や経済面で不安定な状況におかれていることが多く、また保護者は就労や家事等により、こどもと過ごす時間が限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくい面もみられます。

ひとり親家庭では、家庭環境の影響を受けやすい状況にあることから、早期に家庭の悩みを引き出せる相談支援が求められています。

### 施策の方向

ひとり親家庭の生活環境の向上を図るため、各種手当や助成等の経済的な支援を行います。

また、ひとり親家庭の抱える特有の課題や複雑困難なケースにも対応できるよう、相談員のスキルアップや関係機関との連携を強化し、相談支援体制を充実します。

### 主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
201	ひとり親家庭の医療費助成	ひとり親家庭の医療費の自己負担分について、全部または一部を助成します。	保険年金課
202	児童育成クラブ保育料の減免	ひとり親家庭の方が利用する際、保育料を減免します。	子ども・若者政策課
203	児童扶養手当の支給	18歳未満の児童（中度以上の障害がある場合は20歳未満の児童）を監護しているひとり親の父または母や父母に代わり児童を養育している養育者、もしくは父母の一方が重度の障害のある家庭について、児童扶養手当を支給します。	子ども家庭・若者課
204	ひとり親家庭相談業務の充実	母子・父子自立支援員等がひとり親家庭の相談・支援のほか、離婚前からの相談等に対応し、ひとり親家庭および寡婦の福祉の増進に努めます。また、複雑化する課題に対応するため、関係機関とのさらなる連携強化により、相談家庭の抱える課題、家庭環境を十分に把握し、経済的に自立し安定した生活を送れるよう適切な支援につなぎます。	子ども家庭・若者課

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
205 (新規)	養育費確保推進事業	養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図るため、養育費の取り決めを行うひとり親に対し、養育費に関する公正証書等作成に必要な経費の補助を行います。	子ども家庭・若者課
206	日常生活支援事業の推進	ひとり親家庭で日常生活に支障を感じ、一時的に支援が必要なとき家庭支援員を派遣し、生活援助や子育て支援を行います。（事前登録要）	子ども家庭・若者課
207	ひとり親家庭の就労に関する支援の充実	就労に向けて受講した教育訓練講座受講費用の一部を助成します。また、資格取得を目的とし、養成機関で1年以上のカリキュラムを受講するひとり親家庭の対象者に、生活資金を援助します。	子ども家庭・若者課
208	母子生活支援施設入所措置	配偶者等からの暴力や様々な困難を抱えている母子家庭について、施設への入所措置を行うことにより、生活支援とともに、自立促進を図ります。	子ども家庭・若者課
209	ひとり親家庭のファミリー・サポート・センター利用助成	ひとり親家庭の方が利用する際、利用料の助成を行います。	子育て相談センター

# 第5章 「子ども・子育て支援法」法定必須記載事項

## 1 基本事項

### (1) 需要量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法第61条第2項により、「就学前の教育・保育」、「地域子育て支援事業」等について、ニーズ調査と過去の実績等に基づき、事業ごとに「量の見込み」・「確保方策」を定めます。本市では、法定各事業の実施に向けて、重点的に取り組んでいます。

### (2) 提供区域

本市においては、市域そのものがコンパクトであり、現在、認定こども園、幼稚園および認可保育所（園）等においても通園区域を設けていないことから、事業の実施区域と対象が一致し、全体での需給調整が可能である「市域」を「就学前の教育・保育」および「地域子ども・子育て支援事業」の提供区域とします。なお、確保方策の実施においては、各事業の地域的な需要や施設配置状況等を把握しながら、施設の適正配置に努めます。

### (3) 教育・保育給付認定

認定こども園、幼稚園および認可保育所（園）、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業等）を利用する際には、教育・保育給付認定を受ける必要があります。教育・保育給付認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて1号から3号の3つの区分があり、認定区分によって利用できる施設や時間が変わります。

	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上の 小学校就学前のこども	満3歳未満の 小学校就学前のこども	
対象条件	2号認定のこども以外	保護者の就労または疾病その他の子ども・子育て支援法施行規則（内閣府令）で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	
利用可能な施設	幼稚園	認可保育所（園）・地域型保育事業 ※地域型保育事業は3号認定のみ	
		認定こども園	
利用できる時間	教育標準時間	保育標準時間（1日11時間まで）	
		保育短時間（1日8時間まで） ※保育標準時間と保育短時間は就労時間等の保育の必要量によって決定	

## 2 就学前の教育・保育の一体的提供（幼保一体化）の推進

### (1) 基本的な考え方

- ①就学前児童数の減少や地域需要の動向、多様な教育・保育ニーズ、保護者の就労状態等に対応するため、就学前の教育・保育の一体的提供による質の高い就学前の教育・保育と地域の子ども・子育て支援を推進します。
- ②子どもの豊かな育ちと学びを保障できる質の高い就学前教育・保育の推進を図るため、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に沿った研修を実施し、職員の資質向上に努めます。
- ③子どもの育ちをつなぐため、就学前施設・小学校の相互の連携・接続を図ります。

### (2) 推進方策

#### ① 認定こども園の普及の推進

事業番号	事業名	担当課
30	幼保一体化の推進	子ども・若者政策課 幼稚課 幼稚施設課
70	公立認定こども園、保育所における子育て支援	幼稚課

#### ② 質の高い教育・保育の推進

事業番号	事業名	担当課
41	就学前教育・保育施設を対象とした研修	幼稚課
42	保育実践交流研修の実施	幼稚課
44	ステップアップ推進事業	幼稚課
46	就学前教育サポート事業	幼稚課

#### ③ 就学前教育・保育施設と小学校の相互の連携

事業番号	事業名	担当課
31	地域型保育事業への巡回支援	幼稚課
43	就学前教育と小学校教育との円滑な接続と連携の推進	幼稚課 学校教育課
45	保育体験・異年齢交流の推進	幼稚課

## 目標値

### ① 公立認定こども園、保育所における子育て支援

	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	
	実績	見込	目標値					
子育て支 援事業の 実施	継続実施	継続実施	継続実施					

### ② 保育実践交流研修の実施

	単位	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	
	実績	見込	目標値						
受講者数	人	58	58	継続実施					

### ③ 草津市幼保小接続会議の開催

	単位	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	
	実績	見込	目標値						
開催回 数	回数	5	5	継続実施					

## 3 子育てのための施設等利用給付（幼児教育・保育無償化）の円滑な実施

幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保と、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、給付を円滑に実施します。

事業番号	事業名	担当課
58	施設等利用給付事業	幼児課

## 4 就学前の教育・保育

### (1) 就学前の教育・保育（保育認定）

児童福祉法等に基づき、保護者が就労等により家庭で保育をすることができない乳幼児に対して、就学前の教育・保育を実施します。

【現状】認定こども園 28 施設（公立 10 施設、私立 18 施設）、認可保育所（園）13 施設（公立 3 施設、私立 10 施設）、小規模保育事業 20 施設、家庭的保育事業 4 施設、計画対象認可外保育施設 3 施設《令和 6 年 4 月時点》

#### 具体的な取組

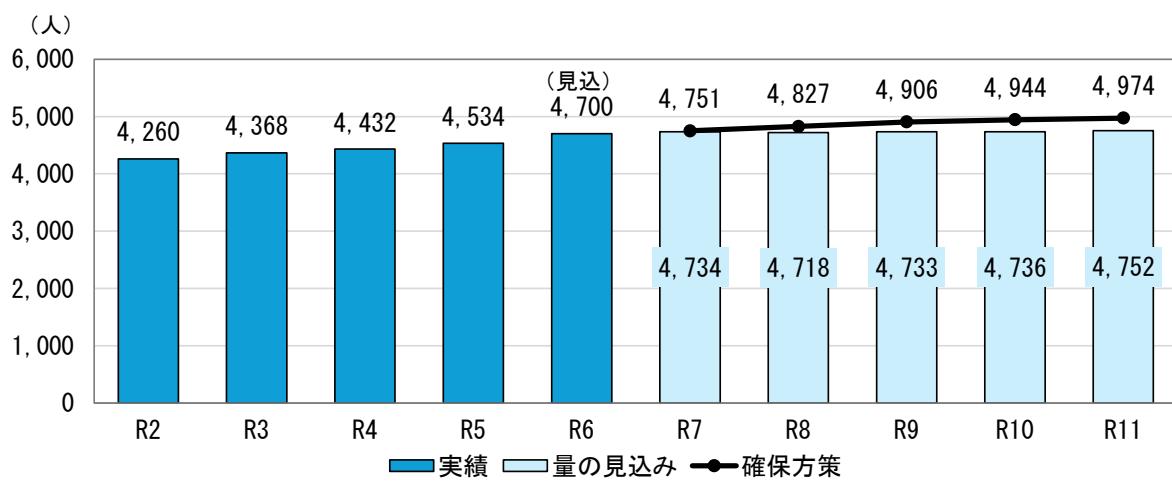
##### ◇施設定員の拡大

保育ニーズの推移および国が示す保育士配置基準の見直し（※）や乳児等通園支援事業の実施等保育を取り巻く状況変化を見極めながら、保育士等の人材確保と合わせて、施設整備等による必要な定員増に取り組みます。

※本市においては、保育士配置基準の見直しについて、経過措置の適用を受けている施設があり、保育士配置基準への対応を今後実施する必要があります。それに伴い利用定員が減少する可能性があることから、量の見込みに対応できる確保方策の維持が必要となります。

## 数値目標

区分	単位	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	
		実績				見込	
3号認定(0歳)	人	377	383	418	445	424	
3号認定(1歳)	人	669	664	643	691	769	
3号認定(2歳)	人	724	772	796	781	847	
2号認定(3~5歳)	人	2,490	2,549	2,575	2,617	2,660	
計(申込数)	人	4,260	4,368	4,432	4,534	4,700	
区分	単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	
		目標値					
量の見込み	3号認定(0歳)	人	443	457	463	478	492
	3号認定(1歳)	人	788	757	775	786	810
	3号認定(2歳)	人	862	876	834	852	862
	2号認定(3~5歳)	人	2,560	2,548	2,581	2,543	2,513
	2号認定【学校教育の利用希望が強い児童】(3~5歳)	人	81	80	80	77	75
	小計(2号認定(3~5歳))	人	2,641	2,628	2,661	2,620	2,588
	計(0~5歳)	人	4,734	4,718	4,733	4,736	4,752
確保方策	3号認定(0歳)	人	442	454	472	484	492
	3号認定(1歳)	人	715	747	776	788	810
	3号認定(2歳)	人	858	890	920	934	934
	2号認定(3~5歳)	人	2,736	2,736	2,738	2,738	2,738
	計(0~5歳)	人	4,751	4,827	4,906	4,944	4,974



## (2) 就学前の教育・保育（教育標準時間認定等）

学校教育法等に基づき、就学前の幼児に対して、幼児期の学校教育を実施します。

【現状】認定こども園 28 施設（公立 10 施設、私立 18 施設）、幼稚園 4 施設（私立 4 施設）  
《令和 6 年 4 月時点》

### 具体的な取組

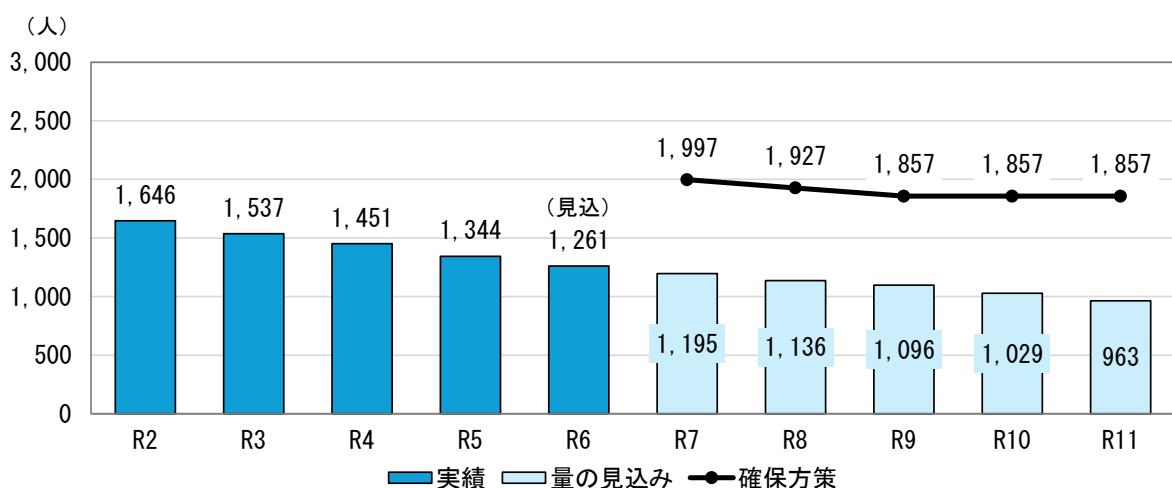
#### ◇3～5歳児への幼児教育の提供体制の確保

教育・保育ニーズを見極めながら、3～5歳児への幼児教育の提供体制の確保を図ります。

なお、本計画の期間中、1号認定（教育認定）の減少に伴い、全体として定員に余剰が生じます。一方で、保護者の就労形態の多様化により保育ニーズが高まっており、生じている余剰の有効活用等の検討に取り組みます。

### 数値目標

区分	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		実績				
1号認定（3～5歳）	人	1,646	1,537	1,451	1,344	1,261
区分	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
		目標値				
量の見込み	1号認定（3～5歳）	人	1,195	1,136	1,096	1,029
確保方策	1号認定【子ども・子育て支援法上の特定教育・保育施設】（3～5歳）	人	1,467	1,467	1,467	1,467
	1号認定【私学助成の幼稚園】（3～5歳）	人	530	460	390	390
	計（3～5歳）	人	1,997	1,927	1,857	1,857



## 5 地域子ども・子育て支援事業等

### (1) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業とは、子ども・子育て支援法第59条に基づき、地域の実情に応じ、本計画に従って実施する事業です。（国・都道府県は子ども・子育て支援法に基づき、これらの事業（妊婦健康診査を除く。）の費用に充てるための交付金を交付することができます。）

法定事業名	本市の事業名
地域子育て支援拠点事業	つどいの広場、地域子育て支援センター、子育て支援センター、子育て支援拠点施設
利用者支援事業	利用者支援事業
放課後児童健全育成事業・放課後子ども教室	児童育成クラブ、放課後子ども教室
時間外保育事業	延長保育事業
一時預かり事業	一時預かり事業
病児保育事業	病児・病後児保育事業
子育て短期支援事業	子育て短期支援事業
子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター事業
養育支援訪問事業、要保護児童等に対する支援に資する事業（※1）	養育支援訪問事業（※2）、要保護児童対策地域協議会、多胎児家庭ホームヘルパー派遣事業、養育支援ヘルパー派遣事業
妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦健診事業
乳児家庭全戸訪問事業	すこやか訪問事業、養育支援訪問事業（※2）
多様な主体の参入促進事業	多様な主体の参入促進事業
実費徴収に係る補足給付事業	教育・保育実費徴収に係る給付金支給事業

※1 子育て世帯訪問支援事業を含む。

※2 養育支援訪問事業にかかる取組について、本市では、一部すこやか訪問事業を兼ねて行っていることから、乳児家庭全戸訪問事業と同じページにも記載しています。

## (2) その他の事業

以下の事業については、令和7年4月1日に改正子ども・子育て支援法が施行されることで、地域子ども・子育て支援事業に追加される予定であり、現時点では、その他の事業として整理しています。

事業名	本市の事業名
乳児等通園支援事業	乳児等通園支援事業
産後ケア事業	産後ケア事業

## (1) 地域子ども・子育て支援事業（つどいの広場、地域子育て支援センター、子育て支援センター、子育て支援拠点施設）

### ① 地域子育て支援拠点事業

#### ◇つどいの広場

子育て親子が気軽に集い、子どもの成長や健康等の育児について語り合い、相談や交流するための場を提供します。（対象年齢：3歳未満）

【現状】市内1箇所《令和6年4月時点》

#### ◇地域子育て支援センター

子育ての不安感・負担感の解消や、家庭の養育力の向上を図るため、認可保育所（園）を活用し、施設の開放、育児相談、イベントの開催、園児との交流、情報提供を行います。（対象年齢：就学前）

【現状】市内3箇所《令和6年4月時点》

#### ◇子育て支援センター

子育て支援の総合的な拠点として、親子が遊びながら交流できる居場所の提供、子育て相談、子育て支援に関する幅広い情報の一元化と提供、子育て支援に関わる方のネットワークの構築、人材育成等を実施します。（対象年齢：就学前）

【現状】市内1箇所《令和6年4月時点》

#### ◇子育て支援拠点施設

子育て支援の総合的な拠点として、子育て相談センターや他の子育て支援施設、地域の子育て資源との連携・支援を行います。また、こどもとその保護者の交流の場の提供や子育ての相談の実施、子育てに関する情報発信等を行い、保護者の子育ての不安解消につなげます。（対象年齢：小学3年生まで）

【現状】市内2箇所《令和6年4月時点》

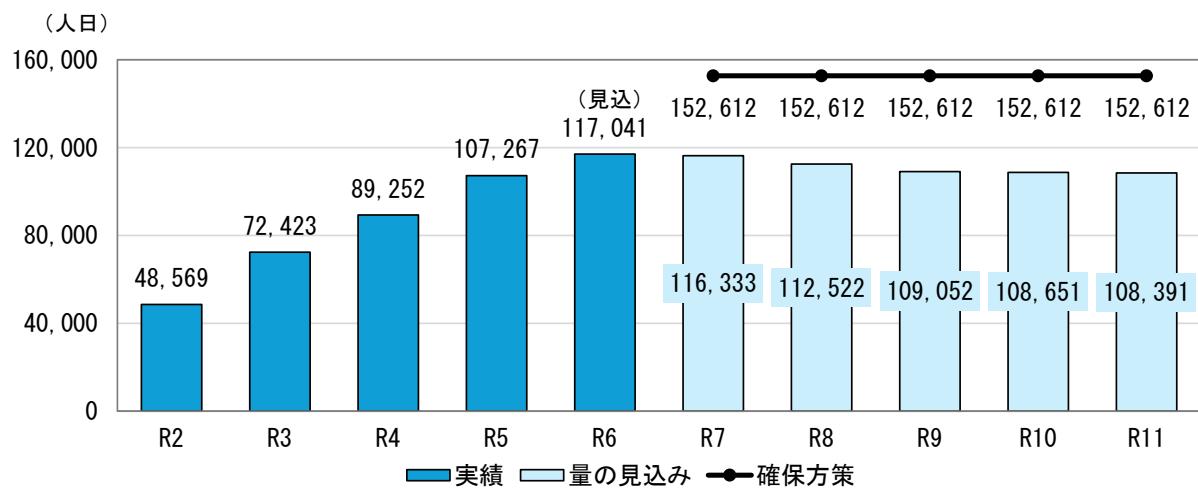
### 具体的な取組

#### ◇子育て支援施設の充実

市南部地域の中核拠点となる「ミナクサ☆ひろば」と、市北部地域の中核拠点となる「ココクル♥ひろば」を中心に、各中学校区に1つの子育て支援の総合的な拠点として、子育て支援施設を運営し、親子の交流や相談の場としての機能を担うとともに、子育て世代の不安解消や情報提供を行っていきます。

## 数値目標

区分	単位	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	
		実績				見込	
延べ利用者数（年間）	人日	48,569	72,423	89,252	107,267	117,041	
区分	単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	
		目標値					
量の見込み	延べ利用者数（年間）	人日	116,333	112,522	109,052	108,651	108,391
確保方策	延べ利用者数（年間）	人日	152,612	152,612	152,612	152,612	152,612



## ② 利用者支援事業

### 【基本型・特定型】

こどもおよびその保護者や妊娠している方等が、認定こども園、幼稚園および認可保育所（園）での教育・保育や、一時預かり、児童育成クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所での情報提供や必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

※基本型…身近な場所で日常的に相談に応じ、子育て支援に関する情報提供や助言・支援を行うことで、当事者の目線にたった寄り添い型の支援を行うとともに、より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連携や、地域の子育て資源の育成を行い、子育て支援のネットワークに基づく支援を行う。

※特定型…主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種のサービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

### 【現状】市内4箇所《令和6年4月時点》

#### 【こども家庭センター型】

母子保健と児童福祉が連携・協働して、全ての妊産婦およびこどもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するための相談支援等を実施するとともに、こども等に関する相談全般からより専門的な対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目のない対応などを図ります。

### 【現状】市内1箇所《令和6年4月時点》

#### 【妊婦等包括相談支援事業型】

妊娠届出時より妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。

【現状】令和5年2月より出産・子育て応援事業の伴走型相談支援事業として実施していたが、地域子ども子育て支援事業に位置づけられることとなったため、令和7年4月より、利用者支援事業の妊婦等包括相談支援事業型として開始予定。

### 具体的な取組

#### ◇利用者支援員による情報提供、相談、助言（基本型・特定型）

認定こども園、幼稚園および認可保育所（園）等の担当窓口（幼児課）と子育て支援事業等の担当窓口（子育て相談センター）、子育て支援拠点施設（ミナクサ☆ひろば、ココクル♥ひろば）に利用者支援員を配置し、情報提供、相談、助言を行います。

#### ◇こども家庭センターによる相談支援体制の充実（こども家庭センター型）

こども家庭センター（子育て相談センター、家庭児童相談室、子ども家庭・若者課）を設置し、センター所長を責任者とした組織を構築するとともに、統括支援員を中心として合同ケース会議や合同研修会等の実施により、母子保健、児童福祉の両分野の職員の連携・協働を深めます。

◇妊婦等包括相談支援事業の実施（妊婦等包括相談支援事業型）

子育て相談センターで、出産、育児の見通しを立てるため、妊娠届出時、妊娠7～8か月頃、出生届出時から乳幼児全戸訪問までの間のそれぞれに面談を行います。

**数値目標**

【基本型、特定型、こども家庭センター型】

区分		単位	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
			実績				見込
設置数		箇所	3	4	4	4	5
区分		単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
			目標値				
基本型	量の見込み	設置数	箇所	3	3	3	3
	確保方策	設置数	箇所	3	3	3	3
特定型	量の見込み	設置数	箇所	1	1	1	1
	確保方策	設置数	箇所	1	1	1	1
こども家庭センター型	量の見込み	設置数	箇所	1	1	1	1
	確保方策	設置数	箇所	1	1	1	1

【妊婦等包括相談支援事業型】

区分		単位	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
			実績				見込
面談件数		件	—	—	281	2,433	2,382
区分		単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
			目標値				
量の見込み	面談件数	件	2,316	2,313	2,312	2,328	2,337
確保方策	面談件数	件	2,316	2,313	2,312	2,328	2,337

### ③ 放課後児童健全育成事業（児童育成クラブ）・放課後子ども教室

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を提供し、児童の健全育成を図るために児童育成クラブを開設します。（対象年齢：小学生）また、「新・放課後子ども総合プラン」における一体型の「児童育成クラブ」および「放課後子ども教室」の実施を進めます。

- 【現状】
- ・児童育成クラブ 公設民営／14箇所、定員1,200人（指定管理者による管理運営）
  - ・児童育成クラブ 民設民営／23箇所、定員1,054人 計37箇所、定員2,254人
  - ・放課後子ども教室 ／2教室
- 《令和6年4月時点》

#### 具体的な取組

##### ◇民間による児童育成クラブの整備

児童育成クラブへの入会希望の増加と多様なニーズへの対応に向け、民間による児童育成クラブの実施を推進します。今後定員を超えることが予想される小学校区を対象に、継続して民設児童育成クラブの施設整備を進めます。

##### ◇放課後子ども教室

放課後等にこどもたちが安心して学びや体験活動等を行う「放課後子ども教室」を実施します。また、「放課後子ども教室」と「児童育成クラブ」双方の支援員が参加児童の情報を共有する等連携・協力体制の整備に努め、運営委員会の設置・運営を行います。

##### ～ 関連する取組 ～

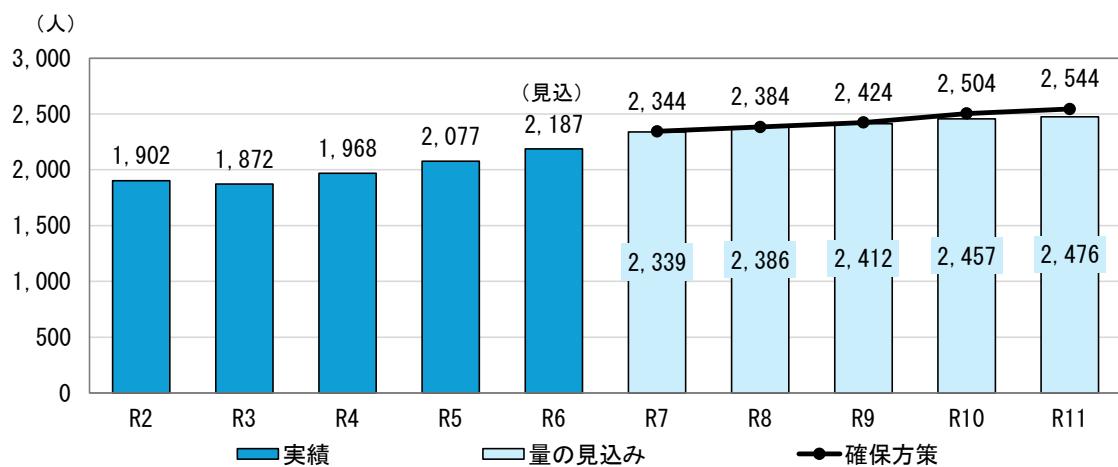
- ・学びの教室、放課後自習広場《事業番号 130》

「学びの教室」では、小学校4年生から中学校3年生に対してきめ細かな学習指導を行い、基礎学力の定着を図ることを目的に実施。

「放課後自習広場」では、小学校1～3年生の自学自習の機会を設け、学習習慣の定着を図ることを目的に実施。市内全域で実施しており、このうち2教室を「放課後子ども教室」として実施。

## 数値目標

区分		単位	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	
			実績				見込	
申込数※各年4月1日現在	人	人	1,902	1,872	1,968	2,077	2,187	
設置数	箇所	箇所	32	34	35	36	37	
区分		単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	
			目標値					
量の 見込み	申込数	1年生	人	728	718	697	724	736
		2年生	人	616	672	674	655	677
		3年生	人	534	514	563	566	547
		4年生	人	310	316	306	336	332
		5年生	人	112	126	128	128	139
		6年生	人	39	40	44	48	45
		計	人	2,339	2,386	2,412	2,457	2,476
確保 方策	定員	計	人	2,344	2,384	2,424	2,504	2,544
	設置数		箇所	38	39	40	42	43



◇新・放課後子ども総合プランに基づく放課後子ども教室

区分		単位	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
			実績				見込
箇所数		箇所	1	2	1	2	2
区分		単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
			目標値				
確保 方策	箇所数	箇所	2	2	2	2	2

#### ④ 時間外保育事業（延長保育事業）

勤労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育所（園）の開所時間（11時間）を超えて保育を行います。（対象年齢：0～5歳児）

認定こども園、保育所（園）において、保護者の勤務時間や通勤時間などの事情により、通常の開所時間では送り迎えが困難な場合に、開所時間帯の前後において延長して保育を実施することで、多様な保育ニーズに対応したサービスの提供に努めます。

【現状】認定こども園20施設（公立2施設、私立18施設）、認可保育所13施設（公立3施設、私立10施設）、小規模保育事業（20施設）にて実施《令和6年4月時点》

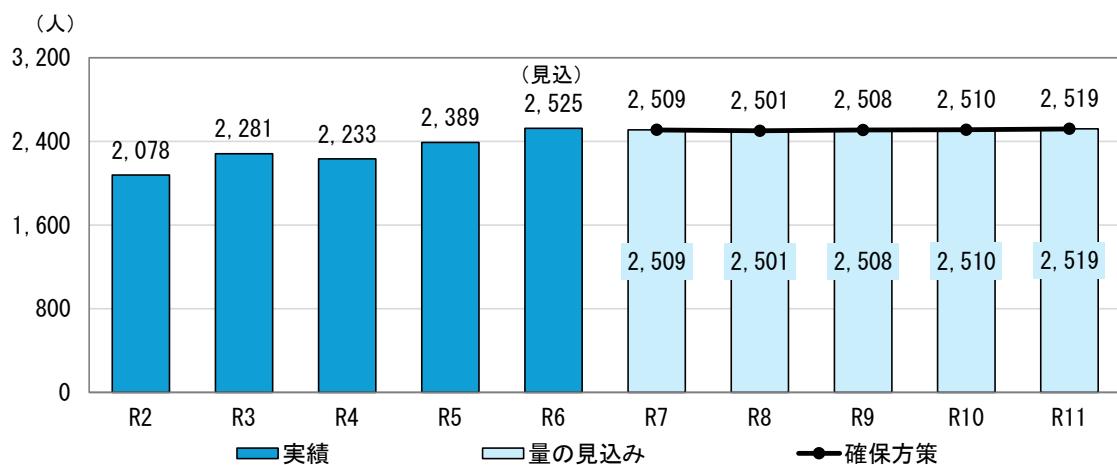
#### 具体的な取組

##### △実施率100%の継続

今後の量の見込みと実際の利用状況に基づき、既存・新設施設の状況を踏まえ、必要な量の確保に取り組みます。

#### 数値目標

区分	単位	実績					見込
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
実利用者数（年間）	人	2,078	2,281	2,233	2,389	2,525	
区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	目標値
		2,509	2,501	2,508	2,510	2,519	
量の見込み	実利用者数（年間）	人	2,509	2,501	2,508	2,510	2,519
確保方策	実利用者数（年間）	人	2,509	2,501	2,508	2,510	2,519



## ⑤ 一時預かり事業

保護者の急な用事や短期のパートタイム等、家庭において保育を受けることが一時的に困難となったこどもを、認定こども園、幼稚園および私立認可保育所（園）、その他の場所において一時的に預かり、必要な保育を行います。（対象年齢：0～5歳児）

【現状】認定こども園 28 施設（公立 10 施設、私立 18 施設）、私立幼稚園（4 施設）、私立認可保育所（園）（6 施設）の他、小規模保育事業（14 施設）、認可外保育施設（14 施設）にて実施《令和 6 年 4 月時点》

### 具体的な取組

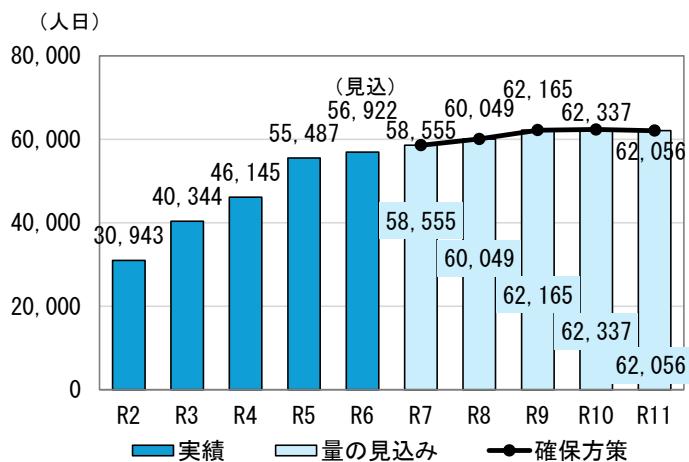
#### ◇一時預かり事業の充実

今後の量の見込みと実際の利用状況に基づき、既存・新設施設の状況を踏まえ、必要な量の確保に取り組みます。

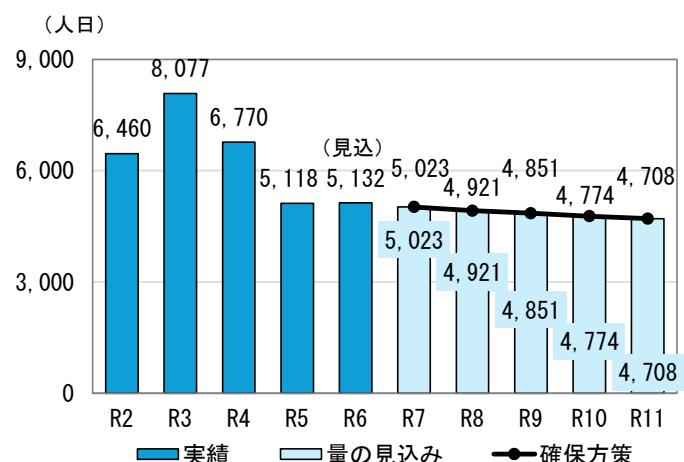
### 数値目標

区分		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
			実績					
延べ利用者数 (年間)	幼稚園 在園者	人日	30,943	40,344	46,145	55,487	56,922	
	認可保育所 (園) 等	人日	6,460	8,077	6,770	5,118	5,132	
区分		単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
			目標値					
量の 見込み	延べ 利用者数 (年間)	幼稚園 在園者	人日	58,555	60,049	62,165	62,337	62,056
	認可保育所 (園) 等	人日	5,023	4,921	4,851	4,774	4,708	
確保 方策	延べ 利用者数 (年間)	幼稚園 在園者	人日	58,555	60,049	62,165	62,337	62,056
	認可保育所 (園) 等	人日	5,023	4,921	4,851	4,774	4,708	

【幼稚園在園者】



【認可保育所（園）等】



## ⑥ 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

### 【病児・病後児対応型】

急な病気で集団保育が難しく保護者が仕事で忙しいとき等に、保育士や看護師がいる専用施設で一時的に児童を預かり、保育・看護を行います。（対象年齢：6か月～小学3年生）

【現状】2箇所（病児保育室オルミス：定員4名、陽だまり：定員4名）《令和6年4月時点》

### 【体調不良児対応型】

また、保育中に体調不良となった場合でも、看護師を確保することで、児童に対して保健的な対応を行います。（対象年齢：0～5歳児）

【現状】22箇所（公立：保育所・認定こども園13箇所、私立：保育所・認定こども園9箇所）

### 具体的な取組

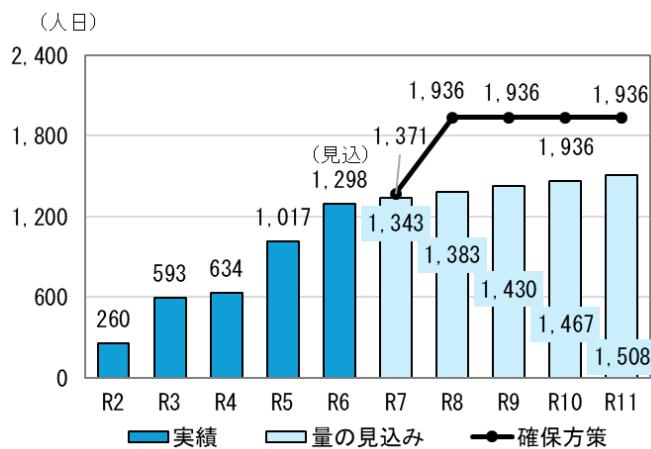
#### ◇広報周知による施設の利用促進

対象者に広報等で事業を周知し、施設の利用を促進します。

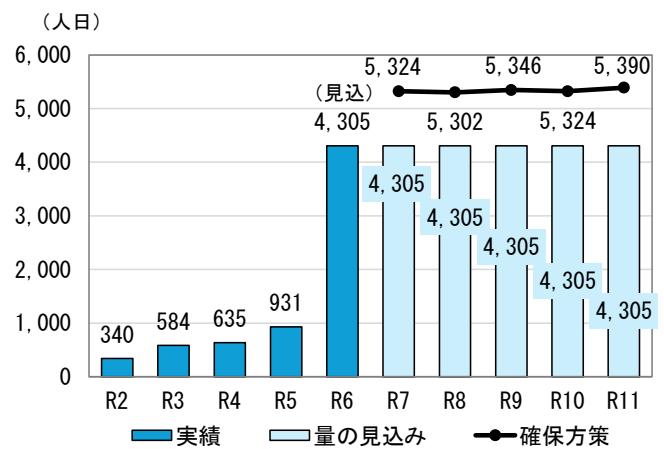
## 数値目標

区分		単位	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
			実績				見込
病児・病後児 対応型	延べ利用者数 (年間)	人日	260	593	634	1,017	1,298
	実施箇所数	箇所	2	2	2	2	2
体調不良児 対応型	延べ利用者数 (年間)	人日	340	584	635	931	4,305
	実施箇所数	箇所	5	5	5	5	22
区分		単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
			目標値				
量の 見込み	病児・病後 児対応型	人日	1,343	1,383	1,430	1,467	1,508
	体調不良児 対応型	人日	4,305	4,305	4,305	4,305	4,305
確保 方策	病児・病後 児対応型	人日	1,371	1,936	1,936	1,936	1,936
	実施箇所数	箇所	2	2	2	2	2
	体調不良児 対応型	人日	5,324	5,302	5,346	5,324	5,390
	実施箇所数	箇所	22	22	22	22	22

【病児・病後児対応型】



【体調不良児対応型】



## ⑦ 子育て短期支援事業

### 【短期入所生活援助（ショートステイ）事業】

保護者の病気等の理由により、子どもを家庭で養育できないとき、児童養護施設等で7日以内の期間で子どもを預かり養育・保護します。（対象年齢：0～18歳未満）

【現状】市内：里親会、障害児通所支援施設1箇所、市外：児童養護施設1箇所《令和6年4月時点》

### 【夜間養護（トワイライトステイ）事業】

保護者が一時的に養育困難となった場合で市が必要と認めたとき、平日の夜間や休日等に市の指定する施設で一時的に子どもを預かり養育・保護します。

【現状】市内：里親会《令和6年4月時点》

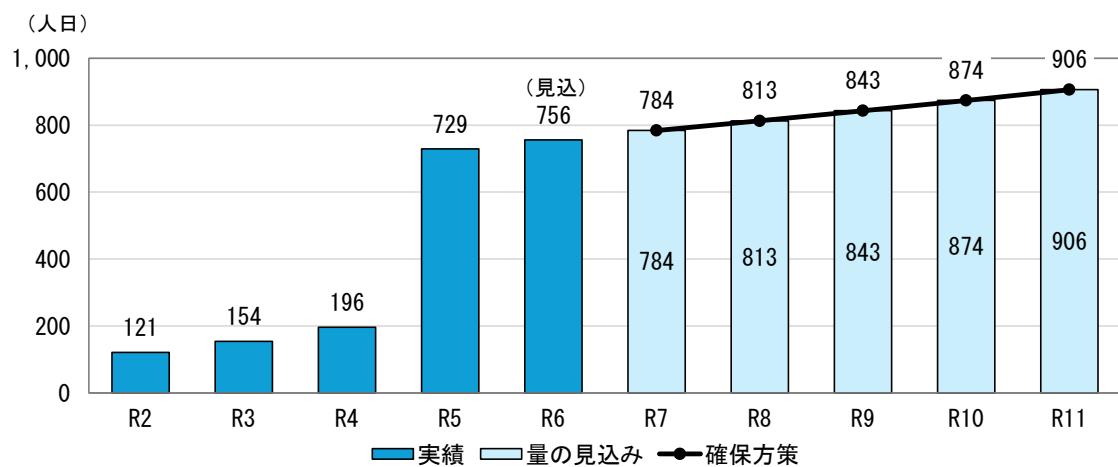
### 具体的な取組

#### ◇受入れ施設等の確保

現在の事業規模を維持しながら、今後の量の見込みと実際の利用状況に基づき、必要な施設等の確保を図ります。

### 数値目標

区分	単位	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	
		実績				見込	
延べ利用日数	人日	121	154	196	729	756	
区分	単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	
		目標値					
量の 見込み	延べ利用日数	人日	784	813	843	874	906
確保 方策	延べ利用日数	人日	784	813	843	874	906



## ⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

認定こども園、幼稚園および認可保育所（園）、児童育成クラブ等への送迎サービスを中心とした、子育て援助を行う提供会員とそのサービスを受ける依頼会員のコーディネートを行います。（対象年齢：3か月～小学6年生）

【現状】登録者数…依頼会員：1,577名、提供会員：184名、両方会員：37名

《令和6年4月時点》

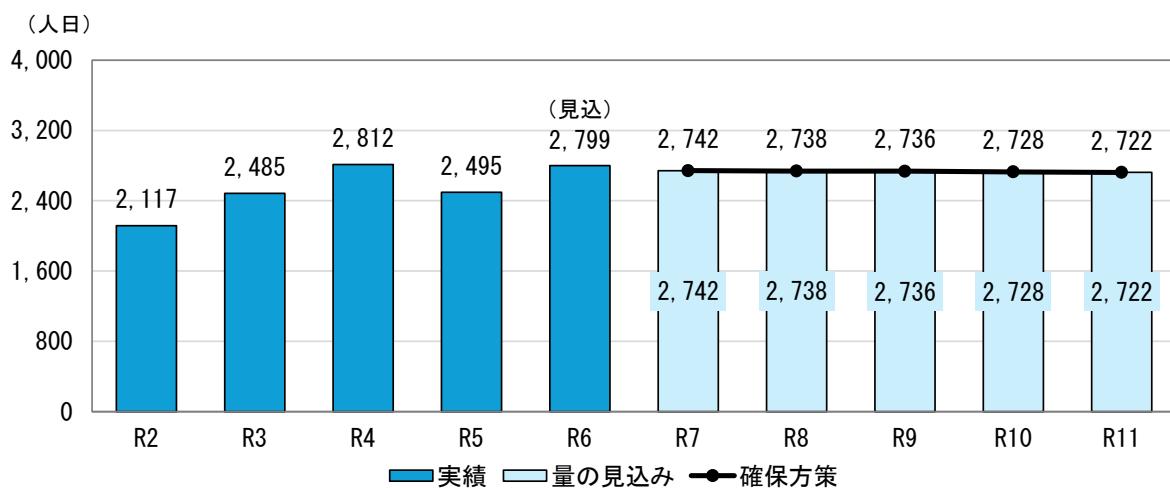
### 具体的な取組

#### ◇広報周知による提供会員の確保

当事業は、依頼会員と提供会員の相互援助を行っており、広報周知等により提供会員の増員を図ります。

### 数値目標

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		実績				
延べ利用者数（年間）	人日	2,117	2,485	2,812	2,495	2,799
区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		目標値				
量の見込み	延べ利用者数（年間）	人日	2,742	2,738	2,736	2,728
確保方策	延べ利用者数（年間）	人日	2,742	2,738	2,736	2,728



**⑨ 養育支援訪問事業、要保護児童等に対する支援に資する事業（要保護児童対策地域協議会、多胎児家庭ホームヘルパー派遣事業、養育支援ヘルパー派遣事業）**

**【要保護児童対策地域協議会】**

虐待を受けていることをはじめとする要保護児童や要支援児童等の早期発見や適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置運営します。（対象年齢：0～18歳未満）

**【現状】**代表者会議2回、実務者会議12回、個別ケース検討会議147回 《令和5年度》

**【多胎児家庭ホームヘルパー派遣事業】**

多胎児を養育している家庭に対し、家事・育児のヘルパーを派遣します。（対象：多胎児を妊娠したときから子が3歳になるまで）

**【現状】**民間ヘルパー事業所5箇所に委託 《令和6年4月時点》

**【養育支援ヘルパー派遣事業】**

保護者の養育を支援する必要がある家庭、保護者の監護が不適当な家庭等に対し、家事・育児のヘルパーを派遣します。（対象年齢：0～5歳児）

**【現状】**民間ヘルパー事業所4箇所に委託 《令和6年4月時点》

※ 養育支援訪問事業にかかる取組について、本市では、一部すこやか訪問事業を兼ねて行っていることから、P160に記載しています。

**具体的な取組**

**◇要保護児童対策地域協議会による連携強化**

要保護児童対策地域協議会において関係機関等と連携し、要保護児童や要支援児童等の早期発見や必要な支援を図ります。

**◇派遣事業所の確保**

現行事業所において、ヘルパー派遣事業の実施を継続します。現在の事業規模を維持しながら、今後の量の見込みと実際の利用状況に基づき、必要な事業所の確保を図ります。

## 数値目標

### ◇要保護児童対策地域協議会

区分	単位	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
		実績				
代表者会議開催数	回	2	1	2	2	2
区分	単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
		目標値				
量の見込み	代表者会議開催数	回	2	2	2	2
確保方策	代表者会議開催数	回	2	2	2	2

### ◇多胎児家庭ホームヘルパー派遣事業

区分	単位	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
		実績				
延べ時間	時間	407	675	768	567	1,092
区分	単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
		目標値				
量の見込み	延べ時間	時間	1,059	1,038	1,017	1,007
確保方策	延べ時間	時間	1,059	1,038	1,017	1,007

### ◇養育支援ヘルパー派遣事業

区分	単位	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
		実績				
利用時間 (延べ時間)	時間	282	226	232	301	440
区分	単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
		目標値				
量の見込み	延べ時間	時間	453	467	481	495
確保方策	延べ時間	時間	453	467	481	495

## ⑩ 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診事業）

安心して妊娠・出産ができるよう、妊婦健康診査費を公費負担助成し、妊婦の健康管理の充実および経済的負担の軽減を図ります。（対象：全ての妊婦）

※一人当たりの助成上限額…118,360円（令和6年4月1日時点）

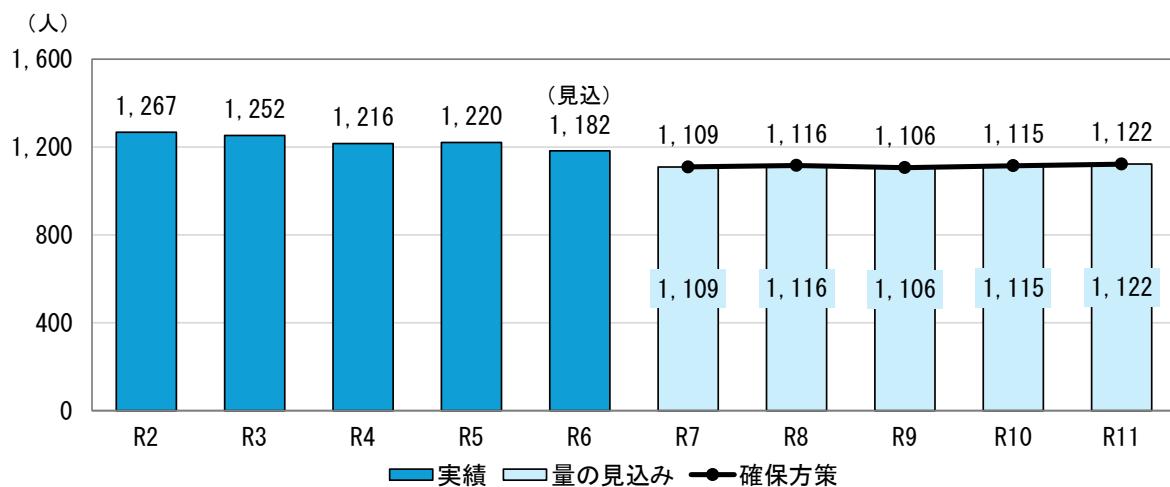
### 具体的な取組

◇妊婦健診にかかる公費負担の実施（現在14回）※令和6年4月1日時点

妊婦の健康管理の充実および経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産できる体制を確保します。

### 数値目標

区分	単位	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
		実績				
妊婦健診受診券発行者数（年間）	人	1,267	1,252	1,216	1,220	1,182
区分	単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
		目標値				
量の見込み	妊婦健診受診券発行者数（年間）	人	1,109	1,116	1,106	1,115
確保方策	妊婦健診受診券発行者数（年間）	人	1,109	1,116	1,106	1,115
						1,122



## ⑪ 乳児家庭全戸訪問事業（すこやか訪問事業）、養育支援訪問事業

### 【すこやか訪問事業】

法定事業として生後 4 か月までの乳児のいる家庭に助産師または保健師が、市独自事業として生後 6 か月頃に保育士が訪問し、発育・発達状況の確認や育児相談、子育て支援に関する情報提供を行います。また、全数訪問することで育児支援の必要なケースを早期発見し、適切な子育て支援サービスにつなげます。（対象年齢：出生～生後 1 歳）

### 【養育支援訪問事業】

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童もしくは不適切な養育状況にある保護者、または出産後の養育について出生前より支援が必要と認められる妊婦に対し、保健師が訪問し、養育に関する相談、指導、助言を行います。

### 具体的な取組

#### ◇すこやか訪問の実施

訪問で回答いただくアンケートの記載内容やお話の内容から、育児への気持ちや育児等の困りごとを把握し、保護者やお子さんへの対応等について必要な助言や情報提供などを行います。生後 6 か月頃の保育士の訪問では、ブックスタート事業としての絵本の読み聞かせとプレゼントを実施するとともに、子育てに関する相談の対応や情報提供、ふれあい遊びの紹介等を行っております。

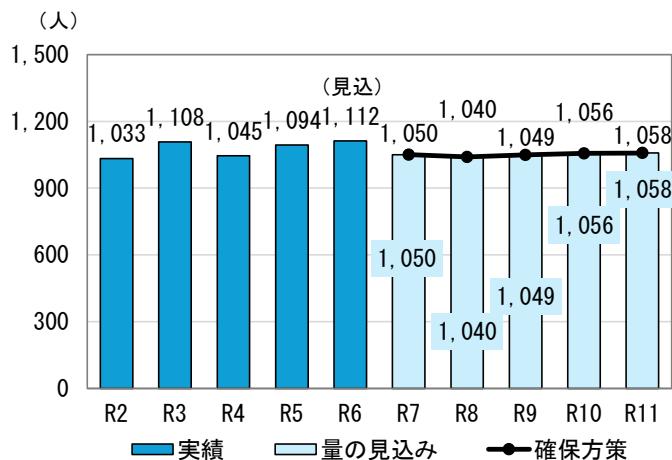
#### ◇養育支援訪問の実施

若年の妊婦や望まない妊娠をした妊婦、産後うつ、保護者やお子さんの体調や疾患等の問題により子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭等に保健師が訪問し、養育に関する相談、指導、助言を行います。

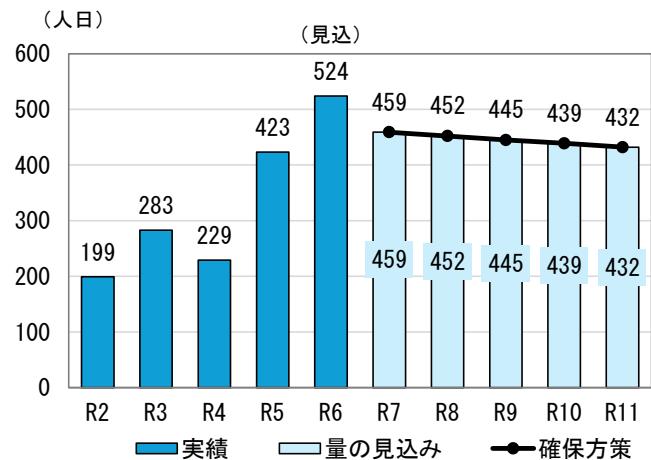
## 数値目標

区分		単位	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	
			実績					
すこやか訪問	訪問者数 (年間)	人	1,033	1,108	1,045	1,094	1,112	
養育支援訪問	延べ訪問 人数(年間)	人	199	283	229	423	524	
区分		単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	
			目標値					
量の 見込み	すこやか訪問	訪問者数 (年間)	人	1,050	1,040	1,049	1,056	1,058
	養育支援訪問	延べ訪問 人数(年間)	人	459	452	445	439	432
確保 方策	すこやか訪問	訪問者数 (年間)	人	1,050	1,040	1,049	1,056	1,058
	養育支援訪問	延べ訪問 人数(年間)	人	459	452	445	439	432

【すこやか訪問】



【養育支援訪問】



## ⑫ 多様な主体の参入促進事業

小規模保育事業、特定教育・保育施設への民間事業者の参入促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進するとともに、適切な運営や保育体制となるよう市の支援・指導を行います。

また、研修の充実や積極的に施設間の情報交換の場を持つことで、市内の教育・保育施設全体の質の向上を図ります。（巡回指導員の配置）

### 具体的な取組

#### ◇巡回指導員の配置

小規模保育事業等の新規参入施設においても、保育の質の確保ができるよう巡回指導員を配置します。

### 数値目標

区分	単位	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
		実績				
巡回指導員配置数	人	2	2	2	2	2
区分	単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
		目標値				
量の 見込み	巡回指導員配置数	人	2	2	2	2
確保 方策	巡回指導員配置数	人	2	2	2	2

### ⑬ 実費徴収に係る補足給付事業（教育・保育実費徴収に係る給付金支給事業）

特定教育・保育施設等における保育料以外の実費徴収費用（教材費、行事費、給食費等）について、低所得世帯等の負担軽減を図るため、国の示す基準に基づき、費用の一部を補助します。

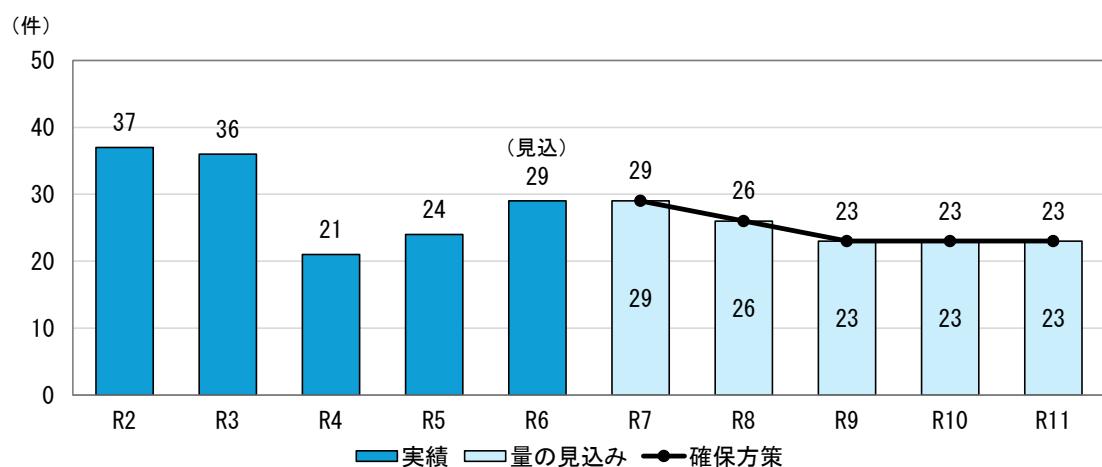
#### 具体的な取組

##### ◇対象者の把握と適正な給付の実施

こどもの貧困対策の視点も踏まえ、対象者の把握に努め低所得世帯の負担軽減を図ります。

#### 数値目標

区分	単位	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
		実績				
給付件数（年間）	件	37	36	21	24	29
区分	単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
		目標値				
量の 見込み	給付件数（年間）	件	29	26	23	23
確保 方策	給付件数（年間）	件	29	26	23	23



## (2) その他の事業

### ①乳児等通園支援事業

乳幼児に対して、多様な人と関わる機会等を提供するとともに、保護者の孤立感・不安感の解消や育児負担の軽減、親としての成長等を各家庭の状況等に応じて切れ目なく支援するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園支援に取り組みます。

#### 具体的な取組

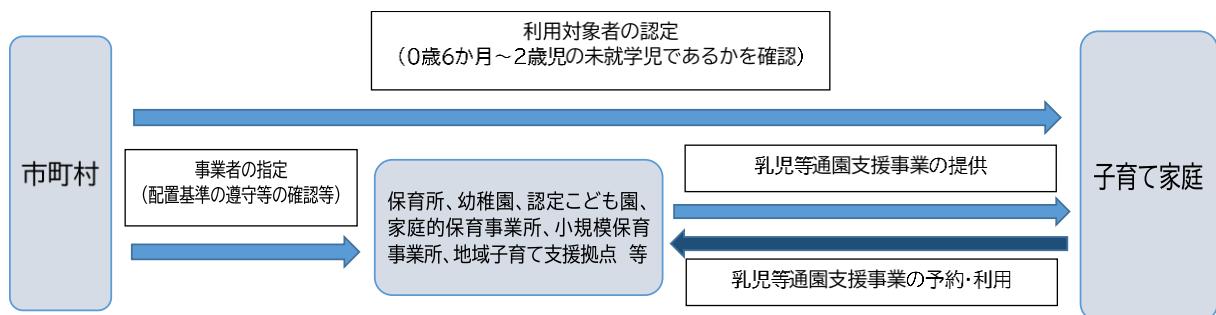
##### ◇乳児等通園支援事業の段階的な実施

令和8年度からの制度の本格実施を見据え、就学前教育・保育施設や地域子育て支援拠点など様々な施設での実施を想定しながら、提供体制の確保に努めるとともに、国の定める月一定時間までの利用可能枠の範囲内で安定的な制度運用が図れるよう、段階的な取組を進めます。

#### 数値目標

※当該事業における量の見込みと確保方策については、令和8年度からの制度の本格実施に向けて、令和7年度中に国において算出等の考え方が示される予定であるため、当該算出方法に基づき、あらためて設定を行います。

#### 取組方策イメージ図



## ②産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。

### 具体的な取組

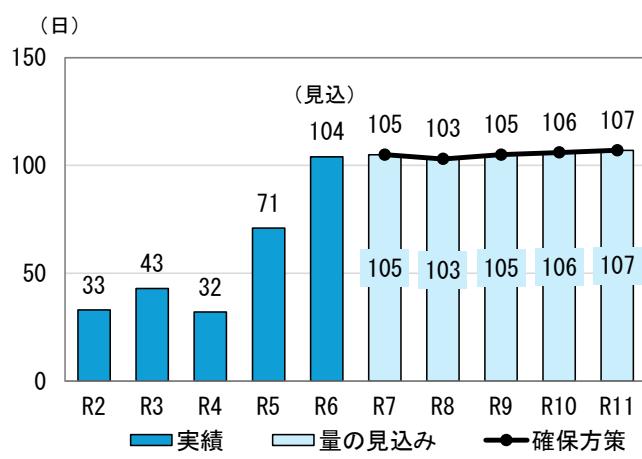
#### ◇産後ケア事業の実施

産後（生後）1年未満の産婦および乳児で、家族等から十分な支援が受けられず、心身の不調がある、または、育児不安がある産婦とその児に対し、医療機関等での宿泊サービスや助産師による訪問サービスを提供し、心身のケア、育児相談・助言等を行います。

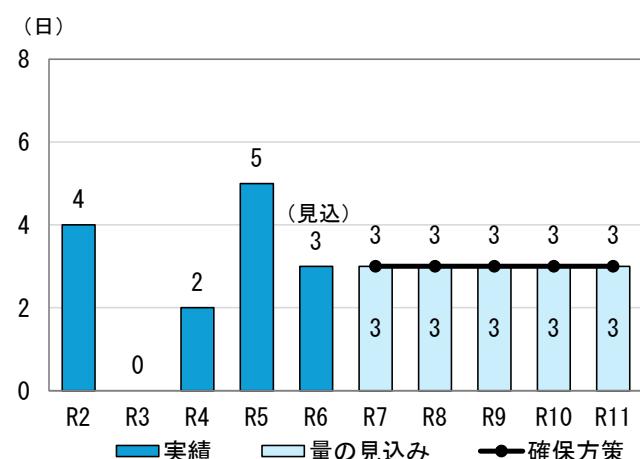
### 数値目標

区分		単位	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
			実績				
宿泊サービス利用数（年間）	人日	33	43	32	71	104	
訪問サービス利用数（年間）	人日	4	0	2	5	3	
区分		単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
			目標値				
量の見込み	宿泊サービス利用数（年間）	人日	105	103	105	106	107
	訪問サービス利用数（年間）	人日	3	3	3	3	3
確保方策	宿泊サービス利用数（年間）	人日	105	103	105	106	107
	訪問サービス利用数（年間）	人日	3	3	3	3	3

【宿泊サービス】



【訪問サービス】



# 第6章 重点的な取組

第5章「子ども・子育て支援法」法定必須記載事項に加え、本章の取組を重点的に推進します。

## 1 「草津っ子」育み事業

### (1) 施策の目的

目指す子どもの姿「草津っ子」

心豊かでたくましく生き、未来をつくる草津の子ども

こどもたちが、健やかに育つことを願い、家庭、地域、学校、企業、市等社会全体で子どもの育ち（「草津っ子」の育み）を引き続き応援していきます。

### (2) 取組内容

#### ① いのちを大切にすること（「体」育み事業）

家庭は子どもが育つ基盤となる場所であり、子どもの幸せと健やかな成長に重要な役割を担っています。家庭、認定こども園、幼稚園および保育所（園）や学校等との連携を図りながら、こどもたちが生涯にわたって健康を維持するための基本的な生活習慣や運動習慣の習得等、健やかな育ちを支援します。また、食の楽しさや大切さ、正しい食習慣や感謝の気持ちを育みます。

事業番号	事業名	担当課
5	すこやか訪問の推進	子育て相談センター
14	離乳食レストランの充実	子育て相談センター
21	認定こども園、幼稚園および保育所（園）での食育の推進	幼児課
23	小中学校での食に関する指導	学校教育課 学校給食センター
90	こどもや子育て世帯が身近に利用できる遊び場等の整備	公園緑地課 草津川跡地整備課
120	スポーツ体験教室「レッツエンジョイスポーツ」の開催	学校教育課

#### ② よく考え、主体的に行動すること（「学び」育み事業）

こどもたちが多くの時間を過ごす場である認定こども園、幼稚園および保育所（園）や学校等では、幼児期の教育から小学校教育への学びの連続性を保ち、表現する力や探求する心、確かな学びの力を育てる本市独自の様々な取組を推進します。また、家庭での子育てを支援するため、母親だけでなく、父親、祖父母を対象とした各種講座・イベントを開催し、家族全体での子育てと学びを推進します。

さらに、文化、芸術、スポーツ、科学等幅広い分野で、様々な体験や人との関わりを通して、将来の夢や目標の実現に向けて、主体的に行動・参画する機会を設け、こどもの好奇心・探究心を育みます。

事業番号	事業名	担当課
27	家庭教育に関する学習機会の提供	幼児課
28	家庭教育サポート事業の推進	生涯学習課
43	就学前教育と小学校教育との円滑な接続と連携の推進	幼児課
		学校教育課
105	草津市こども環境会議の開催	環境政策課
119 (新規)	スクール ESD くさつプロジェクト	学校教育課
129	学校図書館教育の推進	学校教育課
130	教室アシスタント配置事業	児童生徒支援課
131	学びの教室、放課後自習広場	児童生徒支援課
132	国語・英語を中心とした学力向上事業	学校政策推進課
133	ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した教育の推進	学校政策推進課

### ③ 人と豊かに関わることども（「心」育み事業）

こどもたち同士が幅広く関わる環境や、経験を積み重ねられる環境をつくることで、思いやりや協働の心を育みます。また、地域、園、学校等を通して、身近な大人も含めた様々な出会いと交流により、思いやりの意識の醸成や集団でのルールを習得するなど、こどもの将来に向けた人間形成を図ります。

事業番号	事業名	担当課
25	ブックスタート事業	子育て相談センター
45	保育体験・異年齢交流の推進	幼児課
61	つどいの広場運営事業	子育て相談センター
64	児童館運営事業	子育て相談センター
66	子育て支援ネットワークの推進	子育て相談センター
126	道徳教育の充実	学校教育課

#### ④ 生まれ育った地域に愛着をもつこども（「ふるさと」育み事業）

こどもが地域の人との関わりを通して学び、家庭や学校、地域の協働により大人もともに成長する場として、歴史、自然、行事や人のつながり等、こどもたちの住む地域の特性を生かした、地域での子どもの育ちや地域の子育て力を向上させる取組を推進します。

事業番号	事業名	担当課
62	子育てサークル活動の支援事業	子育て相談センター
68	子育て支援サービスに関する情報提供の充実	子育て相談センター
73	ファミリー・サポート・センター事業の推進	子育て相談センター
112	地域協働合校の推進	生涯学習課
117	歴史資産を生かした体験機会の充実	草津宿街道交流館
118	学校支援活動事業	図書館
123	子どもの読書活動推進事業	図書館

#### ⑤ 「草津っ子」の普及、啓発

目指す子どもの姿の普及、啓発を通じて、子育てしやすいまちとしての本市の魅力を発信し、こどもを社会全体で育てるまちの実現を目指します。

#### 目標値

##### 子育てのしやすさ（アンケート調査の実施）

単位	令和 6 年度 実績	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
		目標値					
満足度	%	87.5	87.8	88.1	88.4	88.7	89.0

※中学生以下のこどもがいる保護者を対象に行う「子育てしやすいまちづくりについてのアンケート」の結果であり、本計画に掲載しているニーズ調査とは異なる。

※「草津市は子育てしやすいところですか。」の問い合わせに「そう思う／どちらかというとそう思う」と答えた人の割合。

## 2 社会生活に困難を有することも・若者やその家族に寄り添うきめ細かな支援

社会生活を円滑に営む上での困難を有することも・若者を、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関連する分野の関係機関等が連携して支援するためのネットワークづくりを進め、引き続き、義務教育課程から卒業後も見据えた切れ目のない支援の充実とひきこもり状態にある人の社会参加に向けた支援の充実について重点的に取組を進めます。

また、「子どもの貧困」が子どもの成長や学習、体験の機会を阻害するなど、経済的な問題を起点として、複雑に絡む様々な問題の解決に向けて、子どもたちが抱える困難に気づき、適切な支援につなげることが重要であると考えます。そのため、潜在化している課題をいち早く把握し、早期に効果的な支援につながるよう、子どもや家庭と認定こども園、幼稚園および保育所（園）、学校、地域等とのあらゆる接点から、支援が必要な子どもや家庭の把握と、家庭の状況に応じた適切な支援につなげる体制づくりを行い、教育機関や保育施設・地域・市民活動団体・行政等の連携協力によって子どもの貧困対策に引き続き取り組みます。また、ひとり親家庭への自立支援や児童虐待防止対策、障害のある子どもへの支援についても、継続して充実を図ります。

### (1) 施策の目的

#### ①貧困対策と支援

子どもが生まれ育った環境に影響されず、夢や目標に向かって成長できるよう、教育機関、保育施設、地域、市民活動団体、行政が連携して多面的な支援を行い、貧困の連鎖を断ち切ります。また、ひとり親家庭の自立支援と地域での見守りや専門機関との連携による早期支援体制を強化します。

#### ②児童虐待防止対策

市民の意識向上、育児不安の緩和、育児負担の軽減を通じて、虐待の未然防止を図ります。また、虐待の早期発見と対応、子どもや家庭への適切な支援を行い、子どもの安全を守ります。

#### ③障害のある子どもへの支援

発達に支援が必要な子どもの早期発見と療育を強化し、家族の不安解消、就労支援、介護負担の軽減を図ります。また、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが充実した生活を送れるよう、活動の場の確保と学校生活の支援を行います。

#### ④社会生活に困難を有することも・若者への支援

ひきこもりや若年無業者（ニート）、不登校の子ども・若者に対して、教育や福祉の関係者が連携して、義務教育課程から卒業後も含めた切れ目のない支援を充実させます。ひきこもり状態の人には、多様な社会参加の場や居場所を提供し、個性や能力に合わせた支援で自立を促進します。

## (2) 取組内容

### ①こども・若者の貧困対策に関する支援体制の強化

こども・若者の貧困対策に関する事業は多数実施しておりますが、相対的な貧困はみえにくいことが多く、適切な支援に結びつかない場合があります。親の健康状態の悪化や障害、外国人児童生徒等で日本語が不得意である場合、養育する保護者がいない場合等、様々な要因が貧困を引き起こします。本市では、教育や福祉の充実を図り、複合的な課題に対応するために、関係部署や国、県、他団体と連携を強化し、情報共有を進めています。困難な状況にあるこども・若者や家庭への支援を継続的かつ包括的に行い、切れ目のない支援を提供します。

また、貧困の実態を把握し、適切な支援に結びつけるため、相談職員や支援者向けの研修を実施し、啓発活動を推進します。さらに、国や他市の先進事例を参考にし、地域の実態に応じた施策の検討を行います。

### ②経済的負担の軽減と進学・就労支援

高等教育までの機会均等を図るため、幼児教育・保育の無償化を進め、義務教育から全ての子どもの経済的負担を軽減します。また、ひとり親家庭や生活困窮世帯に対して、奨学金制度や就労支援を提供し、親の収入増加や安定した就労による経済状況の改善を図ります。

滋賀県が実施する高校、大学等へ進学する場合に利用可能な奨学制度等を広報、啓発することで、こどもたちの進路の選択肢が増えることにつながるような支援を行います。

また、ひとり親家庭のこどもや生活保護世帯の子どもの高等教育の進学・修学支援を行います。

困難な状況にあるこどもや親が社会的に孤立し、一層困難な状況に陥らないよう、ハローワーク等の関係機関と連携し、家庭の状況に応じ、他の支援情報を組み合わせるなど有効な就労相談支援を実施し、収入の増加や安定した就労の実現による経済状況の改善を図ります。

保護者の就労支援としては、ひとり親家庭の認定こども園、保育所（園）の優先入所や多様な保育ニーズへの対応のほか、ひとり親家庭を含め、男女がともに子育てをしながら安心して働く環境づくりについて、企業への啓発を行います。

さらに、児童手当等の広く子育て世帯に向けた手当のほかに、経済的支援を必要とする家庭に対して、各種手当の支給を行うほか、各種制度の利用時に個別事情に応じた減免による経済的負担の軽減を図ることで、生活の下支えを行います。ひとり親家庭においては、養育費の確保のための支援を行うことで適切な養育環境を整えます。

事業番号	事業名	担当課
146	就労相談窓口	人とくらしのサポートセンター
187	生活保護世帯の子どもの大学等進学・就職支援	生活支援課

事業番号	事業名	担当課
188	生活保護制度における入学準備金	生活支援課
194	就学援助費給付	学校教育課
201	ひとり親家庭の医療費助成	保険年金課
203	児童扶養手当の支給	子ども家庭・若者課
207	ひとり親家庭の就労に関する支援の充実	子ども家庭・若者課
209	ひとり親家庭のファミリー・サポート・センター利用助成	子育て相談センター

### ③生活の安定に資するための支援

こどもの健やかな育ちのためには、親の妊娠・出産期からの良好な環境が必要であることから、相談を通じた困難な状況の早期の把握に努めます。相談窓口では相談者に寄り添い、困難を有する女性の妊娠・出産のサポートや家事・育児等の生活面での支援や住宅の確保等、ニーズに応じた支援が確実に届くよう相談支援の充実を図ります。

こどもに対する生活支援においては、認定こども園、幼稚園および保育所（園）、学校で進める食育等、食生活を含めた基本的な生活習慣の形成を支援します。

また、こどもの進学支援の情報のほかにも、就労を選択した場合においては、就労支援を行う機関への案内を行います。

事業番号	事業名	担当課
99	学校問題相談支援事業（SSW派遣事業）	児童生徒支援課
184	草津フードバンクセンター事業	健康福祉政策課 (草津市社会福祉協議会)
185	生活困窮者自立支援事業	人とくらしのサポートセンター
193	子育て世帯への公営住宅の供給	市営住宅課
200	養育支援訪問事業	子育て相談センター
204	ひとり親家庭相談業務の充実	子ども家庭・若者課
206	日常生活支援事業の推進	子ども家庭・若者課
208	母子生活支援施設入所措置	子ども家庭・若者課

#### ④児童虐待防止に関する相談支援体制の強化と早期発見および支援の強化

妊娠期から子ども・若者が社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援を行うため、子ども家庭センターを設置するなど、相談支援体制の充実や専門性の強化を図ります。

児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応を行うため、要保護児童対策地域協議会を通じて児童相談所、認定こども園、幼稚園、保育所（園）、学校、警察等の関係機関との連携強化やオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン（11月）などを活用した児童虐待防止の広報、啓発を実施します。

虐待等に苦しむ子どもの相談に応じるため、認定こども園、幼稚園、保育所（園）、学校における支援体制を強化します。

虐待は表面化しにくいことから、乳幼児健診やすこやか訪問、産後ケア事業等を通じて、子どもの発達や親子関係を確認し、愛着形成の促進や児童虐待の未然防止と早期発見に取り組みます。必要な場合は、定期的な情報共有や訪問支援を行い、早期支援につなげます。

子育て家庭を取り巻く課題が複雑化する中で、安心して子育てができるよう関係機関の施策を活用し、児童虐待の未然防止に取り組みます。

事業番号	事業名	担当課
5	すこやか訪問の推進	子育て相談センター
6	子育て相談センターでの相談の実施	子育て相談センター
7	産前・産後サポート（産後電話相談事業）事業の実施	子育て相談センター
8	産後ケア事業の実施	子育て相談センター
13	乳幼児健診の実施	子育て相談センター
15	家庭訪問における相談の実施	子育て相談センター
144	家庭児童相談体制の充実	家庭児童相談室
145 (新規)	こども家庭センターによる相談支援体制	家庭児童相談室 子育て相談センター 子ども家庭・若者課
196	要保護児童対策地域協議会	家庭児童相談室
197	児童虐待防止に関する啓発の実施	家庭児童相談室
198	養育支援ヘルパー派遣事業	家庭児童相談室
199	子育て短期支援事業	家庭児童相談室

## ⑤発達支援が必要な子どもの早期発見・早期療育と切れ目のない支援体制の充実

発達に支援が必要な子どもの早期発見と療育の重要性に着目し、訪問事業や乳幼児健診を活用して発達状況を確認します。早期療育が必要な場合、児童発達支援事業所にて発達段階に応じた支援や保護者への相談を行うことで、安心して子育てができる環境を整えます。また、認定こども園、幼稚園、保育所（園）と連携し、個別の支援計画や相談支援ファイルを活用して、安心して集団生活を送れるよう支援します。

切れ目のない相談支援体制の充実を図り、保護者が抱える発達に関する不安に対して、専門の相談員による継続的相談支援を行います。さらに、各施設を巡回して子どもの発達相談や職員の相談を行い、障害児保育の研修会を実施して、一人ひとりに応じた支援の充実を目指します。

事業番号	事業名	担当課
169	障害、発達支援等に関する相談・支援事業	発達支援センター
170	湖の子園の充実	発達支援センター

## ⑥障害児支援と社会参加の推進

在宅支援機能を強化し、障害のある子どもに対するニーズの多様化に応じた質の高い障害児福祉サービスを提供します。これにより、家族の負担軽減や就労支援を図るとともに、日中一時支援事業や障害児保育を推進します。

障害のある子ども・若者が充実した学校生活を送れるように支援し、自立と社会参加を促進します。障害の有無にかかわらず、共に過ごす場を確保し、特別支援教育・保育の充実に取り組みます。

事業番号	事業名	担当課
158	障害児福祉手当	障害福祉課
164	特別児童扶養手当の支給	子ども家庭・若者課
165	障害のある子どもへのファミリー・サポート・センター利用助成	子育て相談センター
176	認定こども園、幼稚園および保育所（園）等での障害児保育（特別支援教育）	幼児課
177	保育士等に対する障害児保育（特別支援教育）研修	幼児課
179	医療的ケア支援員配置事業	幼児課 児童生徒支援課
181	ことばの教室・通級指導教室の充実	児童生徒支援課
182	インクルーシブサポーターの配置	児童生徒支援課

## ⑦社会生活に困難を有するこども・若者への支援

ひきこもりや若年無業者（ニート）、不登校、ヤングケアラーなど、社会生活に困難を有するこども・若者について、教育や福祉等の関係者による既存の支援や仕組みの連携を推進することで、義務教育課程から卒業後も見据えた切れ目のない支援を充実します。

また、当事者の個性や能力に合わせた緩やかな社会参加を促進し、自立に向けたステップを歩めるよう支援します。

事業番号	事業名	担当課
140 (新規)	重層的支援体制整備事業	人とくらしのサポートセンター
142 (新規)	S N S相談窓口に関する情報発信	健康増進課
143 (新規)	子ども・若者総合相談窓口での相談支援	子ども家庭・若者課
147	ひきこもり相談・支援	人とくらしのサポートセンター
152	不登校児童生徒支援の充実	児童生徒支援課
153	S O Sの出し方教育	児童生徒支援課
154	やまびこ教育相談室の実施	教育研究所
195 (新規)	ヤングケアラーへの支援	子ども家庭・若者課

## 目標値

### ひとり親家庭の暮らし向きの向上

「暮らし向きについてどう感じていますか。」の問い合わせに「大変苦しい／苦しい」と答えた人の割合

単位	令和 6 年度 実績	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
		目標値					
割合	%	63.2	62.6	62.0	61.4	60.8	60.2

※この目標値は毎年 8 月に児童扶養手当の現況届と併せて実施する（「ひとり親家庭等生活実態調査」）により把握します。

### 子育て短期支援事業の実施（地域子ども・子育て支援事業の確保方策を再掲）

保護者の病気等により家庭での養育が一時的に困難な場合に児童養護施設等で子どもを預かる事業の延べ利用日数

単位	令和 6 年度 実績	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
		目標値					
延べ利用日数	人日	756	784	813	843	874	906

### 発達に支援が必要な方への相談件数

発達面に関する本人・家族への支援や関係機関との連携による切れ目のない相談支援の件数

単位	令和 6 年度 実績 (見込み)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
		目標値					
相談件数 (延べ)	件	3,914	3,992	4,032	4,073	4,113	4,154

### 3 こども・若者の社会参画・意見表明

こども基本法第3条において、全てのこども・若者について、その年齢および発達の程度に応じた意見表明機会や社会的活動に参画する機会を確保することとされています。

そのため、本計画の策定にあたっては、「子ども・若者の意見を聞く機会アンケート」において、こども・若者が意見を表明するためにはどのような方法が好ましいか等を調査するとともに、直接対話の機会を設けながら、当事者目線からも、こども・若者の意見聴取の意義を再確認したところです。

こうしたことを踏まえて、本市では、こども・若者の最善の利益を常に考え、こども・若者が健やかで幸せに成長できる「こどもまんなか社会」の構築に向けて、こども・若者の当事者としての意見を尊重し、これまで大人が中心に担ってきた社会を「こどもまんなか社会」へと変えていくため、こども・若者を支援の対象として捉えるだけでなく、ともに社会をつくるパートナーとして、その意見を聞き、施策に反映させる取組を推進していきます。

なお、こども・若者に意見を聞くことは、決してこども・若者の意見をそのまま採用するということではありません。こども施策をはじめ、市の取組を進めるに当たっては多様な関係者への配慮や、予算や期間、体制等の制約があることも事実です。そのため、意見を表明されたこども・若者の年齢および発達の程度に応じて、出された意見を正当に考慮しながら、こども・若者にとって一番良いことは何かを考え、結論に至る考え方を説明し、対話する過程をつくりながら進めていくことが大切であると考えています。

#### (1) 施策の目的

こども・若者に影響を与える施策について、こども・若者自身の意見が聽かれ、反映されることで、こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえた上で、施策がより実効性のあるものになることや、こども・若者の地域社会への愛着を育むことが期待されます。また、こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聽かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながり、ひいては、民主主義の担い手の育成に資するという意義があります。

こうしたことを踏まえながら、幅広い年代のこども・若者が安心して意見を言えることができる場や機会を設けたり、その結果をフィードバックすることで、より良い施策の実現と、こども・若者をまんなかに据えた、こどもまんなか社会の実現を目指します。

#### (2) 取組内容

こども・若者への意見聴取については、こども施策の内容や目的などに応じて、以下のような手法を組み合わせながら実施することが重要です。

## ① 審議会等へのこどもや若者の参画

社会との接点が大きく拡大する 18 歳以上の若者については、審議会等において、直接、市政運営や施策決定に関わることにより、意見が反映されるよう、委員への積極的な登用を検討します。また、こどもについては、関係人として審議会等に参加する機会を設けたり、対話の機会やインターネット等で聴取した意見を、審議会で審議するなど、こどもや若者の意見反映と主体的なこども・若者参画を促進します。

事業番号	事業名	担当課
108 (新規) R7 以降	審議会へのこどもや若者の参画の推進	子ども・若者政策課

## ② 市ホームページやSNS等を活用した情報発信、意見聴取

市ホームページ、SNSや動画の活用など、例えば、興味を引くための工夫を凝らしたショート動画の導入など、こども、若者に届きやすい情報発信や意見聴取の工夫や取組を検討します。また、こども・若者に関する施策について、こども・若者自身が十分に意見表明できるよう、事前の情報提供や学習機会の提供に努めます。

なお、SNSの活用においては、インターネットの安全安心な利用の観点から、使用するアプリ等の慎重な検討や、こども・若者本人に対するITリテラシーの促進を行います。

事業番号	事業名	担当課
103 (新規) R7 以降	市ホームページやSNS等を活用した市政情報の発信と意見聴取	広報課 子ども・若者政策課

## ③ 対面形式の意見交換

対面形式の意見交換を行う場合は、小中学生や高校生、大学生等、多様な世代のこども・若者から参加者を募ったり、同世代で話しやすい工夫をしたり、意見交換の目的やテーマを明確にした上で、議論がしやすい環境を整えます。また、議論の円滑な進行や、意見を出しやすい雰囲気づくりのため、ファシリテーターの配置やグループディスカッションなど多様な形式を取り入れるなど、適宜、工夫を行います。また、意見反映による取組につきましては、こども・若者の主体的な参画や地域との連携を進めます。

事業番号	事業名	担当課
107 (新規) R7 以降	こどもや若者との直接対話の機会の創出	子ども・若者政策課

#### ④ こどもや若者の居場所や活動等の場における意見聴取と反映

児童育成クラブなど、すでにある様々な居場所や活動等の場においては、こども・若者にとってより良い居場所となるよう、当事者であるこども・若者から意見を聴取する機会を設け、反映するよう努めます。

事業番号	事業名	担当課
94	児童育成クラブの充実	子ども・若者政策課
96	放課後子ども教室	生涯学習課 子ども・若者政策課

#### ⑤ 国や県などのこども・若者の意見聴取結果等の情報の展開

国や県などが発信するこども・若者の意見聴取の結果等の情報についても、積極的に取り入れ、また周知啓発を行うことで、議論のさらなる広がりや深まりを触発し、こども・若者の意見を反映しながら、社会全体で「こどもまんなか社会」を構築していく機運の醸成を図ります。

事業番号	事業名	担当課
106 (新規) R7 以降	こども施策に関する情報発信の充実	子ども・若者政策課

#### 目 標 値

##### こども・若者との直接対話の機会やこども・若者の意見反映による取組の実施数

単位	令和 6 年度 実績	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
		目標値					
実施数	回	5	5	5	5	6	6

※令和 6 年度の取組：大学における講義、ワークショップ、中学生との対話、中学生との対話からの取組、大学生との対話からの取組。

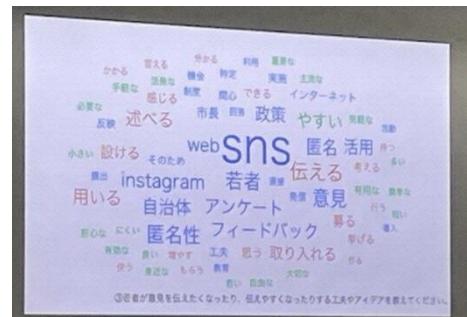
本計画の策定にあたり、こども・若者の意見を直接聴く機会を設けました。

### 『大学生との直接対話 令和6年7月2日(火)』

立命館大学の「現代社会とボランティア」という授業の中で、市長がゲストスピーカーとして登壇し、こどもまんなか社会を進めていく上で重要な「こども・若者の意見を聴くための手法や工夫」について意見交換を行いました。

大学生からは、SNSやWeb、匿名性、伝える、取り入れる、フィードバックなど、情報アクセスや発信に関する便利さや安心感、また、意見の活用や効果などについて意見が出されました。

授業後のアンケートでは、「草津市長や草津市の取組みを身近に感じ、様々な社会課題に取り組んでいることや、若者の意見を聴き、政策を進めようとしていることを知ることができた。」、「これまで、政治や行政に何を言っても意味がないと思っていたが、意見を伝えることの大切さに気付けた。」、「もっと草津市を知り、選挙に行ってみたい。」など、肯定的な意見が多く出され、若者との直接対話の重要性も示されました。



また、令和4年度から立命館大学で始まった「まちのジブンゴト feel→do! (フィールド)」にゲストプレゼンターとして市長が登場しました。大学生や大学職員、市民や市職員等も参加して、「こども・若者の意見を聴くための手法や工夫」について、自由な発想のもと、高速でブレインストーミングを行うアイデア出しと、カフェタイムでの意見交換を行いました。

ベストアイデアとして「市長がVチューバー（バーチャル YouTuber）（VTuber）」が選ばれましたが、参加者が年齢や所属等に縛られることなく、自由な発想でアイデアを出し合うことで、社会課題をジブンゴトにして協働していく大切さに触れることができました。

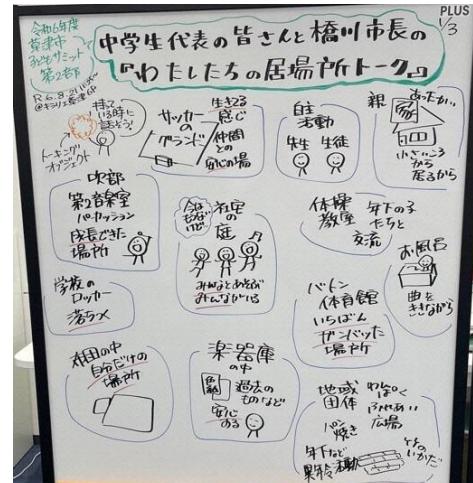


## ≪中学生との直接対話の機会 令和6年8月21日(水)≫

教育委員会主催「草津市子どもサミット」の第2部として「中学生代表の皆さんと橋川市長の『わたしたちの居場所トーク』」を実施しました。国こども意見ファシリテーター養成講座を修了したファシリテーターの進行のもと、グラフィックレコーディング※を取り入れ、出された意見をホワイトボードに見える化していきました。

全てのこどもが安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや多様な体験活動、外遊びの機会に接することなど、子どもの主体性や創造力を十分に発揮できる「子どもまんなか」の居場所づくりの実現に向け、中学生の今の居場所や過去を振り返りながら話を進めました。「ほっとする、ゆったり、あったかい、楽しい、成長できる」など、一人でゆっくり過ごせる居場所や、友達とともに挑戦できる居場所など、日常のなかに多様で価値ある居場所があることへの気付きがありました。

「こんな居場所があったらいいな」というテーマに対しては、ボール遊びができる公園や広場があること、スマートフォンの使用時間が増え、小学生の外遊びの機会が減っていることなどに触れ、忙しい中学生になる前に、小学生にたくさん遊んでほしいと、中学生が小学生と一緒に遊ぶ機会を設ける提案がありました。



### ※ グラフィックレコーディング

会議やプレゼンテーションの際に、その内容を文字だけでなく、絵や図形を用いて視覚的に要点や結論をリアルタイムに可視化する記録の手法。

## 4 こども・若者の居場所づくり

令和5年12月22日に「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定され、こどもの居場所づくりに関する具体的な方向性が示されるとともに、こどもの居場所づくりについては、こども基本法第10条に規定する市町村こども計画(本市においては本計画)に位置づけ、計画的に取組を推進していくことが求められると示されました。

こども・若者の居場所づくりに関する取組は、こども基本法において示された、全てのこどもが心身の状況や置かれた環境にかかわらず、自立した個人としてひとしく健やかに成長するための施策であり、本市においても、こども施策の根幹に関わる重要な観点であると考えることから、本計画の重点的な取組に位置づけて取組を進めます。

こども・若者の居場所づくりに関する施策を行う目的については、「こどもの居場所づくりに関する指針」においても、全てのこども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができるような居場所が必要であるとされ、教育や体験活動の観点でのいわゆるポピュレーションアプローチの必要性も指摘されると同時に、厳しい環境で育つこども・若者に向けた喫緊の課題や個別のニーズにきめ細かに対応した居場所をつくることにより権利を守り、誰一人取り残さない支援を行う必要があるとされ、福祉的な観点でのいわゆるターゲットアプローチの必要性が指摘されるところです。

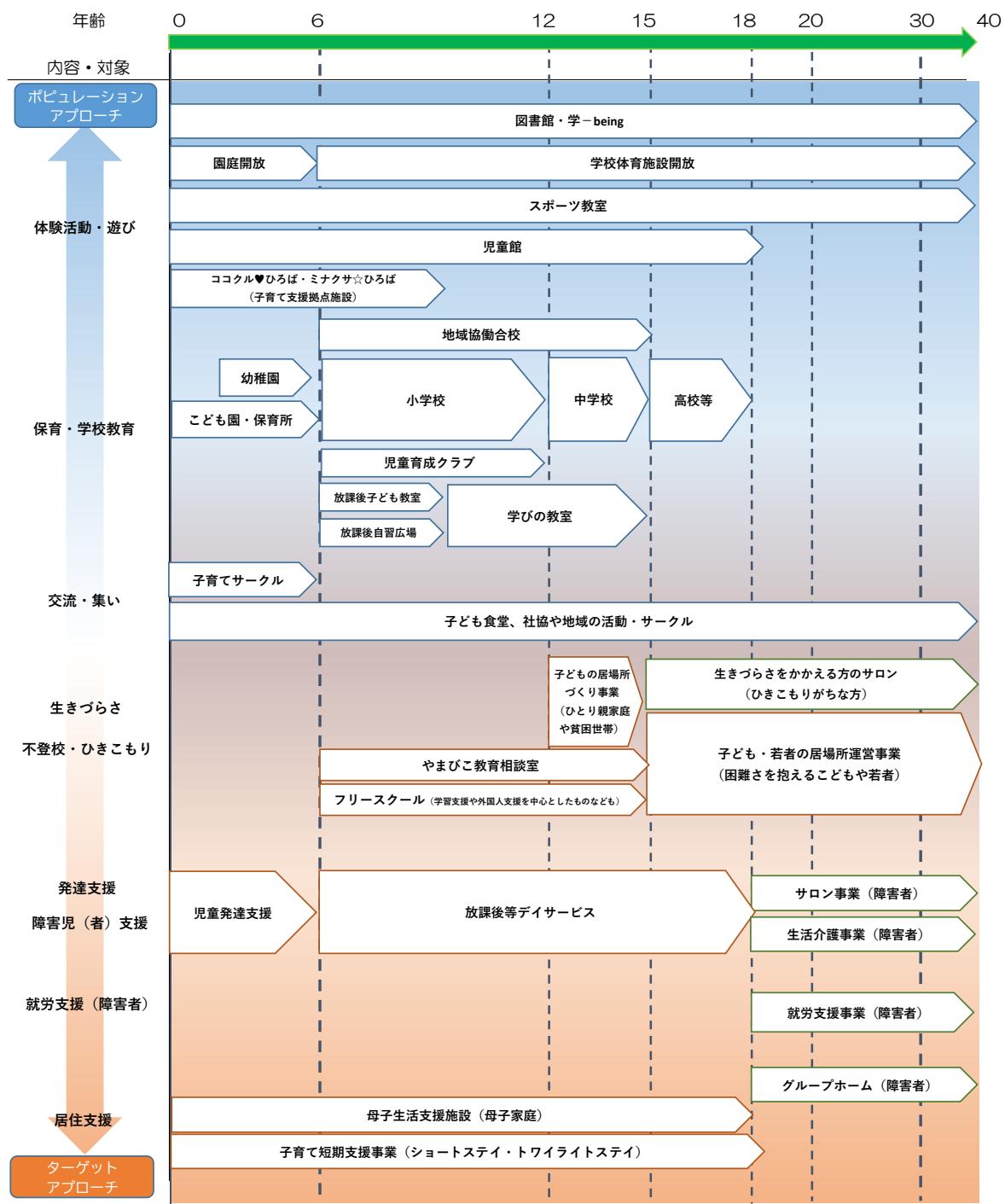
本市においては、こども・若者の居場所づくりに関して、本計画策定前から、支援が必要なこども・若者に対して、ライフステージに応じて切れ目なく支援が行えることを意識しながら、それぞれの居場所づくりを進めてきました。現状における実態把握においては、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や、外遊びの機会に接することができる居場所を提供する活動については、小学生から20代までの年齢を概ねカバーできている一方で、居場所の多様性や体験機会の確保についてはさらなる取組の余地があつたことや、「生きづらさ」を抱えるこども・若者向けの支援についてはカバーできていない年齢層がある等の課題がありました。(P182 「こどもの居場所づくり」の対象となる取組についてのとおり)

本計画の策定により、これまでの取組について強化を進めるとともに、地域、学校、中間支援組織、企業等とも連携し、新たな支援に取り組みます。

## 「子どもの居場所づくり」の対象となる取組について（令和6年8月現在）

下図のとおり、縦軸に内容・対象を、横軸に利用者の年齢を示し、見える化による現状の実態把握を行いました。なお、縦軸の上部の方向に、主として子ども・若者同士や幅広い地域住民の交流、つながりを提供する機能を果たすポピュレーションアプローチとしての居場所を示し、下部の方向に、主として個別のニーズに対応したきめ細かな（場合によっては緊急の）支援の提供というターゲットアプローチの機能を果たす居場所を位置づけています。

なお、下図については、本計画と合わせて適時、見直しを行います。



## (1) 施策の目的

こども・若者が安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができるような居場所づくりに取り組むと同時に、貧困や児童虐待、不登校やひきこもりなど、厳しい環境で育つこども・若者に向けた喫緊の課題や個別のニーズにきめ細かに対応した居場所づくりに取り組むことを目的とします。

その上で、特に次の2つの観点から、居場所づくりに関する取組を進めます。

### ① 様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や、外遊びの機会に接することができる居場所を提供します。

放課後の居場所としての「児童育成クラブ」や「放課後子ども教室」などの取組を進めているものの、安全で安心して過ごしながらチャレンジができるような居場所や、身近な場所での様々な体験活動を期待する意見が、居場所についてのアンケート（小学生は69ページ、保護者は75ページを）から見られました。市内ではすでに地域行事や民間企業などが展開する体験活動や外遊びの機会が多数提供されていることから、まずはこれらの機会へのつなぎ・連携により活動の幅や広がりを持たせることが重要です。加えて、今後も利用者であるこどもの意見を聞きながら、こどもとともにつくる居場所づくりを進めるためのさらなる取組が必要です。

### ② 孤独・孤立状態にあるこどもに対して、喫緊の課題や個別のニーズにきめ細かに対応した居場所を提供します。

事業の円滑な実施のためには、専門的な知見を持つ人材の確保や、研修の実施等によるスタッフのスキルアップなど、継続的な取組が必要です。また、「子ども食堂」がどこにあるかなど居場所の情報を広く伝える必要がある一方で、居場所の内容によっては、参加者のプライバシー保護が必要なケースがあることなど、当事者に対して居場所の情報をより効果的に伝えるためのさらなる工夫が必要です。

## (2) 取組内容

### ・取組の対象年齢について

学童期・思春期のみならず、18歳や20歳といった特定の年齢で必要なサポートが途切れないよう、小学生から20代までを対象とします。なお、未就学児を対象とした取組については、本計画においては子育て支援として、こども・若者の居場所づくりの対象には含めません。

### ・取組の対象範囲について

市が設けている居場所やサービスを対象とし、取組を進めます。

なお、民間が独自に行っている取組や営利活動としての塾や習い事、SNSやオンラインゲームなどの活動、ショッピングモールなども、結果として、こども・若者の居場所になっていることがあります、本計画においては位置づけないこととした上で、例えば、SNSやインターネット等の安全利用の啓発や少年補導員による啓発など、健全な居場所となるような取組を進めます。

### ・取組の視点について

「子どもの居場所づくりに関する指針」においては、子どもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点として、aふやす、bつなぐ、cみがく、dふりかえる、の4点が示されています。本市においても、これらの4つの観点を踏まえた取組を進めます。

a ふやす：実態把握、既存の地域資源の活用、担い手の発掘育成等

b つなぐ：情報発信、コスト等利用しやすさへの配慮、アクセスのしやすさへの配慮

c みがく：こども、関係機関等の協働等

d ふりかえる：居場所づくりの検証

## ① 市の既存事業の強化

実施内容の高度化については、「児童育成クラブ」や「放課後子ども教室」をはじめとする居場所において、地域行事や民間が行う事業との連携を含め、特徴ある体験の機会の創出や児童からの意見を聴取しながらともにつくる居場所づくりを目指します。

人材育成については、こども・若者の居場所が安全で安心して利用できる場所であるとともに、利用者ニーズに沿った安定的なサービスの提供を実施するため、専門的な知見を持つ人材の確保や、研修の実施等によるスタッフのスキルアップなど、継続的な取組を行っていきます。また、適切な人件費の確保による安定的な雇用の確保や処遇改善により資質向上を図ります。

対象者の拡大については、本市で行っている「子どもの居場所づくり事業」について、平成28年に貧困の連鎖を防止する観点からひとり親家庭の中学生を対象に開始した後、令和元年に対象を生活困窮世帯や登校が困難な子がいる家庭の中学生に対象者を拡大したと

いう経緯があります。今後は、対象年齢についても、適当であるか、安全安心に参加できるか等を検討しながら拡大を図っていきます。

事業番号	事業名	担当課
94	児童育成クラブの充実	子ども・若者政策課
95	民間による児童育成クラブの整備	子ども・若者政策課
97 (新規)	草津市子どもはぐくみ事業（子ども食堂支援事業）	子ども家庭・若者課
100 (新規)	草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金	児童生徒支援課
124	読書活動支援	図書館
147	ひきこもり相談・支援	人と暮らしのサポートセンター
151 (新規)	子ども・若者の居場所運営事業	子ども家庭・若者課
154	やまびこ教育相談室の実施	教育研究所
171	放課後等デイサービス事業	発達支援センター
191	子どもの居場所づくり事業（子どもの生活・学習支援事業）	子ども家庭・若者課 人と暮らしのサポートセンター

## ② 市民への情報発信の強化

喫緊の課題や個別のニーズにきめ細かに対応した居場所を提供する活動については、「子ども食堂」やフリースクール、ひきこもりに関する相談窓口などがどこにあるかなど居場所の情報を広く伝える必要がある一方で、居場所の内容によっては、参加者のプライバシー保護が必要なケースがあります。市としては、当事者に対して居場所の情報をより効果的に伝えるため、本市が行うこども・若者の居場所づくりに関する取組を一元的にまとめたポータルサイトの作成などにより、周知広報に努めます。同時に、プライバシーの保護が必要となるケースに対応するため、案件により、個別の問い合わせも可能となるよう仕組みの検討を進めます。

## ③ 既存の公共施設のさらなる活用

様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や、外遊びの機会を提供する活動については、地域行事、民間企業などが展開する体験活動や外遊びの機会へのつなぎ・連携により活動に幅を持たせるとともに、利用者である子どもの意見を聞きながら、こどもとともに居場所づくりを進めます。

例えば、放課後の小学校施設活用については、既存の取組として「放課後子ども教室」や放課後自習広場、学びの教室プロジェクトなどが挙げられます。特に地域コーディネーターがサポートする「放課後子ども教室」を継続しながら、体験活動等の機会の創出を図るなどの取組を行います。

また、図書館については、「居場所についてのアンケート調査」において、小学生からの意見として、18時までに実際に図書館で過ごしているこどもは0.1%だが、過ごしたいと思っているこどもは13.4%おり、既存の地域資源である図書館等の活用が期待される状況にあります。このような当事者の意見を踏まえて、引き続き、学習スペース「学-being」の運営を行うとともに、こども・若者の居場所となりえる地域まちづくりセンターや「子ども食堂」などへの団体貸出等による本を通じた居場所づくりなどを進めます。

地域活動の拠点である地域まちづくりセンターや、産学公民の連携によるまちづくりを目的としたアーバンデザインセンターびわこ・くさつ(UDCBK)については、年代を問わず集える居場所という側面があるなかで、こども・若者の居場所として限定された目的で設けられたものではありませんが、各々の施設の活動目的に関して、こども・若者にとっては、対話や意見を表明する機会を有する場所として、また、大人はこども・若者の意見を聞く機会を得ることができる場所としての機能が期待されます。

公園については、令和6年8月21日に教育委員会が開催した「草津市子どもサミット」において、中学生代表の皆さんと橋川市長の「わたしたちの居場所トーク」と題した直接対話の機会を設け、中学生の意見を聞いたところ、小学生、高校生、大学生など年齢の違うこども・若者との交流の機会を持ちたいとの意見や、ボール遊びが禁止されている公園が多いが、公園でボール遊びがしたいとの意見、公園が芝生であれば遊びの幅が広がるとの意見がありました。児童遊園等における球技の実施（令和6年11月現在、ボール遊びを禁止している公園は1箇所）や芝生化については、地域のニーズや利用状況等の点から、いくらかの制約が生じますが、こうしたこどもの声を踏まえ、幅広い世代の方が安全に公園を利用できるよう、総合的な視点から検討を行います。

事業番号	事業名	担当課
90	こどもや子育て世帯が身近に利用できる遊び場等の整備	公園緑地課 草津川跡地整備課
96	放課後子ども教室	生涯学習課 子ども・若者政策課
124	読書活動支援	図書館
126 (新規)	学習スペース「学-being」の運営	図書館

#### ④ 市の取組の検証

「子どもの居場所づくりに関する指針」においては、こども・若者の居場所づくりに関する取組の検証の必要性が指摘されています。現時点で効果的な評価指標等として明確に定まっているものではなく、どのように検証を行うかは国においても重要な検討課題とされています。本市においても、本計画の理念や趣旨を踏まえ、継続的に検証を行い、居場所づくりの取組の多様性や創造性を担保するような検証の仕方を検討することが必要です。

引き続き、国における議論を注視し、市のことこども・若者の居場所づくりに関する取組の検証のあり方についての検討を進めます。

## 目標値

### 特色ある体験活動を行った児童育成クラブの割合

外部講師の招へい、地域行事や民間企業の取組等との連携により、特色ある体験活動を行った児童育成クラブの割合

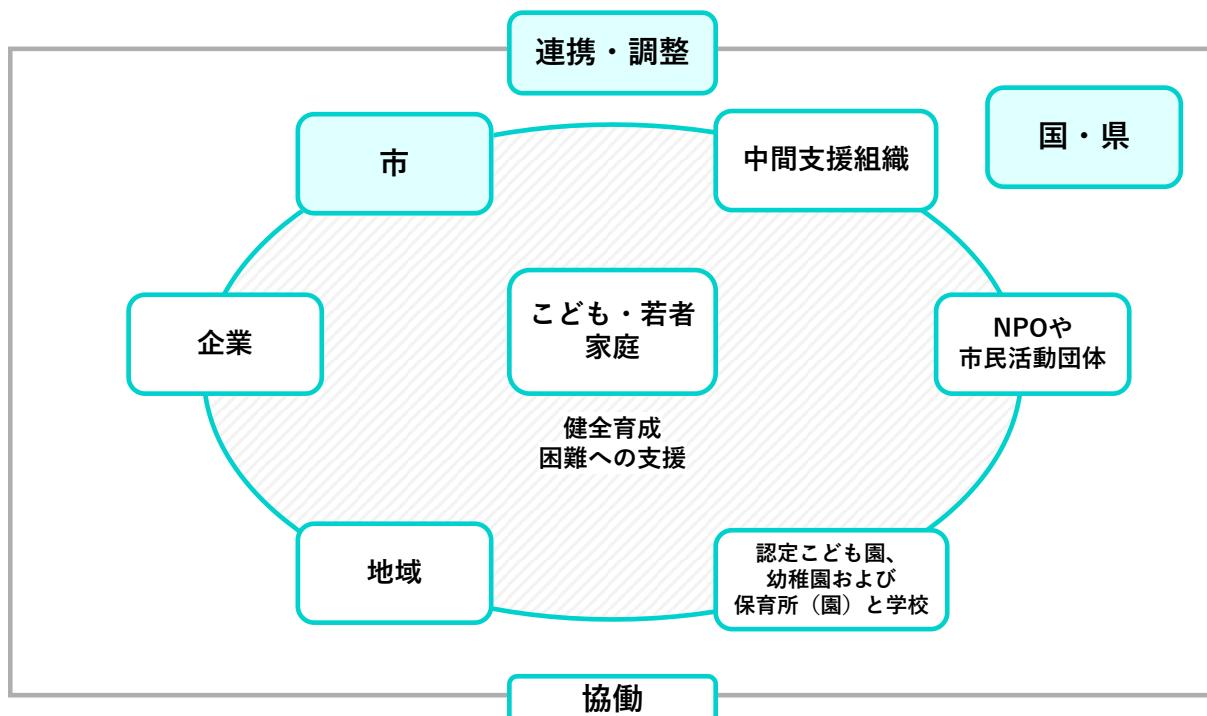
単位	実績	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
		目標値					
取り組んだ クラブの割合	%	73	80	85	90	95	100

# 第7章 計画の推進に向けて

## 1 それぞれの役割と責務

本計画は、こども・若者の育成支援に関わる総合的な計画として、教育・保育事業をはじめ、福祉、保健・医療、防災・防犯、労働、生活環境等広範囲にわたるものであり、計画の推進にあたっては、市だけではなく、家庭、地域、認定こども園、幼稚園および保育所（園）と学校、NPOや市民活動団体、企業等がそれぞれの立場でその役割を我が事として認識し、相互に連携しながら、「こどもまんなか社会」に向けて、一体となって取り組むことが必要です。

### ■本計画推進における各主体の役割や責務



### 【家庭】

家庭は、子どもの人格形成が行われる最初の場であり、こども・若者の成長にとって大きな役割を担っています。基本的な生活習慣や社会のルールを身に付け、命を尊び健やかなこども・若者の育ちを支えていく場としての役割を担うと同時に、強いきずなと愛情により、こどもに安心とやすらぎを与える場としての役割が求められます。

### 【地域】

地域は、町内会やまちづくり協議会をはじめとして、子どもの健やかな育ちや子育て家庭を見守り、支える場として重要な役割を担っています。児童虐待や交通事故、非行や犯罪の防止等、子どもの人権と命を守るとともに、世代間交流や保護者同士の交流等、こども・若者や子育て家庭が地域で孤立することがないよう、交流の機会づくり等に積極的に取り組まれることが期待されます。

### **【認定こども園、幼稚園および保育所(園)と学校】**

認定こども園、幼稚園および保育所（園）や学校は、こども・若者の生きる力の育みと確かな学力の向上、豊かな心の育成のための取組が求められます。特に学校は、日常的な指導の中で、児童生徒との信頼関係を築き、家庭や学校生活の中で抱える様々な悩みに寄り添うとともに、問題行動等の未然防止と早期発見・対応を図ることが求められます。また、学校だけで解決することが難しい課題を家庭や地域、その他関係機関等につないでいくことが求められます。さらに、次代の親の育成を見据え、こどもや家庭の大切さを理解できる機会の充実や、子育てと保護者の親育ちへの支援の推進が期待されています。

### **【NPOや市民活動団体】**

こども・若者支援や青少年健全育成等、様々な活動を展開しているNPOや市民活動団体は、身近な相談相手や子育て仲間、先輩として、こども・若者や子育て家庭に寄り添い、応援する役割が期待されています。市や企業、地域との連携を深め、より一層充実した活動の展開が求められます。

### **【企業】**

企業は、子育てや家庭生活と仕事の両立を可能とする重要な役割を担っています。男女がともに仕事をはじめ家庭生活、地域生活をいきいきと送ることが、少子高齢化の日本を元気な社会にすることにもつながり、仕事と生活の調和を図る職場環境づくりが期待されます。また、こども・若者が、それぞれの能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活が送ることができるような社会の実現に向けた体験の機会を創出し、こども・若者の社会参画の促進に向けた取組が求められます。

### **【中間支援組織】**

中間支援組織は、草津市協働のまちづくり条例に基づき指定され、まちづくりの活性化のために必要な支援を行うとともに、市民と市民または市民と市の間に立って協働によるまちづくりを推進する組織としての役割を担っています。地域において活動されている団体等との橋渡しによって、こども・若者が様々な体験活動や居場所につながるきっかけや、交流の機会づくり等につながることが期待されます。

### **【市】**

市は、計画の推進主体として、本計画における施策・事業、施設整備等を包括的・計画的に取り組む役割を担っています。施策を検討、実施するに当たっては、大人だけではなく、こども・若者の意見を尊重しながら、誰もが生きがいを持ち、心身ともに健やかで幸せ（ウェルビーイング）に暮らせるまちを目指していく必要があります。また、市民や企業・団体等との連携や協働における各主体の活動支援を図りながら、本計画を着実に実行していきます。

## 2 推進体制

### (1) 推進体制の整備

本計画の推進にあたっては、「こどもまんなか社会」を目指して、多分野にわたる総合的な取組が必要となるため、国・県および、近隣市町の関係部局や庁内の関係各課との連携・調整を図り、施策の推進に努めます。

また、本市の全ての職員がこども・若者やその家庭の状況に配慮し、各自の職務を遂行することができるよう、職員のこども・若者支援に関する知識と意識を高めるとともに、仕事と家庭・地域生活の調和が図れるモデル職場としての環境づくりを進めます。

### (2) 市民・関係団体との協働による推進

社会全体でこども・若者や子育て家庭を見守り・支援するためには、家庭、地域、認定こども園、幼稚園および保育所（園）と学校、NPOや市民活動団体、企業等が、本計画の理念を共有する必要があり、各主体がこども・若者・子育て支援に主体的に取り組めるよう働きかけます。

また、社会生活を円滑に営む上で困難を有するこども・若者への支援については、滋賀県ひきこもり支援センター、滋賀県地域若者サポートステーション等と協力し、継続的・専門的に支援を行うNPOや市民活動団体との連携を図るなど、多方面からの支援を推進します。

### (3) 広報・啓発による推進

各主体がこども・若者・子育て支援に主体的に取り組めるよう、計画の基本理念や重点取組、施策内容の広報、啓発を進めます。また、支援が必要な人へ適切な情報が届くように、ホームページや広報、パンフレット等を活用し、きめ細かな情報提供に努めるとともに、広く周知していきます。

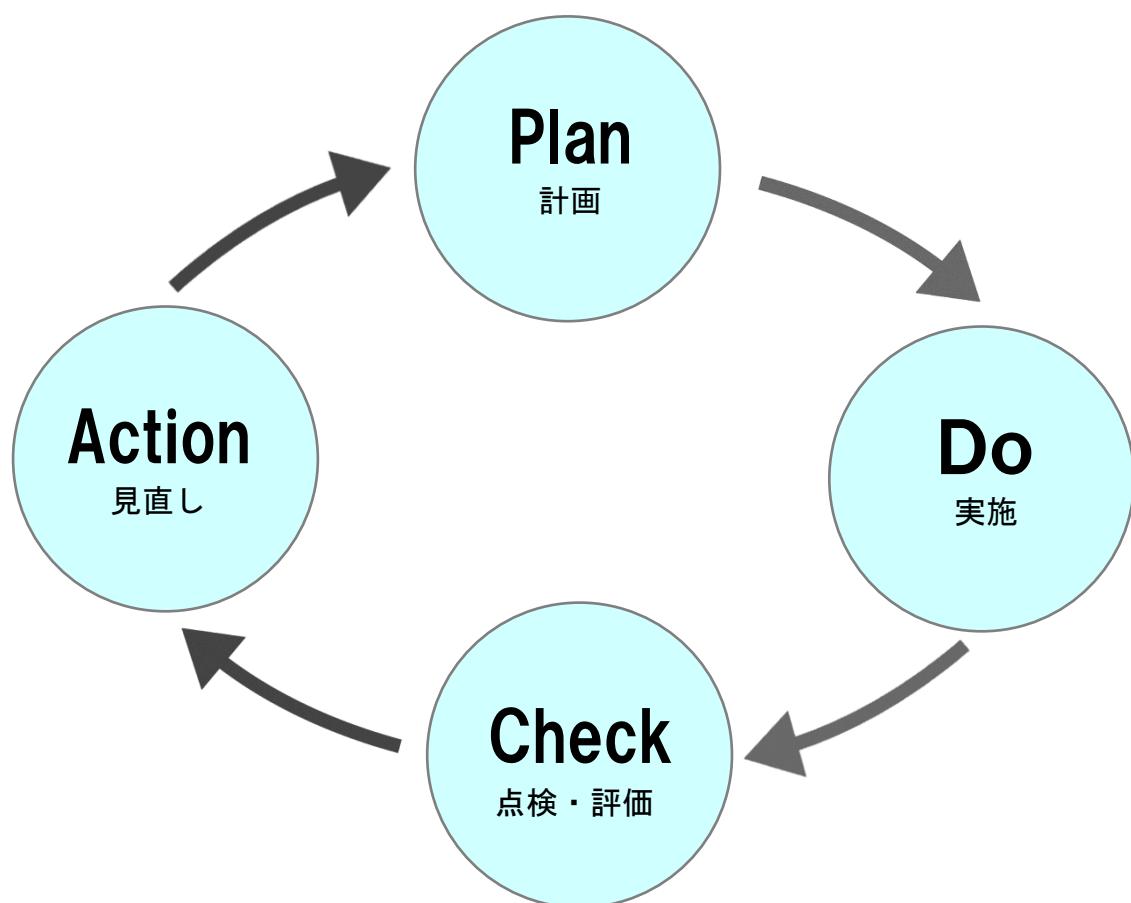
### 3 計画の検証方法と中間年度での見直し

本計画の目標、施策ごとに、施策の方向で示した事業の実施状況について、毎年度、「草津市子ども・子育て会議」で評価を行います。会議では、施策の方向どおりに事業が実施できているのかを評価します。

また、本計画第5章の「子ども・子育て支援法」法定必須記載事項と第6章の重点的な取組については、数値による把握・評価を行い、評価を数値化することで、どの目標・施策の進捗状況が遅れているかなどを明確にするとともに、その理由や事業の実施に伴う課題について、改善や見直しを行います。

また、人口の推移や「子ども・子育て支援法」で定める「就学前の教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」は、ニーズの変化、事業の進捗状況、国制度の状況等を踏まえ、国の基本指針に基づき、中間年度である令和9年度を目途に、量の見込みと確保方策について見直しを行います。

#### ■計画の進行管理のイメージ



## 資料編

### 1 「草津市子ども・子育て会議」委員名簿

氏名	所属団体等	備考
神部 純一	滋賀大学	委員長
佐々木 昭道	草津市私立幼稚園代表	副委員長
浅野 謙一	草津市民生委員児童委員協議会	
石井 秀樹	草津市校長会	
薄田 正子	草津市まちづくり協議会連合会	
宇野 満壽美	公募委員	
奥井 さよ子	草津市青少年育成市民会議	
左嵩 桂子	草津商工会議所	
杉江 紀子	草津市母子福祉のぞみ会	
高尾 宗宏	草津市児童育成クラブ指定管理者会	
土田 美世子	龍谷大学	
中島 由里子	特定非営利活動法人草津手をつなぐ育成会	
永田 隆信	草津・栗東地区労働者福祉協議会	
藤田 健一郎	公募委員	
丸山 有理	滋賀県中央子ども家庭相談センター	
八木 恭子	公募委員	
保田 忠代	草津市同和教育推進協議会	
柳澤 誓子	公募委員	
山崎 亮	草津市認可保育園連盟	
横江 保彦	一般社団法人草津栗東医師会	

(答申時点、敬称略、順不同)

## 2 「草津市子ども・子育て会議」における検討経過

開催日時		主な議題
令和5年 8月29日	令和5年度 第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二期草津市子ども・子育て支援事業計画および草津市子ども・若者計画の令和4年度実績と令和5年度実施予定について</li> <li>・国の動向および市のことども施策について</li> </ul>
令和6年 1月12日	令和5年度 第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども大綱の概要について</li> <li>・(仮称) 草津市こども計画の策定について</li> <li>・アンケート調査、ニーズ調査、団体アンケートについて</li> </ul>
令和6年 3月28日	令和5年度 第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育施設の利用定員設定について</li> <li>・令和5年度子育てしやすいまちづくりアンケートの結果について（報告）</li> <li>・令和6年度こども・子育て関係予算の概要について（報告）</li> </ul>
令和6年 7月4日	令和6年度 第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二期草津市子ども・子育て支援事業計画の重点的な取組における令和5年度実績について</li> <li>・(仮称) 草津市こども計画の策定について（諮問）</li> <li>・(仮称) 草津市こども計画の策定方針について</li> <li>・第二期草津市子ども・子育て支援事業計画および草津市子ども・若者計画の総括評価について</li> <li>・(仮称) 草津市こども計画に関するニーズ調査の結果について（報告）</li> <li>・「子ども・若者の意見を聞く機会アンケート」の調査結果について（報告）</li> <li>・「子どもの貧困に関する支援者アンケート」の調査結果について（報告）</li> <li>・(仮称) 草津市こども計画の構成について</li> </ul>
令和6年 8月9日	令和6年度 第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称) 草津市こども計画の骨子案について</li> <li>・第1章 計画の策定にあたって、第2章 こども・若者・子育て家庭を取り巻く状況、課題と方向性、施策体系の整理にあたっての考え方</li> <li>・居場所についてのアンケートの結果について（報告）</li> </ul>
令和6年 9月13日	令和6年度 第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称) 草津市こども計画の中間まとめ案について</li> <li>・「こども」の定義・表記と計画の名称案について、第3章 計画の基本的な考え方、第4章 こども・若者、子育て支援に関する施策の展開、第6章 重点的な取組、第7章 計画の推進に向けて</li> </ul>
令和6年 11月25日	令和6年度 第4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・草津市こども・若者計画（案） 前回会議からの変更点</li> <li>・第5章「子ども・子育て支援法」法定必須記載事項</li> <li>・第6章 重点的な取組の目標値</li> <li>・草津市こども・若者計画の答申案について</li> </ul>
令和6年 12月13日	答申	<ul style="list-style-type: none"> <li>・草津市こども・若者計画について（答申）</li> </ul>

作成中